

# 經濟産業省



表 14 - 4 経済産業省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表 14 - 4 - 新規施策を対象として事前評価した政策

施策名	産業人材																					
<p>施策の概要</p>	<p>人口減少社会に突入する中で、産業界、教育界、地域社会、さらには国外も含めて、優秀な人材を育て活かしていくための環境整備を進め、イノベーションを生み出す人材を多く輩出し、就業者一人当たりの生産性向上を図る。</p>																					
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（総合的評価）</b>                      平成 19 年度より、産業人材施策については、従来の若年者の雇用促進を中心とした「(人材の)量」に対する政策アプローチから、人材の育成やそのために必要な社会構造への対策など「(人材の)質(=生産性の向上)」に対する政策アプローチへと転換を図り、各種の取組の結果、地域の人材育成ネットワークの構築や学生に対する早期からの職業観・勤労観の涵養等で一定の成果をあげている。平成 20 年度では、産業界をはじめとした実社会で求められる人材を育成し、その能力を最大限に発揮できる環境を整備するための施策に重点化するとともに、その自律化を目指す。また、新たに国内にとどまらないグローバルな視野での人材施策に取り組んでいるところである。平成 21 年度においては、これらの方向性を継続していくとともに、新たに地域の産業政策と一体となった人材育成を一層推進していくことが必要である。</p> <p><b>（必要性）</b>                      我が国が人口減少社会に突入し、「労働」と「資本」の量的な伸びに限界が見られる中で、持続的な経済成長を実現するためには、我が国産業競争力の基盤である産業人材の一人ひとりの質的な向上が不可欠である。しかしながら、経済・社会環境の急速な変化、社会で求められる能力の変化、個人の学び方・働き方の変化等に伴い、企業、学校、地域・家庭など、様々な点でその変化に対応しきれておらず、既存の人材育成・活用システムに限界が見られている。こうした課題は、企業、学校、地域、家庭、個人、さらには海外の人材といった、多様なステークホルダーが関与しており、課題の克服に向けて行動するに当たっては、互いに密接に連携をとりながら、新しい仕組みや、規律を築いていくことが不可欠である。さらに、国際的な競争の激化を踏まえるならば、このような取組を迅速に進めることが必要であることから、その初期段階において、行政が関与し、産業界と学校側との円滑なコミュニケーションと協働関係の確立をはじめ、多様なステークホルダーに課題の明確な認識と克服に向けた行動を促し、社会全体での人材育成が自律的に進んでいくよう、大きな方向付けを与える政策的な仕組みを整備することが必要である。</p> <p><b>（効率性）</b>                      施策目標を達成するためには、①企業、大学、個人、留学生といったそれぞれのステークホルダー自身に変化を促すとともに、②企業や大学の関係が典型的であるように、相互に問題意識を共有し新たな関係を構築していくよう促していくことが必要で、両者の効果をもたらす施策を同時に展開していくことが肝要である。</p> <p>このような考え方のもと、①の観点からは、企業に対しての人材マネジメントのあり方の提案や産学連携による留学生向け実践教育の導入を行うとともに、②の観点からは産学連携人材育成事業等を行っており、両者の相乗効果によって、社会全体で自律的に必要な産業人材を生み出していくための仕組みが確立するものと期待されることから、施策効果は高いものと考えられる。</p> <p><b>（有効性）</b>                      本施策については、最終的に地域や産業界等による自律的かつ持続的な人材育成・確保の仕組みが構築されることを目標としており、施策の初期段階のランニングコストのみ国が拠出することとしている。期限を区切らずに継続的な支援を行った場合に比べて、支援対象が初期段階から、国の支援が終了した後を念頭において長期的な視野に立った事業運営を図るため、初期段階のみの限られたランニングコスト負担に対して、国からの支援終了後も長期にわたる施策効果が見込める。</p> <p>さらに、施策における各事業の実施においても、効率的な執行を行い、少ない予算で最大限の効果発揮を目指している。例えば、産学連携人材育成事業については、まず産学間の対話が行われ、そこでの検討成果を事業採択要件に反映する計画であり、事業に求める要件を厳密にすることで、より効率的、効果的な事業採択を狙っている。また関係省庁と連携して事業展開していくことによって、行政内部においても産学連携の人材育成事業に関しての効率性向上を狙っている。</p> <p><b>（反映の方向性）</b>                      「産学連携による留学生向け実践的教育事業」について引き続き要求するとともに、「産学連携人材育成事業」は、非製造業の人材育成を重点化するべく、平成 20 年度までの事業の見直しを実施。                      また、地域の産業政策と一体となった人材育成・雇用のミスマッチの解消支援。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 2011 1465 2132"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世界から</td> <td>①</td> <td>人</td> <td>5264</td> <td>5878</td> <td>8272</td> <td>10262</td> <td>11000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17 年度	18 年度	19 年度	世界から	①	人	5264	5878	8272	10262	11000	
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
		17 年度	18 年度	19 年度																		
世界から	①	人	5264	5878	8272	10262	11000															

優秀な留学生が集まる魅力的な環境を創出する	留学生及び就学生からの日本企業への就職者数		16年度				21年度	
学校教育が経済社会のニーズにしている度合	② IMD国際競争力調査(60カ国中)	位	58 16年度	56	49			

**政策評価の結果の政策への反映状況**

- ・ 「産学連携による留学生向け実践的教育事業」について引き続き実施。
- ・ 「産学連携人材育成事業」は、非製造業の人材育成を重点化するべく、平成 20 年度までの事業の見直しを実施。
- ・ 平成 20 年度補正予算において、雇用情勢の悪化に対応するべく、地域連携型雇用情報提供事業、中小企業若年者雇用環境整備推進事業、ジョブカフェ地域ネットワーク強化事業をそれぞれ実施。

(平成 21 年度予算:55.3 億円【平成 20 年度予算:87.1 億円】) ※再掲事業は除く

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年6月 27 日	(成長戦略実行プログラム) 2. グローバル戦略 ③ 国際的な人材強化 B 教育の国際化 (イ) 留学生の就職支援・受入れ環境づくり ④ アジア等の優秀な留学生の我が国産業界での活躍を促進する「アジア人財資金構想」を推進
『留学生 30 万人計画』骨子	平成 20 年7月 29 日	5. 卒業・修了後の社会の受入れの推進 ～社会のグローバル化～ ① 大学等の専門的な組織の設置などを通じた留学生の就職支援の取組の強化。	
経済成長戦略大綱改定	平成 20 年6月 27 日	第5. 生産性向上型の5つの制度インフラ 1. ヒト:「人財立国」の実現 (2)産学連携による人材育成の強化 ③ 産学双方向の対話と行動の実現 …「産学人材育成パートナーシップ」に…基づき、産学連携によるモデルプログラムの開発やインターンシップの推進など、産学双方の具体的な行動につなげる。	

<b>施策名</b>	<b>技術革新の促進・環境整備</b>
<b>施策の概要</b>	<p>産学官一体となった知識の融合、先端的・革新的な研究開発とその事業化や人材育成など、イノベーションのタネを生み出し、育て、広めていくために必要となる環境整備を行い、我が国が世界最高のイノベーションセンターとして、研究開発と市場との間でイノベーションが連続的に生み出される好循環を構築することにより、我が国の競争力の強化、新産業創出、経済成長、国民生活の向上に貢献するとともに、地球規模の制約の克服等中長期的課題の解決を図る。</p>
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  人口減少社会の到来や資源獲得競争の激化、地球温暖化問題などの制約要因を抱えている中であっても、今後も、我が国が中長期にわたる経済成長を達成するため、イノベーションの加速化により、成長力、競争力を強化し、社会変革をもたらす、国民が経済フロンティアの拡大を実感できるようにしていくことが不可欠。我が国において、連続的にイノベーションのタネを生み出し、育て、広めていくことができるよう、①国が行う研究開発によるイノベーションの創出の促進、②研究開発の成果を国民生活や経済活動の変革に直結させるための環境整備、③企業や業種等の壁を越えた共同研究開発等によるオープンイノベーションを促進するための環境整備、④産学官連携の促進による地域発イノベーションの創出の促進といった目標の達成に向け、今後とも各種施策を推進していくことが必要である。</p> <p><b>(必要性)</b>  我が国経済は、人口減少と高齢化、国際競争の激化、エネルギー・環境制約など、大きな環境変化に直面しており、その克服のためには、絶えざるイノベーションにより付加価値の高い産業活動・経済活動を創出し、質の高い雇用機会を実現し、世界で受容される価値を発信するなど、経済・社会システムの変革と再構築が必要である。</p> <p>しかしながら、イノベーションの創出の源である技術開発やそのための人材育成等には、まとまった規模の投資を要するとともに、リスクも高い。さらに外部性(スピルオーバー等の社会的便益、安全・環境等の社会的有用性等)も存在するため、単に市場原理に基づく投資のみでは、社会的に見て技術開発は過小投資に陥りやすい。こうした過小投資に対し、国が関与することにより、外部性、不確実性(高リスク)に対応しつつ、効率的かつ的確な投資行動を促進することが必要となる。</p> <p>国内外の技術革新に関する調査や議論によると、産官学における各プレイヤーがそれぞれ融合・連携することで社会に点在する知識(科学や技術、市場に関する情報等)が活用され、技術革新が発生・促進されると指摘されている。特に近年においては、研究開発環境の変化(技術の高度化・複雑化や異分野融合、製品ライフサイクルの短縮化への対応の必要性等)により、産学官間、企業間、大学(学部)間の連携・融合の重要性が増加している。一方、米国等に比べて連携・融合の取組み、外部リソースの活用、ネットワーク形成等は進んでいないといわれている。このため、行政がこうした動きを支援・促進させることが必要である。</p> <p>また、新技術の社会での利用・導入を促進するためには、規制の見直し、標準の策定等の環境整備を一体的に行うことが必要となる場合があるため、行政の関与が不可欠となる。</p> <p><b>(効率性)</b>  国内外の技術動向に対する調査機能の充実、産学官の知見を結集した「技術戦略マップ」を踏まえた研究開発投資の実施、中間・事後・追跡の技術評価と施策見直しへの反映という一連のスキームの確立により、不必要な技術領域・課題への投資を抑制することが可能となり、より効率的な実施が実現される。また、技術戦略マップ等に基づき定められた戦略的重点領域に対して、国主導による研究開発プログラム等の予算事業と制度改正や標準化等と一体的に実施することにより、戦略的重点領域における研究開発等の成果が効率的に創出されると同時に、民間における研究開発等の不確実性や負担等が減少し、実用化が加速されるなどの相乗的な施策効果が期待され、一定の予算額の投入に対して効率的な実施が可能である。さらに、これらの成果の創出に留まらず、異分野の知識、情報・技術等の融合の促進及びその場の形成・整備、高度な研究者・技術者の人材育成と併せて図ることにより、民間部門を中心とする我が国全体のイノベーション・システムが構築される面への貢献も十分に期待される。</p> <p><b>(有効性)</b>  高効率な革新型太陽電池や、火力発電や製鉄プロセスの大幅なCO2削減につながるCCS(二酸化炭素回収・貯留)など、我が国が有する優れた技術及び技術開発能力を発揮し、革新的な技術(構造・素材やシステム等の点で既存技術やその延長線上にある技術を超えた革新性を持ち、大幅な温室効果ガスの削減に寄与する革新的な技術)の開発促進することにより、低炭素社会の実現に寄与するものであり、大きな効果が期待される。</p> <p>また、本施策の実施により、これまで、必ずしも研究成果が市場に円滑につながらず、また、研究の場においても市場からのニーズを捉えられていなかった状況を打破し、多様な知識の融合による革新的イノベーションの創出が促進され、産学官協働等による研究開発の成果がより効率的かつ効果的に市場、そして経済成長に結びつくことが期待される。これは、研究と市場の間における大学、公的研究機関、産業界、政府の双方向の連携の下、科学に遡った研究や異分野の融合により、研究開発の成果を迅速に市場化につなげる仕組みの構築を目指す「イノベーション・スーパー・ハイウェイ構想」を具体化するものであり、中長期的にイノベーションが連続的に創出される好循環の実現に寄与し、大きな施策効果が期待される。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>  ○ 平成20年3月に、従来の研究開発プログラムをイノベーションプログラムとして大胆に見直し・大括り化</p>

を行い(17分野→7分野)、技術戦略マップを踏まえた研究開発プロジェクトの企画立案、NEDO交付金を活用した効果的かつ効率的なプロジェクトの実施を図る。

(※)イノベーションプログラムの7分野:IT、ナノテク・部材、ロボット・新機械、環境安心、健康安心、航空機・宇宙産業、エネルギー

- 世界最先端の環境力、技術力など日本の強みを活用し、低炭素社会・安心社会の実現に向けた「先駆的な社会システム」のモデルを地域ぐるみで実証する取組を支援し、併せて海外展開を促進する、地域発新社会システム実証プロジェクトを実施する。
- イノベーション実用化助成事業について、実用化につながる研究開発への支援の効率・効果を向上させるための懸賞金型の補助金制度を創設する。
- 産業技術研究開発委託費について、公的研究機関と中小・ベンチャー企業の共同研究により中小・ベンチャーが開発した革新的な製品の実証し、公的機関への調達を促進する中で、その対象となる機器を広げるとともに、平成21年度は、これまで本事業で培った実証・試作支援のノウハウを活用し、企業や商工会議所、公設試等からの相談を受け付け、共同研究を行う「シャトルサービス事業」を実施する。
- 産学連携による人材育成プログラムの開発等を支援する産学連携人材育成事業を実施する。
- 重要技術が俯瞰することができる技術戦略マップをWEB上に書き込み可能な形で適切に開放し、ニーズとシーズを繋げる場を実現する。
- TLO等の産学連携機関が行う産学双方向の連携強化を支援する事業や、大学と企業が共同して実施する実用化研究開発を支援する事業等からなる、地域イノベーション協創プログラムを着実に推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

(1) 国が行う研究開発によるイノベーションの創出の促進

指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値(H22年度)
第三期科学技術基本計画における重点推進4分野等に対し措置されている国の研究開発投資の額の推移	-	-	-	17,761億円	16,998億円	

(2) 研究開発の成果を国民生活や経済活動の変革に直結させるための環境整備

指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値
全要素生産性(TFP)の伸び率※1	(0.7%) (H14FY)	-	-	-	-	-
研究開発費(我が国の産学官合計)※2	168,042億円	169,376億円	178,452億円	184,361億円	-	-
NEDOにおける ①査読済論文発表数 ②国内外特許数 ③中核人材育成 ※②の○内は国外特許で外数	① 81 ② 775 (238) ③ 860	① 321 ② 1508 (554) ③ 1002	① 333 ② 1492 (554) ③ 1329	① 367 ② 1324 (530) ③ 1449	① 217 ② 920 (303) ③ 1074	① 1000 ② 5000(1000) ③ 約 5000人 (平成19年度までの累積)
産総研における ①論文発表数 ②特許実施数	-	-	① 5028 ② 640	① 4858 ② 638	① 4569 ② 745	① 5000/年度 ② 実施契約件数 600/年度(毎年度)

(出典)※1:JIPデータベース2006(RIETI) ※2:総務省「科学技術研究調査報告書」

(3) 企業や業種等の壁を越えた行動研究開発等によるオープンイノベーションを促進するための環境整備

指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値
鉱工業技術研究組合の数の数(※)	- (28)	- (31)	- (31)	34 (26)	34 (22)	-
国内の研究開発従業者に対する融合の場の認知度	-	-	-	-	-	5%(H19年度) 30%(H27年度)

※ 括弧内は経済産業省所管組合の数

(4) 産学官連携の促進による地域発イノベーションの創出の促進

指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値
TLOのロイヤリティ収入(※)	5.3億円	29.0億円	8.4億円	6.9億円	-	-
TLOのライセンス件数(件)	532	626	769	1,001	-	-
産業界をリードする大学発ベンチャーの創出(数)	1,018	1,265	1,477	1,590	-	-

※平成16年度ロイヤリティ等収入額については、エクイティの売却収入を含む

政策評価の結果の政策への反映状況

○ 平成20年3月に、従来の研究開発プログラムをイノベーションプログラムとして大胆に見直し・大括り化を行い(17分野→7分野)、技術戦略マップを踏まえた研究開発プロジェクトの企画立案、NEDO交付金を活用した効果的かつ効率的なプロジェクトの実施を図る。

(※)イノベーションプログラムの7分野:IT、ナノテク・部材、ロボット・新機械、環境安心、健康安心、航空機・宇宙産業、エネルギー

○ 世界最先端の環境力、技術力など日本の強みを活用し、低炭素社会・安心社会の実現に向けた「先

	<p>駆動的な社会システム」のモデルを地域ぐるみで実証する取組を支援し、併せて海外展開を促進する、地域発新社会システム実証プロジェクトを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ イノベーション実用化助成事業について、実用化につながる研究開発への支援の効率・効果を向上させるための懸賞金型の補助金制度を創設する。</li> <li>○ 産業技術研究開発委託費について、公的研究機関と中小・ベンチャー企業の共同研究により中小・ベンチャーが開発した革新的な製品の実証し、公的機関への調達を促進する中で、その対象となる機器を広げるとともに、平成 21 年度は、これまで本事業で培った実証・試作支援のノウハウを活用し、企業や商工会議所、公設試等からの相談を受け付け、共同研究を行う「シャトルサービス事業」を実施する。</li> </ul> <p>(平成 21 年度予算:51.8 億円【平成 20 年度予算:25.1 億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く</p>
--	--

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<p>&lt; 第三 活力ある経済社会の構築 &gt; (技術革新の加速) まず第一に、他国の追随を許さない技術を持ち続けることを目指す、「革新的技術創造戦略」を展開します。</p> <p>&lt; 第五 「低炭素社会」への転換 &gt; …中長期的には、地球温暖化問題の根本的な解決に向けて、温室効果ガスの排出を究極的にゼロとするような革新的な技術開発を行わなければなりません。このため、「環境エネルギー技術革新計画」を策定し、これらの技術課題の克服に取り組んでまいります。</p>
	第 3 期科学技術基本計画(閣議決定)	平成 18 年 3 月 28 日	<p>2. 第 3 期基本計画における基本姿勢 (P6) 他 「(略)研究開発投資を戦略的運用の強化により一層効果的に行うこと、絶え間なく科学の発展を図り知的・文化的価値を創出するとともに、研究開発の成果をイノベーションを通じて、社会・国民に還元する努力を強化すること、科学技術政策やその成果を分かりやすく説明するなど説明責任を強化することによって国民の理解と支持を得ることを基本とする。(略)科学技術政策の観点からも先にインフラ整備ありきの考え方から、優れた人材を育て活躍させることに着目して投資する考え方に重点を移す。(略)」</p>
	骨太の方針 2008(閣議決定)	平成 20 年 6 月 27 日	<p>第 2 章 成長力の強化 1. 経済成長戦略 III 革新的技術創造戦略 第三は、日本経済の強みである、ものづくりに代表される技術力の維持・発展を図る「革新的技術創造戦略」である。第 3 期科学技術基本計画や研究開発力強化法等を踏まえながら、以下を主な柱とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 革新的技術戦略</li> <li>② 環境・エネルギー技術等のトップランナー構想</li> <li>③ 革新的技術特区(スーパー特区)</li> <li>④ 国家的プロジェクト緊急予算</li> <li>⑤ 検証に基づく重点的な予算配分</li> </ul>

<b>施策名</b>	知的財産の適切な保護
<b>施策の概要</b>	我が国企業等の知的創造活動により生み出された成果(知的財産)が国内外で適切に保護されるよう、我が国企業の模倣品・海賊版被害の低減、我が国企業等が有する営業秘密等の技術情報の適切な管理の促進による技術流出防止、知的財産の権利付与の迅速化に向けた環境を整備する。
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>          我が国経済の持続的な成長を実現するためには、絶えずイノベーションを促進するとともに、その成果を適切に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することが重要である。知的財産の適切な保護を実現していくため、模倣品・海賊版対策強化事業として実態調査や環境整備等を実施し、その成果などを活用して侵害発生国・地域政府への制度・運用改善要求、執行機関の能力強化支援等を行い、我が国企業の模倣品・海賊版被害の低減を図ってきている。これらの取組により、中国等においては取組強化、制度・運用の両面における改善などの成果がみられるところであるが、我が国企業の模倣品・海賊版被害は未だ深刻であり、今後も着実に知的財産の適切な保護環境整備に向けた施策を推進していくことが必要である。更に、我が国産業の国際競争力を強化する観点から、産業活動の源泉とも言うべき技術情報等の適切な保護や知的財産の早期権利化ができる環境を整備することが必要である。</p> <p><b>(必要性)</b>          中国をはじめとする海外市場における模倣品・海賊版の氾濫は、企業の適正な国際競争をゆがめ、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させてしまう。また、「意図せざる技術流出」の発生は、海外企業の技術のキャッチアップの加速化による競争力の喪失、技術の適正な対価の受け取り機会の喪失による収益の低下等が懸念される。こうした課題に対し、我が国が他国の追随を許さない国際競争力を保ち続けるためには、知的財産の創造・活用を念頭におきつつ、適切に保護することが必要である。更に、我が国産業の国際競争力を強化する観点からは、産業活動の源泉とも言うべき知的財産、とりわけ発明を早期に権利化するための環境を整備することが必要である。</p> <p><b>(効率性)</b>          特許庁が実施した調査において平成18年の模倣品の被害額を回答した416社の総額は1,514億円にものぼっているが、本施策の成果を活用した侵害発生国政府機関への制度・運用改善要請や侵害発生国の取締機関等の執行能力の強化により、模倣品被害率等が改善するとともに、模倣品・海賊版被害額も減少することが予想され、我が国企業にとっても相当程度の市場効果が期待できることから、投入コストに比して効率性が高い施策と考えられる。更に普及啓発活動による企業等における適切な技術情報の管理の促進、エンフォースメント支援体制の強化等の取組、先行技術調査の外注拡大による効率的な審査体制の整備等の取組が合わさることにより、施策の目標達成に大きく寄与するものである。</p> <p><b>(有効性)</b>          模倣品被害企業の約7割が模倣品の製造国・地域として中国(香港を含む。)を挙げている(平成18年データ。平成20年4月特許庁報告書。)ところであるが、この最大の模倣品・海賊版製造国である中国政府に対しては、これまで再三の制度・運用改善要請、中国執行機関の能力強化支援を行ってきた。近年、中国政府は知的財産保護を重視する政策を打ち出しており、我が国が要請してきた法制度、運用面の改善等にも取り組まれてきているところであり、我が国企業の知的財産の適切な保護、適正な利益の確保の観点から本施策の効果は大きい。          また、技術流出対策として、現状として、35%以上の製造関係企業が技術流出があったと回答しており、(平成18年12月経済産業省アンケート調査)本施策における技術情報の適切な保護のための制度を整備することは、企業における自主的な管理の取組とあいまって、営業秘密の意図せざる流出を防止する効果が期待できる。          知的財産の権利付与の迅速化に関しては、着実に取組が実施されていることから、引き続き、利用者の知的財産の早期の権利化に貢献することが期待できる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国政府に対し、要請と協力について協議する官民合同ミッションを引き続き派遣し、模倣被害報告が世界全体に拡大していることから、今後被害の拡大が見込まれる東南アジア、インド・中東・中南米等の国・地域での対策を強化する。また、「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)(仮称)」構想について、G8北海道洞爺湖サミットにおいて、早期妥結に向け交渉を加速することが首脳宣言に盛り込まれたことを踏まえ、実現に向けた取組についても推進する。</li> <li>・ 海外における海賊版対策の調査、エンフォースメント支援等に関し、従来のパッケージに加えオンライン上違法サイト対策を強化するとともに、アジア地域コンテンツ産業分野の相互理解・協力関係の強化を目指し、フォーラムにおける交流分野の拡大等を図る。</li> <li>・ 技術流出防止について、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討してきたところであり、企業等の技術情報の法的保護の在り方について検討を引き続き行う。</li> <li>・ 知的財産の権利付与の迅速化について、平成20年10月を目途に現行の早期審査よりも早い審査を行うスーパー早期審査制度の施行を開始するなど、多様な出願人のニーズに対応しながら、審査の一層の迅速化を推進する。</li> </ul>



【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				H17年度	H18年度	H19年度		
国内外での模倣品・海賊版被害の製造・流通の低減	模倣被害率	%		22.0%	23.0%	調査中		日本企業の模倣被害率(被害企業数/回答企業)は、連続してデータが収集されており、施策の効果を測る指標となる。
	知的財産侵害品輸入差止件数	件数		13,467件	19,591件	22,621件		
	国内における知的財産侵害品取締件数	件数		492件	493件	441件		
	海外における日本製コンテンツの摘発件数	件数		1,148件	2,250件	2,041件		
我が国企業が有する営業秘密等の保護・技術情報の流出防止	技術流出被害率	%			35.8%			企業等における技術流出防止への取組としてまずは秘密保持契約等が締結されていることが重要。
	秘密保持契約等の締結状況 上段:在職中、下段:退職時	%			70.1% 73.1%			
知的財産の権利付与の迅速化	特許審査順番待ち期間	月数		25.7ヶ月	26.7ヶ月	28.3ヶ月	11ヶ月(H25)	我が国産業の国際競争力を強化する観点からは、知的財産を早期に権利化するための環境を整備することが必要。
	意匠審査順番待ち期間	月数		6.9ヶ月	6.9ヶ月	7.2ヶ月		
	商標審査順番待ち期間	月数		6.2ヶ月	6.1ヶ月	6.9ヶ月		

政策評価の結果の政策への反映状況

**予算要求**  
 海外市場における模倣品・海賊版の氾濫は、企業の適正な国際競争をゆがめ、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させてしまう。我が国企業等の知的財産が国内外で適切に保護される環境整備の充実を図るため、引き続き侵害実態調査、制度調査等の事業を行う予定であり、必要な経費について前年度の約1割増として概算要求した。  
 (平成21年度予算:372百万円【平成20年度予算:359百万円】)  
**機構・定員要求**  
 知的財産の権利付与の迅速化に関して、審査体制の強化を図るべく必要な定員を要求した。(定員要求:47名)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第154回通常国会 小泉総理施政方針演説	平成14年2月4日	「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする。」ことを宣言。
知的財産推進計画2008(知的財産戦略本部決定)	平成20年6月18日	知的財産推進計画においては、知的財産保護の強化、模倣品対策強化に向け、国内外で我が国企業や消費者を模倣品・海賊版による被害から守り、抑止力の向上を図るため、官民挙げて強力かつ効果的な対策を講ずることが求められているとともに、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適切な管理のためにグローバル化・情報化の進展による技術流出リスクに対応するための行動計画が定められている。
経済成長戦略大綱	平成20年6月27日改定	2007年現在約27ヶ月の審査順番待ち期間を2013年に11ヶ月に短縮し、最終的にゼロとする目標の達成に向け、引き続き必要な審査官の確保や先行技術調査の外注拡大等の取組を強化するとともに、出願人の多様なニーズに柔軟に対応しながら、特許審査の一層の迅速化を推進する。 模倣品・海賊版の拡散を防止するため、昨

		<p>年 10 月以来「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA) 構想の実現に向けた協議を知的財産保護に関心の高い関係国と進めており、引き続き議論をリードするとともに、当該構想の早期実現にむけた取組を加速する。また、侵害発生国に対し、官民一体となって取締り強化の要請及び執行能力の向上に資する強力を行うとともに、侵害発生国や主要先進国の取締り執行機関関係当局との連携を強化する。</p> <p>意図せざる技術流出を防止するため、特許出願しない技術の的確な管理、技術系人材の流出防止など、企業の技術管理の強化を促すとともに、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討し、グローバル化・情報化の進展による技術流出リスクの増大に対応した所要の措置を行う。</p>
--	--	---

<b>施策名</b>	工業標準・知的基盤の整備
<b>施策の概要</b>	<p>我が国の基準認証制度の基礎となっている工業標準の整備、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進し、我が国の研究開発成果の国際的な普及や、環境・福祉など社会ニーズに的確に対応した製品の普及を図り、産業競争力を強化するとともに、安全・安心な社会を構築する。</p>
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>          平成 20 年度は、「国際標準化戦略目標」(平成 18 年 11 月)の達成に向け、昨年策定した「国際標準化戦略アクションプラン」を着実に実施し、国際標準化活動を戦略的に推進するとともに、欧米並みの幹事引受の実現等に向け、国内人材育成等基盤体制強化事業を拡充した。しかし、いまだ現状においては、現在の我が国の国際標準化の取組・働きかけは必ずしも我が国の経済力に見合ったものとは言えず。また、計量標準についても国際競争を勝ち抜ける事業環境・技術力の確保や社会ニーズへの対応の必要性が高まるなど、施策目標の達成に向けてなお一層の努力が必要な状況となっている。こうした現状を踏まえ、平成 21 年度も本施策について見直しを行いつつ継続することが必要である。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>① 工業標準          標準は、互換性の確保、品質の確保等を通して我が国産業の効率性の向上及び国際競争力の強化をもたらす極めて有効な手段である。しかしながら、標準は知的財産と異なり、それ自体が公共財的なものであり、特に標準と民間の経営戦略が一致したものについては民間主体で標準化が推進される場合もあるけれども、環境、高齢者・障害者対応、製品安全等、社会的ニーズが高い分野を含め、民間の利益に直接結びつかない等、民間主体での標準化が進まないものについて、国が幅広い国内外の利害関係者との調整を行うこと等を通じて標準化を推進する必要がある。</p> <p>② 知的基盤          研究開発活動を始めとする知的創造活動の成果は知的資産として蓄積され、それが新たな研究開発や知的創造につながる。しかし、単に知的資産として蓄積されるのみでは、社会全体での新たな研究開発や活動にはつながらない。したがって、研究開発成果の経済社会全体での活用を円滑にし、研究開発活動のみならず広く経済社会活動を安定的かつ効果的に支えていくためには、「知的基盤」として、蓄積された知的資産が体系化され、広く供用可能とされていることが必要である。          また、計量制度は、暦や貨幣制度と同様に、社会の基盤的制度である。したがって、経済・社会のニーズの変化に合わせて、民間の能力を活用しつつ必要に応じ適切に制度の見直し等を行いながら、行政が責任を持つて的確かつ効率的に制度を運用していくことが適当である。</p> <p><b>(効率性)</b></p> <p>① 工業標準          工業標準の整備、国際標準化の戦略的取組に関する施策は規格作成に必要なデータの取得等最低限のコストで、目に見える形で成果が現れる極めて効率性の高い施策である。</p> <p>② 知的基盤          戦略的な計量標準の整備に関する施策により、臨床検査・食品安全・環境などの分野で新たな規制等に係る標準物質への対応が急務となっている状況下で、限られた資源のもとで、的確で効率的に対応することが可能となる。</p> <p><b>(有効性)</b>          産業競争力の強化、安全・安心な社会の構築における品質・信頼の確保のため、工業標準・知的基盤の整備に関する施策は以下の点で有効性が高い。</p> <p>① 工業標準          標準化は、互換性の確保、品質の安定、技術の固定化を通じて製品の普及、市場の拡大を可能とする有効なツールであり、戦略的な国際標準化活動は市場獲得に結びつく。また、少子高齢化、安全・安心への関心の高まりなどの社会ニーズに対応した消費者保護、高齢者・障害者配慮、環境問題への対応等の公共福祉分野等の標準化については、民間の利益に結びつきにくく、民間主体では進まないため、国主導で産業界と連携して標準化を進め、公共調達で規格を採用すること等により、高齢者・障害者にとってアクセシビリティが高く、安全・安心な社会基盤の供給が可能となる。</p> <p>② 知的基盤          知的基盤への投資自体は利潤を生む性格のものではないが、知的基盤の重点分野において、各々専門とする民間の能力を活用、又は研究開発マネジメント・コーディネート機能の高い独立行政法人を活用し産学官連携で研究開発を行うことで、知的基盤の整備を加速的に推進し、知的創造活動により創出された成果を効果的、効率的に体系化、組織化し広く供用することが可能となる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際標準化への取組を加速するため、社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業を新規要求。</li> <li>海外の優れた標準化人材の能力・スキルを国際会議等の場で活用すべく、国際人材活用型国際標準化推進事業を新規要求。</li> <li>公的機関と民間企業等の各々の強みを連携した国際標準提案を支援するために、国際標準共同研究開発事業を新規要求。</li> <li>法定計量国際化機関勧告審議調査等委託費及び計量法の執行に係る情報収集・調査事業については、法定計量関連調査事業として一本化。</li> </ul>

- ・ 研究開発と標準化の一体的推進及びNEDO研究開発成果のより確実な市場展開や効果的な活用を加速するため、国際標準提案型研究事業を新規要求。
- ・ 計量トレーサビリティの一層の普及・確保のため、生産現場においてリアルタイムに校正が可能となる技術開発や1つの標準物質を用いて多数の物質が校正可能とする研究開発について新規要求。
- ・ 独立行政法人製品評価技術基盤機構の第2期中期計画を踏まえ、製品安全分野（経年劣化対策）の業務を実施する体制整備に対応するため、「独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金」等を拡充要求。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				15～17 年平均	16～18 年平均	17～19 年平均		
国際標準 提案件数 の倍増	ISO,IC に おける提 案件数		63 (13～15 年平均)	86	94	96	約120 (27年度)	13～15年平均に対し、 提案件数倍増

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
欧米並みの 幹事国 引受数を実 現	ISO,IEC における 国際幹事 引受数			60	63	71	約100 (27年度)	18年2月時点の 欧米並みの件数を目標

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
知的基盤 整備目標	物理標準			232	252	271	334 (22年度)	
	標準物質			225	242	260	314 (22年度)	
	20万分の 1地質図 幅			107	112	115	124 (22年度)	
	生物遺伝 子資源の 提供数	万		3	4	4.7	7 (22年度)	
	ガラス組 成データ	万		25	27	27.5	30 (22年度)	

政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

- ・ 国際標準化への取組を加速するため、社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業を新規計上。
- ・ 海外の優れた標準化人材の能力・スキルを国際会議等の場で活用すべく、国際人材活用型国際標準化推進事業を新規計上。
- ・ 公的機関と民間企業等の各々の強みを連携した国際標準提案を支援するために、国際標準共同研究開発事業を新規計上。
- ・ 法定計量国際化機関勧告審議調査等委託費及び計量法の執行に係る情報収集・調査事業については、法定計量関連調査事業として一本化。
- ・ 研究開発と標準化の一体的推進及びNEDOの研究開発成果のより確実な市場展開や効果的な活用を加速するため、国際標準提案型研究事業を新規計上。
- ・ 計量トレーサビリティの一層の普及・確保のため、生産現場においてリアルタイムに校正が可能となる技術開発や1つの標準物質を用いて多数の物質が校正可能とする研究開発について新規計上。
- ・ 独立行政法人製品評価技術基盤機構が化学物質総合管理、微生物遺伝資源の整備・活用、国際ルールに基づく認定、製品安全の推進等を、法規制等に基づき着実に実施するために必要な経費として「独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金」等を確保。

(平成 21 年度予算:24 億円【平成 20 年度予算:27 億円】)

※再掲事業、共通管理経費、事務費、及び独立行政法人交付金は除く

関係する施政方  
針演説等内閣の

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	Ⅲ 成長可能性拡大戦略－イノベーション等 【具体的手段】

重要政策（主なものの）

		<p>(4)イノベーションの加速          ③知的財産戦略（「知的財産推進計画 2007」）の推進          ・（略）また、国際標準化活動のリーダー育成など「国際標準総合戦略」を着実に実行するとともに、今後重要となる技術分野についての分野別知財戦略を平成 19 年中に策定する。</p>
<p>イノベーション 25</p>	<p>平成 19 年 6 月 1 日</p>	<p>第 5 章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ          1. 社会システムの改革戦略          (1) 早急に取り組むべき課題          1) イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備          ④知的財産戦略・標準化活動の新たな展開          ・標準化活動の国際展開          国際標準化の活動を抜本的に強化する観点から、以下の取組を行う。          - 国際機関や国際会議の場でリーダーシップを取れる人材の計画的な育成を強化。また、産業界や研究機関・大学等において国際標準人材を適切に評価することを促進し、長期間にわたり同一人物が国際標準分野における交渉に携わることができるような方策を検討するとともに、国際標準分野の優れた能力を有するシニア人材等の活用や、国際規格策定に係る人材の育成を促進。          - 日本が強みを有する環境・エネルギー等の分野において、環境管理会計、電気・電子製品に係る環境配慮設計手法、循環資源の利用等、アジア諸国とも連携した標準化活動の国際展開を推進するとともに、「アジア・太平洋標準化イニシアティブ」を策定・推進する等、国際標準化活動におけるアジア・太平洋地域との連携、技術者の人的交流を強化。          - 国費による研究開発の評価を行うための指針等において、研究成果の国際標準化が期待される分野については、国費による研究開発プロジェクトの事前、中間及び事後評価等における評価項目として国際標準化に関する取組を明確に位置付け、研究開発と標準化を一体的に推進。          (2) 中長期的に取り組むべき社会システムの改革          5) 世界に開かれた社会形成          ②国際知的財産戦略・国際標準化活動の推進          さらに、我が国発の国際標準の獲得を推進するため、欧米並みの国際議長・幹事引受と、ISO（国際標準機構）及びIEC（国際電気標準会議）における国際標準の提案件数の倍増を 2015 年までに実現。</p>
<p>国際標準総合戦略</p>	<p>平成 18 年 12 月 6 日</p>	<p>第 1 章 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する          第 2 章 国全体としての国際標準化活動を強化する          第 3 章 国際標準化人材の育成を図る          第 4 章 アジア等の諸外国との連携を強化する          第 5 章 国際標準化のための公正なルール作りに貢献する</p>
<p>知的財産推進計画 2008</p>	<p>平成 20 年 6 月 18 日</p>	<p>重点編          III. 世界的共通課題やアジアの諸問題への取組にリーダーシップを発揮する。          3. 国際標準等世界が協業すべき分野での先導的役割を担う。          本編 第 3 章 知的財産の活用          II. 1. 国際標準化活動を強化する－国際標準</p>

		<p>準総合戦略の実行－</p> <p>(1) 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する</p> <p>(2) 国際標準化活動に対する支援を拡充する</p> <p>(3) 国全体としての国際標準化活動を強化する</p> <p>(4) 国際標準人材の育成を図る</p> <p>(5) アジア等の諸外国との連携を強化する</p> <p>(6) 国際標準に関するルールづくりに貢献する</p> <p>第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり</p> <p>1. デジタルネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する</p> <p>1. (1)</p> <p>③ 家庭内の動画配信ネットワークの基盤の開発・標準化を推進する。</p> <p>④ コンテンツ配信サービスに関する共通基盤技術の標準化を促進する。</p>
<p>経済成長戦略大綱</p>	<p>平成 19 年 5 月 28 日 改定</p>	<p>第1. 国際競争力の強化</p> <p>1. 我が国の国際競争力の強化</p> <p>(1) 科学技術等によるイノベーションを生み出す仕組みの強化</p> <p>併せて、産業活力再生特別措置法・産業技術力強化法等の改正、「知的財産推進計画 2007」、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」(AMARIプラン 2007)、「国際標準総合戦略」、「国際標準化戦略目標」の策定等を踏まえ、これら施策を着実に推進する。</p> <p>第5. 生産性向上型の5つの制度インフラ</p> <p>4. ワザ:技術革新</p> <p>(3) イノベーションを加速化する戦略的な標準化</p> <p>研究成果の市場展開を加速するため、「国際標準総合戦略」に沿って、2015 年までに我が国が欧米諸国に比べても遜色なく国際標準化をリードできるようにする。このため、ISO・IEC におけるデジュール標準の獲得を目指して設定した「国際標準化戦略目標」の達成等に向けて、官民が連携して、経営戦略と研究・知財戦略の一体化した国際標準化を実現するとともに、専門人材の育成など民間企業、研究機関等の国際標準化活動を支援する。</p> <p>また、特に先端分野での研究連携において研究結果の正確な評価・比較に必要となる物差し(計量標準)を、2010 年までに世界最高レベルの質・量とする。このため、国が自ら整備する計量標準(国家計量標準)について、その開発を推進するとともに、適切に需要家に供給するための仕組み作りを行う。</p>
<p>知的財産戦略について－大学等の知的財産活動の推進を中心に－</p>	<p>平成 19 年 5 月 16 日</p>	<p>I. 知的財産を活用したイノベーションの創出</p> <p>4. 国際的な取組を強化する</p> <p>① 平成 18 年 12 月に策定された「国際標準総合戦略」を、平成 19 年度も産学官を挙げて確実に実行する。その中で、ISO、ITU等のデジュール標準化活動の強化を図るとともに、フォーラムやデファクト標準を含む多様な国際標準化スキームの戦略的活用、研究開発・知的財産戦略と一体的な標準化の取組を促進する。また、産業界による国際標準化活動に関するアクション・プランの策定を促す。</p> <p>② 平成 19 年度から、研修や大学での教育を通じた標準化人材の育成を強化する。また、国際標準化活動における国の表彰制度や民間の経験者が活躍できる環境の整備など、産業界や</p>

			各企業等の標準化に係る人材の確保・育成を促す仕組みを強化するとともに、産業界や大学・学会、公的研究機関に対して、国際標準化に取り組む人材を適切に評価・処遇するよう促す。
--	--	--	--

施策名	経営イノベーション・事業化促進																																																																																																	
施策の概要	我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業全体の生産性(ROA)を向上させ、ベンチャー企業の創出と成長を促すための環境整備を行うとともに、イノベーションを創出する新たな仕組みを構築することにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。																																																																																																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>経営資源の効率的活用、ベンチャー企業の創出及び成長促進のための環境整備及びイノベーションを創出する新たな仕組みの構築を行うことにより、我が国経済の新陳代謝能力を高め、経済産業の活性化を図り、中長期的に実質GDP2.2%以上の経済成長の実現を目指す。</p> <p>(必要性)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>我が国の産業競争力向上のためには、経営資源の新陳代謝機能を高め、企業や個人が事業の失敗から早期に再生することや、資源価格の不安定化への対応を図ること等が必要である。</li> <li>我が国産業のイノベーションを促進し、日本経済全体の成長と活性化を図るためには、新しい技術やビジネスモデルを有し、大きなビジネスリスクをとって新規事業に挑戦するベンチャー企業の創出・成長が不可欠である。そのため、ベンチャー企業の事業活動に必要な資金調達・情報提供等の環境整備、支援施策の構築が必要である。</li> <li>金融危機の下、リスクマネーが減少しており、また、国際的な経済構造の変化に我が国が的確に対応するためには、他の事業者の経営資源を有効に活用して新たな付加価値を創出する事業活動(オープン・イノベーション)に対する資金供給が必要となっている。</li> </ol> <p>(効率性)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>産活法では、我が国経済の持続的成長の実現に向け、全業種を対象として、事業者の生産性向上や中小企業の事業再生等を促進するための税制措置等を講じている。</li> <li>ベンチャー企業の創業を促進するためには、アントレプレナーシップ教育の充実、起業後のリスクマネーの供給円滑化、起業や投資に関する情報提供等、あらゆるステージで施策を講じる必要があるが、重要度が高い施策を全国規模で実施することにより効率性を確保している。</li> <li>オープンイノベーションにより新たな付加価値を創出する事業等には、長期間をかけて実用化を目指す、我慢強いリスクマネー(ペイシエント・リスク・マネー)が必要であり、産業投資の対象としては適切と考えられる。また、民間ノウハウを最大限活用することで、効率的な投資を行うことができると考えられる。</li> </ol> <p>(有効性)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成11年に産活法が制定された以降、平成20年3月時点で経済産業省として312件の認定を行い、そのうち計画が終了した231件のうちの209件が生産性を相当程度向上させたと認められる。</li> <li>平成19年9月から平成20年4月まで、起業家や起業支援者等の有識者による「ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会」を計8回実施した。平成21年度の各事業は、本研究会において有識者による検討を経たものであり、いずれも現状の課題に対応する内容を展開しており、有効性は高い。</li> <li>我が国の大企業、中小企業、ベンチャー、大学等には優れた技術や人材がありながら、それらが別々の組織に分散しており、十分に実力を発揮できていない。また、金融危機の結果、イノベーションを支えるリスクマネーが減少しており、これらを有機的に組み合わせる新たな製品やサービスを産み出す事業に対して資金供給等により支援を行うことで、成功事例を創出し、我が国においてオープンイノベーションが自律的に進められることが期待される。</li> </ol> <p>(反映の方向性)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>産活法の認定等を通じ、さらなる生産性向上や地域の早期事業再生の円滑化を図るとともに、事業者の資源生産性の向上を支援するための制度の整備に取り組む。また、海外子会社利益の国内還流のための国際租税制度改革も進める。</li> <li>ベンチャー企業の創業・成長を促進させるため、起業支援ネットワーク環境整備事業及び起業家人材育成事業等を実施するとともに、「女性、若者/シニア起業家支援資金」の継続を要望する。</li> <li>優秀な民間人材を結集する時限的組織として、「株式会社産業革新機構」の体制整備を行い、財投投資勘定により、政府が出資を行う。機構は、民間ノウハウ当該資金を最大限活用し、オープンイノベーションにより新たな付加価値を創出する事業活動に対して資金供給等を行う。</li> </ol> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p>																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>目標値 (H22年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質GDP成長率</td> <td>2.3%</td> <td>2.0%</td> <td>2.4%</td> <td>2.5%</td> <td>1.6%</td> <td>(中長期的に) 2.2%以上</td> </tr> <tr> <td>平均総資産経常利益率(ROA)〔毎年度3月時点〕 財務省法人企業統計(11月公表)</td> <td>2.5%</td> <td>3.5%</td> <td>3.8%</td> <td>3.9%</td> <td>(調査中)</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>開業率(%)</td> <td colspan="2">3.5(平成13～16年平均)</td> <td colspan="2">5.1(平成16～18年平均)</td> <td>(調査中)</td> <td>(増加)</td> </tr> <tr> <td>廃業率(%)</td> <td colspan="2">6.1(平成13～16年平均)</td> <td colspan="2">6.2(平成16～18年平均)</td> <td>(調査中)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>①税法特例利用件数(件)</td> <td>100</td> <td>99</td> <td>70</td> <td>31</td> <td>24</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>②会社法(商法)特例利用件数(件)</td> <td>41</td> <td>50</td> <td>46</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>③投融資利用件数(件)</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>26</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>④エンジェル税制利用件数(直接投資)(件)</td> <td>971</td> <td>300</td> <td>166</td> <td>54</td> <td>113</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤エンジェル税制投資額(直接投資)(百万円)</td> <td>902</td> <td>812</td> <td>921</td> <td>659</td> <td>210</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥新産業創出・活性化融資制度利用件数(件)</td> <td>—</td> <td>58</td> <td>44</td> <td>50</td> <td>34</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦女性・若者/シニア起業家支援資金利用件数(件)</td> <td>6,343</td> <td>6,802</td> <td>11,134</td> <td>11,978</td> <td>12,693</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑧新創業融資制度利用件数(件)</td> <td>6,061</td> <td>6,341</td> <td>7,535</td> <td>9,237</td> <td>14,108</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑨会社登記数(財務省統計データより)</td> <td>95,381</td> <td>101,100</td> <td>103,545</td> <td>115,178</td> <td>101,981</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (H22年度)	実質GDP成長率	2.3%	2.0%	2.4%	2.5%	1.6%	(中長期的に) 2.2%以上	平均総資産経常利益率(ROA)〔毎年度3月時点〕 財務省法人企業統計(11月公表)	2.5%	3.5%	3.8%	3.9%	(調査中)	5.8%	開業率(%)	3.5(平成13～16年平均)		5.1(平成16～18年平均)		(調査中)	(増加)	廃業率(%)	6.1(平成13～16年平均)		6.2(平成16～18年平均)		(調査中)	—	①税法特例利用件数(件)	100	99	70	31	24	74	②会社法(商法)特例利用件数(件)	41	50	46	14	0	37	③投融資利用件数(件)	26	28	26	32	34	28	④エンジェル税制利用件数(直接投資)(件)	971	300	166	54	113	—	⑤エンジェル税制投資額(直接投資)(百万円)	902	812	921	659	210	—	⑥新産業創出・活性化融資制度利用件数(件)	—	58	44	50	34	—	⑦女性・若者/シニア起業家支援資金利用件数(件)	6,343	6,802	11,134	11,978	12,693	—	⑧新創業融資制度利用件数(件)	6,061	6,341	7,535	9,237	14,108	—	⑨会社登記数(財務省統計データより)	95,381	101,100	103,545	115,178	101,981
指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (H22年度)																																																																																												
実質GDP成長率	2.3%	2.0%	2.4%	2.5%	1.6%	(中長期的に) 2.2%以上																																																																																												
平均総資産経常利益率(ROA)〔毎年度3月時点〕 財務省法人企業統計(11月公表)	2.5%	3.5%	3.8%	3.9%	(調査中)	5.8%																																																																																												
開業率(%)	3.5(平成13～16年平均)		5.1(平成16～18年平均)		(調査中)	(増加)																																																																																												
廃業率(%)	6.1(平成13～16年平均)		6.2(平成16～18年平均)		(調査中)	—																																																																																												
①税法特例利用件数(件)	100	99	70	31	24	74																																																																																												
②会社法(商法)特例利用件数(件)	41	50	46	14	0	37																																																																																												
③投融資利用件数(件)	26	28	26	32	34	28																																																																																												
④エンジェル税制利用件数(直接投資)(件)	971	300	166	54	113	—																																																																																												
⑤エンジェル税制投資額(直接投資)(百万円)	902	812	921	659	210	—																																																																																												
⑥新産業創出・活性化融資制度利用件数(件)	—	58	44	50	34	—																																																																																												
⑦女性・若者/シニア起業家支援資金利用件数(件)	6,343	6,802	11,134	11,978	12,693	—																																																																																												
⑧新創業融資制度利用件数(件)	6,061	6,341	7,535	9,237	14,108	—																																																																																												
⑨会社登記数(財務省統計データより)	95,381	101,100	103,545	115,178	101,981	—																																																																																												



政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

- 法制度の整備等  
平成 20 年 9 月に閣議決定された「新経済成長戦略改訂版」を実行に移すべく、その一環として、事業者の資源生産性の向上や、(株)産業革新機構の体制整備を通じ、他の事業者の経営資源を有効に活用して新たな付加価値を創出する事業活動(オープン・イノベーション)の推進を図るとともに、地域経済を支える中小企業の事業再生支援をより一層強化する等のための「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案」(改正産活法)を国会に提出した。
- 予算措置  
起業支援ネットワークは平成 19 年度より3年事業として実施されているが、平成 21 年度においては、これまでの利用状況や効果等を調査・検証し、この結果を踏まえて、起業を加速させるために必要な方策の検討を行う。(平成 21 年度予算額:40 百万円[20 年度予算:60 百万円])  
また、産業界と教育界が連携し、実際に起業した者による講義や、ビジネスプラン作りなどの実践的なカリキュラムを全国の大学で受けることができる基盤整備を進め、起業家教育講座の量的拡大・質的向上を図る事業を実施する。(平成 21 年度予算額:50 百万円[新規]) 等
- 政策金融等  
多様な事業者による新規事業の創出・成長を支援するため、女性、若者/シニア起業家支援資金等を継続し、中でも技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業については融資要件の拡充を実現した。  
また、起業をしようとしている人や起業してまもない人に対する無担保・無保証人での融資が可能な新創業融資制度の拡充を実現した。 等
- 税制  
企業再生税制の「一定の私的整理」要件の一つ「2以上の金融機関等の債務免除」において、債務免除に DES を追加するとともに、債務免除を行う者の対象範囲に「地方公共団体」を追加し、また、評価損益の計上対象資産について評価差額の最低限度を 100 万円に引き下げるなど中小規模再生特例を創設し、過去の仮装経理による減額更正額の還付制度など、企業再生税制の整備を図った。  
資源生産性を向上させ、資源価格高騰・変動に対応した産業構造への転換を図るため、「資源生産性向上促進税制」(改正産活法に追加した「資源生産性革新計画」及び「資源制約対応製品生産設備導入計画」の認定を受けた事業者に対する税制支援措置(即時償却制度、登録免許税及び不動産取得税の軽減))を創設した。  
外国子会社からの配当について、間接外国税額控除制度に代えて、親会社の益金不算入とする制度を導入した。 等

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
「成長力強化への早期実施施策」	平成 20 年 4 月	エンジェル投資の活性化に向けた支援策を抜本的に拡充する。
「経済成長戦略大綱」	平成 20 年 6 月	起業家教育の受講機会拡大を促す、企業、業種、大学の壁を超えて技術・人材を組み合わせる新たなビジネスモデルを創造する仕組みの創設等
「知的財産推進計画 2008」	平成 20 年 6 月	新たなビジネスモデルを創造することを促すため、これを後押しするイノベーション創造機構(仮称)の創設に必要な措置を 2008 年度中に講じる。
「経済財政改革の基本方針 2008」	平成 20 年 6 月	企業、業種、大学の壁を越えた新たなビジネスモデル創造を支援する「イノベーション創造機構」(仮称)を創設する。
「低炭素社会づくり行動計画」	平成 20 年 7 月	「イノベーション創造機構」(仮称)を 2009 年度に創設し、国内外からの長期リスクマネーの円滑な供給を図る。

施策名	ITの利活用の促進
施策の概要	<p>企業、行政、生活、社会の各分野におけるITの利用・活用を通じて、構造改革、課題解決、生産性の向上等を促進する。具体的には、ITのポテンシャルを最大限に活かし、我が国の生産性向上を加速化していくために、①中小企業・サービス産業などの底上げにつながるIT資本投入の拡大、IT投資効率を向上させるようなIT活用の促進を図る。また、IT活用を支える基盤の整備として、②ITの利活用において秀でる人材(IT人材)の育成、個人情報保護等の安全・安心にITを利活用できる基盤の整備、ITの活用に則した社会インフラの整備等を図る。</p>

<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>          現在、諸外国においても、自国経済の成長力を高めるべく、戦略的なIT活用を国全体として推進しており、我が国の競争力を維持・強化する観点からは、国が関与し、これらの取組を牽引していくことが必要である。さらに、これらのIT活用を推進する上で重要なのは、ITを利用できる人材である。IT人材の育成についても、目下、中国、インドをはじめとするアジア各国が、競って高度IT人材の育成に政府の資源を投じつつ取り組んでいる状況にあり、我が国としても、引き続き産学の連携により有効な人材育成体制を構築することが、国際競争力を維持する上で求められている。</p> <p><b>(必要性)</b>          ITの活用の「巧拙」は、我が国の経済の生産性向上、経済成長の動向を左右するのみならず、個人生活や社会の活力の基盤にも大きな影響を及ぼすものである。企業、社会だけでなく個人レベルで、ITの活用の意義を理解しながら、ITを主体的に使いこなしていくことが求められ、これを促していくために活用の巧拙を自ら客観的に行う上で有効となる「可視化」の手法を国際比較の視点も踏まえて整え、各組織・個人レベルで「気づき」の機会をもたらされることが有効であり、これを達成するためには、「ベスト・プラクティス」の収集・分析・普及や、指標化・標準化を進め、広く社会に浸透させて行く必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b>          ITに関わるグローバル人材を輩出するとともに、新たなIT機器の需要創出によるIT産業の市場活性化だけでなく、IT導入など利用を図った中小企業において生産性が向上し、利益拡大など大きな効果が見込まれることから、本施策は、費用対効果の面では効率的である。</p> <p><b>(有効性)</b>          我が国の中小企業や行政システムへのITの活用についてはまだ余地があるため、IT経営の普及や中小企業のIT投資の促進にかかる事業を実施していくことは、経営の質の大幅な向上それに伴う売り上げ・生産性の向上が期待されるだけでなく、ITの新しい活用あるいは普及によって新たな企業サービスやIT機器への需要創出につながることも予想されるなど、その波及効果は大きく、日本経済全体にとって有効である。また、IT人材の育成や安全な社会の構築といった環境整備も同時に展開されることによって、ITにかかる利用と、新たな技術・サービスの創出との好循環が利用とその成果がさらに積極的に効果的に利用する素地がつけられることから有効である。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業経営革新プラットフォーム整備事業(増額要求)</li> <li>・ IT経営実践促進事業(増額要求)</li> <li>・ 地域経済情報化基盤整備事業(新規要求)</li> <li>・ 有害情報フィルタリング技術開発関連事業(新規要求)</li> <li>・ 企業間情報連携基盤の構築(新規要求)</li> <li>・ 我が国情報経済社会における基盤整備(新規要求)</li> <li>・ 電子経済産業省構築事業(増額要求)(ただし、他省庁の枠借分を含む。)</li> <li>・ にっぽんe物産市プロジェクト(減額要求)</li> <li>・ アジア域内の知識経済化のためのIT活用等支援事業(新規要求)</li> <li>・ ITSの規格化事業(第2フェーズ)(減額要求)</li> <li>・ 企業のIT化に関するベストプラクティス普及事業(H20年度で終了)</li> <li>・ 我が国のIT利活用に関する調査研究事業(H20年度で終了)</li> <li>・ 個人情報保護に係る基盤整備の促進事業(H20年度で終了)</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p>																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万</td> <td>SaaSを利用する中小事業所数</td> <td>万事業所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10件</td> <td>プラットフォーム上で稼働するアプリケーションの開発支援件数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>21年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>企業経営をITによって最適化する企業の割合</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>26.1%</td> <td>34.5%</td> <td>—</td> <td>22年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	50万	SaaSを利用する中小事業所数	万事業所	—	—	—	—	21年度		10件	プラットフォーム上で稼働するアプリケーションの開発支援件数	件	—	—	—	—	21年度		50%	企業経営をITによって最適化する企業の割合	%	—	26.1%	34.5%	—	22年度
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																											
		18年度	19年度	20年度																																			
50万	SaaSを利用する中小事業所数	万事業所	—	—	—	—	21年度																																
10件	プラットフォーム上で稼働するアプリケーションの開発支援件数	件	—	—	—	—	21年度																																
50%	企業経営をITによって最適化する企業の割合	%	—	26.1%	34.5%	—	22年度																																

60%	基幹業務にITを活用する中規模中小企業の割合	%	—	—	—	—	22年度	
1000件	企業経営におけるIT利用・活用の成功事例	件	—	269	378	—	22年度	
業務削減量10% (H17年度) 20% (H18年度)	業務削減・経費削減 (物品調達、物品管理等の業務)	%	—	業務削減量18.5%	—	—	22年度	
55万日/年 (H21年度) 325億円 (開発経費+4年間の保守・運用経費)			—	—	開発工程消化率100%	—	22年度	
3万時間	業務削減・経費削減 (貿易管理業務)	万時間	—	—	開発工程消化率100%	—	22年度	
1億円		億円	—	—			21年度	
3.2万時間	業務削減・経費削減 (経済産業省統計調査等業務)	万時間	—	—	開発工程消化率100%	—	23年度	
3.8億円		億円	—	—			22年度	
6,600時間	業務削減・経費削減 (工業標準策定業務)	時間/年	—	—	開発工程消化率100%	—	21年度	
2.5億円		億円	—	—			20~23年度	
日本が策定した標準化原案の国際規格化	ITS技術の国際標準化機関への標準化原案の提出及び標準化原案の国際規格としての制定	—	—	標準化原案の提出:5テーマ 国際規格の制定:3テーマ			22年度	
95	個人情報保護に関する社内規定を有する企業	%	—	89%	89%	—	21年度	
95	プライバシーポリシーの公表を行っている企業	%	—	92%	92%	—	20年度	

**政策評価の結果の政策への反映状況**

ITのポテンシャルを最大限に活かし、我が国の生産性向上を加速化していくために、平成21年度においては、中小企業(特に、小規模企業等の裾野拡大)やサービス産業に重点を置いて、生産性向上につながるITの利活用を推進する。また、IT活用を支える基盤の整備として、IT人材の育成や安全・安心な社会の実現に向けた取組を、引き続き着実に推進する。

(平成21年度予算:98.4億円【平成20年度予算:119.6億円】)※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く

**関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)**

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第2章-1. サービス産業・中小企業を生産性向上 世界最先端のIT国家化、など

<p><b>施策名</b></p>	<p>流通・物流基盤整備</p>																					
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>流通・物流システムの効率化・グリーン化を推進し、我が国産業の国際競争力の強化及び環境への負荷の低減を図るため以下4つの目標の実現を目指し政策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スピーディーでシームレスかつ低廉な国際・国内一体となった物流の実現</li> <li>・ディマンドサイドを重視した効率的物流システムの実現</li> <li>・「グリーン物流」など効率的で環境にやさしい物流の実現</li> <li>・国民生活の安全・安心を支える物流システムの実現</li> </ul>																					
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>          近年アジア等新興国では著しい経済成長が続いており、こうした国の活力を取り込んで我が国産業も成長することが、今後の人口減少社会の中では必須である。このため、製造業を中心にアジア等地域全体にサプライチェーンを展開し、全体最適を図る動きがある。また、流通・サービス業も事業の海外展開を進めている。こうした動きの中、我が国企業の国際競争力の基盤となる流通・物流システムの効率化・グリーン化、安全・安心の実現等を国際・国内一体で推進する必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b>          流通・物流の効率化は、我が国全体の生産性を向上し国際競争力を高める上で不可欠であるとともに、地球温暖化対策の観点からも社会的に要請されている課題である。また、サプライチェーン全体での安全・安心の確保も、多くの消費者から強く求められているところである。こうした目的の実現にあたっては、SCMや、荷主と物流事業者との関係に端的に現われるように、業態や利害得失が多種多様である事業者が、情報システムの標準化等を通じて、相互に密接に連携をとりながら、新しい関係を構築していくことが不可欠である。</p> <p>国際的な競争も激化する中であって、そのような連携を加速化していく上では、特にその初期段階において、行政が関与する必要性がある。円滑なコミュニケーションや、効果的な協働事例の発掘と情報共有等を行政が働きかけることで、これら関係者の取組において、大きな方向付けを与える政策的な仕組みの整備が必要である。なお、事業の海外展開にあたっては、制度の差違や不透明な運用によって不利益を被る我が国事業者も多く、こうした不利益に対しては、外交的枠組みも活用しつつ、政府がサポートを行うことが必要である。</p> <p><b>(効率性)</b>          本施策における自主的取組は、既に明らかとなったノウハウを元にして民間事業者等が事業を実施することから、相対的に低コストで高い効果が得られるため、サプライチェーン全体での情報共有及び運輸部門におけるCO2排出量の削減を効率的に推進できる。</p> <p><b>(有効性)</b>          我が国流通・物流の効率化・高付加価値化を図るため、平成 18 年度から、商品データの共有化やEDIの標準化といった共通基盤整備を行うとともに、電子タグの実導入・普及を推進しているところ。当該事業においては、人件費の削減や、顧客満足度の向上といった効果が挙がっており、実際に流通・物流の効率化が図られている。これらの取り組みによりSCMを構築することは、我が国の産業の国際競争力強化にも資するものであり、また、商品等に係る情報をサプライチェーン全体で管理・共有することは、その適切な提供を通じて消費者が商品等を購入し使用する際の安全・安心に大きく資するものである。</p> <p>また、運輸部門におけるCO2削減取組を推進するためには、公共交通機関の利用促進(自家用車部門での対策)、省エネ化のための技術開発に加え、物流分野における取り組みが不可欠である。その際、物流事業者だけでなく荷主企業まで含めた省CO2型の物流体系の形成(鉄道や船舶等も含めた貨物輸送部門における、荷主企業及び物流事業者の連携による対策)が必要である。そのため、業種・業態・輸送モード毎に有効性・普及性の高いCO2削減の取組を抽出し、その取組効果・投資コスト・成功要因等のノウハウを明らかにし、グリーン物流パートナーシップ会議の場などを活用して荷主企業・物流事業者等に広く普及し、事業者達の自主的な取組に結び付けていく施策は有効な手段であると考えられる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>          平成9年の「総合物流施策大綱」及び平成 13 年の「新総合物流施策大綱」策定以降、総合的な物流施策を推進してきたが、我が国をめぐる情勢は、経済社会システムの構造改革の進展、アジアにおける経済交流の深化、IT の急速な普及拡大、米国同時多発テロの発生を契機としたセキュリティ確保の要請、京都議定書発効による環境対策の充実強化の必要等、大きく変化しており、これらの変化に対応した迅速かつ的確な物流施策の推進が求められている。</p> <p>こうした現状を踏まえ、平成 17 年に関係者の連携・協業による広範な施策の推進の拠り所として、「総合物流施策大綱(2005-2009)」が策定された。本施策については、総合物流施策大綱(2005-2009)の基本的方向性に基づいて、流通の効率化・高度化を図るべく、流通・物流における共通基盤の構築を更に重点的に強化する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 2069 1485 2134"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (21年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (21年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度									
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (21年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
		17年度	18年度	19年度																		

「グリーン物流」など効率的で環境にやさしい物流の実現	グリーン物流パートナーシップ会議会員数	2,553 者 (H18.6)	2,743 者 (H19.6)	2,823 者 (H20.6)	4000 者		
	グリーン物流パートナーシップ事業の活用率	10% (H18.11)	16% (H19.11)	23% (H20.6)	グリーン物流パートナーシップ会議会員企業数の50%		
	ディマンドサイドを重視した効率的物流システムの実現	中小企業向け物流効率化セミナー等への参加者数	1,515 名	1,534 名	1,083 名	参加者数を1,000名/年	
	総合効率化計画認定事例数	26	31	34	13 件/年		

政策評価の結果の政策への反映状況

《予算》  
 ・「電子商取引・電子タグ基盤構築事業」、「流通・物流効率化システム開発調査事業」を終了。  
 ・「省エネ型流通・物流ビジネスモデル開発調査委託費」を廃止し、新規に「アジア電子流通圏等国際流通・物流システム等高度化推進事業」を始める。  
 (平成 21 年度予算:1.4 億円【平成 20 年度予算:12.3 億円】) ※再掲事業は除く

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
京都議定書目標達成計画	平成 20 年3月閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>配送を依頼する荷主と配送を請け負う物流事業者の連携を強化し、地球温暖化対策に係る取組を拡大することで、物流体系全体のグリーン化を推進する。          このため、省エネルギー法による荷主・輸送事業者のエネルギー管理を引き続き推進する。また、「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じ、モーダルシフトやトラック輸送の効率化等を荷主と物流事業者が連携して行う事業への支援を行うとともに、環境負荷の観点から影響が大きいと考えられる商慣行の見直しや、宅配事業者の配達方法の改善におけるエコポイントの発行など、消費者の物流における意識向上を図ったシステムの構築に対する支援を行う。加えて、荷主と物流事業者の連携を円滑化するため、両者が共通に活用できる物流分野の二酸化炭素排出量算定のための統一的手法(ガイドライン)を精緻化し、取組ごとの効果を客観的に評価できるようにする。          さらに、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号)により、サードパーティ・ロジスティクス(3PL: 3rd Party Logistics)事業の導入、輸配送の共同化やITの活用等による輸送・保管・流通加工等の流通業務の総合的かつ効率的な実施を支援する。</li> <li>オフィス等で使用される機器の効率向上・普及を図ることにより業務その他部門のエネルギー消費量の抑制が図られることから、世界最高水準のエネルギー効率を目指し、今後も一層の機器のエネルギー効率の向上を促進する。</li> </ul>
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2007	平成 19 年6月閣議決定	<p>国際物流機能の強化に向け、「貿易手続改革プログラム」に基づき、輸出におけるいわゆる保税搬入原則を始めとする現行の保税・通関制度等の見直し、特定輸出申告制度の利用拡大、港湾手続の統一化・簡素化、港湾の深夜早朝利用の推進による 24 時間利用の支援、港湾行政の広域連携等を推進するとともに、官民でフォローアップを行い、平成 21 年度末ま</p>

<p>経済財政改革の基本方針 2008</p>	<p>平成 20 年6月 閣議決定</p>	<p>で、毎年度、同プログラムの改訂を行う。 ・成長戦略実行プログラム(別紙) 2. グローバル戦略 (4) 「アジア経済・環境共同体」構想の実現</p> <p>(イ) ベトナム・タイ・インドにまたがる物流・産業インフラの一体的整備を行う「アジア・サンベルト(仮称)」構想や各国の法制度整備・運用の支援を始め、人・モノ・資本・情報のシームレスな移動の実現に取り組む</p> <p>(ウ) アジアの中小企業等による国境を越える販売を容易にする「アジア電子流通圏」構想等を推進することにより、日本発・アジア発のトレンドセッティングを可能としつつ、消費市場を活性化</p>
<p>新経済成長戦略大綱</p>	<p>平成 20 年6月改訂</p>	<p>・第1. 国際競争力の強化 1. 我が国の国際競争力の強化 (4) 産業競争力を支える国際物流競争力の強化 「アジアワイドのシームレスな物流圏」実現を目指し、2006 年に策定した「国際物流競争力強化のための行動計画」を着実に実施し、2015 年までに東アジア域内における物流効率化を目指す。このため、2006 年度に構築した「国際物流競争力パートナーシップ」を引き続き存置し、関係省庁が一体となって、総合物流施策大綱やアジア・ゲートウェイ構想とも連携を取りつつ、行動計画を着実に推進し、適切に評価し、次のステップにつなげる。(中略)また、東アジア・ASEAN 経済研究所 (ERIA) における広域物流開発計画の策定等を通じて国内外の諸課題解決に取り組むとともに、ASEAN、さらにはアジアワイドでのパートナーシップを構築する。 2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み (4) グローバル化に対応する制度の整備 ② AEO 制度の推進等 我が国の国際競争力を強化するため、AEO 制度の拡充や税関の臨時開庁手数料の廃止等を平成 20 年4月より実施したところであるが、引き続きアジア・ゲートウェイ構想における貿易手続改革プログラムの取組を進める。 ・第2. 生産性の向上 (ITとサービス産業の革新) 1. ITによる生産性向上と市場創出 (2) ITによる「つながり力」強化 ② 電子商取引や電子タグ等による「情報共有基盤」の構築 標準化の検討が進むインターネットEDI(電子データ交換)等の対象商材・業界の拡大を図る。さらに、取引に関する情報に加えて、製品安全、環境、化学物質管理など、様々な社会的課題への対応上必要となる情報について、EDIや電子タグ等を活用し、企業・業種・業界の壁や直接の取引関係を越えた情報共有の仕組み(電子商取引・電子タグ基盤)を 2010 年度までに構築する。</p>

施策名	情報セキュリティ対策の推進																																																													
施策の概要	<p>情報処理基盤の安全性を確保するための対策、企業・個人における情報セキュリティ対策を促進することを通じて、第1次情報セキュリティ基本計画(平成18年2月情報セキュリティ政策会議決定)において、政府全体の基本目標である「『ITを安心して利用可能な環境』の構築」を目指す。</p>																																																													
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性、フィッシング、ボット等に代表されるITへの脅威(情報セキュリティ上の問題)は多様化・高度化する傾向にあり、「ITを安心して利用可能な環境」を構築するためには、官民が連携して情報セキュリティ対策を推進することが必要である。</p> <p>(必要性) 情報セキュリティ対策は費用対効果が見えにくいこと、脆弱性等への対応は製品開発者の利益に直結しない上に、そもそも製品開発者が脆弱性等に気付きにくいこと等から、本分野については民間の自主的な取組だけでは十分な効果が期待できない。情報セキュリティ対策を民間の自主的な対応のみに委ねた場合、民間における情報セキュリティ対策は不十分なものとなり、結果として、経済社会活動の基盤となっているIT全体の安全性・信頼性が大きく損なわれ、我が国経済社会活動全体、ひいては安全保障にも悪影響を及ぼす可能性が高いため、国が施策を講じることが必要である。</p> <p>(効率性) コンピュータウイルスによる被害金額は年間数千億円と推計されており、また、ボット等の新たな脅威も出現していることから、情報セキュリティ上の問題に起因する被害はその数倍にのぼると考えられる。本施策においては、PC、インターネットを利用する不特定多数の者が受益者であり、国において必要な予算措置を講じること、情報セキュリティ対策の基盤が整備され、社会全体の情報セキュリティに関するリスク・被害の抑制が可能となるため、効率的である。</p> <p>(有効性) コンピュータセキュリティ早期警戒体制を整備し、企業等における情報セキュリティ上の問題に対する情報収集、緊急対応を可能とすることにより、コンピュータウイルス、不正アクセス、脆弱性、フィッシング、ボット等による被害が抑制される。また、IT製品に係る情報セキュリティ評価関連事業等の技術面での情報セキュリティ対策、情報セキュリティ対策ベンチマークの策定等の組織面での情報セキュリティ対策を推進することにより、企業・個人の情報セキュリティ対策が進展する。このように、コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備、及び企業・個人の情報セキュリティ対策を推進し、情報セキュリティ上の問題による被害を防止することは、「ITを安心して利用可能な環境」を作り、大きな効果を及ぼすものと期待される。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業...減額要求</li> <li>・ 企業・個人の情報セキュリティ対策促進事業...増額要求</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 1339 1506 1899"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">○「IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロになることを目指す</td> <td>コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値</td> <td>億円</td> <td>—</td> <td>4,216</td> <td>3,137</td> <td>調査中</td> <td>2,000程度 (21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティセミナーの参加者数</td> <td>人</td> <td>—</td> <td>3,599</td> <td>6,947</td> <td>8,020</td> <td>7,000以上 (21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">○企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを旨とする</td> <td>企業におけるセキュリティポリシーの策定率</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>43.5</td> <td>47.5</td> <td>調査中</td> <td>60以上 (21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インターネット安全教室の開催回数</td> <td>回</td> <td>—</td> <td>71</td> <td>98</td> <td>135</td> <td>150以上 (21年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証製品数(累計)</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>47</td> <td>90</td> <td>152</td> <td>220以上 (21年度)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	○「IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロになることを目指す	コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値	億円	—	4,216	3,137	調査中	2,000程度 (21年度)		情報セキュリティセミナーの参加者数	人	—	3,599	6,947	8,020	7,000以上 (21年度)		○企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを旨とする	企業におけるセキュリティポリシーの策定率	%	—	43.5	47.5	調査中	60以上 (21年度)		インターネット安全教室の開催回数	回	—	71	98	135	150以上 (21年度)		ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証製品数(累計)	件	—	47	90	152	220以上 (21年度)	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																						
				17年度	18年度	19年度																																																								
○「IT利用に不安を感じる」とする個人を限りなくゼロになることを目指す	コンピュータウイルスに起因する被害金額の推計値	億円	—	4,216	3,137	調査中	2,000程度 (21年度)																																																							
	情報セキュリティセミナーの参加者数	人	—	3,599	6,947	8,020	7,000以上 (21年度)																																																							
○企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界トップクラスの水準にすることを旨とする	企業におけるセキュリティポリシーの策定率	%	—	43.5	47.5	調査中	60以上 (21年度)																																																							
	インターネット安全教室の開催回数	回	—	71	98	135	150以上 (21年度)																																																							
	ITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証製品数(累計)	件	—	47	90	152	220以上 (21年度)																																																							
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>脅威の「見えない化」が進むとともに、金銭・機密情報取得などを目的とした攻撃も増加するなど、脅威そのものの多様化に加え、攻撃側の手法もさらに複雑化・高度化しているため、このような新しい脅威への対応にウエイトを一層シフトしていく。また、攻撃側が国境を越えて活動を展開していることを踏まえ、国外の関係機関との連携・協力体制を強化する。さらに情報セキュリティ対策に係る情報の普及啓発事業については、地域の中小企業や個人を対象としたものを充実させていく。</p> <p>一方、企業等の情報セキュリティ対策については、情報漏えい対策などの情報管理等が一層重要となっていることを踏まえ、企業等の競争力の根元となる情報とIT利活用上のリスクを管理する情報セキュリティ</p>																																																													

	ガバナンスに係る政策に重点化する。また、新たな研究開発については、情報セキュリティ技術のシーズを研究開発するものから、社会的・経済的ニーズに応えることを目的としたものに重点化していく。 (平成 21 年度予算:19.7 億円【平成 20 年度予算:21.1 億円】) ※独立行政法人交付金は除く		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	IT新改革戦略 (IT戦略本部決定)	平成 18 年1月	II 今後のIT政策の重点 2. IT基盤の整備 (2)安心して IT を使える環境の整備 ネットワークの不適正な利用による被害等の最小化のために、官民が協力し、我が国全体として対策を強化する。
	重点計画 2008 (IT戦略本部決定)	平成 20 年6月	(世界一安心できるIT社会) -「情報セキュリティ先進国への躍進」、サイバー犯罪の撲滅-
	IT政策ロードマップ	平成 20 年6月	2. ITを安心して活用でき、環境に先進的な社会の実現 ITの利便性を安心して享受できる社会の実現のため、継続的・重点的な取組が重要である。
	「第2次情報セキュリティ基本計画に向けた第1次提言」 (情報セキュリティ政策会議決定)	平成 20 年6月	-
	基本方針 2008(閣議決定)	平成 20 年6月	第2章 1. 経済成長戦略
	経済成長戦略 (経済財政諮問会議とりまとめ)	平成 20 年6月	3. 3つの戦略 (1)全員参加経済戦略 ④世界最先端のIT国家化 情報セキュリティ向上に向け、平成 20 年度内に電子政府の企画・設計段階からの安全確保等「セキュア・ジャパン 2008」の施策や次期基本計画策定を実施する。
	経済成長戦略大綱(改定) (財政・経済一体改革会議決定)	平成 20 年6月	1. ITによる生産性向上と市場創出 (2)ITによるつながり力強化 ②IT経営の推進 情報の利活用を支える情報セキュリティの実現方策などに取り組む。
セキュア・ジャパン 2008	平成 20 年6月		



施策名	消費者行政(製品・取引)の推進																					
<p>施策の概要</p>	<p>消費者が、安全な製品を利用できる環境や、商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、消費者の生命・身体・財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展を達成するため、以下の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製品の安全・安心の確保については、実態の変化や国際的な安全基準等への対応を視野に入れつつ、製品の安全性に関する制度を整備し、違反があった場合には行政処分も含めた厳正な対応を行う。また、製品安全に係る情報の収集・分析体制を整備するとともに、消費者等への情報提供を行う。</li> <li>取引の安全・安心の確保については、訪問販売等のトラブルの多い特定の商取引や、クレジット取引、商品先物取引等について、変化するトラブル実態や最新の海外法制の動向等を把握しつつ、適正な取引秩序に基づく市場の健全な発展を図るための制度を整備し、違反があった場合には行政処分も含めた厳正な対応を行う。</li> </ul>																					
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 近年、製品事故・消費者トラブル等の問題が生じていることから、消費者の安全・安心を実現していくため、安全な製品を利用できる社会の実現、適正な取引秩序に基づき、健全に発展する市場の実現に向けて、本施策の具体的措置として製品安全性確保向上対策、商取引等適正化事業等を実施することとしている。</p> <p>(必要性) 社会の高度技術化、生活文化の多様化が進展し、多様な製品、多様な取引形態が次々と生まれている現状において、消費者や事業者の合理的行動に任せ、悪質な商品や事業者が市場から淘汰されるのを待っている、実際に発生する製品事故や消費者トラブルを防ぐことができない。そこで、消費者の安全・安心の確保を図る上では、このような市場メカニズムに任せるだけではなく、国として製品の安全や取引の安全に対処する必要がある。</p> <p>(効率性) 本施策においては、消費者の安全・安心の確保の観点から、まず法の整備によって事業者が遵守すべき義務や、消費者による自衛を可能とする権利等を規定するとともに、整備されたルール of 普及に基づく法執行に重点を置き、違反製品製造事業者への措置を着実にいき、違法な事業者、違反製品を市場から排除し、法遵守への誘導を行っている。また、それとあわせて、企業に対し製品安全確保に係る自主的なガイドラインの策定・運用を働きかける、消費者に向けて危険な製品の情報をいち早く提供するなど、製品事故の事前防止に主眼を置いた効率的な取組を行っている。</p> <p>さらに、取引の安全についても、法制度の整備のみならず、整備した法制度が有効に活用されるよう、消費生活センターや消費者に向けて、新たな悪質商法の情報や、民事ルール等の活用方法等について積極的に情報提供を行っており、トラブルの未然防止や、事後解決の迅速化、円滑化に効果をあげている。</p> <p>(有効性) 消費生活用製品安全法は、個別の法律で安全の確保が図られた製品以外の消費生活用製品全てを対象とすることで、漏れの無い、包括的な消費者の安全・安心の確保を行うことができる。このことは、消費者の安全・安心を図るうえで、本施策が、極めて大きな役割を果たしていると言える。</p> <p>消費者取引に関する相談件数が全体として年間 100 万件強であるのに対し、相談の6割以上は本施策の対象となる特定商取引、割賦販売、商品取引の分野に集中しており、消費者取引の安全・安心を確保する上で、当該分野へ集中した対策の有効性は高い。</p> <p>また、「法の整備」と「法の執行」の枠組みを両輪として施策を推進することで、事前予防と事後的解決の両面からの対応が可能となり、ひいては「消費者の安全・安心に支えられた健全な市場の発展」を実現することができることから、効果は大きい。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定商取引法・割賦販売法の改正に伴い必要となる予算(事業者等に新制度を広く周知・啓発するために必要となる予算等)や、悪質事業者への執行にかかる体制の変更・拡充のため、割賦販売法の執行に必要となる非常勤職員手当・旅費等を要求。</li> <li>消費者を迅速・適切に保護し、健全な市場を遍く整備するため、法令に基づかないガイドラインの策定等を通じ、消費者に配慮した企業経営を促進するために必要となる調査を実施するための予算を要求。</li> <li>クレジット取引に係る環境変化や消費者意識の変化を踏まえたクレジット取引に関する新たな課題に対応するために必要となる調査を実施するための予算を要求。</li> <li>商品取引所法等に基づく検査・監督を更に強化するため、立入検査等に必要となる旅費等を増額。</li> <li>市場監視・監督の強化のための関連予算を要求。</li> <li>より迅速かつ適切に製品事故の未然・再発防止を図るため、試買テスト、製品安全4法に係る技術基準の見直し、製品事故の未然防止制度の運用、製品安全に係る普及・啓発活動等に必要となる予算を要求。</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 2040 1513 2123"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引の安全・特定商取引に</td> <td></td> <td>万件</td> <td>110</td> <td>83</td> <td>61</td> <td>56</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	取引の安全・特定商取引に		万件	110	83	61	56		
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方										
		17年度	18年度	19年度																		
取引の安全・特定商取引に		万件	110	83	61	56																

安心確保	関する相談件数		(H15 年度)				
	割賦販売法に基づく立入検査件数	万件	16 (H15 年度)	12	11	9	
	商品取引に関する相談件数	件	7,810 (H15 年度)	4,719	4,544	4,191	
製品の安全・安心確保	製品安全4法における違反措置件数	件	56 (H15 年度)	137	318	321	

政策評価の結果の政策への反映状況

製品安全の分野については、平成 18 年に消費生活用製品安全法を改正し、事故情報の報告・公表制度を新設したことで、製品事故の再発防止策を強化したところ。さらに、平成 19 年度にも消費生活用製品安全法を改正し、市場出荷後における製品の経年劣化事故の未然防止策として、長期使用製品安全点検・表示制度を創設した。同制度の、平成 21 年 4 月からの円滑な施行に向けて制度周知活動等を行う必要がある。

取引の安全の分野については、本施策の継続的な実施により、消費者トラブルに対する機動的な対応を行ってきたこともあり、全国の消費生活センターに寄せられる相談件数は取引類型によって若干の差異はあるものの、ここ 1、2 年は大幅な減少傾向にある。しかし、特定商取引に係る相談件数の減少については、大部分は架空請求、不当請求によるものであり、訪問販売等の他の取引形態については、若干の減少傾向にあるものもあるが、特定のトラブルに対応しても、別の手法を用いた悪質な販売行為が次々と発生しており、依然として高い水準にある。トラブルの内容としては、70 歳以上の高齢者からの相談件数が大幅に増加しており、高齢者に対する悪質訪問販売による高額被害が目立っている。こうした背景を踏まえ、産業構造審議会において、特定商取引法と割賦販売法の見直しについて審議が行われ、平成 19 年 12 月に報告書がとりまとめられた。本報告書を踏まえ、規制の抜け穴の解消、訪問販売規制、クレジット規制、インターネット取引等の規制の強化などを内容とする「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」が成立したところ（平成 20 年 6 月 18 日公布）。

こうした背景から、平成 21 年度以降は、政令・省令等のルールの整備や制度の周知や普及、執行体制の強化などの実効的な取組を講じることにより、個別信用購入あっせん付きの訪問販売に関する苦情相談件数を半減させるなど、実際のトラブルの減少につなげていく必要がある。今後は、さらに、消費者を迅速・適切に保護し、健全な市場を遍く整備するため、法令に基づかないガイドラインの策定等を通じ、消費者に配慮した企業経営を促進していく必要がある。

こうした現状を踏まえ、平成 21 年度要求に当たっては、製品安全確保策を着実に遂行するための予算等、改正割賦販売法等施行後の所要の対応のために必要な予算等を要求する。

原油等の商品価格が世界的に高騰し、商品先物市場における過当投機の影響や相場操縦行為の存在も指摘されている中、我が国商品先物市場の透明かつ公正な商品価格形成機能を強化する必要がある。

また、ロコ・ロンドンまがい取引などの海外商品先物取引等に係る苦情相談件数が近年急増しており、早急な委託者保護施策が求められている。

加えて、世界の商品先物市場においては、技術革新によって取引所利用にあたっての時間的・空間的制約が消滅したこと、あるいはクロスボーダーの資金移動の円滑化等により、取引所間の競争が急速に激化している。一方、我が国商品先物市場は平成 16 年以降縮小し、流動性の低下により本来商品先物市場が有する公正な商品価格形成機能やリスクヘッジ機能等が低下していることから、我が国の商品先物市場の競争力強化が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成 21 年度要求に当たっては、市場監視の強化による市場の透明性向上、我が国商品先物市場の競争力強化及び委託者保護への更なる取組に係る必要な予算等を要求する。（平成 21 年度予算：10.1 億円【平成 20 年度予算：11.1 億円】）

製品の安全・安心の確保について（安全に製品を利用できる社会の実現）

《予算》

- より迅速かつ適切に製品事故の未然・再発防止を図るため、試買テスト、製品安全 4 法に係る技術基準の見直し、製品事故の未然防止制度の運用、製品安全に係る普及・啓発活動等に必要な予算を要求。

《法令・ガイドライン》

- 消費生活用製品安全法等の改正により、消費者による保守・点検が難しく、潜在的危険性のある製品について事業者による点検を行う「長期使用製品安全点検制度」を創設。

取引の安全・安心の確保について（適正な取引秩序に基づいた市場の実現）

《予算》

- 特定商取引法・割賦販売法の改正に伴い必要となる予算（事業者等に新制度を広く周知・啓発するために必要となる予算等）や、悪質事業者への執行にかかる体制の変更・拡充のため、割賦販売法の執行に必要な非常勤職員手当・旅費等を要求。
- 消費者を迅速・適切に保護し、健全な市場を遍く整備するため、法令に基づかないガイドラインの策定等を通じ、消費者に配慮した企業経営を促進するために必要となる調査を実施するための予算を要求。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クレジット取引に係る新たな課題に対応し、クレジット取引の適正化を図るための関連予算を要求。</li> <li>・ 商品取引所法等に基づく検査・監督を更に強化するため、立入検査等に必要となる旅費等を増額。</li> <li>・ 市場監視・監督の強化のための関連予算を要求。</li> </ul> <p>《機構定員》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割賦販売法の執行強化に係る機構定員の要求。</li> <li>・ 市場監視体制の強化等に係る機構定員の要求。</li> </ul> <p>《法令・ガイドライン》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法の改正により、高齢者層に見られるような訪問販売を中心とした被害拡大に歯止めをかけるための抜本的制度見直しや、同種の消費者被害の未然防止・拡大防止を目的とした消費者団体訴訟制度の導入、インターネットを利用した通信販売における利用者保護等を図ったところであり、今後も法改正の効果等をモニタリングしつつ、更に必要な措置を講じていく。</li> <li>・ 割賦販売法の改正により、悪質商法を助長するような不適正与信の排除、過剰与信の防止等のための抜本的な制度見直しを図り、クレジット取引の適正化につき必要な措置を講じる。その実効性確保のため、周知活動等も広範囲に行う。</li> </ul>
--	---

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月	<p>国民に新たな活力を与え、生活の質を高めるために、これまでの生産者・供給者の立場から作られた法律、制度、さらには行政や政治を、国民本位のものに改めなければなりません。国民の安全と福利のために置かれた役所や公の機関が、時としてむしろ国民の害となっている例が続発しております。私はこのような姿を本来の形に戻すことに全力を傾注したいと思います。</p> <p>今年を「生活者や消費者が主役となる社会」へ向けたスタートの年と位置付け、あらゆる制度を見直していきます。現在進めている法律や制度の「国民目線の総点検」に加えて、食品表示の偽装問題への対応など、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させます。併せて消費者行政担当大臣を常設します。新組織は、国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の舵取り役になるものです。すでに検討を開始しており、なるべく早期に具体像を固める予定です。</p> <p>公務員の意識の改革も併せて必要です。「常に国民の立場に立つ」をモットーに、例えば利用者の利便を考え、手続の簡素化を進めるなど、現場の公務員も含め、仕事への取り組み方を大きく変えていきます。</p>
	第 168 回国会における福田内閣総理大臣所信表明演説	平成 19 年 10 月	<p>成熟した先進国となった我が国においては、生産第一という思考から、国民の安全・安心が重視されなければならないという時代になったと認識すべきです。政治や行政のあり方のすべてを見直し、国民の皆様が日々、安全で安心して暮らせるよう、真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、悪徳商法の根絶に向けた制度の整備など、消費者保護のための行政機能の強化に取り組みます。</p> <p>毎日の食卓の安全・安心は、暮らしの基本です。消費者の立場に立った行政により、食品の安全・安心を守るため、正しい食品表示を徹底するとともに、輸入食品の監視体制を強化します。</p> <p>今なお頻発する災害による死者の発生は、国民生活に大きな不安をもたらしています。災害が発生した場合の「犠牲者ゼロ」を目指し、対策の充実に意を用いてまいります。</p>

施策名	経済産業統計の整備
-----	-----------

<p><b>施策の概要</b></p>	<p>経済産業統計の整備及び着実な実施を図り、経済産業政策の企画立案及び事前・事後評価に必要な基本情報を提供するとともに、経済産業統計が事業者や個人にも幅広く利用されるものとする。</p>																																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  統計は公共財として、国や地方公共団体における政策の企画立案や事業者や個人の合理的な意志決定に広く利用されている。しかし、サービス産業の発展などの経済社会の急速な変化に対応した統計整備や、情報処理技術の発展に伴う利用者の統計ニーズの変化に対応した高度な統計データの提供などが必ずしも行われていないのが現状である。そのため、政策の企画立案に必要な基礎的情報を提供するとともに、事業者や個人にも幅広く利用されるよう、経済産業統計の整備を行う必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b>  統計は公共財として、国や地方公共団体における政策の企画立案や事業者や個人の合理的な意志決定に広く利用されている。他方で、我が国の統計は、経済社会の実態を十分明確に反映したデータを提供するものとはなっていない。</p> <p>そのため、サービス産業のウエイトの高まりなど社会・経済の変化に対応した統計整備、ユーザーニーズを踏まえたホームページ等による電子的データの提供充実など調査結果の利用拡大、行政効率化の視点を踏まえた統計調査の効率的な実施と質の高い統計の着実な実施、グローバル化に対応した統計分野の国際協力・交流の推進を進める等の取組を行い経済産業時計を整備する必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b>  既存大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化を行うとともに統計調査業務の民間開放を進めるほか、関係府省と連携し、統計調査に係る業務・システムの全体最適化を図ること等により、政策の企画立案・評価の基礎資料となる経済産業統計の整備を進めることができる上、調査業務を効率的に実施することが可能となる。</p> <p>社会・経済の変化に対応した統計を重点的に整備することにより、新たな政策立案や利用者のニーズに的確に対応したきめ細やかな情報提供を効率的に行うことが可能となる。</p> <p><b>(有効性)</b>  経済産業統計の整備及び着実な実施により、統計の体系的整備や限られたリソースの有効活用・機動的な配分、これまで未整備で、困難だった第三次産業等の経済活動の動向把握、政策の企画立案及び事前・事後評価における基礎情報の提供、事業者や個人に対する幅広い情報基盤の供給、東アジアにおける事業展開を拡大させる我が国企業・産業ニーズへの対応が可能となる。</p> <p>これにより、国・地方公共団体の政策運営や事業者・国民の意思決定に不可欠なデータを幅広く提供することができるため、有効性は高い。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス統計の整備・拡充</li> <li>・ 経済センサスの創設</li> <li>・ 電子商取引実態調査の創設</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 1395 1485 1731"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統計整備</td> <td>サービス分野の構造統計の対象業種数</td> <td>業種</td> <td>11 (19年度)</td> <td>— (※)</td> <td>— (※)</td> <td>7</td> <td>28 (20年度)</td> <td>特定サービス産業実態調査の対象業種数。</td> </tr> <tr> <td>利用拡大</td> <td>アクセス件数</td> <td>件</td> <td>101万件 (19年度)</td> <td>—</td> <td>104万件</td> <td>97万件</td> <td>200万件 (22年度)</td> <td>経済産業省統計トップページへのアクセス件数。</td> </tr> <tr> <td>着実な統計作成</td> <td>公表遅延ゼロ日数</td> <td>日</td> <td>365日 (19年度)</td> <td>—</td> <td>365日</td> <td>365日</td> <td>365日 (22年度)</td> <td>公表遅延ゼロの継続日数。</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )平成17年度まではアクティビティベースで調査を実施していたため、業種数を掲載していない。</p>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	16年度	17年度	18年度	統計整備	サービス分野の構造統計の対象業種数	業種	11 (19年度)	— (※)	— (※)	7	28 (20年度)	特定サービス産業実態調査の対象業種数。	利用拡大	アクセス件数	件	101万件 (19年度)	—	104万件	97万件	200万件 (22年度)	経済産業省統計トップページへのアクセス件数。	着実な統計作成	公表遅延ゼロ日数	日	365日 (19年度)	—	365日	365日	365日 (22年度)	公表遅延ゼロの継続日数。
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																												
		16年度	17年度	18年度																																				
統計整備	サービス分野の構造統計の対象業種数	業種	11 (19年度)	— (※)	— (※)	7	28 (20年度)	特定サービス産業実態調査の対象業種数。																																
利用拡大	アクセス件数	件	101万件 (19年度)	—	104万件	97万件	200万件 (22年度)	経済産業省統計トップページへのアクセス件数。																																
着実な統計作成	公表遅延ゼロ日数	日	365日 (19年度)	—	365日	365日	365日 (22年度)	公表遅延ゼロの継続日数。																																
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○ 予算要求  平成20年度予算要求においては、平成19年度に引き続きサービス統計の整備・拡充に関する予算を要求したほか、経済センサスの創設、統計調査業務の民間開放、調査結果の利用拡大に関する予算要求を行ったが、平成21年度予算要求においては引き続き前記の予算を要求したほか、電子商取引実態調査等に係る経費の予算要求を行った。(平成21年度予算:2,916百万円[平成20年度予算:2,979百万円])</p> <p>○ 機構定員要求  平成20年度要求はサービス統計の整備・拡充に伴う定員のほか、サービス統計指標の整備、統計法改正に伴うオーダーメイド統計、匿名データの作成・提供に関する定員、東アジア地域における国際的な統計整備に関する定員を要求。平成21年度要求は、サービス統計の抜本的拡充に資するよう、サービス統計の統計調査業務を担当する定員、統計法改正に伴う統計データ二次利用に関する新規業務</p>																																							

を担当する定員、東アジア諸国等との産業統計国際比較体制整備の推進及び統計専門家育成事業の拡充に伴う追加業務を担当する定員を要求した。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日
	「経済成長戦略大綱」(平成 18 年 7 月、財政・経済一体改革会議決定、平成 19 年 6 月改定)	平成 19 年 6 月 19 日	第 2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新) 4. 経済社会や産業構造の変化に即応した統計改革の加速化 (本文) 我が国経済・産業における生産性を向上させるためには、業種別、規模別、国際間等の生産性比較が可能となるよう経済社会や産業構造の変化に迅速に対応した統計整備が不可欠である。そのような状況の下、戦後 60 年ぶりに抜本的に改正された統計法(平成 19 年 5 月 23 日公布)に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、統計委員会の調査・審議を踏まえ、政府全体として 2008 年度中に公的統計の整備に関する基本的な計画を定めるなど、統計改革を加速化する。具体的には、我が国における包括的な産業構造等の経済活動を同一時点で網羅的に把握するとともに、より高い精度の事業所母集団情報の整備を行うため、2009 年及び 2011 年に経済センサスを実施する。また、サービス統計の抜本的拡充、統計作成の効率化のための行政情報の活用、定量的な経済社会、産業分析に必要な統計データの二次利用等を積極的に行う。

<p><b>施策名</b></p>	<p>通商政策</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>国際的な枠組みの整備や内外の制度調和により経営資源が容易に国境を移動できる環境を整備し、我が国企業の事業活動の円滑化と貿易の拡大、投資の拡大等による各国・地域との経済関係の緊密化を図る。上記施策目的を達成するため、より具体的に、以下の4つの目標を掲げてその実現を果たしていく。</p> <p>すなわち、海外とのモノ、資金、人、技術などの交流を促していくことによって、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国民(自然人、法人)の富の増大を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－実際のビジネスの増大、ビジネスコストの削減に繋げていく。</li> </ul> </li> <li>② 国民生活の基礎物資(資源エネルギーなど)を確保していく。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－国民生活・産業活動で必要となる基礎物資の質、量、価格(適正価格)面での確保を図る。</li> </ul> </li> <li>③ 国及び国民の国際化・国際競争力の強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－対内直接投資の促進、人材の交流等を促す。</li> </ul> </li> <li>④ 日本という国の魅力の増進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－国際社会での日本のプレゼンスの向上を図る。</li> </ul> </li> </ol>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価)</p> <p>これまで、主に二国間関係を強化する事業を中心に諸外国との貿易・投資の活発化、経済関係の緊密化を図ることを行ってきた。しかし、我が国を取り巻く国際環境は変化を見せ、我が国企業は既に広範に事業展開を行っているなど、東アジア諸国との経済的相互依存関係が高まりつつある。こうした現状を踏まえ、平成18年度から、東アジア諸国と中心に取組が進んでいる経済連携促進を支援する事業及び東アジア地域における各国の制度調和を図るための事業を行ってきたところ。特に、アジア地域は「世界の成長センター」として著しい発展を遂げ、「世界の工場」としての地位を確立した。日アセアン包括的経済連携(AJCEP)の署名等、FTA/EPA網も整いつつある。また、中産階級の台頭を背景に豊かで繁栄した社会へ発展する萌芽も見られる。一方、域内経済格差、環境・エネルギー制約、インフラ不足、人材育成等、成長を続けるための大きなボトルネックが存在している。</p> <p>このような状況の中、我が国として、「アジアの発展に貢献し、アジアとともに成長」していくため、「環境と共生しつつ発展するアジア」、「成長をリードするアジア」、「中産階級のアジア」、「開かれたアジア」を目標として、「アジア経済・環境共同体」構想の実現を目指す。なお、本構想の推進には、平成20年6月に新たに設立された「東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)」を最大限活用し、積極的に取り組む。21年度要求にあたっては、この東アジアにおける取組をさらに推進するために、関連事業を継続、拡充する。またWTOについては、平成20年7月の閣僚会合における交渉の積み重ねを土台に、ドーハ・ラウンドの早期の妥結に向けて積極的に取り組む。</p> <p>EPA(経済連携協定)について、貿易自由化、投資、サービス、知的財産等幅広い分野で質の高い協定とするとともに、実際にビジネス環境の改善につなげるための取組や、原産地証明制度等の利便性を向上する取組を強化する。また、「東アジア包括経済連携(CEPEA)」構想や、EU・米国等の大市場国との経済連携に向けた取組を積極的に推進する。さらに、投資協定については、実際のニーズに応えることを主眼として迅速かつ柔軟に交渉を進めることとし、当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国等を重点的な検討対象とする。</p> <p>WTO体制下でのルールに基づく自由貿易体制を維持・強化するとともに、保護主義を牽制し、先進国・途上国双方の貿易拡大により世界全体の景気浮揚につなげるため、ドーハ・ラウンドの早期妥結に向けて粘り強く取り組む。</p> <p>また、地球温暖化問題の解決や、貿易・投資に係る課題の解決、知的財産保護の徹底等に向けた国際的な取組を促すため、APEC等の活用方策についても、戦略的に検討する。</p> <p>(必要性)</p> <p>企業活動のグローバル化が進展する中、我が国企業は、国際展開に当たり、各国間の制度の相違や制度自体の不備、情報不足等により諸々の困難に直面している。こうした状況の下で、我が国企業の事業活動を支援し、我が国経済を活力あるものとしていくためには、国境を越えた事業環境の自由化・調和・安定化等を通じて自由な経済活動を可能にすることが求められている。国際的な事業環境の自由化・調和・安定化は、国・地域ごとに異なる経済ルールへの対応のための調整コストを低減させ、我が国企業の国際事業活動の円滑化に資するという公共的性質があり、対外経済政策の一貫として行政の関与が求められる。また、ダイナミックに成長するアジア及びBRICsの市場や供給力という機会をとらえるためには、アジアの発展に貢献し、アジアとともに成長するといった視点が重要である。そのため、米欧等との連携の下での、「アジア経済・環境共同体」構想の実現等を通じて海外市場を獲得するための環境整備を行うことが必要であり、平成20年6月に新たに設立された「東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)」の政策提言・調整機能も最大限活用して、効率的な協働を実現するための整備制度インフラの整備等に行政が積極的に取り組む必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>例えば、WTO交渉により、我が国のみならず全世界で農産品・非農産品の貿易自由化が達成された場合には、世界銀行の試算では世界全体で2,870億米ドル(2005年)、OECDの試算では680億米ドルの所得向上が得られる(2006年)。また、サービス貿易自由化や規模の経済性の効果も含めた場合には、世界全体で24,173億米ドルの所得向上、我が国だけでも約4千億ドルの経済効果があるとの試算がある(2006年、独立行政法人経済産業研究所)。また、日メキシコ間の貿易額は、2005年4月のEPA発効後増加しており、2004年度から2007年度の日本からメキシコへの輸出額は約5,922億円から約11,497億円の1.9倍、メキシコから日本への輸入額は約2,395億円から約3,945億円の1.6倍(財務省貿易統計)とな</p>

っている。通商政策の交渉実現によって我が国経済へ与える影響の大きさが伺える。また仮に、東アジア包括的経済連携(CEPEA)が締結された場合には、域内関税の撤廃などにより、我が国のGDPを0.54%程度押し上げる効果があるとされる(日本経済研究センター「ASEAN+6経済連携の意義と課題(2007年度アジア研究報告書)」より)など、本施策の実施・推進は、日本経済の発展にとっても有効な手段であるといえる。

**(有効性)**

WTO、EPAなど貿易投資円滑化に資する制度の構築、運用を通じた国際的な事業環境整備の推進は、企業の国際展開の費用を政策的に引き下げ、更なる企業活動の国際化と企業便益の増大をもたらす、我が国全体として見れば、生産性の向上と所得収支の増大につながる。また、諸外国とのビジネス環境整備、経済関係緊密化を図るための各種事業の実施により、各種セミナー開催数及び参加者数の増加、安定した専門家の派遣回数継続、我が国や企業環境にかかる参加者からの高い評価の獲得などを得ることは、我が国がグローバル化の中で持続的に成長していくための必要最低限の要件であるといえる。また、諸外国との経済連携促進のための事業の実施により、各国との経済連携が進展、協定締結国の増加などの効果が得られる。さらには、東アジア域内における制度調和等を図るための事業の実施により、域内における事業環境の整備が進む効果も得られる。したがって、これら事業の実施によって、企業間取引が活発化し貿易額、投資額の増加が図られるだけでなく、我が国全体の魅力の向上や生産性・生活水準の向上など波及的な効果も大きいといえ、施策目標の達成に大きく寄与すると考えられる。

**(反映の方向性)**

- 東アジア地域における経済関係の強化を図る基盤を整備する観点から、東アジア域内における制度調和(産業統計、物流、投資環境)に取り組むための東アジア大等の対外経済政策推進対策費について継続する。
- 経済連携への取組を強化するため、研修生受け入れ、専門家派遣といった人材育成事業の実施など、経済連携促進にかかる産業高度化推進事業について継続する。
- 東アジア域内の経済発展格差の是正や持続的成長を図るため、東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)が行う、貿易、投資、産業政策、エネルギー、環境、人材育成、基準認証、知的財産などの分野に関する施策提言・調整、調査研究等のための、「東アジア経済統合研究協力拠出金」について継続する。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
我が国企業の事業活動の円滑化と貿易の拡大、投資の拡大等による各国・地域との経済関係の緊密化	貿易額	億ドル		11,169	12,266	13,338	14,000 (21)	施策目標の達成を 総体的に測るための 指標
	対外・対内 直接投資 額	億ドル		487	434	957	570 (21)	

**政策評価の結果の政策への反映状況**

- 東アジア地域における経済関係の強化を図る基盤を整備する観点から、東アジア域内における制度調和(産業統計、物流、投資環境)に取り組むための東アジア大等の対外経済政策推進対策費について継続する。
- 経済連携への取組を強化するため、研修生受け入れ、専門家派遣といった人材育成事業の実施など、経済連携促進にかかる産業高度化推進事業について継続する。
- 東アジア域内の経済発展格差の是正や持続的成長を図るため、東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)が行う、貿易、投資、産業政策、エネルギー、環境、人材育成、基準認証、知的財産などの分野に関する施策提言・調整、調査研究等のための、「東アジア経済統合研究協力拠出金」について継続する。

(平成21年度予算：36.9億円【平成20年度予算：23.0億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く

**関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)**

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
○「経済成長戦略大綱」 (平成20年6月27日、経済財政諮問会議に報告)	平成20年6月27日	第1. 国際競争力の強化 2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み (1)「アジア経済・環境共同体」構想等の推進 (2)日本のイニシアティブによる経済連携等の推進とWTOドーハ・ラウンドへの積極的取組 第5. 生産性向上型の5つの制度インフラ 4. ワザ：技術革新 (2)世界的な環境の変化に対応した知的財産政策の推進 模倣品・海賊版の拡散を防止するため、昨年10月以来「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA)構想の実現に向けた協議を知的財産権

			保護に関心の高い関係国と進めており、引き続き議論をリードするとともに、当該構想の早期実現に向けた取組を加速する。
--	--	--	--



<b>施策名</b>	貿易投資促進
<b>施策の概要</b>	<p>我が国地域・企業にとって意義の高い対内直接投資を促進するとともに、我が国の貿易・投資の円滑化を図り、ひいては貿易・投資の拡大による各国・地域との経済関係の緊密化や我が国経済の活性化を図る。</p> <p>これにより、外国企業の資本、技術、人材、経営ノウハウ等を導入することで、中小企業も含めた地域経済の活性化を図り、我が国の生産性向上に寄与する。</p> <p>さらに、国際紛争や相手国の債務問題の発生に伴う送金規制など、貿易・投資を巡るリスクが企業活動に与える影響を最小化させる(貿易保険)。あわせて、日本文化、日本ブランド、地球規模の新たな課題への対応策などの日本のソフトパワーや価値観を世界に発信し、貿易・投資相手国としての日本の魅力を高める(国際博覧会)。また、対日投資円滑化事業によるセミナー・相談会の開催を通じ、中小事業者・個人起業家の輸入品に対する正しい理解を促進することにより、貿易の円滑化に資する(対日貿易円滑化事業)</p>
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価)</p> <p>日本の人口構造は急速に高齢化しつつあり、また少子化で人口そのものが縮小し始めている。その結果、今後、労働力が減少かつ高齢化し、家計貯蓄率が低下し、また、全国の人口減少地域では空洞化や社会基盤の脆弱化が懸念されている。このような労働力の縮小や高齢化を克服するためには、生産性の向上が不可欠であり、そのためには豊かな資金供給の下で投資を進め、技術革新を促進することが求められる。そのため、政府としても更なる対日投資促進を推進するため、平成18年3月に対日投資会議(議長：内閣総理大臣)にて「2010年に対日直接投資残高を対GDP比で倍増となる5%程度」とする新目標を掲げ、同年6月に「対内直接投資加速プログラム」を取りまとめ、同プログラムの中で、主に①地域(地方自治体等)による海外からの投資誘致に向けた取組強化、②法制や税制を含めた投資環境の整備、③海外での広報活動や海外セミナーなどの機会を通じた我が国の魅力の発信などの施策を掲げている。加えて、対日投資有識者会議(2008年1月、内閣府経済財政政策担当大臣の下に設置)が2008年5月に発表した「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」を踏まえ、「対日直接投資の促進」が「骨太の方針2008」にも盛り込まれ、今後、政府一体で積極的な取り組みが必要となっている。</p> <p>また、我が国の貿易・投資の円滑化の観点から、貿易保険は、国際紛争、債務問題の発生に伴う送金規制など、民間の通常の保険では負担できない企業活動のリスクを、国の絶対的な信用力を背景としてカバーする保険であり、欧米はじめ各国とも最終的にリスクを負担する仕組みにより各国企業の貿易投資活動を支援しているため、我が国企業の国際競争力の維持・向上の観点から産業インフラとして必要不可欠なシステムとなっている。</p> <p>さらに、貿易・投資を円滑化する上では、日本が他国から魅力ある貿易・投資相手国と認識されることが有益であるところ、国家レベルでの文化・ブランドの発信等は、各国がこぞって展開している国家的戦略となっている。特に、世界中から大きな注目を集める国際博覧会は、国際社会に対し、我が国のソフトパワー、価値観を訴えていくための有効な機会である。</p> <p>(必要性)</p> <p>外国企業誘致は地域経済の活性化・雇用の促進等に資するものであるが、現状では外国企業の進出先は首都圏に集中しており、地域における外国企業件数の実績は少なく、これを地域に一層加速化させることは国しかできない役割である。具体的には、「対日直接投資加速プログラム」において、国及びジェトロは、地方自治体と協力するとともに、過去の全国的な実績・情報ネットワークの利点を活かして、企業発掘から企業設立、事業拡大までをシームレスに繋ぐための支援を行うと提言されている。</p> <p>貿易保険は、保険金を支払った後、国が前面に立って債務国政府から長期的に回収を行うことにより、長期的に収支を相償させる事業運営を実施しているため、営利を目的とした民間事業者による通常の保険事業とは本質的に事業構造を異にするもの。国として貿易保険の運営に関与することにより、資源エネルギーの確保や重要な二国間関係の構築に資するプロジェクトなど、民間企業のみならず国益の上でも重要な案件の実現を促進することができる。</p> <p>また、貿易・投資の円滑化を促進するための国際博覧会は、国際博覧会条約に基づき、国のみが公式参加資格を有することから、国の関与は必須である。</p> <p>(効率性)</p> <p>今後、施策の支援の元、対日直接投資が進展していけば、投資額自体の資本の流入だけでなく、我が国企業内の業務・プロセス改善などへの影響も考えられ波及効果は大きく、本施策の投資額を踏まえれば、費用対効果はきわめて大きい。</p> <p>また、本施策を展開する上でも、各事業においては下記のように無駄が少なくなるように企画設計・執行がなされており、本施策は効率性も高いといえる。</p> <p><b>【地域の投資誘致活動の強化】</b></p> <p>地方に進出する外国企業を一律に国が補助するのではなく、国と自治体・企業が行う役割を分けた上で、国は自ら支援すべきところに限定して支援する。具体的には、マッチングイベント後の接触企業との誘致相談や商談については、参加自治体・企業の自らの努力(費用負担)で行うこと、地方自治体等は、自らが行う一般的な(国内向けの)企業誘致に向けたサポート等と合わせ、海外企業が国内企業と同様に円滑な進出支援サービスが受けられるよう施策を設計すること、そして、地域の投資誘致関係機関、地方自治体等は連携体を創設し、各自の負担の下、本事業の活用を含め連携的な投資誘致活動に向けた基本的活動を行うなど、個別海外企業の地域進出支援に効率的に展開している。</p> <p><b>【投資環境の改善】</b></p>

「対日投資直接投資加速プログラム」に沿って、法制度整備を中心とする各施策に取り組む(原則として非予算措置)。なお、予算措置については、法令外国語訳化など必要な範囲に限定して行っている。

#### 【情報発信機能の強化】

外国人投資家の間で、投資先としての日本の認知度を高めるため、外国人ビジネスマンに広く購読されている新聞・雑誌において広報を行う。具体的なコンテンツや媒体の選定に当たっては、従来の広報の結果、日本の投資環境に関する海外での関心や日本に進出している外資系企業の意識に関する調査等の結果をふまえ、より外国人投資家への訴求力が高く、費用対効果の高い方法で実施する。

なお、広報の実施に当たっては、ジェトロが行う対日投資セミナー等や、自治体が行うトップセールス等と有機的に連携を図ることとし、相乗効果のできる形で、より効果的に実施することとする。

#### 【貿易保険】

基本的には、現在国費の投入無く、保険料と回収金収入により保険金等の支出を賄う収支相償により貿易保険制度を運営している。

#### 【国際博覧会】

過去の博覧会において、出展に必要な経費はほとんど全て政府が負担しており(若干の現物協賛を除く)、各国も同様である。上海博覧会においては、民間企業や自治体からより多くの協力を得ながら、官民一体での出展を目指すこととしており、民間活力も活用しながら、より効率的な形で、日本ブランドの国際的発信や地球規模での課題への貢献を通じた中長期的な貿易投資促進を進めていく。

#### 【対日貿易円滑化事業】

この5年間で予算額が半減以上しているが、徹底した事業の効率化を図ることにより、セミナー開催回数、相談対応件数を維持している。

#### (有効性)

外国投資家(特にグリーンフィールド投資(工場立地などの設備投資)を行う外国投資家)が日本への投資を行う場合、外国投資家は、日本という投資先を認識し、興味を持った後に、調査・検討の結果、日本の魅力を十分に理解し、投資をする意欲を抱いた上で、実際に投資活動を実行するというプロセスを経るものと考えられる。対内直接投資を促進するためには、これら各段階において外国投資家の視点から不足している点(そもそも投資先としての認知度が低い・我が国の投資環境を理解していない等)についての支援策を講じることが必要である。このように、「対日直接投資加速プログラム」及び「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」で掲げられた課題に直接対応した取り組みを展開していることから、対内直接投資の拡大に向けて効果的であると考えられる。

我が国企業の国際展開に当たっては、諸外国の投資環境や市場に関する情報収集能力や資金調達などが課題となっている。諸外国の投資環境や市場に関する情報提供、融資、事業リスク回避のための保険制度の運用を行い、企業の国際展開を円滑にすることにより、我が国の所得収支の拡大がもたらされる。

貿易保険については、通商政策、資源エネルギー政策上のツールとして活用することにより、我が国にとって重要な二国間関係の構築、資源の確保を図ってきた実績があり、今後も資源などの世界的な取引が拡大が見込まれる中、引き続き、その有効性は継続されると考えられる。

さらに、国際博覧会については、過去、海外で開催された国際博覧会における来場者の日本館に対する評価は、参加国の中でも毎回上位をキープしているという調査結果が出ており、来場者の日本館に対する注目度は非常に高い。上海博覧会においても、日本の文化・ライフスタイル・価値観やそれらを具現化するコンテンツ等の発信、エネルギー・環境問題などの地球的規模の課題への我が国の取組の紹介や解決策の提示、情報通信等の我が国の最先端技術の提示などを行うことで、日本ブランドの国際的発信、グローバルな価値への貢献、中長期的な貿易投資促進に資する。

対日貿易円滑化事業については、昨年度実施した同事業に関するアンケート調査結果(回答数 255名)によれば、小口輸入ビジネスを行っている者 106名、これから小口輸入ビジネスを検討する者 108名と全体の80%以上の者が小口輸入ビジネスに関心を示している。また、セミナー・相談会を受講後に小口輸入ビジネスを開始した者が前回の調査(2004年に実施)では、44名であったが、公開の調査では79名と増加した。

#### (反映の方向性)

- ・ 対日直接投資有識者会議が発表した「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言(2008年5月)」を踏まえ、外資誘致による地域活性化の実現を図るべく、引き続き、政府として積極的な取り組みが必要である。
- ・ 平成19年度に当該事業を採択した地域に対する調査結果から、地域において国内企業と外国企業のマッチングを行う人材が不足しているという要望が強く出ていること、対日投資有識者会議の提言において民間出身者の知見を活用することが提示されていることから、新規に民間出身の専門人材であるマッチングコーディネーターを配置する。
- ・ 地域への波及効果の高い対日投資を呼び込むため、地域中小企業の魅力(技術力の高さ等)を効果的に海外へ発信し、産業分野別広告に重点的に取り組む。
- ・ 2010年(平成22年)5月の上海博覧会に向けて、日本館建築の完了や接客要員の確保・研修、催事計画の策定等、21年度中に日本館出展に必要な諸準備を基本的に完了させる必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

1. 我が国経済の活性化に資する対内直接投資の促進						
指標	H16年末	H17年末	H18年末	H19年末	H20年末	目標
①対日直接投資残高(兆円)	10.1	11.9	12.8	15.1	—	平成22年に対日直接投資残高の対GDP比が倍増となる5%程度
②対日直接投資残高対GDP比(%)	2.0	2.4	2.5	2.9	—	〃

2. 我が国の貿易・投資の円滑化						
指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標
③所得収支(億円)	96,550	126,224	142,515	167,677	—	所得収支の拡大に資する。

3. 国際博覧会を通じた日本ブランドの発信及び愛・地球博の理念継承

上海博における日本館への来館者数。

来場者に対するアンケートによる意識変化の把握。

政策評価の結果の政策への反映状況

1. 我が国経済の活性化に資する対内直接投資の促進

- 地域中小企業との連携による技術提携や海外販路拡大の見込みが高い外国企業とのマッチングを重点的に支援する。また、効果的な直接投資の呼び込みを図るため、個別の地域による外国企業誘致活動ではなく、複数の自治体が広域的に連携した外国企業誘致活動の調整・誘導を行う。
- 日本の魅力、投資環境を海外に発信するに際しては、地域中小企業が有する優れた技術や地方自治体における産業集積に関する情報等を重点的にとりあげ、技術提携、企業立地等の投資先として魅力的な国であるというメッセージを発信する。

2. 我が国の貿易・投資の円滑化

- 対外取引におけるリスクが我が国企業に与える影響を最小限なものとし、貿易・投資を円滑化するため、貿易再保険特別会計において、従来と同様に21年度においても再保険金支払のために必要な予算措置を行う。併せて、過去に国の判断として行った債務削減により、利用者負担の原則で運営している貿易再保険特別会計に生じた影響額を補うため、同特別会計に繰り入れを行う。  
また、平成19年12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、独立行政法人日本貿易保険の在り方について、会社法の法的枠組を活用した新しい組織形態に移行することを通じて、経営の自由度と効率性を高めるべく検討を進める。
- 2010年上海国際博覧会において、日本として魅力的なパビリオンの出展を行う。19年度に基本計画を策定、20年度に実施計画の策定、パビリオンの建設、展示物の製作、情報提供活動等を行う。20年2月に策定された基本計画をふまえ、21年度はパビリオンの建設、展示物の製作、情報提供活動に加え、運営体制の整備や催事の企画等を実施する。
- 対日貿易円滑化事業については、21年度も引き続き、地方の公共団体、貿易関係団体と連携、セミナー・相談会を実施し、貿易(輸入)・投資の円滑のための情報提供事業を積極的に展開する。

(平成21年度予算：30.2億円【平成20年度予算：27.7億円】)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第169回国会福田総理施政方針演説	平成20年1月	日本への投資に関する制度をより透明性の高いものに変え、対日投資の倍増計画を確実に達成します。
安倍総理所信表明演説(抜粋)	平成19年1月	外国から我が国への投資を倍増する計画を早期に実現します。
安倍総理所信表明演説(抜粋)	平成18年9月	地方の活性化にも資する海外からの投資を2010年にGDP比で倍増する計画の早期達成を目指します。
対日直接投資加速プログラム	平成18年6月	小泉政権は、対日直接投資の促進を重視し、平成15年1月の施政方針演説で投資残高を5年間で倍増することを宣言し、対日投資会議を活用してさまざまな制度改革を進めてきた。外国からの投資は日本にとって脅威ではなく、日本の構造改革に資するものだとの考えが強調された。そうした努力の積み重ねの結果、最近に至って、その目標は予定どおりほぼ達成される見通しが見えてきた。
日米投資イニシアティブ報告書	平成19年6月	2001年6月の「成長のための日米経済パートナーシップ」の枠組みに基づく投資イニシアティブ立ち上げから6年を経て、日米双方における一層の投資環境の改善や、対内直接投資の果たす役割についての理解の促進に向けた両国政府の活動は定着してきた。また、本イニシアティブにおける公共プログラムについては、

		<p>外国からの対内直接投資がもたらす利益を広報するだけでなく、日米双方の企業関係者が接触し、投資、雇用創出及び成長を促進することとなる具体的なビジネス上の機会につき議論する場となっている。</p> <p>日本においては、近年の規制改革の動きと、国・地方が一体となった対日直接投資促進に向けての努力が、小泉前総理による直接投資残高倍増目標の達成に向けて着実な対日投資の増加をもたらした。安倍政権は主要政策目標の一つとして外国直接投資奨励と、更に新目標として対日直接投資残高を2010(平成22)年までにGDP比で5%程度にすることに引き続き取り組むことを表明した。この目標を達成するためには、日本政府は外国からの投資誘致に積極的な取り組みを続けて行くことが必要である。日本政府は本イニシアティブで提起されている問題点の解決のため努力を継続し、更なる事業改善を進めてゆく方針である。</p>
グローバル経済戦略	平成18年	<p>「1997年ぐらいまでは、国内マーケットだけで十分だった。国内マーケットの縮小が生じた。最近になって、やっと各出版社とも、海外に売り込まないとまずいとの危機感を持っている。」</p>
21世紀新農政2006(食料・農業・農村政策推進本部決定)	平成18年	<p>農水産物や加工食品の輸出総額を倍増(09年までに6,000億円)するため、具体的な輸出品目や販売促進活動支援などの推進体制を整備する等。</p>
経済成長戦略大綱	平成18年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報・資金等の環境整備を通じた中小企業の国際展開</li> <li>・ 農林水産業の国際競争力強化(「攻めの農政」の視点に立った国際戦略)</li> <li>・ 内需依存型産業・製品の国際展開支援</li> <li>・ 優れた投資環境づくりによる対日直接投資の倍増</li> </ul>
2010年上海国際博覧会に対する公式参加について(閣議了解)	平成18年10月	<p>先般中華人民共和国政府から参加招請があった2010年上海国際博覧会に対し、我が国は、独立行政法人日本貿易振興機構を参加機関として、これに公式参加するものとする。</p>
経済成長戦略大綱(改定)	平成19年5月	<p>⑥ 国際博覧会の場を通じた地球的課題解決に向けた海外発信</p> <p>今後海外で開催される国際博覧会の場を通じ、わが国の伝統、テクノロジー、ライフスタイルが織りなす文化力を官民一体となって国際的に発信し、2005年日本国際博覧会の「地球的規模の課題解決」という理念を継承・発展していくとともに、アジア・ゲートウェイ構想とも連携をとりつつ日本の魅力も発信する。</p>
「骨太の方針2008」(別紙) 成長戦略実行プログラム	平成20年6月	<p>内閣府、経済産業省及び関係省庁等は、平成20年秋中に「対日直接投資加速プログラム」(平成18年6月20日)を改定し、着実に進め、対日投資の拡大を図る。</p>

施策名	経済協力の推進
<p>施策の概要</p>	<p>途上国の経済発展を支援するため、途上国の貿易・投資環境を整備するための経済協力を推進し、ひいては、我が国と当該国との貿易・投資拡大を通じた経済関係の深化を図る。具体的には、下記の3つの目標の実現によって、経済協力を活用した東アジア等の貿易・投資環境の整備を目指す。</p> <p>① 産業・物流インフラ整備の促進 途上国及び我が国産業界ニーズを踏まえたインフラ整備を促進する。 (指標:円借款案件形成調査の成果(円借款要請等の具体化率)、円借款供与額(E/Nベース))</p> <p>② 制度インフラ構築支援:「アジア標準」の創出・展開 重点化すべき制度インフラ整備案件を検討・共有し、アジア標準の創出・展開を図る。 (指標:アジア標準の実績・計画、普及した/目指す国、普及率等)</p> <p>③ 産業人材育成の強化 東アジア等における産業人材育成を通じ、現地企業のパフォーマンス向上を図る。 (指標:事業実績(国別、産業別、コース別)、研修参加者や企業等による評価、パフォーマンス向上への寄与等)</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 我が国は先進国の一員として、途上国の発展に寄与するとともに、国際社会の平和と発展に貢献することが求められている。このため、インフラ整備や人材育成といった経済発展基盤整備に対して、円借款のための案件形成調査と技術協力を主なツールとした経済協力を実施するとともに、民間投資の活力を引き出していくといった、我が国独自の途上国発展政策を実施していくことが必要である。これが途上国との経済関係を深化させ、ひいては我が国経済・産業に裨益するという観点からも重要である。</p> <p>(必要性) 従来より、我が国企業は東アジア地域において国際事業ネットワークを形成し、同地域における経済成長のダイナミズムを取り込んできたことから、現在行われている経済連携交渉なども踏まえ、今後とも東アジア地域との関係を深化・拡大させていくことが重要であり、引き続き、貿易・投資環境整備のための同地域における経済協力を推進していくことが必要である。また、アフリカ諸国に対する経済協力の必要性の高まりから、アジアの経験を活かし、あらゆる経済協力ツールを活用した柔軟なやり方で着実に実行していくことが求められている。</p> <p>こうした経済協力は、中長期的な観点から、一体性と一貫性をもって実施する必要があること、途上国の開発政策と我が国の経済協力の調整を図ることが求められていること、国際社会における連携も必要とされることから、国として取り組むことが求められている。円借款事業や技術協力については外務省、財務省ほか関係省庁と連携して実施しているが、経済協力の企画・立案においては、通商・経済政策上の観点や、我が国のエネルギー・環境政策上の観点が欠かせないことから、我が国産業界や大学などと連携し、関係者の技術や知見を適切に活用していく必要があり、経済産業省がリーダーシップを取って積極的に関与していく必要がある。</p> <p>(効率性) 途上国の経済発展レベルや産業発展の段階を踏まえ、経済協力の内容・重点がそれぞれ異なることに留意しつつ、各経済協力ツールの選択と集中を行い、効果的、効率的に組み合わせることで、本施策の費用対効果を維持・強化していくこととする。特に、近年、我が国の財政事情が厳しい中で、経済産業省のODA費も、ピーク時の558億円(平成9年度)から、平成20年度予算では283億円にまで約5割減少している。この間、政府全体でもODA額が約4割減少するなど、予算をめぐる環境は極めて厳しい状況であるが、一方で支援する対象や制度の絞り込みや他制度との組合せにより効果的な執行に努めることとする。</p> <p>例えば、一定の基盤整備がすでに整備されている先進アセアン諸国には、民間資金に公的資金を補完的に組み合わせた方法でのインフラ整備や専門性の高い人材を中心とした産業人材育成を行い、更なる民間投資促進を通じた国際競争力強化に注力する。また、一定の発展を遂げている中進アセアン諸国については、投資環境改善による産業集積の確立に向けたハード・ソフトインフラ整備、中小企業振興及び裾野産業支援のための人材育成等を行う。さらに、他国と経済格差がついている後進アセアン諸国に対しては、産業、貿易、物流拠点といった基本的なハードインフラ整備など、域内の経済格差是正のための包括的な経済協力を行う。</p> <p>これらにより、現在、漸増傾向にある東アジアの貿易投資額の維持、増加を図る。</p> <p>(有効性) 我が国は、東アジアを重点地域としてODAを供与し、相手国との外交関係の強化や経済発展基盤の整備を支援することで、経済関係の深い同地域の貿易投資環境整備を行ってきた。特に東アジア地域は、発展段階に差があることから、それぞれの国のニーズ(人材、インフラ、制度など)に応じた経済協力を通じて、内外から多くの民間投資が行われ、東アジア諸国の経済発展に寄与してきた。主要アジア諸国に対する我が国の経済協力はいずれも大きな割合を占めており、経済協力なくしては現在の発展に支障を来していたことが十分予想される。引き続き、途上国の産業人材育成や制度構築支援などソフト面での経済協力や、円借款によるハードインフラ整備といった経済協力に取り組むことは、従来から緊密な関係にある東アジア諸国やアフリカ諸国と今後とも連携を一層深めていくことにつながり、ひいては我が国経済・産業の発</p>

展に裨益することから、その波及効果は大きい。

**( 反映の方向性 )**

アジアやアフリカ諸国等の途上国の自立的経済発展を支援するため、当該国の発展状況に応じて、経済協力ツールを効果的・効率的に組み合わせる必要がある。21 年度要求では、TICA DIVで我が国政府がコミットしたアフリカ向けODAの増強や資源確保の更なる推進、低炭素社会の構築に資する事業を中心に増額要求を行っている。一方、より一層効率的・効果的な執行を行うために、政策ニーズや執行状況の観点から事業内容の見直しを行い、一部事業の廃止や減額要求を行っている。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	
<b>【産業・物流インフラ整備の促進】</b>					
①円借款案件形成調査の成果(円借款要請等の具体化率(注))	33.3%	54.5%	27.8%	N/A	
②円借款供与額(E/N ベース)	6,545億円	5,666億円	8,435億円	9,448億円	
<b>【制度インフラ構築支援:「アジア標準」の創出・展開】</b>					
①: 制度インフラ構築支援を目的として実施したプロジェクトの件数	87 件	87 件	77 件	61 件	
②アジア標準の当該国での導入実績	N/A	N/A	N/A	N/A	
③アジア標準制度の活用状況(公害防止管理者、診断士等)	N/A	N/A	N/A	N/A	
<b>【産業人材育成の取組強化】</b>					
①: 研修参加者数及び研修生・企業の満足度、受入研修生数					
経済産業人材育成支援研修事業	受入研修生数	4,389名	4,501名	4,054名	4,010名
	海外研修生数	4,954名	4,887名	4,056名	3,745名
	研修生満足度	93%	94%	97%	97%
	派遣元企業満足度	95%	93%	92%	91%
②専門家派遣者数及び受入企業数、専門家派遣者数					
経済産業人材育成支援専門家派遣事業	専門家派遣者数	137名	152名	135名	122 名
	専門家受入企業数	137社	152社	135社	122 社

(注) 調査終了後から現在までの間に円借款案件として要請された案件数またはロングリスト(円借款要請候補リスト)に掲載された案件数の調査実施件数の合計に占める割合。なお、平成18年度においては、具体化率は減少しているが、途上国政府において円借款要請の検討が進められている等、円借款要請に向けた動きがある案件は6件となっており、これらを含めた場合、具体化率は61.1%となる。

\*制度インフラの指標の 、 については、平成19年度からの指標設定のため、実績値は入手不可(N/Aと記載)。

**政策評価の結果  
の政策への反映  
状況**

**(1) 産業・物流インフラ整備**

我が国企業が多数進出している途上国において、これら途上国の発展及び進出日系企業の活動のボトルネックとなっている発電、道路、鉄道等の産業・物流インフラの整備を、主として我が国の優れた技術・ノウハウを活用しつつ実現するプロジェクトについて調査を実施し、我が国企業の投資環境整備及び我が国の技術や製品のアジア大での「標準化」の推進を目指す。

また、近年必要性が高まっている地球環境問題及びクールアースパートナーシップによる円借款案件の形成への対応に資するコンバインドサイクル発電所、超臨界高効率石炭火力発電所、地熱発電所等のプロジェクトや我が国の資源確保に資する道路・鉄道といった鉱山周辺インフラ整備プロジェクトの組成さらには、TICADIVの成果をふまえ、アフリカの成長につながる円借案件の形成にも、重点的に取り組み、これら政策ニーズへの対応を図る。

**(2) 制度インフラ整備(アジア標準)**

東アジア経済連携強化の中で、各国相互の利益となる経済制度・システムの構築を図ることを目的とする。このため、従来は重要性の高い分野を重点5分野(知的財産権の保護、基準認証制度整備、物流の効率化、環境・省エネ、産業人材育成(資格制度等))として設定し、経済産業技術協力の重点的な展開を行っていた。この基本的枠組みを維持したまま、平成19年7月に経済成長戦略大綱における要請に基づき、経済産業技術協力研究会報告書で「アジア標準」として7つの制度システムを選定したところではあるが、平成20年にその見直しを行い、①エネルギー管理士、省エネ基準等②公害防止管理者制度及び公害防止技術の普及③LCA&エコデザイン推進体制基盤構築支援④3R法制度・規格整備、リサイクル技術インフラ整備⑤化学品安全情報管理⑥中小企業経営基盤強化に係る制度(中小企業診断士制度等)⑦情報処理技術者試験、スキル標準⑧物流専門人材育成制度(物流技術管理士、管理士補、経営士等)の8つの制度を選定した。今後も引き続き、これらの制度システムを特に重点的に推進すべきものとして位置づけ、アジアへの重点的な展開を行うこととする。

**(3) 産業人材育成の強化**

アジアを中心とした開発途上国の経済成長支援に資する産業人材の育成の観点から、技術人材の育成を目的とした研修・専門家派遣等や、ローカル企業人材育成のための産業人材育成機関支援を行う。今後は、平成20年5月に改定したアジア産業人材育成・中期計画に基づき、民間企業等の経営者や技術者に対する専門家派遣や研修を戦略的に実施するとともに高等教育機関等の産業人材育成機関の能力向

上を図っていく。また、経済連携協定に基づき、比看護師、介護福祉士候補者への日本語研修等を実施していく。

(平成 21 年度予算：166 億円 【平成 20 年度予算：169 億円】)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済成長戦略大綱	平成 19 年 6 月	<p>○ 日本の経験や知恵をいかした東アジア共通の産業基盤の整備 東アジアワイドの経済活動を支える制度構築、産業インフラ整備を日本の経験や知恵を最大限いかしつつ、重点化を図りながら、効果的・効率的に進める。</p> <p>具体的には、中小企業診断士、情報処理技術者試験、公害防止管理者や環境管理規格・手法など、日本で産業発展の基盤を果たした技術や制度をいわば「アジア標準」として展開する。</p> <p>また、民事訴訟法・民商事法等の基本法制や知的財産法制・競争法制等の経済法制など、東アジア諸国の産業発展の基盤となるとともに日本企業の事業活動の円滑化に資する法制度の整備・運用を支援する。</p> <p>(中略) また、産業発展に不可欠な電力、運輸、通信等のインフラ整備における地域・国ごとの状況や我が国進出企業のニーズを踏まえ、官民パートナーシップを強化し、経済協力を活用しながら、製造や建設分野における優れた技術・ノウハウを東アジア共通の基盤として普及させていく。</p> <p>○ 東アジアの成長を担う産業人材の育成 我が国企業の優れた技術・ノウハウの移転を通じて、東アジアの成長を担う産業人材を育成する。このため、企業の製造現場等を活用して、技術指導や経営手法の普及を進めるとともに、日本への留学・研修経験者と連携しつつ、現地の産業人材育成機関の自立化を支援する。また今後の東アジアの産業を担う若者を育成するための教育分野の支援を強化する。</p> <p>○ アジア等海外のダイナミズムをいかに経済協力の実施 アジアの経済成長に貢献してきた「日本型ODAモデル」の更なる展開を通じてアジア等海外における事業環境を整備し、貿易・投資の活性化を進めることにより、アジア等の経済的な活力を更に引き出すとともに、我が国の経済成長にいかしていく。</p>
第3回東アジア首脳会議	平成 19 年 11 月	<p>福田総理より、地球環境問題への取組は待たないであり、特に気候変動問題に関しては、全ての主要国が参加する実効的な 2013 年以降の枠組を構築していくとの明確なメッセージを打ち出し 12 月のバリ会合につなげていきたい、日本は公害克服の経験や環境エネルギー分野の高い技術を有するなど環境問題の解決に向けて世界をリードできる立場にあり、この点を十分に踏まえた上で、東アジアにおける「持続可能社会」の実現に向け、EAS 参加国と共に取り組むたい旨発言した上で、1) 東アジアにおける「低炭素・循環型の社会」の構築、2) 東アジアの豊かで多種多様な自然との共生、3) 東アジアにおける将来に向けた環境保全の知的インフラ作りを柱とする日本の環境協力を表明した。</p>
第 16 回海外経済協力会議結果概要	平成 20 年 5 月	<p>アフリカ向け ODA を増大させ、2012 年に日本の対アフリカ ODA を倍増する。また、2008～2012 年の 5 年間でアフリカ向け民間直接投資の倍増につながるよう、政府として、ODA や O</p>

		OF・貿易保険等を積極的に活用し、支援を行っていく。
資源確保指針	平成 20 年3月	政府は、重要な資源獲得案件の支援に当たり、外交を積極的に展開していくとともに、政府開発援助、政策金融、貿易保険などの経済協力との戦略的な連携を推進する。(閣議決定)
第4回アフリカ開発会議(TICA DIV)における福田総理開会式演説	平成 20 年5月	日本は向こう5年のあいだ、最大 40 億ドルの円借金を積極的かつ柔軟なやり方でアフリカに提供し、インフラ整備に勢いをつけるお手伝いをしたいと思っています。ここでは、アフリカ・インフラ・コンソーシアムに集うドナーとも協力して、精一杯のことをさせて頂くつもりです。
EPA交渉に関する工程表[改訂版](経済財政諮問会議提出)	平成 20 年3月	1. グローバル化する世界経済において、WTOを補完し、相手国・地域との経済関係を強化する手段としてのEPAの重要性はますます高まっている。こうした認識から、我が国は、平成 16 年 12 月 21 日の経済連携促進関係閣僚会議にて決定した「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(以下、「基本方針」)に則り、経済連携強化に向けた取組をスピード感をもって積極的に進めてきている。
骨太の方針 2008	平成 20 年6月	2. グローバル戦略 (1)世界に開かれた経済の構築 外務省、経済産業省、農林水産省及び財務省は、WTOの年内妥結に努めるとともに、① 2009 年初めまでにEPA締結国・地域を 12 以上、②2010 年に貿易額の 25%以上を目指し、質の高い経済連携の加速に取り組む。 (ア)別表の 2010 年に向けたEPA工程表を実行に移す (イ) 二国間投資協定については、実際ニーズにこたえることを主眼として、投資実績・見通し等を勘案し、より戦略的な優先順位をもって検討していく。当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国や地域の拠点国等が重点的な検討対象となり得る (ウ)我が国企業が強みをいかして海外市場で獲得する利益が過度に海外に留保され、競争力の源泉である研究開発や雇用等が国外流出しないよう、当該利益の国内還流に資する環境整備に取り組む  (6)総合的な外交力強化 (ア)経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する (イ)「平和協力国家」として、人間の安全保障を含め、国際社会において責任ある役割を果たす。平和構築分野の人材を育成する。G8北海道洞爺湖サミットや第4回アフリカ開発会議の成果を着実に実施し、アフリカ向け政府開発援助(ODA)の倍増、クールアース・パートナーシップの構築を通じて、途上国支援を充実するとともに、地球規模の課題に対しリーダーシップを発揮する。なお、他の地域・分野への支援にも引き続き取り組む (ウ)「科学技術外交の強化に向けて」(平成 20 年5月 19 日)に基づき、地球規模課題の解決に向けたODAを活用した発展途上国との国際共同研究等を展開する

施策名	貿易管理
-----	------



<p><b>施策の概要</b></p>	<p>水際における国内外の規制ニーズを迅速・的確に把握し、国際的な各種合意との整合性や適切な国内担保措置の在り方等を考慮に入れながら適正な貿易管理体制を構築することで、自由貿易に対して必要最小限の管理・調整を行い、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を図る。具体的には(1)適正な輸出入管理の実現、(2)国際ルールに適合した貿易救済制度の着実な実施、(3)経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明制度の整備という3つの目標を定め、実現を目指していく。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>安全保障貿易管理については、近年軍事技術における民生技術の広汎な活用が進展していることを十分に踏まえ、国連安保理決議 1540 をはじめとする貿易管理に係る国際的合意を早期に履行するため、また、平成 18 年以降、外為法違反容疑事案が続いているなど貿易管理の一層の実効性向上が求められているため、機微技術の流出防止強化のための制度等の整備、審査・検査体制の強化が必要である。</p> <p>また、貿易救済措置については、平成 18 年度にポリエステル短繊維に係る不当廉売関税の課税期間延長調査が、その翌年には、電解二酸化マンガン等の不当廉売課税調査がなされる等、各種調査や貿易救済措置発動を受け産業界の関心が高まってきており、今後も申請の増加が見込まれる。このため、より効率的かつ適正に調査を実施するために、法制度、運用基準、具体的な発動事例及び関税賦課決定に至る調査過程等について調査・分析等が必要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>そもそも我が国の領土の端としての国境を管理しているのが国の行政主体である以上、そこを通過する貨物につき適正な管理を加えることもまた元来行政の果たすべき役割であると言える。また、グローバル経済が深化する中、貿易が経済活動の重要な要素となっている現状においては、自由で公正な貿易活動を阻害することなく、安全保障、国民の安全・安心、環境等の観点から貨物・技術を適切に管理することは、対外取引の正常な発展や我が国または国際社会の平和・安全の維持に資することで我が国経済・社会の発展に寄与するものであり、国が主体となって対策を講じる必要がある。</p> <p>仮に当該施策が実施されなかった場合、自由貿易に対する必要最低限の管理・調整がなされないため、自由貿易の名の下に安全保障上機微な貨物や技術がテロリストや懸念国等に渡り、国際社会の平和及び安全に重大な脅威となるほか、公正な競争を妨げる不当に安い輸入商品により我が国産業が大きな影響を受けるなど、国内外の平和・安全等に混乱をもたらすこととなり、ひいては我が国経済・社会の健全な発展を損ねることになりかねない。</p> <p>かかる必要性を踏まえ、輸出入の改善・調整、通商協定の実施等を所掌する経済産業省には、外国為替及び外国貿易法(外為法)等に基づく輸出入等の管理やWTO協定に基づく貿易救済措置の運用、EPAに基づく原産地証明制度の整備等が求められている。</p> <p>(効率性)</p> <p>外為法第一条に謳われているとおり、外為法上の貿易管理は「必要最小限の管理又は調整」を旨とするため、過剰規制に配慮しつつ、施策展開を行っている。規制の執行に当たっては、例えば、輸出者への普及・啓発活動や各企業における自主管理の促進も併せて進めているほか、審査手続においてインターネット等の諸ツールの活用、包括的な許可制度の活用等、さらなる効率化に向けて不断の努力を行っている。</p> <p>貿易救済措置に関する調査は、WTO協定上認められた手続であり、他の手続により輸入制限的な措置を講ずることは認められない。また、我が国の調査事例の蓄積や諸外国の類似事例の収集・分析等を通じ、業務執行における効率性の向上に努めている。(ただし、調査の対象、必要とされる手法は案件によって大きく異なることから、1件あたりの調査コストを数値目標化することは困難である。)</p> <p>(有効性)</p> <p>安全保障貿易管理に関する情報収集・調査により、大量破壊兵器等の開発や迂回輸出等を行う主体やそのプロセス、また必要とされる貨物や技術等についての詳細なデータを収集することができ、これらデータを分析してその結果を反映することで、より実情を反映した輸出管理制度の構築とその執行が可能となる。また、アジア各地における輸出管理セミナーの実施は、我が国において整備された制度等を各国・地域に周知することで国際的な輸出管理体制の強化を促すものであり、結果として第三国を迂回した輸出を防止することにつながる。さらに、事前・事後の審査体制を強化し、その質の向上を図ることで、より実効性の高い貿易管理を実現できる。</p> <p>貿易救済措置を頻繁に発動する主要国の貿易救済措置の制度に関し、法制度、運用基準、具体的な発動事例及び関税賦課決定に至る調査過程等について調査・分析を行うことにより、WTO協定整合性を備え、かつ迅速な貿易救済措置に関する調査の実施が可能となる。また、これにより調査当局の能力の向上が図られるとともに、貿易救済措置の発動を求める国内生産者の要望に迅速に応えることが可能となる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国、EC等、貿易救済措置を頻繁に発動する主要国の貿易救済制度に関し、法制度、運用基準、具体的な発動事例及び関税賦課決定に至る調査過程等についての調査・分析等の予算を要求。</li> <li>・ 安全保障貿易管理の実効性向上のため、大量破壊兵器開発が懸念される国の大量破壊兵器等の開発動向等に関する情報収集・調査等の予算を要求</li> </ul> </li> <li>○ 機構定員要求</li> </ul>

- ・銃器及びその部品並びにナイフ等に対する輸入規制の厳格化に対応するため、必要な定員を要求した。(定員要求:1名)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
適正な輸出入管理の実現	アウトリーチセミナー開催件数	件	2 (16年度)	4	5	5	6 (20年度)	輸出管理の実効性強化のため、企業等における法令遵守の取り組みの促進、アジア諸国による輸出管理制度の整備の支援を行っており、アジア諸国に対する現地セミナーの実施、企業等に対する説明会の実施と、CPの導入数は、これらの活動状況を反映するものといえるため。
	安全保障貿易管理説明会開催件数	件	47 (16年度)	51	147	88	70 (20年度)	
	輸出管理社内規程(CP)導入企業数	社	988 (16年度)	1095	1289	1418	1450 (20年度)	
貿易救済制度の適確な運用	貿易救済措置調査件数	件	1 (16年度)	1	1	2	2 (20年度)	貿易救済措置の発動には、当局による調査の実施が必要のため。

政策評価の結果の政策への反映状況

- 予算要求
  - ・ 米国、EC等、貿易救済措置を頻繁に発動する主要国の貿易救済制度に関し、法制度、運用基準、具体的な発動事例及び関税賦課決定に至る調査過程等についての調査・分析等の予算を要求。
  - ・ 安全保障貿易管理の実効性向上のため、大量破壊兵器開発が懸念される国の大量破壊兵器等の開発動向等に関する情報収集・調査等の予算を要求  
(平成21年度予算:2.3億円【平成20年度予算:2.2億円】)
- 機構定員要求
  - ・ 銃器及びその部品並びにナイフ等に対する輸入規制の厳格化に対応するため、必要な定員を要求した。(定員要求:1名)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
「貿易手続改革プログラム」	平成19年5月14日	1. 規制の見直し、手続の統一化・簡素 (2) 具体的取組み ⑤ 経済連携協定に基づく原産地証明発給手続の簡素化・迅速化、 2. 日本版AEO制度の構築 (2) 具体的取組み
「新経済成長戦略大綱」	平成19年6月19日	第1 国際競争力の強化 2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み (2) アジア等との協働を促進し、グローバル化に対応する制度の整備 ② 日本版AEO制度の構築等
「規制改革推進のための3か年計画(改訂)」	平成20年3月25日	II 重点計画事項 8 貿易 (2) 「次世代シングルウィンドウ」導入を契機とした貿易手続関連システムの利活用促進 ④ JETRAS(貿易管理オープンネットワークシステム)とNACCS(通関情報処理システム)のシステム統合等の検討、 (3) 特恵原産地規則・特恵原産地証明発給制度の再設計 ① 自己証明制度の整備

<p><b>施策名</b></p>	<p>ものづくり産業振興</p>												
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>ものづくり産業におけるイノベーションの振興や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。</p>												
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  我が国経済の基盤を成す製造業は、近年経済のグローバル化による国際競争力の激化、環境・資源制約の高まり、急速な少子高齢化と労働力不足等の大きな構造変化に直面している一方、国民が安全・安心に暮らせる社会(安全社会・低炭素社会)の実現への営みが要請されている。その中で引き続き、我が国製造業が世界における競争力を維持・向上させるためには、イノベーションの加速、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進に資する施策の実施が必要である。</p> <p><b>(必要性)</b>  イノベーションの創出は、民間企業ベースでは長期的視野に立った研究開発への投資や、補完的相乗効果を生むような研究開発が行われにくい。そのため、将来の市場拡大が期待される市場分野に資源を集中させ、官が潤滑油となって新産業の創出を促すことが必要である。  また、中小企業性の高い生活文化産業においては、連携が活発でない、情報発信力が弱い等といった構造上の問題を抱えており、産業界全体としての取り組みを促すために、産業的課題の克服に向けた官政府の役割が大きい。  製品安全については、民間企業にとっては安全・安心や環境問題の解決といった分野への投資は直接利潤を生むものではないため、投資へのインセンティブが働きにくい。そのため、官としては一定程度主導的に、有効な施策を実施していく必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b>  我が国製造業はGDPの約2割、研究開発費の約9割、輸出の約9割、法人税収の約4割を占め、我が国経済の基盤を成すものであり、今後の我が国経済の発展に不可欠な地位を占めている。本施策の実施により、イノベーションの促進や独創性ある製品が生み出されれば生活産業の差別化(ブランド化)が実現されることにより、我が国製造業全体の生産性は向上して産業強化につながり、2015年に2004年比で付加価値額25%増加の目標が達成されると、製造業の付加価値総額は140億円となり、我が国経済への波及効果は大きい。さらに製造業の発展が果たす将来の製品安全及び地球環境対策による安全・安心な社会の実現への寄与に関しては、裨益は我が国だけでなく、地球で生活をおくる者図部手に貢献できるものであり、本施策の費用対効果は大きい。</p> <p><b>(有効性)</b>  我が国製造業は、経済のグローバル化による国際競争の激化、環境・資源制約の高まり、急速な少子高齢化と労働力不足に直面しており、引き続き、世界において競争力を維持していくためには、世界や東アジアの成長を牽引するようなイノベーションを加速していくことが不可欠である。そのため本施策は、製造業に対する技術開発等への資金投入だけでなく、それを生み出す人材や技術や製品を生かせる制度等、環境の整備のために政策資源を投入することが必要であるが、本施策はそうした課題への解決に対応している。特に、本施策は製造業の事業環境の改善に繋がる展開となっており、今後の国際競争力の増加に寄与すると同時に、その成果が国民の安全・安心な暮らしの構築といった施策目的の達成に寄与するものである。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>希少金属代替材料開発プロジェクト等、資源高に対応した技術開発</li> <li>ロボット、次世代環境航空機、次世代自動車、ハイパースペクトルセンサ等の新産業群の創出に資する研究開発</li> <li>革新的製鉄プロセス、グリーンサステイナブルプロセス等の低炭素社会に配慮した技術開発</li> <li>生活関連産業ブランド育成事業、感性価値推進活動事業等の生活文化産業の促進</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="336 1720 1485 1848"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業の付加価値額(実質:兆円)※1 (2004年比伸び率)</td> <td>115.6</td> <td>121.6</td> <td>126.8</td> <td>130.4</td> <td>142兆円 (H16年比25%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)「製造業の付加価値」は、内閣府「国民経済計算」における経済活動別国内生産(実質;連結方式;2000年基準)による。</p>	指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値	製造業の付加価値額(実質:兆円)※1 (2004年比伸び率)	115.6	121.6	126.8	130.4	142兆円 (H16年比25%増)
指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値								
製造業の付加価値額(実質:兆円)※1 (2004年比伸び率)	115.6	121.6	126.8	130.4	142兆円 (H16年比25%増)								
<p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p>	<p>《予算》  (研究開発事業関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高集積・複合MEMS製造技術開発プロジェクトについては、平成20年度で終了。</li> <li>高度分析機器開発実用化プロジェクトについては、平成20年度で終了。</li> <li>高機能チタン合金創製プロセス技術開発プロジェクトについては、平成20年度で終了。</li> <li>高効率重金属処理剤研究開発については、平成20年度で終了。</li> <li>革新的次世代低公害車総合技術については、平成20年度で終了。</li> </ul>												

	<p>(平成 21 年度予算 : 103 億円 【平成 20 年度予算 : 114 億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く</p> <p>《税制》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の資産の買換えの場合の課税の特例については、企業の所有する長期保有地等を活用した設備投資需要を喚起するとともに、企業立地を促進することにより、我が国企業の国際競争力強化。</li> <li>・ 鉄鋼・セメントの製造に原料として使用する石炭の免税措置については、これら基礎素材の低廉かつ安定的な供給の確保により、我が国の広範な製造業の国際競争力の確保を図るため延長。</li> <li>・ 低公害自動車に係る税率の軽減措置については、より環境負荷の小さい自動車を促進し、大都市を中心とした大気汚染の改善を図るため延長。</li> <li>・ 植林費の損金算入の特例措置については、計画的な植林を推進し、地球温暖化問題への対応及び国内材の安定供給を図るため延長。</li> </ul> <p>《法令・ガイドライン》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化審法及び化管法について、平成 21 年通常国会への一括的な改正法案を提出。</li> </ul>
--	--

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済成長戦略大綱	平成 20 年 6 月	<p>(2) 世界の潜在需要を喚起する新産業群の創出</p> <p>「新経済成長戦略」(平成 18 年 6 月)や「革新的技術創造戦略」(平成 20 年 5 月)に基づいて、燃料電池、情報家電、環境産業等の戦略分野、新世代自動車向け電池などに加えて、特に、極限状態における高信頼性が求められる次世代環境航空機、主として国際市場への参入を目指す先進的宇宙システム、次世代軽水炉・高速増殖炉サイクルなどの新産業群の実現に向けた環境整備や研究開発を積極的に推進する。</p> <p>また、iPS細胞やロボット、高度道路交通システム(ITS)、電子デバイス(MEMS等)、超電導など、我が国が特に優位性を有する技術の果実を、できる限り早期に社会へと還元するため、積極的な実証や環境整備を行う。</p> <p>さらに、「地理空間情報活用推進基本計画」(平成 20 年 4 月 15 日閣議決定)に基づき、地理情報システムの利用拡大、衛星測位の研究開発等により、地理空間情報を高度に活用する社会の実現を図るとともに、現在の開発成果の果実を有効に活用するなど宇宙の利用・産業化を積極的に推進する。</p> <p>併せて、これら新産業群の実現に不可欠な革新的部材の開発、及びそれを実現可能にするナノテクノロジー等の研究を積極的に推進する。</p>
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月	<p>持続可能なライフスタイル</p> <p>オフィスや家庭における新エネ導入や省エネ推進のため、経済的支援や規制措置等を充実する(太陽光パネル、断熱壁や二重窓、省エネ機器、次世代自動車等)。</p> <p>低炭素社会づくり計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米・中・印等の主要排出国をはじめとする「全員参加」型の衡平で実効ある次期枠組み構築を世界に働きかけ、平成 21 年の COP 2015 での合意を目指す。このため、「クールアース 50」、「クールアース推進構想」を早急に推進し、G8北海道洞爺湖サミットはもとより、気候変動枠組条約の下での国際交渉等においてイニシアティブを発揮する。</li> </ul> <p>国民生活を支える社会保障制度の在り方等</p> <p>⑤ 「健康現役社会」への挑戦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 革新的医薬品・医療機器、福祉機器及び高齢者等を支援するロボット技術の開発・普及を進める。</li> </ul>

		<p>環境・エネルギー技術等のトップランナー構想  (ア)「環境エネルギー技術革新計画」(平成20年5月19日)の推進  低炭素社会実現に向けた我が国の技術戦略、国際的な温室効果ガス削減への貢献策、革新的環境エネルギー技術開発の推進方策について取りまとめた「環境エネルギー技術革新計画」の推進  (イ) 環境エネルギー技術の革新力強化及び普及  ① 省エネや低環境負荷の新素材・新技術の開発に対する経済的支援  ② 事業化に際しての債務保証、知財戦略の策定支援等  ③ 優れた技術の製品化や事業化を需要面から支援する政府調達を活用  ④ 環境・省エネ製品の優先的な調達(環境配慮契約法やグリーン購入法の対象範囲の拡大や、地方公共団体への拡大)  ⑤ 自然エネルギーについて、利用を抜本的に拡充するための仕組み(需給を安定・拡大する仕組み)  ⑥ 原子力に関する研究開発・利用の促進、我が国産業の国際展開支援  ⑦ 環境エネルギー技術の世界標準化、世界市場への進出</p> <p>革新的技術創造戦略  ③ 革新的技術特区(スーパー特区)  ・ 革新的技術の開発を阻害している要因を克服するため、研究資金の特例や規制を担当する部局との並行協議などの仕組みを創設する。  ・ 従来の行政区域単位の特区でなく、テーマ重視の特区(複数拠点をネットワークで結んだ複合体)であることなどを特徴とする「スーパー特区」を創設する。  ・ 平成20年度は、第一弾として先端医療開発特区を創設する。新たに、上記の仕組みに加え、研究開発費を確保し、最先端の再生医療、医薬品・医療機器の開発・実用化を促進する。</p> <p>良好な治安と災害に強い社会の実現等  ・ 「宇宙基本法」56 及び「地理空間情報活用推進基本法」57 を踏まえ、我が国の総合的な安全保障も視野に入れ、宇宙の開発利用、産業化を総合的かつ計画的に実施するとともに、衛星による測位・監視技術等の活用による災害・安全保障情報の迅速な提供及び共有、先端的な研究開発等を推進する。</p> <p>資源・エネルギーの安定供給  ・ 「資源確保指針」59 に基づき、石油・天然ガス・ウラン等の安定的な供給確保に加え、レアメタルの代替材料開発やリサイクル等の対策を行う。</p>
--	--	---

施策名	情報産業強化
<p>施策の概要</p>	<p>情報経済社会の発展を支える質の高い製品・サービスが提供され、次世代の情報経済社会を支える基盤の構築・発展が図られる上で不可欠な、我が国情報産業の競争力の強化を図るため、情報通信機器・デバイス等に関する革新的な技術の確立とその開発成果の普及及びソフトウェアの品質・信頼性及び生産性向上、開発に関する産学官の開発リソースの連携強化による人材育成や技術開発の実現を目指す。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>      企業の生産、物流、顧客管理のためのソフトウェアや携帯電話、情報家電等の製品の中にある組込ソフトウェアのように、今やあらゆる企業活動でIT化が進展している中、ITによる生産性の向上は企業競争力を維持強化する上で不可欠な要素である。しかしながら、我が国産業のIT投資効率の低さが指摘されているため、必要な対策を講じる必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b>      IT投資効率を向上させるために、IT投資の対象を機能毎に「差別化につながる競争領域」と「各社が協働して対応すべき非競争領域」に峻別し、「選択と集中」を促していくことが効果的であるが、競争関係にある企業が、このような戦略的な投資に向かうためには、どのような領域を、自らにとっての非競争領域にするかということの精査を進めるための情報を得る必要があり、その際、企業相互の情報共有や意見交換が必要となる。しかしながら、従来の慣行や産業構造を背景に、企業間の自立的な連携に委ねるだけでは、国際的な劣位を克服することは困難である。このため、例えば、ソフトウェアの共通化のための業務手順や製品仕様の標準化、ソフトウェア開発に携わる人材育成等の基盤的な領域に着目し、関連企業の協働による共同開発等に対する国の関与・支援を行うことにより、企業のIT投資の選択と集中を加速化させることが必要である。</p> <p><b>(効率性)</b>  <b>【情報通信機器・デバイス】</b>      共同の基盤となる技術の開発・標準化は、情報産業内で企業毎にバラバラに行われていた同一分野に対する研究開発投資の無駄が減じるとともに、競争優位、差別化の確立につながる技術への投資が可能となることから、効率性・費用対効果は高いと考えられる。試算では、本施策の実施により、国内市場のみならず、大きな成長が見込まれる海外市場でのマーケットシェア確保が期待され、新産業創造戦略において、情報家電関連の世界市場規模は2003年の約54兆円から、2010年には約96兆円に成長すると試算されている。</p> <p><b>【情報サービス・ソフトウェア】</b>      ソフトウェア産業は、個人、ベンチャーであっても、高い能力を持って、市場ニーズに合致する革新的な製品を提供できれば、一気に産業構造を変えうる企業となることも多く、このような分野での才能ある個人、ポテンシャルのあるベンチャー企業を、すぐれた「目利き」によって、発掘・育成するスキームは、コストに比して大きな効果を上げるものである。</p> <p>また、ソフトウェアの生産性・信頼性を高める手法、OSSの活用促進に向けた課題の解決手法等が、体系的に整理され、公開・普及することにより、同様の課題に直面する多くの企業が、問題解決にかかるコストを節約できることになることから、投入コストに対する効果は大きいと考えられる。こうした措置により、情報サービス・ソフトウェア産業の付加価値額を、2015年度において、2004年度比で約25%増加させる。</p> <p>なお、「産学連携ソフトウェア工学拠点の整備」の中では、文部科学省と連携し、データ分析、ツール開発などの共同作業を行い、実用レベルのプロジェクトモニタリングツール(EPM)のリリースを実現した。</p> <p><b>(有効性)</b>      本施策の実施により、企業における効率的な研究開発の推進と、研究開発プロジェクトを通じた産学官の連携などの整備が行われ外国企業との競争条件のイコールフットイングが図られること、高信頼性、低消費電力化などの基盤技術開発を実施することによって製品・デバイスの差別化が促され、国際競争力ある情報家電・情報通信機器産業が育成されうる効果が期待されることから、施策の目的に合致した展開である。</p> <p>また、ソフトウェアは、我が国経済社会システムの基盤であり、製造業をはじめとするあらゆる産業の付加価値の源泉となっているにもかかわらず、近年、ソフトウェアの不具合に関連したトラブルが頻発している。さらに、拡大する顧客ニーズに対応するため、より大規模なソフトウェアをより短期間で開発することが求められている。このため、ソフトウェアの品質、信頼性、生産性の確保が喫緊の課題となっている。こうした背景から、革新的なソフトウェアの創出につながる人材、ベンチャー企業の発掘・育成、ソフトウェアの信頼性・生産性の向上は、我が国情報産業の競争力強化に直結するのみならず、ユーザー産業のIT活用の高度化にも貢献するものであり、波及効果は大きく効率性は高い。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ITとサービスの融合による新市場創出促進事業」(新規要求)</li> <li>・「次世代回路アーキテクチャ技術開発事業」(同額要求)</li> <li>・「ナノエレクトロニクス半導体新材料・新構造技術開発」(増額要求)</li> <li>・「セキュア・プラットフォームプロジェクト」(減額要求)</li> <li>・「産学連携ソフトウェア工学実践事業」(同額要求)</li> <li>・「情報大航海プロジェクト」(同額要求)</li> </ul>

- ・「アジアオープンイノベーション環境整備事業」(減額要求)
- ・「IT投資効率向上のための共通基盤開発プロジェクト」(減額要求)
- ・「情報家電センサー・ヒューマンインターフェイスデバイス活用技術」(H20年度で終了)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
19兆円	情報通信機器・デバイス産業の付加価値額(兆円)	兆円	14.6兆円 H16	16.3	-	-	23年度	平成16年度比 約30%増
13.6兆円	情報サービス・ソフトウェア産業の付加価値額(兆円)	兆円	10.8兆円 H16	11.1	-	-	27年度	平成16年度比 約25%増
0.5	半導体の消費電力	-	H16 ※規格とした半導体(周波数: 450MHz、ゲート数:50M、電圧: 1V)	0.7	-	-	22年度	-
238	消費電力 (kWh)	液晶テレビ (HD37V)	-	148	146	-	21年度	-
362		プラズマ テレビ (HD42V)	-	262	219	-	21年度	-
50%	組込みシステム等の不具合発生率	%	H18	16%	14%	-	H18年度比 50%減 23年度	-
50%	情報システムの調達ガイドラインに、オープンな標準に係る仕様要件を入れている自治体の割合	%	-	約10%	約10%	-	50% 22年度	-
50,000例	有効なソフトウェア工学手法の適用状況	例	-	20,000	30,000	-	21年度	-
10件	次世代情報検索・解析技術の実装サービス数	件	-	-	-	-	10以上 23年度	-
30万	次世代情報検索・解析技術の機能を活用するユーザー数	人	-	-	-	-	23年度	-

政策評価の結果の政策への反映状況

これまでの成果が実用化されつつある現状を踏まえ、引き続き、新経済成長戦略、新経済成長戦略大綱、IT新改革戦略、重点計画、科学技術基本計画及び技術戦略マップ等に基づき、我が国が戦略的に取り組むべき重点分野の絞り込みを行い、本施策を実施することが必要。特に、我が国産業の国際競争力を維持・強化するために、産学官が一体となって新情報サービス産業を創出するための「ITとサービスの融合による新市場創出促進事業」や、「情報大航海プロジェクト」、「ソフトウェアエンジニアリングの実践・強化」、「高信頼性組込みソフトウェア技術の開発」、「革新的製品・機能創出基盤デバイス開発」、「IT投資効率性向上のための共通基盤開発プロジェクト」を実施する。また、情報通信機器においては省エネルギーに資する技術開発とその成果の普及の促進、加えて省エネ化に焦点をあて、競争力強化に向けた施策について検討を行う。さらに、高度IT人材育成メカニズムの構築に向けて情報処理技術者試験制度の改革に取り組む。

(平成21年度予算:125.0億円【平成20年度予算:79.4億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第2章-1. ②サービス産業・中小企業の生産性向上④世界最先端のIT国家化、など

施策名

サービス産業強化

<p><b>施策の概要</b></p>	<p>少子高齢化やサービス経済化が急速に進展する中で、サービス産業の効率と質を引き上げ、サービス産業全体の生産性を向上させることにより、日本経済の持続的成長を図る。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  サービス産業は我が国のGDP及び雇用者数の約7割を占める規模を持つ重要分野であり、この分野の成長が我が国経済の持続的発展には必要不可欠。  他方、サービス産業は「無形性」(目に見えない)、「同時性」(提供と同時に消滅する)、「新規性・中小企業性」(市場が若く、中小企業が多い)といった共通特性を持っており、こうした特性が、グローバルな環境に晒されていない産業が多い、市場が地域に限られる、サービスの品質等の情報が消費者等に行き渡りにくいといった市場環境を引き起こし、サービス産業の生産性向上の阻害要因となっている。  以上を踏まえた生産性向上施策を引き続き強力に推進していくことが必要。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>○ サービス品質の可視化による競争環境の整備  サービス品質に関して消費者とサービス提供者との間に情報の非対称性が存在することから、十分な競争が起こらず、また、逆選択が起こるなど、市場が必ずしも有効に機能していない。このため、行政がサービス品質の「見える化」に取り組み、サービスの質に基づく競争環境を整備することが必要である。</p> <p>○ 体系的な人材育成プラットフォームによるキャリアパスの可視化  サービス産業は市場が若く、また中小企業も多いことから、社内での体系的な人材育成がなされず、従業員の定着率も低い。結果として、従業員のキャリアパスが見えにくい、サービスの質が維持されない、という状況を招き、これが生産性の低迷、サービス産業の信頼性低下の要因となっている。このため、行政が個別企業の枠を超えた業種・業界横断的な能力評価制度の構築に取り組むことが必要。</p> <p>○ 革新的なサービス提供プロセスの導入促進  サービス産業は「経験と勘」に頼ってきた面が強く、製造業に比してIT技術の活用、プロセスの効率化が進んでいない。他方、多くのサービス企業は生産性向上のために、サービスプロセスの見直しと再編の必要性は認識しつつも、どのような利点があり、また、どのような手法を適用してプロセス改善をするのが適当かを特定するのが困難な状況にあることから、手法が拡がっていかない。そこで、行政が関与して手法導入事例を創出・蓄積するとともに、中小企業基盤整備機構等の関係機関とも連携しながら、これら成果を普及することにより、民間ベースの自律的なプロセス改善を促すための呼び水とすることが必要。</p> <p><b>(効率性)</b>  サービス産業が我が国経済の約7割を占める規模を持つ中で、本施策の予算は 23 億円程度(平成 20 年度)であるが、サービス産業の持つ共通の特性に着目した業種横断的な取組を目指しており、サービス産業の各分野での応用可能性を持っている。こうして 2015 年度までの間の実質GDPの平均成長率(2.2%見込み)のうち、サービス産業において概算で 0.4%寄与することを「新経済成長戦略」において見込んでおり、その規模を考えれば、本施策の費用対効果はきわめて大きい。また、「サービス」という機能や価値を生み出すイノベーションを支援し、これを支える知的資産の蓄積と人材育成を一体として進めるものであり、成果はサービス産業のみならず我が国産業全体の競争力強化へと波及する。  また、これらの取組は産学官による「サービス産業生産性協議会」が中心的役割を担うことから、同協議会においては多種多様なサービス産業の情報の集約し、各施策間・各関係機関(産総研、中小機構等)の効果的な連携を行うなど効率的に行われる。  更に、全国 316 箇所の地域力連携拠点とも連携することにより、大きな全国波及効果が期待され、本事業の効果とそのインパクトは絶大であると言える。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>サービス産業は「目に見えない」「提供と同時に消滅」などの共通の特性が存在することから、消費者に十分な情報が行き渡らず、品質の評価も困難。このため、品質に基づく市場競争がなされておらず、効率及び品質・信頼性の低下を招いている。  → 上記課題を解決するためには、日本版CSI(顧客満足度指数)構築支援、サービス品質の可視化を可能とする指標等についての調査・分析および公表、品質認証・ADRシステム構築支援等の事業により、サービスの品質を「見える化」して、競争を促進する環境を整備することが極めて有効。</li> <li>サービスは、人が中心となって提供されるため、その品質や効率性は人材に大きく依存する。他方、サービス産業は比較的新しい分野が多いこと、求められる人材像が明確ではないこと等から、人材育成の手法が必ずしも確立されていない。また、人材の流動性が高く、新規サービスも次々と生まれている。  → 上記課題を解決するためには、スキル標準の明確化とこれに基づくサービス産業能力評価システム構築支援等の事業により、企業内における長期的な社内教育に代替する業界共通のプラットフォームを構築することが極めて有効。</li> <li>多くのサービス企業は生産性向上のために、サービスプロセスの見直しと再編の必要性は認識しつつも、どのような利点があり、また、どのような手法を適用してプロセス改善をするのが適当かを特定するのが困難な状況。加えて、投資効果が見えない多くの中小サービス企業は、プロセス改善に有効な手法の採用に二の足を踏んでおり、手法が拡がっていかない。</li> </ol>



→ 上記課題を解決するためには、サービスプロセス改善手法の創出と蓄積、これら成果の普及を行うことにより、全国の中小サービス企業へのプロセス改善手法の導入を進め、波及させていくことが極めて有効。

**(反映の方向性)**

引き続き、サービス産業の生産性向上施策を強力に推進するため、生産性を考える際の分母(効率性)と分子(高付加価値化・信頼性確保)の両面からアプローチしていく。このため、産学官による「サービス産業生産性協議会」との連携・運営等を通じ、サービスプロセス改善手法の提供普及(分母の改善)、サービス品質の「見える化」(分子の改善)に向けた取組を一体的に推進する。また、こうした生産性向上運動を全国隅々まで展開するとともに、各地域の特性を活かした生産性向上の取組等を支援する。

また、これら横断的取組に加え、観光・集客分野、医療・健康分野等の重点分野について、業種毎の特性を踏まえた取組を一体的に進めていく。

一方で、地域医療情報連携システムの標準化及び実証事業については、所期の目的を達成したと考えられるため、平成 20 年度限りで終了することとした。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

**《施策開始時期～終了予定時期》**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
サービス産業の生産性向上による経済成長	GDP 成長率におけるサービス産業の寄与分	GDP 成長率 (%)	1.8 (18年度)	1.8	3.5	—	2.2 (2015年度までの平均年率)	「新経済成長戦略」においては、同戦略を中心に最大限の政策努力を行うことにより、実質 GDP が 2015 年度までの間、平均年率 2.2% 程度で成長することを見込んでいる。このうち、サービス産業活性化策の具体化によるサービス産業の効率化の進展は、地方経済の活性化、マクロ経済の生産性上昇を促すことにより、概算で 0.4% 程度寄与することが見込まれている。
		サービス産業(狭義)の寄与分 (%)	1.2 (18年度)	1.2	0.6	—	0.4 (2015年度までの平均年率)	
ベストプラクティスの発掘・普及	ハイ・サービス日本 300 選の選定・公表数	件	0 (18年度)	0	47	92	300 21年度までの合計	生産性向上に取り組みベストプラクティスを 19 年度から3年間で 300 事例選定・公表する。

**政策評価の結果の政策への反映状況**

これまでの成果を踏まえ、今後は次の観点でサービス産業の生産性向上施策を重点化していく。  
 (1) サービス産業生産性協議会を活用したより一層の市場環境整備  
 (2) これら取組の成果の全国的な波及  
 (3) サービス産業のグローバル展開支援  
 また、これら横断的取組に加え、観光・集客分野、医療・健康分野等の重点分野について、業種毎の特性を踏まえた取組を一体的に進めていく。  
 一方で、地域医療情報連携システムの標準化及び実証事業については、初期の目的を達成したと考えられるため、平成 20 年度限りで終了することとした。

(平成 21 年度予算:20 億円【平成 20 年度予算:24.2 億円】) ※独立行政法人交付金は除く

**関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)**

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年6月 27 日	<b>【第2章 成長力強化】</b> 1. 経済成長戦略 I. 全員参加経済戦略 ② サービス産業・中小企業の生産性向上 米国の6割に満たない我が国の生産性水準は、成長力強化に当たっての基幹的な課題であり、特に多数の従業員が従事するサービス産業及び中小企業の生産性向上を阻害している要因を克服する施策を実施する。  <b>【成長戦略実行プログラム】</b> 1. 全員参加経済戦略 (2) サービス産業・中小企業の生産性向上

		<p>(イ)「サービス産業生産性協議会」等と連携したサービス工学研究の実施、第三者認証制度や顧客満足度指数の導入、ベストプラクティスの表彰・普及等により、生産性向上を実現する。</p>
<p>経済成長戦略大綱</p>	<p>平成 20 年6月 27 日</p>	<p>【第2 生産性の向上 (ITとサービス産業の革新)】</p> <p>2. サービス産業の革新</p> <p>(1) サービス産業のイノベーションと生産性改革のための体制整備</p> <p>② サービスへの科学的手法の導入とサービスプロセスの改善</p> <p>③ サービス提供者と消費者等をつなぐ民間による情報提供の仕組み作り</p> <p>④ サービス産業における人材育成 等</p>

施策名	コンテンツ産業強化
施策の概要	世界的な成長が期待されるコンテンツ産業の国際展開、生産性向上を推進し、市場規模の拡大と雇用創出を図る。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【評価結果の概要】

(総合的評価)

現状、コンテンツ産業全体は、14.0 兆円市場であるところ、本施策は個別のコンテンツ支援ではなく、コンテンツ流通の促進、ビジネスマッチングの機会創出、コンテンツ人材の育成といったインフラ的、横断的な支援であることから、その効果は、広くコンテンツ産業全体に及ぶものといえ、本事業の予算投入により、将来的には 2015 年までに約 20 兆円まで市場規模の拡大が期待されるものであり、施策へ投資することは我が国の経済発展を堅持するためにも極めて有意義。

(必要性)

コンテンツ産業は、製造業、観光業など他産業へ高い経済波及効果を有するとともに、「ジャパンプランド価値」の確立による我が国の国際的地位の向上にも資するものであり、今後の日本経済を牽引する重要政策の一つ。平成 18 年度に取りまとめられた経済成長戦略大綱の中でも、今後 10 年間で我が国のコンテンツ市場規模を約 20 兆円まで拡大させることを目指すとされている。本事業を通じて、コンテンツ産業の国際展開を促進し、インターネットを始めとする多メディアでコンテンツの流通が促進されることで、新たな市場をひらくとともに産業構造の改革を強く促し、市場規模を加速的に拡大させる必要がある。また、コンテンツ産業は、日本ブランドや地域ブランドの発信力向上により、観光業や他の消費市場への波及効果が大きく、市場経済を強力牽引していくと期待されており、国が積極的に市場拡大を推進すべき。

(効率性)

本施策の予算は十数億であるが、本施策の内容として個別のコンテンツ支援ではなく、コンテンツ産業のボトルネック解決、コンテンツ流通の促進、コンテンツ人材の育成といったインフラ整備的、横断的な支援であることから、その効果は広くコンテンツ産業全体に及ぶものである。本施策の確実な実施によって、現在、コンテンツ産業全体 14.0 兆円の市場が、将来的には 2015 年までに約 20 兆円まで市場規模が拡大すること期待されることから、本施策への投資は費用対効果はきわめて高いといえる。

(有効性)

コンテンツ産業の振興、国際展開の促進は、単にコンテンツ産業にとつての市場拡大にとどまらず、他産業への経済波及効果や文化に対する理解の促進、国民の相互理解の深化といった効果をもたらすこととなる。また、コンテンツ産業の弱点はグローバル展開の遅れであることから、本施策で講じてきたコンテンツ国際市場の創設などは、非常に大きな効果が認められるものであった。

特に、国際展開の促進については、2008 年カンヌ国際映画祭において、「トウキョウソナタ」が「ある視点」部門審査員特別賞を受賞するなど一定の国際評価を受けており、これをアジアにシフトして引き続き行うことが有効。また、四国ロケで注目を集めた映画「眉山」の公開時期に合わせて映画が地域に与える効果を測定し、約 31.7 億円の経済的効果があるなど、コンテンツを活用することによって地域振興としても有効であることが再確認されている。

(反映の方向性)

コンテンツ産業は、製造業、観光業など他産業へ高い経済波及効果を有するとともに、「ジャパンプランド価値」の確立による我が国の国際的地位の向上にも資するものであり、今後の日本経済を牽引する重要政策の一つ。我が国コンテンツ産業が今後も強い国際競争力を維持していくためには、更なるコンテンツ制作、コンテンツ流通の環境整備といった面での支援を拡充する必要性が顕在化している状況にある。こうした危機感をもとに、平成 19 年度には、コンテンツ国際展開推進強化事業を新規に立上げ、日本のコンテンツの海外発信の強化、ネットの活用、人材交流等を強化しているところ。

平成 21 年度においては、引き続きコンテンツ産業強化に係る施策を展開するとともに、「アジア経済・環境共同体」構想に基づき、アジアを中心とする国際展開に係る活動を拡充し、また、拡大するインターネット上でのデジタルコンテンツ流通を視野に入れ、収益性の確保とインターネットの特徴をいかした企業と消費者のつながりのあり方を検証し、コンテンツ産業の更なる市場拡大を目指す。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				H16 年度	H17 年度	H18 年度		
コンテンツ市場の拡大	コンテンツ産業の市場規模	兆円		約 13.5	約 13.7	約 14.0	20.0 (平成 27 年度)	コンテンツ産業は、製造業、観光業など他産業へ高い経済波及効果を有するとともに、「ジャパンプランド価値」の確立による我が国の国際的地位の向上にも資するものであり、今後の日本経済を牽引する重要政策の一つである(経済成長戦略大綱(平成 18 年 7 月閣議決
コンテンツ産業の雇用の拡大	コンテンツ産業の雇用の拡大	万人		約 185	約 187	-	200	
デジタルコンテンツ市場規模	デジタルコンテンツ市場規模の拡大	兆円		2.3	2.5	3	6.3	

定))。このため、産業自体の市場規模、雇用数、デジタルコンテンツの市場規模が、施策の効果を測る指標となる。

政策評価の結果の政策への反映状況

- コンテンツ産業は、製造業、観光業など他産業へ高い経済波及効果を有するとともに、「ジャパンプランド価値」の確立による我が国の国際的地位の向上にも資するものであり、今後の日本経済を牽引する重要政策の一つ。我が国コンテンツ産業が今後も強い国際競争力を維持していくためには、更なるコンテンツ制作、コンテンツ流通の環境整備といった面での支援を拡充する必要性が顕在化している状況にある。
- こうした危機感をもとに、平成 19 年度には、コンテンツ国際展開推進強化事業を新規に立上げ、日本のコンテンツの海外発信の強化、ネットの活用、人材交流等を強化しているところ。
- 平成 21 度においては、引き続きコンテンツ産業強化に係る施策を展開するとともに、「アジア経済・環境共同体」構想に基づき、アジアを中心とする国際展開に係る活動を拡充するとともに、拡大するインターネット上でのデジタルコンテンツ流通を視野に入れ、収益性の確保とインターネットの特徴をいかした企業と消費者のつながりのあり方を検証し、コンテンツ産業の更なる市場拡大を目指す。

(平成 21 年度予算:18.7 億円【平成 20 年度予算:17.0 億円】) ※再掲事業は除く

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 168 回国会総理所信表明演説	平成 19 年 10 月 1 日	改革と安定した経済成長は、車の両輪であり、ともに進めてまいります。国内経済の環境変化に対応し、海外の経済との相互依存は今後も高まります。内外投資の促進を図るとともに、成長著しいアジアの中にある強みを活かすアジア・ゲートウェイ構想を具体化し、観光立国の推進や金融の競争力強化に取り組みます。科学技術の発展に向け、戦略分野への集中的な投資を促進し、人材育成を充実するとともに、世界最先端を目指す知的財産戦略を推進します。
第 169 回国会総理施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国の優れた文化や芸術を一層発展させることは、現代に生きる我々の使命です。アニメや音楽など新しい文化の担い手を育てるとともに、日本の誇りである伝統文化芸術の継承や発展、文化財の保存・活用などに着実に取り組んでまいります。</li> <li>・ 地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。</li> </ul> <p>観光の振興は、地域活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。</p>
「成長力強化への早期実施策」	平成 20 年 4 月 4 日 経済対策閣僚会議決定	<p>◎ クリエイティブ産業の発信力強化</p> <p>世界最高峰のデザインイベントである「ミラノ・サローネ」(4月)における「日本展」の開催、カンヌ映画祭(5月下旬)におけるジャパンコンテンツ発信拠点の設置、各地域のコンテンツクリエイターとコンテンツ関係者が結集する地域コンテンツフォーラムの開催(6月から開始し、継続的に各地で開催)、日中韓を中心とするアジア諸国の一流のCGクリエイターと政府関係者によるアジアCGサミットの開催(6月下旬、中国)を実施する。</p> <p>◎ 低炭素社会への国民的取組の強化</p> <p>テレビ、新聞等のメディア、アニメ等のコンテンツを活用したキャンペーン、「省エネ家電普及促進フォーラム」の取組などの実施により、省エネ家電の買換え促進など国民一人ひとりのライフスタイルの見直しに取り組む(4月より順次実施)。</p>
『日本経済の進路と戦略ー開かれた国、全員参加の成長、環境との共生ーについて』	平成 20 年 1 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 章 目指す経済社会の姿と政策の基本的考え方ー地方の自立と再生各地域が自らの取組を推進し、独自の魅力を高めていく必要があ</li> </ul>

		<p>る。そのためには生活及び産業基盤の整備や、地域の持つ人材、文化、観光資源等の潜在力を最大限に発揮できる仕組みや環境づくりが求められる。</p> <p>・第2章 成長力の強化に向けて「つながり力と環境力」の成長戦略①全員参加型の経済・業種や企業規模を越えて連携する一大企業と中小企業、製造業と農業・サービス業などが知恵や情報を循環・共有して連携し、発展する。</p> <p>③世界とともに成長する経済・日本の魅力を世界に発信する—ソフトパワーとしての日本の文化、コンテンツ、ライフスタイルなど日本の魅力を世界に広め、行ってみたい国にする。それぞれの地方が強みを伸ばし、世界とつながる—日本の地域と世界の地域の多様なつながりをつくる(ローカル to ローカル)。</p> <p>・第3章 地方の自立と再生に向けて</p> <p>(1) 地方再生の支援—地域が持続的に経済・社会活動を営む力の源泉となる産業の振興(地域資源活用～等)。地域内外にわたる交流を通じた地域の発展。</p>
『地方再生戦略』	<p>地域活性化統合本部会合 平成 19 年 11 月 30 日決定 平成 20 年 1 月 29 日改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立の原則—地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。</li> <li>・ 企業立地を呼び込む広域的な連携基盤への投資、歴史・文化等を活かしたまちづくりなど、広域地方計画に即した地域の戦略的な取組への支援を行う。</li> <li>・ 歴史的な遺産の活用等による魅力あるまちづくりと一体となった広域的な基盤を整備するとともに、観光モデルルートの開発や広報活動を広域的に連携して行う観光振興の取組を促進する。</li> <li>・ 地域コミュニティの再生等を目指した地域の担い手ネットワークの充実等に取り組む。</li> <li>・ 農産漁村と都市の循環・交流・連携の取組が不可欠である。～地域資源を生かした観光・体験交流の推進、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等の普及～を促進する。</li> <li>・ 「祭り」、「伝統文化」、「景観」等の保全・復活を目指す。さらに、学校の統廃合に伴う廃校等の地域ストックの有効活用等の取組を進める。</li> <li>・ 地域の産業を再生しながら、その特産品を活用して、地産地消の推進、域内外への販路拡大、観光交流の拡大～などにも結びつける地域一体的なビジネスモデルの展開等を図る。また、地域食材等の地域資源を生かした地域産業の活性化や新たな産業の創出等を図る。</li> <li>・ 「地域の宝」である農林水産物を活用した新たな産地づくりを地域一体となって展開できるよう、生産・加工・販売等への支援を行う。具体的には、～新商品の開発・販路開拓、～、地域ブランド化、輸出促進～など新たな農林業の展開や産業の創出等に取り組む。</li> <li>・ ITを活用した地場産品情報の全国発信～を図る。</li> <li>・ 地域産品に関する販売促進・新商品開発の支援～、農業関連施策と中小企業関連施策の連携の推進、地域産品の輸出促進等を図る。</li> <li>・ 地域の文化財・伝統・歴史・景観・芸術・郷土料理等の文化資源を活用し、住民主体の特色あるまちづくりの一環として、例えば、地</li> </ul>

		<p>方公共団体が地域の文化財と周辺環境を総合的に把握し、活用するための基本的な構想づくりへの支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校・文化施設等を拠点とし、舞台芸術や伝統文化等を体験または習得する機会の充実にを図る。</li> </ul>
『ITによる地域活性化緊急プログラム』	平成 20 年 2 月 19 日 IT戦略本部決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域コンテンツの新たな発信手段を開拓することにより、地域の活性化と併せ、国際競争力上の我が国の優位性を積極的にアピールする。</li> <li>・ 地域の情報発信能力の強化、IT人材の派遣といったコンテンツや体制面でのサポートも実施する。</li> </ul>
知的財産推進計画 2007	平成 19 年 5 月 31 日	<p>第4章コンテンツをいかに文化創造国家づくり</p> <p>2. 海外展開を促進する</p> <p>(1) 日本のコンテンツの強みを世界的に発揮する</p> <p>③ 企業の海外展開を支援する</p> <p>i) 事業者が海外展開を戦略的に進めることができるように、2007 年度中に、日本貿易振興機構 (JETRO) 等を通じて、海外の市場動向、政策動向、法制度、商慣行、海賊版被害実態、ビジネスの成功事例等の有用な情報を提供するとともに、JETRO等において海外拠点にコンテンツ担当者を配置するなど、情報収集機能や相談対応等の体制を強化する。また、官民挙げて輸出入データや国別市場規模等の統計を整備する。</p> <p>④ コンテンツ事業者の国際競争力を強化する</p> <p>1) コンテンツビジネスの国際化や流通経路の多様化、M&amp;Aによるメディアのコングロマリット化などの状況を踏まえ、日本のコンテンツ事業者が国際競争力を強化し、グローバル展開を加速するための戦略を2007年度において官民連携して速やかに策定する。また、同戦略に沿って、施策の推進を図るとともに、コンテンツ事業者が自ら主体的に取り組むことを促す。</p> <p>⑥ 海外との共同製作、共同ビジネスの展開を強化する</p> <p>我が国のプロデューサーの国際共同企画開発を支援するため、2007 年度も引き続き、日本映像国際振興協会 (ユニジャパン) や JETRO など関係機関が連携しつつ、海外への情報提供・マッチング支援、海外の映画祭等におけるワークショップの開催を行うとともに、法務、資金調達等に対する支援を行う。「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル」においても海外との共同製作など国際ビジネス展開を促進するための場を提供する。</p> <p>(2) 日本をクリエイションの拠点とするとともに、魅力を世界に伝える。</p> <p>① 「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル」を実現する</p> <p>2007 年度から、ゲーム、アニメ、マンガ、音楽、放送、映画のイベントを結集した「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル」を開催し、観光、ファッション、食などのコンテンツ関連分野とも連携を図りつつ日本の魅力を総合的に海外に発信する。その際、コンテンツの輸出を加速するため、ビジネス関係者やメディアを対象とした見本市や国際シンポジウムを充実させ、マーケット機能を強化する。また、東京国際映画祭の開催時期に合わせ、地域においても映画祭やシンポジウムなど映画関連の各種イベ</p>

<p>経済財政改革の基本方針 2007</p>	<p>平成19年6月19日</p>	<p>ントの集中実施を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本方針 2007(骨太の方針) 第2章成長力の強化</li> <li>2. グローバル化改革 <ul style="list-style-type: none"> <li>(4)アジアのゲートウェイを目指した取組</li> <li>④「日本文化産業戦略」に基づく具体的な政策の推進</li> </ul> </li> </ul> <p>日本の魅力の向上・発信に貢献した者等への総理表彰制度の構築、今の日本の魅力を世界に発信する拠点(ジャパン・クリエイティブ・センター)の海外での設立、感性価値創造の推進、コンテンツグローバル戦略の策定等、文化産業の国際競争力や情報発信力を強化する。</p>
<p>財政・経済一体改革会議決定</p>	<p>平成 18 年7月6日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「経済成長戦略大綱」</li> </ul> <p>多様なネットワーク環境の整備、技術革新の進展によって、コンテンツを提供する「担い手」、「提供する手段・内容」の拡大が進展している。こうした動きを促進し、市場の拡大を進めるため、消費者の選択肢の拡大、競争の促進を図りながら、新規参入の促進につながる環境整備を行う。</p> <p>具体的には、東京国際映画祭等の積極的拡大による国際コンテンツカーニバルの開催、国際共同制作のマッチング支援、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いの明確化など新しい時代に対応した著作権制度などの整備、コンテンツ・ポータルサイトの構築などネット上のコンテンツ取引市場の整備による流通経路の多様化、情報家電のネットワーク化を一層推進するための研究開発・実証実験の推進、次代を担う中核人材の発掘・育成などにより、今後 10年間でコンテンツ市場を約5兆円拡大させることを目指す。</p>
<p>「日本の活力創造総合戦略」 ＜中間取りまとめ(案)＞</p>	<p>平成 20 年6月5日</p>	<p>柱2. 「メイドインジャパン拡大戦略」</p> <p>(2) 攻めのサービス産業－医療、コンテンツ、ファッション、観光、建築・土木－</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンテンツビジネスに関するアジア協働イニシアチブの創設</li> <li>・ ビジネスマッチングの機会を設け、アジアにおける国際共同制作を加速</li> <li>・ 国際的な協議会の設立(著作権やビジネス倫理に関するガイドライン作成)</li> <li>○ 地域発のメイドインジャパン</li> </ul> <p>地域の特産品(食材、独自加工技術を活かした食品、伝統工芸品、日本の感性によるデザイン等)は、その価値を海外の消費者にきちんと伝えることが出来れば、大きな重要を獲得できる潜在力を持つ。ウェブが持つ情報発信力とやりとりの双方向性を活かした仕組み作りを支援する。</p>

<p><b>施策名</b></p>	<p>化学物質管理</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年(※)までに達成する。  具体的には、「Ⅰ.(狭義の)化学物質管理分野」、「Ⅱ.化学物質危機管理分野」について目標をたてて実現を目指す。  ※「2020年」の期限は、2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)において示された「ヨハネスブルグ実施計画」に記載された、有害化学物質の環境上の適正な管理に関する達成年限。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  Ⅰ.(狭義の)化学物質管理分野  化学物質は、国民生活や産業活動に不可欠である一方、過去の水俣病等に代表されるように、取扱を間違えると人健康等に不可逆的な影響を与える可能性がある。一方で、個々の物質が持つ長期慢性毒性といった人健康等のリスクに関する知見は必ずしも十分に得られていないのが実状。また、上述のWSSDや、2004年に発効した「残留性有機汚染物質規制条約(POPs条約)」等、国際的な対応も求められているところ。このような状況を踏まえ、国内外における化学物質に起因する安全・安心問題に適切に対応するためにも、化学物質の適正管理への取組は各国共通の政策課題となっている。</p> <p>Ⅱ.化学物質危機管理分野  化学兵器の廃絶・不拡散のため、国際的に化学兵器禁止条約に基づく厳格な措置が講じられているところであり、特にサリン事件を経験した我が国としては、これらの措置を通じた化学テロの防止も切実な課題である。また、戦争やテロへの対応の観点から平成16年に制定された国民保護法においても、化学プラントへの攻撃による災害の発生又は拡大を防止するための備えが求められているところ。</p> <p><b>(必要性)</b>  Ⅰ.(狭義の)化学物質管理分野  化学物質安全は企業にとって典型的な外部不経済であることから、化学物質に係る安全・安心を確保するためには、外部不経済を内部化し、化学物質の適正管理を実現しなければならない。このためには、当面は、国が関与する形で、市場の欠陥を是正するための何らかのルール・規律を構築し、これを企業が実態経済の中で適用していくことが必要である。また、過度に化学物質を忌避するのではなく合理的な対応を実現するためにも、中立的な立場である国が中心となって、化学物質のライフサイクルを通じた人健康等のリスク把握といった客観性のある科学的知見の充実を図り、併せて、国、地方自治体、企業及び国民の適切な役割分担を構築していくことが不可欠である。</p> <p>Ⅱ.化学物質危機管理分野  申告情報の管理、国際査察の受け入れ、同条約の解釈・運用、実施体制の整備等、化学兵器禁止条約に適切に対応するためには、中立的な立場である国の関与が必要である。また、国民保護計画に基づき経済産業大臣が武力攻撃災害発生時に化学プラントに対して緊急停止命令を発出する等、国民の安心・安全を第一に考えた危機管理体制の構築は、国が負うべき責務である。</p> <p><b>(効率性)</b>  各分野とも規制法に基づく措置をその根幹としているが、合理的な規制の追求(化学物質におけるハザードベースからリスクベースへの転換、化学兵器における民生用途の大小に基づく合理的管理等)とともに、単に規制措置だけではない事業者の自主的な対応促進も併せて展開している。  なお、化学物質管理分野においては、更なる民間及び行政コスト低減に向けた制度改正を検討しており、効率性の高い合理的制度体系への不断の努力を進めているところ。</p> <p><b>(有効性)</b>  Ⅰ.(狭義の)化学物質管理分野  化学物質審査規制法においては、平成19年度で約2万件の新規化学物質が市場上市前に適正に審査され、更に、ポリ塩化ビフェニル(PCB)等16物質の第一種特定化学物質、トリクロロエチレン等23物質の第二種特定化学物質、シクロドデカン等35物質の第一種監視化学物質、クロロホルム等909物質の第二種監視化学物等に対する各種の管理・監視を実施すること等により、化学物質に係る環境の汚染の防止に大きく寄与している。  また、化学物質排出把握管理促進法においては、平成18年度でトルエン等354物質に対し、全国で約4万1千事業所がPRTR届出による排出把握管理を行っており、更に435物質について化学物質の安全性評価データシートを商取引において提供することを義務づけ、事業者による化学物質の自主管理の改善を促進することに大きく寄与している。</p> <p>Ⅱ.化学物質危機管理分野  化学兵器禁止法においては、化学兵器に関連する合計43種類の毒性物質、原料物質をはじめとする化学物質の製造・使用等に対して許可制や届出義務を課し、これらを取り扱う国内約500の事業者等の届出情報を化学兵器禁止機関(OPCW)に申告し、当該申告に基づいてOPCWが実施する産業査察を受け入れる制度を整えることで、化学兵器の根絶を目的とする化学兵器禁止条約の国内実施を担保している。また、化学兵器禁止法の対象事業所が原因となる武力攻撃災害の発生又は拡大に備えるため、国民</p>



保護法及び経済産業省国民保護計画に従い経済産業大臣が行う化学プラントの緊急停止命令等を円滑に実施するための連絡体制を構築する等、危機管理体制の整備を実施している。

(反映の方向性)

I. (狭義の)化学物質管理分野

化学物質の製造・輸入規制を行う化審法と、事業者の化学物質の自主的取り組みを促す化管法は、(狭義の)化学物質管理政策の柱であり、累次の制度見直しや新制度の制定等により、時代に応じた制度の合理化・適正化を進めてきたところ。現在、化学物質管理を巡る環境変化に適切に対応するため、政策の方向性及び法の見直しの在り方を検討しているところである。

平成21年度は、化学物質が人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化するため、新規化学物質だけでなく、既存の化学物質についても管理の網を広げるとともに、化学物質自体の製造・輸入段階のみならず、化学物質を使用して製品を製造する等の段階を含めたサプライチェーン全体における管理体制の構築を図る。

II. 化学物質危機管理分野

平成21年度においては、引き続き、近年のテロ・リスクの増大に伴い、化学兵器禁止法的確な施行に加え、テロなどによる脅迫・破壊行為を想定した化学プラントの体制・装備の強化といった危機管理(被害管理)対策を実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
	新規化学物質の製造・輸入	件		443	482	573		化学物質審査規制法施行に伴う各制度の届出・申出件数
	低生産量化学物質の届出	件		186	236	598		
	少量新規化学物質の届出			15,923	17,687	19,641		

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
	届出排出量	万トン		25.9	24.5	23.4		化学物質排出把握管理促進法施行に伴う各種届出数量等
	届出移動量	万トン		23.1	22.4	22.3		
	届出事業所件数	件		40,796	40,942	40,725		

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
	申告事業所数	件		523	521	509		化学兵器禁止条約または化学兵器禁止法に基づく申告事業所数など
	立入り検査等実施事業所数	件		33	23	30		

政策評価の結果の政策への反映状況

I. (狭義の)化学物質管理分野

化学物質の製造・輸入規制を行う化審法と、事業者の化学物質の自主的取り組みを促す化管法は、(狭義の)化学物質管理政策の柱であり、累次の制度見直しや新制度の制定等により、時代に応じた制度の合理化・適正化を進めてきたところ。現在、化学物質管理を巡る環境変化に適切に対応するため、政策の方向性及び法の見直しの在り方を検討しているところである。

平成21年度は、化学物質が人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化するため、新規化学物質だけでなく、既存の化学物質についても管理の網を広げるとともに、化学物質自体の製造・輸入段階のみならず、化学物質を使用して製品を製造する等の段階を含めたサプライチェーン全体における管理体制の構築を図る。これらの状況を踏まえ、以下の個別施策の改善・見直しを行った。

《予算》

- ・「中生産量化学物質の安全性点検」を実施し、十分に有害性情報が揃っていない中生産量化学物質について、毒性項目等に関する試験を実施し、有害性情報を収集する。

《法令・ガイドライン》

- ・化審法改正法案を、第171回通常国会へ提出した。

《機構定員》

- ・化審法改正法案により、化学物質管理がリスクベースの規制に軸足を移すにあたり新たに構築される審査体制に必要な定員が措置された。

《財政投融资》

- ・「化学物質総合管理促進(金融機関:日本政策投資銀行)」については、PRTR制度の定着により、当該制度は一定の役割を果たしたと判断し、さらに日本政策投資銀行の民営化の時期と重なったこともあり、平成20年9月で当該制度を終了した。

	<p>II. 化学物質危機管理分野</p> <p>平成 21 年度においては、引き続き、近年のテロ・リスクの増大に伴い、今後は、化学兵器禁止法の的確な施行に加え、テロなどによる脅迫・破壊行為を想定した化学プラントの体制・装備の強化といった危機管理(被害管理)対策を実施していく。</p> <p>《予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「化学物質危機管理事業」及び「化学兵器禁止条約対策事業」を一元化した「化学物質危機管理・化学兵器禁止条約対策事業」として、①国内における化学物質に係る危機管理体制の構築、②国際機関への化学分析データの提供等の協力を実施し、国内・国外の動向両面を見据えつつ国民の安心・安全に繋がる包括的な化学物質の危機管理対策を推進する。</li> </ul> <p>(平成 21 年度予算:11.5 億円【平成 20 年度予算:9.9 億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p><b>施政方針演説等</b></p>	<p><b>年月日</b></p>	<p><b>記載事項(抜粋)</b></p>
	<p>第3次環境基本計画 (化学物質管理分野)</p>	<p>平成 18 年4月 閣議決定</p>	<p>重点分野として「化学物質の環境リスクの低減」が位置づけられている。</p>
	<p>第三次科学技術基本計画 (化学物質管理分野)</p>	<p>平成 18 年3月 閣議決定</p>	<p>個別政策目標として「環境と経済の好循環に貢献する化学物質のリスク・安全管理の実現」が掲げられている。</p>
<p>国民の保護に関する基本方針 (化学物質危機管理分野)</p>	<p>平成 17 年3月 閣議決定</p>	<p>化学テロや化学プラントを含む危険物質取扱所に係る武力攻撃災害について、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画の作成の基準となる事項について示されている。</p>	

施策名	中小企業事業環境の整備																																																
施策の概要	中小企業の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うとともに、我が国中小企業の国際展開に伴うリスク低減を図り、中小企業の事業活動の活性化を図る。																																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) 我が国中小企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業の資金調達環境の整備については、引き続き、不動産担保や個人保証に依存しない融資の拡大などの資金供給の円滑化に取り組む必要がある。また、中小企業の海外展開支援については、海外展開ノウハウに係る情報提供の充実や現地における人材確保のための研修等の海外市場進出(輸出・投資)に円滑化に取り組む必要がある。</p> <p>(必要性) 中小企業向けの貸出残高が減少傾向にあるなど、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、中小企業にとって、資金調達環境の整備は引き続き大きな課題である。また、最近の原油・原材料価格高騰により、収益を圧迫され資金繰りに影響を来している中小企業にとっては金融の円滑化が大きな問題である。したがって、国及び政府機関が補完的措置を講じていくことが必要である。 中小企業の海外市場進出については、言語や人材資源の制約の観点から情報の入手が依然として困難であり、海外展開のリスクは相当程度高い。そのため、中小企業の海外進出や進出中小企業の円滑な経済活動を推進するため、的確な経営判断が行えるような情報提供やアドバイス、現地の制度改善等環境整備を図ることが必要である。</p> <p>(効率性) 中小企業への金融円滑化事業に関しては、中小企業の借入れの20%は政策金融機関、信用補完でカバーされている。こうした貸付等は、融資は民業補完に限定し、保証により民間金融機関を支援することにより、多額の資金供給を可能としている。また、海外展開支援事業では、情報提供、ノウハウ等のアドバイス、研修の機会等の提供は、事業の国際化に対応する能力を情勢して事業リスクを軽減することに加え、企業の経営の自立か、安定化に寄与する。</p> <p>(有効性) 中小企業は、我が国の企業数の99.7%、雇用の約70%を占める。また、金融機関からの借入が中小企業の資金の30.6%を占め、海外現地法人を保有している製造業のうち中小企業の割合は30%にものぼる。中小企業に対する円滑な資金供給やグローバル展開に関する情報提供等により事業環境を整備することは、中小企業の事業活動を活性化させ、我が国全体の経済活力の維持につながることから、効果は大きい。特に情報提供においては、海外進出準備にあたり、アドバイス事業を活用した進出ノウハウを習得させ、現地情報の入手・提供等を通じて円滑な準備が可能となる。</p> <p>(反映の方向性) 原油・原材料価格の高騰等や新たな資金ニーズに対応し、セーフティーネット金融の充実、事業再編、海外市場開拓、地域の問題解決のビジネスなどを支援する融資制度の強化など、国・地方を挙げて、中小企業の円滑な資金供給に万全を期す。 中小企業の国際展開を円滑化するため、進出先の情報提供体制の充実、進出先における不公正取引是正等現地日系中小企業の円滑なビジネス活動を推進する上での事業環境整備、研修生受入れ、専門家派遣制度の活用等を行う。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="335 1496 1505 1944"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>中小企業 資金繰り DI</td> <td>%ポイント</td> <td></td> <td>-1</td> <td>-2</td> <td>-7</td> <td></td> <td>(「楽である」-「苦しい」) (日銀短観、毎年度3月の 中小企業の資金繰り判断)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中小企業 金融公庫 貸付額</td> <td>億円</td> <td></td> <td>12,953</td> <td>10,289</td> <td>9,537</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>国際展開 のアドバイ ス件数</td> <td>件</td> <td></td> <td>1,954</td> <td>2,089</td> <td>2,324</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>国際展開 に関する 入手情報 への満足 度</td> <td>%</td> <td></td> <td>94</td> <td>93</td> <td>94</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度		中小企業 資金繰り DI	%ポイント		-1	-2	-7		(「楽である」-「苦しい」) (日銀短観、毎年度3月の 中小企業の資金繰り判断)		中小企業 金融公庫 貸付額	億円		12,953	10,289	9,537				国際展開 のアドバイ ス件数	件		1,954	2,089	2,324				国際展開 に関する 入手情報 への満足 度	%		94	93	94		
達成目標	指標名					単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																					
		17年度	18年度	19年度																																													
	中小企業 資金繰り DI	%ポイント		-1	-2	-7		(「楽である」-「苦しい」) (日銀短観、毎年度3月の 中小企業の資金繰り判断)																																									
	中小企業 金融公庫 貸付額	億円		12,953	10,289	9,537																																											
	国際展開 のアドバイ ス件数	件		1,954	2,089	2,324																																											
	国際展開 に関する 入手情報 への満足 度	%		94	93	94																																											
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>《予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>信用保証制度の運営基盤の強化を図るための資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金を要求。</li> <li>不況業種に属する中小企業等を対象とする信用保証制度の促進を図ることを目的として経営安定関連保証等対策費補助金を要求。</li> <li>危機対応円滑化業務を行うために必要な経費として補助金・出資金・補給金を要求。</li> <li>日本政策金融公庫が円滑な貸付業務を行うことを目的とした補給金を要求。</li> </ul>																																																

- ・株式会社日本政策金融公庫・信用保証協会において行う、売掛債権早期現金化支援のための出資金・補助金を要求。
- ・中小企業基盤整備機構について、海外事業展開支援(セミナー等の開催、アドバイス事業等)を行うために交付金を要求。
- ・日本商工会議所について、進出先国の事業環境の改善を促すための事業に係る資金を要求。
- ・財団法人海外技術者研修協会において、我が国中小企業の現地法人等の技術・管理能力等の向上を図る研修事業を行う。
- ・財団法人海外貿易開発協会において、我が国中小企業の現地法人等の技術・管理能力等の向上を図る専門家派遣事業を行う。
- ・交流協会において、台湾における事業展開支援を行うための事業(情報提供、アドバイス事業、研修)に係る資金を要求
- ・日本貿易振興機構について、中小企業の海外への販路開拓や投資などの国際化に向けた取組を支援するために補助金を要求。
- ・中小企業実態・対策調査委託費については、平成 20 年度限りで終了。
- ・中小企業実態基本調査委託費については、平成 20 年度限りで終了。
- ・中小企業等災害復旧資金利子補給金については、平成 20 年度限りで終了。
- ・中小企業金融公庫補給金のうち収支差補給金については、平成 20 年度限りで終了。

(平成 21 年度予算:623.7 億円【平成 20 年度予算:461.3 億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く

《財政投融资》

- ・地域において、新陳代謝を図りつつ、他の産業・企業に裨益する新しい事業を生み出し続けることができるよう中小企業の事業再編や新事業展開等の新たなチャレンジを支援する新事業活動促進資金の拡充を要求。【日本政策金融公庫(中小公庫・国民公庫)】。
- ・グローバルな経済環境が進展する中、経済の構造的変化に適応するために中小企業が行う海外展開事業を支援するため海外展開資金の拡充を要求。【日本政策金融公庫(中小公庫)】
- ・従来、行政セクター(行政)により対応が図られてきた社会的課題への対応について行政以外が担い手として事業を行っていくことを支援したり、商店街が地域コミュニティの担い手としての役割を發揮し、活性化するよう、商店街が地域の住民や行政等の一体となって行う取組を支援するために地域活性化・雇用促進資金(社会貢献型事業関連)と企業活力強化資金(商業関連)の拡充を要求。【日本政策金融公庫(中小公庫・国民公庫)】

《機構定員》

- ・ガバナンス強化のため、信用保証協会の検査・指導・監督体制を強化するべく要求。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済成長戦略大綱	平成 19 年6月 19 日改訂	「情報、資金等の環境整備を通じた中小企業の国際展開」「地域中小企業の再生」「中小企業の再生・再起業の推進や女性・高齢者をいかけた地域中小企業の事業展開の支援」「地域活性化のための新たな金融手法や主体の活用」「金融イノベーションの実現」
	経済成長戦略大綱	平成 20 年6月改訂	「中小企業金融の円滑化」

<b>施策名</b>	経営革新・創業促進
<b>施策の概要</b>	中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発、商品・サービスの新たな生産・販売方式の導入等による事業展開の取組を支援することにより、中小企業の経営革新・創業等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>          中小企業の新たな事業活動の促進に資する環境を整備することによって、中小企業が質の高い経営革新に取組めるようになり、利益率の改善や生産性向上が図られるなど経営基盤の強化を図る。また、特に、小規模企業の自助努力による経営革新や創業の取組の促進を図る。</p> <p>新たなニーズ、高付加価値の新商品・新サービスを提供していくため、中小商工業者等と農林漁業者との連携を含む異分野の事業者との連携の活発化や地域に存在する産業資源の活用を図り、設備・技術・ノウハウなどの経営資源を有効に組み合わせた新事業活動の促進を図る。</p> <p>我が国の優れたものづくりの基盤となっている技術を担うものづくり中小企業者で潜在的な能力を有する者の新たな発掘や、技術の高度化に資する研究開発の促進、高度なものづくり基盤技術を有する中小企業者の新たな事業の創出を図ることにより、我が国製造業の国際競争力を支えるトップレベルの技術を備えた中小企業層の強化を図る。</p> <p>商店街などの中小商業・サービス集積地が、引き続き地域コミュニティの中核として、地域住民の生活に潤いを与える場として機能していくことができるよう、これまでに培われた社会的機能の維持・向上を図るとともに地域住民等と連携して商店街全体の運営管理を強化することにより、中小商業・サービス業の活性化を図っていくことを目指す。</p> <p><b>(必要性)</b>          我が国経済を取り巻く環境の変化の中で、引き続き経済の活力を維持するためには、我が国の企業数の99.7%、雇用の約70%を占める中小企業の事業活動の活性化・発展が不可欠である。</p> <p>そのため、中小企業の経営革新支援については、技術や経営ノウハウ等のソフト面での情報提供、研究開発や先進的な技術の導入、ITの利活用、販路開拓、人材育成等多様な経営課題を支援することが必要である。</p> <p>また、中小企業の基盤技術の向上については、我が国の産業活動を支えるものであり、他の技術や他の産業への波及効果大きい。優れた技術やノウハウを有する中小企業が、それぞれの強みを持ち寄り、新しい製品やサービス等を開発し市場拡大を図ることは、我が国の国際競争力の強化のために必要である。</p> <p>商店街等の商業・サービスの集積地については、単に物販等の場としてだけではなく、立地環境や集積性等に恵まれ、様々な社会的機能が蓄積した地域コミュニティの中核的存在になっている。国としては、その社会財としての機能を更に発展させるため、地域住民等と協力して行う集積地の一体的な運営管理や、少子高齢化、安全・安心、低炭素・リサイクル等の社会的課題に対する取組を強化していくことが重要である。</p> <p><b>(効率性)</b>          新事業活動の創出支援に当たっては、異なる分野の事業者が連携し、設備、技術、ノウハウなどの経営資源を有効に組み合わせた新事業活動や、地域の優れた技術・技能、特色ある一次産品といった潜在力を最大限に活用した新事業活動を支援することにより、相乗効果による技術力ある中小企業の輩出、新事業展開や経営革新への取組が期待できることから、効率的に効果を得ることが期待される。</p> <p><b>(有効性)</b>          我が国製造業を支える中小企業は、我が国全体の付加価値の6割弱を占めており、中小企業の新事業活動や経営革新(経営の効率化、イノベーションの創出等)・創業を図ることは、中小企業の事業活動の活性化のみならず、我が国製造業の国際競争力を強化し、新事業の創出を通じて、国民経済の健全な発展に寄与するという中・長期的な効果が期待できる。</p> <p>さらに、中小企業の新事業活動や経営革新・創業を支援することは、経営革新・創業という活動が中小企業の行う事業活動の中でも特に新たな価値を生み出す俄然性が高く、当該事業活動を積極的に支援することが経済全体を活性化することにつながる。一方、このような新たな事業活動への取組は、通常の事業活動と比べ、より強く事業活動における不利に直面することが多いと考えられるため、特にこのような事業活動における阻害要因を取り除くための施策を国が講じ、多様で活力ある中小企業の成長発展を図っていくものである。したがって、中小企業の新事業活動や経営革新・創業を支援することは、有効性が高い。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>          回復の遅れが目立つ地域経済の活性化のためには、意欲ある小規模等の支援強化に資する情報システムの構築や地域拠点を整備、地域中小企業の再生支援のための中小企業再生支援ネットワークの強化、中小企業における人材能力の向上のための団塊世代(新現役)の活用、経営資源又は地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等による事業展開の取組を支援することにより、中小企業の新事業活動等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を促していく。また、我が国産業の国際競争力強化のため、ものづくり中小企業の活性化を図る。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (21年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
	経営革新 新計画承認 件数	件		4,416	5,260	4,743	年間 5,000 件 以上	
	経営計画 終了後に 年3%以上 の付加価値 額等の伸びがあ った件数	%		57.3	59.0	62.7	50%以上	
	新連携に おける国の 認定件数	件		161	158	143	150 件	
	中小もの づくり高度 化法にお ける認定 件数				433	653	800 件	21 年度の目標値は 累計値
	中小商業 活力向上 事業の実 施件数	件			69	54	200 件	

政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

(1) 経営革新の促進等

《予算》

- ・ IT経営実践促進事業
- ・ 中小企業経営革新プラットフォーム整備事業
- ・ 経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業
- ・ 小規模企業経営支援情報・金融連携事業
- ・ 新現役チャレンジ支援事業
- ・ 中小企業再生支援協議会事業
- ・ 中小企業連携組織対策推進事業費補助金(外国人研修・技能実習制度を適切に運営するための事業費等について拡充要求)

《税制》

- ・ 中小企業等基盤強化税制
- ・ 中小企業技術基盤強化税制

《財投》

- ・ 新企業育成貸付(新事業活動促進資金)
- ・ 企業活力強化貸付(IT活用促進資金)

《制度》

- ・ 中小企業信用保険法の特例
- ・ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ・ 特許料等の軽減

(2) 中小企業の新事業分野への開拓

《予算》

- ・ 新事業活動促進支援補助金(新連携事業、地域資源活用事業、農商工等連携事業の一体的運用により、利用者の利便性の向上を図るため、新連携対策補助金及び地域資源活用売れる商品づくり支援事業を統合)
- ・ 市場志向型ハンズオン支援事業

《税制》

- ・ 中小企業等基盤強化税制
- ・ 中小企業技術基盤強化税制

《政策金融》

- ・ 新企業育成貸付(新事業活動促進資金)

《制度》

- ・ 中小企業信用保険法の特例
- ・ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ・ 特許料等の軽減

《機構定員》

- ・ 農商工等連携促進法の施行体制の拡充を図るため、農商工等連携関連業務を行う定員を要求。

(3) 高度な技術基盤を有する中小企業層の厚みを増す環境の整備等(ものづくり基盤技術の強化)

《予算》

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦略的技術支援事業(地域イノベーション創出研究開発事業、地域資源活用型研究開発支援事業、戦略的基盤技術高度化支援事業を統合)</li> <li>・ 川上・川下ネットワーク構築支援事業</li> <li>・ SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業</li> <li>・ 中小企業ものづくり人材育成事業</li> <li>・ 中小企業総合経営支援事業(再掲)</li> </ul> <p>《税制》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業技術基盤強化税制</li> </ul> <p>《政策金融》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新創業融資制度</li> <li>・ 新企業育成貸付(新事業育成資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、新規開業支援資金、新事業活動促進資金)</li> </ul> <p>《制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業信用保険法の特例</li> <li>・ 中小企業投資育成株式会社法の特例</li> <li>・ 特許料等の軽減</li> </ul> <p>(4) 地域コミュニティを担う商店街等の活性化</p> <p>《予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小商業活力向上事業</li> </ul> <p>《税制》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地譲渡所得の特別控除</li> <li>・ 中小企業等基盤強化税制</li> </ul> <p>《政策金融》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業活力強化貸付制度</li> </ul> <p>《制度》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業信用保険法の特例</li> </ul> <p>【今回の事前評価により、平成 20 年度で終了する事業等の名称】</p> <p>《予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業基盤技術継承支援事業については、平成 20 年度限りで終了。</li> <li>・ 中小企業IT経営革新支援事業については、平成 20 年度限りで終了。</li> <li>・ 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業(1次)については、平成 20 年度限りで終了。</li> <li>・ 中小企業知的財産啓発普及事業については、平成 20 年度限りで終了。</li> <li>・ 若者と中小企業とのネットワーク構築事業については、平成 20 年度限りで終了。</li> <li>・ 中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営普及事業については、平成 20 年度限りで終了。</li> <li>・ 中小企業挑戦・再生支援事業については、平成 20 年度限りで終了。</li> <li>・ IT経営実践促進事業のうち戦略的CIO育成支援事業については、平成 20 年度限りで終了。</li> <li>・ 戦略的基盤技術高度化支援事業については、平成 20 年度限りで終了。</li> </ul> <p>(平成 21 年度予算:546.5 億円【平成 20 年度予算:515.7 億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く</p>
--	---

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年6月 27 日	地域商業は地域経済の活性化に重要な役割を果たすものであることを踏まえ、地域商業活性化を「地方再生戦略」に位置付け、商業者の意識改革や自立化を促す地域商業モデルの創出・普及等を行う。
	第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年1月 18 日	第3 活力ある経済社会の構築 (中小企業や農業の活力を引き出し、すべての人が成長を実感できる全員参加の経済) 製造業の技術や流通業のノウハウを農業に活用する「農商工連携」を強化するなど、地方の主要な産業である農林水産業の活力を高めます。
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年6月 27 日	第2章 成長力の強化 2. 地域活性化 (3) 中小企業 成長力強化及び地域活性化のカギは、中小企業の成長にある。異業種間や大企業・中小企業間の連携による相乗効果の発揮等により、中小企業のダイナミズムを発揮させる。 (改革のポイント) ワンストップ支援拠点として全国 316 か所に整備する「地域力連携拠点」を中核として、中

	<p>第 169 回国会における福田内閣 総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成 20 年 1 月 18 日</p>	<p>小企業の強みをいかした新事業展開を支援する。 (具体的手段)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国 316 か所の「地域力連携拠点」等を通じ、ITや企業OBの活用による経営支援、国内外の市場開拓など、中小企業の新事業展開支援を行う。</li> </ul> <p>日本の強みである「つながり力」を更に強化し、地域経済の活力の復活と中小企業の生産性の向上を実現するため、地域連携拠点を全国に二百から三百か所整備します。</p>
--	---	-------------------------	---



<p><b>施策名</b></p>	<p>経営安定・取引の適正化</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>中小企業の取引適正化、下請中小企業の経営基盤の強化や小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、事業承継の円滑化、中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  我が国経済は、バブル崩壊後の長期の低迷状態から脱却し、2002年から息の長い景気回復を続けてきたが、業種間や地域間で景況感にばらつきがあり、足下ではアメリカ経済の減速等から景気の下ブレリスクが高まり、厳しさを増している。とりわけ、中小企業の経営環境は、原油・原材料の価格高騰や建築着工件数の減少等の影響を受け、悪化している。大企業に比べて経営基盤・財務基盤が脆弱な中小企業に対して、下請取引の適正化、下請中小企業の経営基盤の強化や小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、事業承継の円滑化、中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。</p> <p><b>(必要性)</b>  親事業者と下請事業者の取引における下請事業者の利益保護は、親事業者が市場において優越的地位にあることは明白であり、その地位を濫用した行為が行われ下請事業者が不利益を被るという問題が生じる可能性が高いため、市場原理のみに委ねることが困難であり、政府のチェックが必要である。このため、「下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)」を、親事業者に遵守させること、下請代金法の違反を未然に防止するため、下請代金法の周知徹底を図る必要がある。</p> <p>小規模事業者は経営基盤が脆弱で経営環境変化の影響を受けやすく、また、中小企業は自社が健全経営であっても取引先の倒産により経営が悪化し連鎖倒産する可能性があることから、廃業等の事態に備えるための小規模企業共済制度、取引先の倒産による連鎖倒産を防止する中小企業倒産防止共済制度の両共済制度を安全・確実に運営する必要がある。</p> <p>国内企業数の9割以上を占める中小企業は、地域経済の活力を維持するとともに、雇用全体の約7割を支えるなど、我が国経済の基盤を形成する存在であり、その事業の次世代への円滑な承継を図り事業を継続していくことは極めて重要な課題である。しかし、実質的に所有と経営が一致している中小企業においては、経営者の相続に伴い、①民法上の遺留分による制約、②事業承継時の資金調達の困難性、③事業承継に際しての相続税負担といった様々な課題が発生する。事業承継の円滑化に関する取組としては、既に一部の商工会議所等において一定の取組が行われているものの、より一層の効果を挙げるためには、最新の手法による、統一的なセミナーの実施、調査・広報費等の拡充に関する支援求める声が強い。さらに、全国で事業承継の問題を抱える中小企業を支援するためには、国により広範な支援体制を構築することや、事業承継協議会における専門的な検討等では国の関与が必要不可欠である。</p> <p><b>(効率性)</b>  下請代金法の運用において、下請代金検査官 46 人により年間約 1,000 件の立入検査を実施(平成 19 年度)し、約 1,900 件の法律違反に対して厳正に対処すること、特に悪質な取引については、公正取引委員会へ措置請求、公表による一罰百戒をおこなうことで、健全な事業環境が構築されていることから、効率的な運用を行っていると言える。また、併せて、下請中小企業の親事業者に対する交渉力等を高めるための販路拡大等に資する施策を講ずることにより、下請中小企業の経営基盤の強化につながることを期待されることから、効率的に施策を実施していると言える。</p> <p>さらに、小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度とも、制度運営経費は国からの運営費交付金で賄っているが、共済金の給付、貸付は契約者が積み立てた掛け金とその運用収入を原資として実施することによって効率的な運用が行われている。</p> <p>国内企業数の9割以上を占める中小企業は、地域経済の活力を維持するとともに、雇用全体の約7割を支えるなど、我が国経済の基盤を形成する存在であり、その事業の次世代への円滑な承継を図り事業を継続していくことは極めて重要な課題である。本取組の実施によって、全国各地の中小企業の事業承継が円滑化されることで、後継者不在による廃業に伴う雇用の喪失等が相当程度減少することが期待されることから、投資対効果は非常に大きいと考えられる。</p> <p><b>(有効性)</b>  近年の下請中小企業を取り巻く環境は著しく変化(取引構造の流動化・コスト競争の激化)しており、その影響を受ける企業が多数存在していることや依然として小規模事業者は経営基盤が脆弱で経営環境変化の影響を受けやすいこと、中小企業は自社が健全経営であっても取引先の倒産により経営が悪化し連鎖倒産する可能性があることなどから、行政が各種施策を講じることによって下請取引の適正化を図り、下請事業者の利益を保護すること、下請取引情報や販路開拓に関する情報提供等により、下請中小企業の取引機会の拡大と下請中小企業の経営基盤を強化すること、さらには、小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度を確実に運営することによって廃業や倒産に備えることは、中小企業の経営基盤の強化や経営安定化に寄与し、中小企業の事業活動の活性化につながるという、施策の目標の達成に有効である。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>  親事業者と下請事業者の取引における下請事業者の利益保護は、市場原理に委ねることが困難であるため、「下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)」に基づき、親事業者に対し、下請取引の規制を遵守させる。また、下請代金法の周知、理解の増進に努め、親事業者と下請事業者との取引の適正化、健全な事業環境の構築を図る。</p> <p>共済制度を安全・確実に運営し、廃業後の生活安定の確保等を図る小規模企業共済制度について、共</p>

済金給付水準を確保する。また、金融審査を行わず無担保・無保証により貸付を行う中小企業倒産防止共済制度を円滑に実施し、取引先の倒産により連鎖倒産の防止を図る。

一般、遺留分に関する民法の特例を含む中小企業経営承継円滑化法の制定、平成 21 年度税制改正における事業承継税制の抜本拡充や制度融資の抜本強化など事業承継円滑化に向けた総合的支援策を取りまとめたところであり、この総合的支援策に基づき、事業承継の円滑化を強力に推進する。

中小企業投資促進税制を始めとする中小企業関連税制により、中小企業の活性化を図る。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (21 年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17 年度	18 年度	19 年度		
	下請代金法にかかる書面調査の数	件		143,935	123,386	130,877	200,000	
	下請中小企業に係る取引機会の増加	件		35,033	35,742	37,044	38,000	下請取引あっせん件数
	小規模企業共済制度加入件数	件		91,052	92,961	91,730	116,000	
	中小企業倒産防止共済制度加入件数	件		13,545	15,004	16,982	23,500	

**政策評価の結果の政策への反映状況**

《予算》

- 親事業者の経営者・業界団体等を対象とした下請代金法等の講習会の実施や中小企業の生産性向上を図るため、取引ガイドライン策定後の遵守・普及のフォローアップ及び下請問題に係る各種相談対応等の下請適正取引の推進について拡充。
- 下請中小企業の振興を図るため、下請中小企業の販路開拓等に対する支援等を引き続き要望。
- 下請代金法の厳正な運用のため、親・下事業者の取引環境・競争環境を把握するための書面調査が必要であり、引き続き要望。
- 事業承継支援センターの利用促進による事業承継の円滑化を図る。

《税制》

- 平成 21 年度税制改正において、相続税及び贈与税の納税猶予制度(相続税の納税猶予制度は平成 20 年 10 月 1 日以降の相続から遡及適用、贈与税の納税猶予制度は平成 21 年 4 月 1 日以降の贈与から適用)を新たに創設する。
- 中小企業の活性化を図るため、中小企業投資促進税制を始めとする中小企業関連税制の着実な利用を促進する。

《財政投融资》

- 事業承継関連融資制度の延長を図る。

《機構定員》

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律を的確に執行するため、地方経済産業局に設置されている経営承継専門官の増員等を要求。

【今回の事前評価により、平成 20 年度で終了する事業等の名称】

《予算》

- 中小企業事業継続計画普及事業については、平成 20 年度限りで終了。

(平成 21 年度予算:10.3 億円【平成 20 年度予算:8.8 億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く

**関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)**

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
成長力強化への早期実施策	平成 20 年 4 月 4 日 経済対策閣僚会議 決定	1. 中小企業の体質強化 ◎下請適正取引等の推進 「年度末に向けた中小企業対策について」に引き続き、下請代金法・独禁法による取締を強化するとともに、4 月 1 日に全国 47 都道府県に開設した「下請かけこみ寺」について、リーフレット約 30 万部の配布等広報に努め、下請取引の相談、下請適正取引ガイドラインの普及啓発等を広く実施するなど、下請適正取引等の推

<p>経済財政改革の基本方針 2008</p>	<p>平成 20 年6月 27 日 閣議決定</p>	<p>進を徹底する。 独占禁止法及び下請法による取締り強化、業種別ガイドラインを通じた下請適正取引等の推進、売掛債権早期現金化等の資金調達手段の提供や事業承継・再生円滑化など中小企業の事業基盤を強化する。</p>
<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に対する附帯決議</p>	<p>平成 20 年4月9日 (衆議院経済産業委員会)</p>	<p>「中小企業における経営人材の円滑な登用を促進する観点から、親族外への経営の承継に対する支援について、その一層の円滑化が図られるよう予算面の措置や金融支援を含め、総合的な取り組みを行うこと。」</p>
	<p>平成 20 年5月8日 (参議院経済産業委員会)</p>	<p>「中小企業の経営の承継に係る様々なニーズに対応するため、事業承継支援センターの全国展開を早急に進めるなど事業承継支援ネットワークの拡充を行うこと」</p>

施策名	まちづくりの推進
施策の概要	市町村において、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、中心市街地に人を集め、にぎわいを生み出すとともに、地域コミュニティの場としての中心市街地を再生することにより、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指す。具体的に以下の目標の実現を目指すしていく。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

**【評価結果の概要】**  
**(総合的評価)**  
 近年、地域の核である中心市街地の空洞化の問題が生じていることから、全国のより多くの市町村において活性化を図るため、平成 21 年度までに 100 件の基本計画の認定の目標の達成に向けて、本施策の具体的措置として、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業等を実施しており、今後も推進していく必要がある。

**(必要性)**  
 中心市街地は、地域社会の核として、人が住み、遊び、働き、交流する場を形成してきた。しかし、モータリゼーションの進展、大規模店舗の郊外立地等により中心市街地が空洞化し、機能的な都市活動の確保が困難となっている。過去に莫大なインフラ投資を行ってきた中心市街地の衰退は、地域の富・ストックの損失ともいえ、各地域による自律的な復興が不可能になってしまうほど低迷する前に、回復軌道へと回復させる必要がある。

「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指す上では、元来、都市計画、公共施設の配置等など行政の関与の下で、制度的、計画的に整備される諸条件により、大きく左右されるものであり、特に全国的な視点に立った効果的支援、広域的な視点からまちづくりを行うため国の成功事例を踏まえた関与、最新情報の提供等による国の役割が大きい。

**(効率性)**  
 コンパクトなまちづくりを実現するには、まちづくりのグランドデザインを描いた上で、総合的、集中的に対応策を講じることが重要である。本施策では、まず、まちづくりを進める上で加味すべき諸要素を総合的に検討し改善策を描いた基本計画の策定を市町村に促し、実効性・有効性のある計画を認定し、認定された計画に対し、集中的かつ戦略的に支援を講じる仕組みとなっている。この結果、まちづくりを進める上で考慮すべき要素を総合的に取り組むことが可能となり、中心市街地の再生が効率的に実現されるものと考えられる。

**(有効性)**  
 中心市街地は、地域が自主的かつ主体的に取り組むべきであるものの、各自治体単体では、規模及び財源に制約があることから、まちづくりのノウハウ、データが蓄積しておらず、まちづくりの専門家が当該自治体に集積していない。よって、国が全国的に蓄積されたノウハウ、データ、専門家を活用しつつ、認定された基本計画に基づく事業に対して各省庁が連携する中で補助金等を通じて中心市街地に活性化のために効果的な投資を重点的に支援することにより、にぎわいあふれるコンパクトシティの実現を図ることが有効である。

**(反映の方向性)**  
 経済産業省としては、認定された基本計画に基づく取組が成果を挙げるよう、関係府省庁と連携して、商業活性化の観点から重点的に支援することとする。平成 21 年度の予算要求に当たっては、まちづくりと一体となって行われる商業活性化事業等に対する支援予算を引き続き拡充していく等、中心市街地における商業の活性化を図る。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 H21 年度	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				H18 年度	H19 年度	H20 年度		
中心市街地の活性化	認定基本計画の数	件		2	30	45	累計 100	認定された市町村に重点的に支援を行うことにより、当該市町村の中心市街地の活性化が図れるため。

政策評価の結果の政策への反映状況

新法に基づき平成 21 年 3 月 31 日までに、77 の市町村による基本計画が認定され、131 の地域で中心市街地活性化協議会が設立されるなど認定申請に向けた取組が着実に進められている。

経済産業省としては、認定された基本計画に基づく取組が成果を挙げるよう、関係府省庁と連携して、商業活性化の観点から重点的に支援することとする。平成 21 年度の予算要求に当たっては、以下の施策の改善・見直しを行い、中心市街地における商業の活性化を図る。

《予算》

- 「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」については、内閣総理大臣に認定された基本計画に位置付けられている事業及び中心市街地活性化協議会の事業のみを支援対象としている。新法においては多様な民間主体の参画による民間レベルでのまちづくりの推進を打ち出したところであり、民間事業についても全国的に取組を強化する必要があること、及び実際に商業基盤施設

	<p>の整備や大型空き店舗の活用をはじめとして本補助金へのニーズは高いことから、商店街・商業者等が地権者等の幅広い関係者の参画を得た、まちづくりと一体となって行われる商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の設立・運営等に対する支援予算を引き続き拡充していく。  (平成 21 年度予算：78.6 億円【平成 20 年度予算：81.0 億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く</p> <p>《財政投融资》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地に出店・事業を行う中小小売商業者等への中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫による低利融資制度については、新組織への移行後もこれまでの制度が引き続き活用できるよう要求する。</li> </ul>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>経済成長戦略大綱</p>	<p>平成 20 年6月、財政・経済一体改革会議決定</p>	<p>今後の人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、都市計画制度の活用により都市機能の適正立地を誘導しつつ、「中心市街地活性化法」及び「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」に基づき、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりをより一層進める。</p> <p>このため、中心市街地において、学校・病院等の公共公益施設の立地、空きビルの再生、優良な共同住宅の供給等を促進するとともに、まちぐるみで取り組む意欲的な商業活性化の取組に対して重点的な支援を講ずる。</p> <p>また、まちづくりに関わる活動を総合的に実施する中心市街地活性化協議会への支援に積極的に取り組む。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2008</p>	<p>平成 20 年6月、閣議決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生、中心市街地活性化、構造改革特区、地域再生などの取組を強化・活用する。</li> </ul>	

<b>施策名</b>	地域経済の活性化の推進
<b>施策の概要</b>	地域の企業・大学等による広域的な産学官ネットワークの形成・高度化等により、地域発イノベーションを推進させることで、新産業・新事業を創出するとともに、地域の強み・特色を生かした企業立地の促進や、地域における新たな事業活動への支援、産業構造の壁を超えた農工商等連携の推進を通じて、地域経済の活性化と地域における社会的課題の解決を図る。
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>          日本経済は、昨年来のサブプライム問題に端を発した世界景気の減速懸念や原油価格の高騰といった我が国経済全体に影響を及ぼす不安要因が顕在化しており、景気が足踏み状態にある。こうした日本の景気後退は、地域間の経済格差を一層拡大させるのではないかと懸念されている。また、昨今は少子高齢化の進展と人口減少時代の到来など、経済社会環境が大幅な変化を余儀なくされている中で、我が国経済が持続的な成長を維持し、国民一人一人がその成果を広く実感できるようになるためには、地域の自立的発展を促す基盤を整備し、地域経済の活性化を図ることが、喫緊の課題となっている。</p> <p><b>(必要性)</b>          地域経済の自立的発展を促し、地域経済の活性化を図るためには、地域における産学官等の様々な関係機関によるネットワークの構築や、異業種の壁を超えた「連携」を促進するなど、全国各地で競争力のある新産業・新事業が継続して創出される環境を整備し、地域のもつポテンシャルを最大限に活用していく必要がある。これまで、産業クラスター計画の推進により、産学官のネットワーク形成が進展しているが、今後、さらに地域のイノベーションを加速させるためには、産業クラスター計画の広域的・国際的な展開を強化するとともに、地域における研究機関等のインフラや研究開発資源(研究設備、専門人材等)の相互利用等を可能とする環境を整備し、限りあるリソースを効率的に利用することが不可欠である。しかし、研究機関等の研究、設備等の相互利用やイノベーション支援人材の発掘・交流等は未だ不十分である。また、大都市圏と比べて地域圏は、中小企業の割合が高く、企業単独で新商品の開発や販路拡大等を行うことには限界がある。したがって、政府が主体となって連携の強化を図るとともに、全国的見地から地域の潜在力を最大限活用して新産業・新事業を創出していく必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業クラスター計画により産学官が地域の企業が有する技術力と大学における知識、研究資源などの強みをそれぞれ持ち寄り、弱みを補完し合うネットワークを構築することで、新事業・新産業の効率的な創出が可能となる。また、本計画は、広域事業展開や海外マーケットに対する情報発信、商談等のマッチング事業等を推進しているが、こうした事業を地方自治体が単独で行うことは困難であり、国家戦略に沿った産業集積(産業クラスター)の形成を図ることにより、効果的に新産業・新事業を創出することが可能となる。</li> <li>地域イノベーションを促進させるため、共同研究開発を支援し企業等のリスクを資金的に軽減させることで、実用化に向けた研究を活性化させるとともに、地域の研究開発資源の「選択と集中」を図ることで、産業クラスター計画を後押しするとともに、資源の効率活用とシナジー効果が期待できる。</li> <li>企業は立地選択にあたって、①中長期的な採算性、②企業のニーズを捉えたワンストップサービスの提供、③立地後のフォローアップ体制等を重視しており、企業立地促進事業は、こうした企業ニーズに応えようとする自治体を支援することで、迅速、かつ、効果的な企業立地の促進が期待される。また、複数の自治体が連携して広域的な企業立地計画を策定することで、自治体が個別に企業誘致や環境整備を行うよりも、企業のニーズを捉えた効率的な事業展開が可能となる。</li> <li>ソーシャルビジネス(SB)支援においては、効果が実証されているSBのビジネスモデルを他の地域へ移転・導入することで、新たなSBが短期間で自立できる等、ビジネスとして成功する確率が飛躍的に高まることが期待される。地域・社会貢献度の高いSBの創出基盤の整備は、より多くのSBの創出を加速させるため、投下資金以上の経済効果が期待できる。</li> </ul> <p><b>(有効性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の研究機関等が、設備機器の相互利用するなど研究開発資源を最大限活用することで、地域イノベーションを促進させるための環境整備が進展する。また、研究機関の相談窓口のワンストップ化を図ることで、地域産業界からのアクセス効率が向上するとともに、大学等における産学連携体制の整備により、共同研究開発の成果を活用した新事業が創出される効果が期待される。</li> <li>また、グローバルな競争環境の下、企業は国境を越えて最適な事業展開を行っており、企業立地も国際的な大競争に晒されている。とりわけアジア諸国では、国家戦略的に海外企業の誘致が進められており、地域の企業誘致活動が諸外国に劣後しないよう、事業環境整備を行う地方自治体に対して各省庁が連携して支援を講じることで、国内への企業立地の促進が期待される。</li> <li>ソーシャルビジネス支援事業では、SBの普及・啓発に努め、SBの認知度を向上させることにより、また、SBを事業体として自立させることにより、新たな所得と雇用を生み出す効果が期待される。SBが、自治体に代わって社会的課題の新たな担い手となることで、行政コストの削減にも寄与する。また、優れたSBのビジネスモデルを他の地域に移転する事業は、新たなSBを迅速に立ち上げ、SBのビジネスとしての回転速度が早まることで、地域の課題解決に対して迅速に対応できる等の効果を有する。</li> </ul> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発を起点とした新事業・新産業創出による地域経済の活性化及び地域に適した低炭素社会の早期実現を図るべく、地域イノベーション協創プログラム委託費と戦略的技術基盤支援事業を統合し、新たに戦略的技術支援事業を創設する。</li> <li>国内・海外クラスターとの連携、海外市場との「つながり力」強化を図るとともに、低炭素社会実現に向け</li> </ul>

た環境分野等のクラスターの強化を図るべく、広域的新事業支援ネットワーク等補助事業、産業クラスター間連携等促進事業を廃止し、新たに産業クラスター計画補助事業、産業クラスター計画委託事業を新設する。

- ・ 地域の産業ニーズを踏まえた人材育成事業を強化を図るべく、地域企業立地促進等補助事業を拡充する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
新産業・新事業の創出を図る	産業クラスター計画 参画企業数	社		9,800	10,700	10,700		外部有識者により構成された産業クラスター研究会(平成17年5月)において、産業クラスター計画の中長期的な施策目標に位置づけられた。
	産業クラスター計画 連携大学数	校		290	290	290		
	産業クラスターにおける新事業 開始件数	件		14,576	12,014	10,032	4万件 H18~22年度累計	
国内立地環境の整備を図る	企業立地計画の承認件数	件		—	—	54件	7900件 H19~23年度累計	地方自治体の基本計画において位置づけられた承認件数の合計額

政策評価の結果の政策への反映状況

- ・ 研究開発を起点とした新事業・新産業創出による地域経済の活性化及び地域に適した低炭素社会の早期実現を図るべく、地域イノベーション協創プログラム委託費と戦略的技術基盤支援事業を統合し、新たに戦略的技術支援事業を創設する。
- ・ 国内・海外クラスターとの連携、海外市場との「つながり力」強化を図るとともに、低炭素社会実現に向けた環境分野等のクラスターを強化する。
- ・ 工業用水道事業について、補助金対象事業として、6事業を新規に、休止中であった2事業を再開し予算要求した。

(平成21年度予算:168億円【平成20年度予算:212億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済成長戦略大綱	平成18年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品、繊維木製品等の生活関連製造業、農林水産業等に係る地域の資源を活かした新商品開発や販路開拓を強力に進める。</li> <li>・ 産学官ネットワークの拡充・緊密化、地域における技術開発等を重点的に実施し、新しい産業クラスターの更なる連携を図りつつ、政府一体となって「地域科学技術クラスター」の形成を目指す。</li> </ul>
経済財政改革の基本方針 2007	平成19年6月	第2章 成長力の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノベーション創出に向けた社会環境整備、イノベーションを担う研究開発体制を強化する。</li> </ul> 第4章 持続的で安心できる社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO、社会的起業家、自治会等コミュニティ活動を行う主体などの「公」の担い手の活動やネットワーク化を促進する環境整備を進める。</li> </ul>
経済成長戦略大綱	平成19年11月	(企業立地促進、中小企業振興等による地域経済の牽引) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の強みを生かした産業集積づくりを促進するため、企業立地促進法に基づき企業誘致等に計画的に取り組む地方公共団体を支援する。</li> <li>・ 地域資源の活用や地域と大学等の連携による新たな製品の開発及び市場の開拓の促進、地域の中核企業を育成する地域イノベーションの強化、コミュニティ・ビジネスの振興等の取り組みを進める。</li> </ul>

施策名

石油・天然ガス・石炭の安定供給確保

**施策の概要** 近年、原油価格高騰など、石油等を巡る国際情勢が目まぐるしく変化中、我が国の石油・天然ガス・石炭に係る重層的かつ多様なセキュリティの向上を図ることにより、石油・天然ガス・石炭の安定供給を確保する。

**【評価結果の概要】**  
**(総合的評価)**  
 資源国の資源ナショナリズムが台頭し、資源消費国間の資源を巡る競争が激しさを増してきている。こうした中、資源の乏しい我が国は従来にも増して戦略的に政策を展開していく必要がある。  
 具体的には、我が国に資源を輸入してくるまでの上流段階から、国内の精製・流通を通じて消費者である国民にエネルギーが供給されるまでの各段階において重層的に施策を講ずる必要がある。また、輸入が途絶するような緊急時の対応も必要である。  
 以上の認識の下、「上流資源開発部門の強化」、「石油精製部門の強化」、「石油流通部門の強化」、「緊急時の対応力向上」の4つを政策の柱として、各事業が展開されている。

**(必要性)**  
 エネルギー政策基本法(平成14年法律第154号)にあるとおり、政府は、「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」の方針に従い、民間部門との補完的な機能分担に留意しつつ、戦略的に施策を講じ、エネルギー・セキュリティの向上を図り、石油・天然ガス・石炭の安定供給を確保する必要がある。

**(効率性)**  
 エネルギー資源の確保は、短期間で成果が表れるものではなく、また、資源外交に代表されるように、個別の事業と成果の相関関係を示すことが困難であることから、施策の効率性について評価することは困難であるものの、例えば、資源国に対する開発について、原則、民間主導を明確にし、国が直接探鉱・開発を行うよりも低コストで我が国にエネルギー資源の確保を行うことを可能にする等の効率化を行うとともに、調査事業の統合による効率化を行うなど、個々の事業に係る経費について不断の見直しを行う。

**(有効性)**  
 エネルギー資源の開発、エネルギー資源に関する研究開発事業などが成果を生み出すには長期間を必要とする(例として、石油開発については、鉱区における石油賦存量の調査から石油の生産まで10年以上の期間が必要)ことから、本施策の個々の事業について、定量的に効果を測定することは困難である。一方で、施策全体の効果としては、自主開発原油比率など、一定の評価指標が存在することから、こうした指標をもとに有効性を図る。

**(反映の方向性)**  
 ・平成21年度は、これまでの施策の方針を受け継ぎつつ、近年の資源価格の高騰に対応するため、長期的な観点からは、資源国との相互依存的な協力関係の構築を行い、短期的な観点からは、原油価格の高騰による影響が大きい石油販売業者に対する支援を強化及び石油製品の価格監視を強化することとし、「施策目標の実現に向けた取組の全体像」で掲げた4つの柱のそれぞれについて、施策の重点化を図ることとする。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
上流資源 開発部門 の強化	自主開発 原油比率	%	—	16.5	18.9	18.9	約40% 2030年	本邦企業の石油の自主権 益輸入割合を引き上げる ことを目指す。
	権益比率 相当分の 石炭の輸 入割合	%	—	43.3	46	44	現状程度 の維持	本邦企業の石炭の自主権 益輸入割合を引き上げる ことを目指す。
緊急時の 対応力向 上	石油備蓄 水準	日	—	168	175	177	—	石油の供給に支障が生じ た際にも安定的な供給が 出来る水準を維持する。

**政策評価の結果の政策への反映状況**

平成20年度においては、昨今の世界的なエネルギー需給の逼迫を背景とした原油価格の高騰、諸外国によるエネルギー資源獲得競争の激化などを受け、新・国家エネルギー戦略(平成18年5月策定)などにより、今後のエネルギー政策の目標が掲げられ、また、特に石油については、総合資源エネルギー調査会石油分科会において、我が国の石油政策の方針が取りまとめられた(平成18年5月)ことから、これらの目標、方針をもとに、施策を講じてきた。

平成21年度は、これまでの施策の方針を受け継ぎつつ、近年の資源価格の乱高下や経済状況の悪化に対応するため、長期的な観点からは、資源国との相互依存的な協力関係の構築を行うことで石油の需給バランスが安定するように働きかけ、短期的な観点からは、原油価格の乱高下等による影響が大きい石油精製・販売業者の構造改善支援の強化及び石油製品の価格監視を強化することとし、「施策目標の実現に向けた取組の全体像」で掲げた4つの柱のそれぞれについて、以下の施策の重点化を図ることとする。

○ 石油・天然ガス・石炭の我が国への安定供給確保

・ 資源国開発支援による資源国との関係強化



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦略的地域における自主開発推進・供給源多様化</li> <li>・ 非在来型燃料の開発</li> <li>○ 石油精製部門の強化によるセキュリティ向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油製品需要の軽質化を踏まえた革新的な石油精製技術の開発支援</li> <li>・ コンビナートにおける業種・企業の壁を越えた連携の推進</li> </ul> </li> <li>○ 石油流通部門の強化によるセキュリティ向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油製品の価格監視の強化</li> <li>・ ガソリンスタンド等石油販売業による土壌環境対策への支援の拡充</li> </ul> </li> <li>○ 緊急時の対応力向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家備蓄石油・石油ガスの一層の安全かつ効率的な管理</li> </ul> </li> </ul> <p>(平成 21 年度予算:2,086 億円【平成 20 年度予算:2,386 億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く</p>
--	---

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	資源確保指針(閣議了解)	平成 20 年 3 月	<p>4. 重要な資源獲得案件に対する支援に係る基本方針</p> <p>(2) 資源産出国の情勢に応じた柔軟な対応</p> <p>資源産出国と我が国との間に真に互恵的な関係を構築していくためには、資源産出国の情勢は国によって様々であることを踏まえ、次のように相手国の実情に応じた対応をすることが必要不可欠である。</p> <p>① 潜在的資源産出国に対する対応</p> <p>まず、国内に存する資源が必ずしも十分に開発されていない潜在的な資源産出国との関係においては、(i)探鉱や開発調査、(ii)資源産出国との間の資源開発に係る協力事業、(iii)資源開発プロジェクト等への出融資・債務保証・貿易保険等を積極的に活用しながら、こうした国々において資源開発事業を行おうとする民間企業を後押しする必要がある。</p> <p>② 具体的資源開発プロジェクトが進行している資源産出国に対する対応</p> <p>次に、ある程度資源開発が進んでおり、本邦企業により開発プロジェクトが始められている資源産出国との関係においては、過去に締結した契約の着実な履行の確保等を通じて、既に着手されているプロジェクトの円滑な進行を実現する必要がある。そのためには、当該プロジェクトを融資・貿易保険等により支援している関係機関とも連携しつつ、相手となる資源産出国との良好な関係を維持・発展させていく必要がある。</p> <p>③ 自立的・安定的な経済発展を目指す資源産出国に対する対応</p> <p>さらに、国内に存する様々な資源の開発を一つの契機として、自立的・安定的な経済発展を目指そうとしている国との関係においては、資源エネルギー・環境分野を始め、幅広い分野での技術協力や資金協力を含めた経済協力に加え、教育協力や文化交流等まで含めた多層的な協力関係の構築を目指す必要がある。</p>
	総合資源エネルギー調査会石油分科会 次世代燃料・石油政策に関する小委員会報告書	平成 20 年 2 月	<p>第 2 章 石油・天然ガスの我が国に対する安定供給確保</p> <p>1. 資源外交の一層の強化</p> <p>我が国も首脳・閣僚レベルの交流から、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等の政府関係機関による交流や産業界同士の交流まで含めて、産油国との間で、幅広く、かつ重層的な交流を強化し、新たな上流権益の獲得のみならず、既に保持している上流権益の維持や、確実かつ安定的な原油の輸入確保まで含めた総合的な「資源確保」を進</p>

		<p>めていく必要がある。</p> <p>4. 日本の石油資源獲得に関する「技術力(技術開発力)」を活用した資源確保</p> <p>世界における油田・ガス田開発が進み、現在残されている油田・ガス田は何らかの開発の難しさを抱えているところが多数であり、探鉱・開発を進めて行くに当たっては、様々な技術的課題を解決していかなければならない。</p> <p>第3章 安定供給確保を担う我が国石油産業の供給基盤強化</p> <p>I 石油精製業の在り方について</p> <p>3. 石油精製業の課題と取組</p> <p>(c) 重質分解能力の向上</p> <p>重質分解能力(重質油や超重質油から効率的にガソリン等の高付加価値の石油製品を精製する技術)の向上は、重質化傾向にある中東産の原油や、オイルサンド等の超重質の非在来型原油から効率良く必要な留分を取り出すことを可能にする。これにより我が国の製油所が処理可能な原油の幅は一層拡がり、エネルギーセキュリティの向上にも資することになる。</p> <p>(d) 連携・統廃合</p> <p>精製・販売部門のマージンが海外と比べ相対的に低い状態にあることは我が国の石油精製業が抱える問題である。今後の大幅な需要の減少も見据えれば、抜本的な対応が必要である。</p> <p>II 石油販売業の在り方について</p> <p>2. 環境対策投資の必要性</p> <p>給油所の地下タンクからの石油製品の漏洩は、周辺の土壌汚染を発生させる危険があるだけでなく、周辺地域の環境へも悪影響を及ぼしかねないものであり、十分な対策を講じることが必要となっている。</p> <p>3. 石油販売業の課題と方向性②(公正・透明な競争環境の整備)</p> <p>④公正な取引の確保</p> <p>公正な取引を確保するため、独占禁止法に違反する疑いのある行為に対しては、引き続き、厳正なチェックが必要である。また、経済産業省においても、このチェック機能への協力を強化する観点から、卸価格調査を実施し、その結果を公正取引委員会に提供するなど連携を進めているところであり、引き続きこうした取組を推進することが重要であると考えられる。</p> <p>第4章 緊急時におけるエネルギー安全保障確保を担う我が国石油備蓄の在り方</p> <p>1. 石油備蓄の意義</p> <p>原油のほぼ全量の中東などの産油国からの輸入に依存している我が国では、石油輸入量の大幅な減少により国内供給量が不足または不足のおそれがあるような事態が生じた場合、国民生活に深刻な打撃を与えることになる。このため、常時一定量の石油を国内に確保し、供給不足の事態に備えておくことは、エネルギーセキュリティを確保する観点から極めて重要である。</p>
--	--	--

<b>施策名</b>	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
<b>施策の概要</b>	エネルギー利用効率の向上、石油代替エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>          事業の目標や必要性を精査し、数値目標の設定等を行うとともに、事業の内容を評価し、予算要求額の増額・減額等を行った。</p> <p><b>(必要性)</b>          エネルギーは国民生活の基本であり、常に安定的な供給を第一に考える必要がある。エネルギー資源に乏しい一方で、資源消費大国である我が国にとって、多様化・多層化を続けるエネルギー供給上のリスクに対応していくための最も確実な対策は、エネルギーの高度利用等エネルギー利用効率の向上、エネルギー源の多様化・分散化、エネルギー供給余力の保持などにより、世界最先端のエネルギー需給構造を確立することである。</p> <p><b>(効率性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石炭の高度利用            石炭の高度利用を支援することは、地球環境問題への対応及びエネルギーセキュリティの強化を同時に達成出来る点で、費用対効果の高い対策である。支援に当たっては、関連業界のニーズ、対象地域の実情を把握し、石炭の高度利用に資する技術開発、実証普及、人材育成等を一体的に進めることで効率的に効果を得ることが期待できる。</li> <li>・ 天然ガス等の高度利用            天然ガスの高度利用拡大を図ることは、地球環境問題への対応及びエネルギーセキュリティの強化を同時に達成出来る点で、費用対効果の高い対策である。また、他の化石燃料等から天然ガスへの燃料転換の一部費用を補助することにより、産業部門のCO2削減効果を高めるとともに、新規需要の拡大を通じた天然ガス市場の拡大、導管網の効率性の向上による供給コストの低減、セキュリティ対応体制の整備等複合的・副次的な効果が見込まれるため、効率的に効果を得ることが期待出来る。</li> <li>・ 新エネルギーの利用拡大            新エネルギーは、エネルギーセキュリティや温暖化対策等に一定の効果を有するものの、その導入に当たっては経済性や出力の不安定性などの課題が存在する。また、エネルギー源毎に異なる特性に着目しつつ、技術開発、実証実験と言った離陸支援、モデル事業、設備導入補助等を通じて、初期需要創出、公共機関による関連設備の率先導入、市場拡大支援など、普及ステージに応じた「需要」と「供給」の拡大策を推進していくことで効率性を確保する。例えば、太陽光やバイオマス、燃料電池などについては「クールアース 50」の実現に向けた革新的技術開発を進めるとともに、基礎的技術については早期市場投入を図るべく標準化を行うことにより、市場へのフィードバックを行うことや、新エネルギーの導入は地域性を考慮する必要があり、地方自治体による地域の強みを認識した地産地消型の新エネルギー利用などの取り組みに対して集中的に支援を行うことでは、当該地域における効果的な普及啓発が期待され、効率的に効果を得られることが出来る。</li> <li>・ 運輸部門における石油依存度の低減            運輸分野における石油依存度の低減にむけた取り組みを推進するに当たっては、車両側における開発・普及、燃料側における新燃料に係る技術開発や燃料供給インフラの整備・実証等の双方における集中投資が必要である。加えて、サイエンスの基本に立ち返った産学の集中的な取組及び民間との明確な分担の下に行う導入・普及・実証事業を進めていくことにより、効率的な効果を得ることが期待できる。</li> </ul> <p><b>(有効性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石炭の高度利用            埋蔵量が多く安価で安定的な供給が期待出来る石炭の高度利用を進め、石炭利用の促進を図ることは、我が国のエネルギーセキュリティ上も重要な役割を果たすと同時に、CO2の排出量を大幅に削減できる点で地球環境問題の解決に貢献する等、社会的効果も大きい。このような石炭の利用促進の上でもっとも重要な点は技術開発であり、そのような観点から、例えば「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」、「環境エネルギー技術革新計画」に係る革新的技術開発の第一フェーズ(今後10年間)の中で、酸素吹きIGCCやCO2貯留に関する大型実証試験を行い、2020年以降の実用化に寄与する。            また、中国等アジアにおける石炭火力発電所の設備診断・改修等による効率向上を通じ、グローバルなCO2削減に貢献する。</li> <li>・ 天然ガス等の高度利用            天然ガスの高度利用に係る事業により、環境調和的な天然ガスの利用技術やガスパイプライン等の施設・設備の導入が図られている。天然ガスの高度利用を進め、天然ガスの利用促進を図ることは、天然ガスがアジア太平洋地域において相当の埋蔵量が確認されており、エネルギーの中東依存度を低減できる点で、我が国のエネルギーセキュリティ上重要な役割を果たす。また、天然ガスは化石燃料の中で最もCO2</li> </ul>

排出量が少ない等環境負荷が小さいという特性を有するため、その利用促進を図ることは地球環境問題の解決にも貢献している。燃料転換補助事業では18年度までに246万トンのCO2削減を果たしている。このため、CO2削減効果の高い天然ガスの利用を促進することは、社会的効果も大きく、施策目標の達成に大きく寄与するものである。面的事業については、業際間連携が必要となることから民間企業主導では実例がほとんどなく、国がモデル事業を通じて省CO2・省エネ等に資する優れた方式であることを広報・普及していくことは民間の取組を促進していく上で極めて効果的である。

・ 新エネルギーの利用拡大

新エネルギーの利用拡大を促進することは、エネルギー自給率が低い我が国において、他国に依存しないエネルギー源を持ち得ると言う観点から、我が国のエネルギーセキュリティ上重要な役割を果たす。また、新エネルギーは、その利用に当たりCO2を排出しないため、化石燃料から新エネルギーへの切り替えを進める得る環境を整えることは、地球温暖化問題の解決にも大きく貢献する。新エネルギーの導入を促進するためには、施策目標である1,910万kl(原油換算)の達成を目指し、将来を見据えた中長期的な視点での技術開発や一層の導入促進に向けた市場形成を促すための設備導入などの支援策を講じることが有効である。

・ 運輸部門における石油依存度の低減

現在、運輸部門における石油依存度はほぼ100%であり、その低減のためには当面は普及の初期段階のボトルネックに焦点をあてる必要がある。例えば、水素・燃料電池技術に関しては、技術開発の強化、実証試験、規制の再点検等を経て、燃料電池自動車を実用化し、その技術レベルも世界最高水準を達成しているが、一方で低コスト化・耐久性向上・水素の車載技術確立が不可欠であり、量産効果やエンジニアリングとは異なる、サイエンスの基本に立ち返った研究が必要であり、産学官で連携して集中的に推進している。また、例えば、バイオ燃料についても普及のための社会システム、加えて、バイオ燃料そのものの課題である食料との競合、経済性、安定供給性等について着実に克服することが重要である。ETBE混合ガソリンを相当数の給油所に流通し、漏洩対策の確実性及び常時監視システムの有効性の検証事業や、セルロース系のバイオ燃料の開発等を進めていくことが効果的である。

これらの事業の推進により、ほぼ石油のみに依存している運輸部門における石油依存度を引き下げることで、石油の安定供給に支障が生じた場合であっても過大な悪影響を受けることのないよう、リスク分散を図ることは、我が国エネルギーセキュリティ上重要な役割を果たすため、運輸部門における石油依存度の低減を促進することは、社会的効果が大きく、施策目標の達成に大きく寄与するものである。

(反映の方向性)

事業の目標、必要性を検討することにより、事業内容を評価し、予算要求額の増額・減額等の調整を行った。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				16年度	17年度	18年度		
新エネルギーの導入量を2010年に1910万klとする	新エネルギー導入	万kl	1,054 (2003)	1,119	1,160	-	1,910 (2010)	京都議定書目標達成計画に記載されており、京都議定書の目標である90年比▲6%を達成するために必要な導入量。
一次エネルギー供給量に占める石油依存度を2030年に40%未満とする	一次エネルギー供給量に占める石油依存度	%	48.5 (2003)	46.3	46.5	44.1	40%未満 (2030)	新・国家エネルギー戦略に記載されており、我が国エネルギーの安定供給等のために必要な目標。
運輸部門における石油依存度を2030年度に80%程度とする	運輸部門における石油依存度	%	ほぼ100 (2003)	ほぼ100	ほぼ100	ほぼ100	80%程度 (2030)	新・国家エネルギー戦略に記載されており、我が国エネルギーの安定供給等のために必要な目標。

政策評価の結果の政策への反映状況

○ 石炭の高度利用

地球環境問題の解決に向け、環境調和的な石炭利用を図るため、引き続き世界最高水準のゼロエミッション石炭火力発電等の技術開発を進める他、日豪石炭火力発電CCS実証プロジェクト等の取り組みを活用した国際的な共同実証事業の展開等を通じて、我が国の技術を国際展開し、世界的にCO2排出量を削減する。

○ 天然ガスの高度利用

天然ガスは他の化石燃料と比べて環境負荷が小さいという特性を有していることから、引き続き、エネルギー多消費型設備(工業炉・ボイラ等)の燃料の天然ガス化や、都市部における中小規模の天然ガス型エネルギーの面的利用導入を促進する。

○ 新エネルギーの利用拡大

地球温暖化問題への対応については、化石燃料への依存度を可能な限り下げることが必要であることから、太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの開発・利用が効果的。そのため、住宅用太陽光発電への補助、蓄電池、バイオエタノール、民生用燃料電池等への補助や普及促進を行う。

○ 運輸部門の石油依存度低下

	<p>ガソリン依存度が大きい運輸部門は、エネルギー需給構造の脆弱性が高く、その需給構造の次世代化は将来に向けた速急な対応が不可欠な課題。例えば「低炭素社会づくり行動計画」(平成 20 年7月閣議決定)においても、2020 年には新車販売のうち2台に1台の割合で次世代自動車を導入することを目標としている。そのため、自動車の次世代化を促進するための補助、インフラを確立するための補助等を行う。</p> <p>(平成 21 年度予算:621.8 億円【平成 20 年度予算:621.8 億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>低炭素社会づくり行動計画(閣議決定)</p>	<p>平成 20 年7月 29 日</p>	<p>○「太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にすることを目標として、導入の大幅拡大を進める。」</p> <p>○「次世代自動車について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。」</p>

施策名	省エネルギーの推進
<p>施策の概要</p>	<p>国民及び事業者が省エネルギーに向けた取組を継続的かつ最大限実施するよう促すこと(国内省エネルギー対策)により、我が国全体のエネルギー消費効率の更なる改善を図るとともに、エネルギー消費量の増大が著しいアジア地域を始めとした国際社会における地球規模のエネルギー・環境問題の解決のための課題に取り組むこと(国際省エネルギー協力)により、グローバルな省エネ推進を図り、もって我が国のエネルギーの安全保障の強化及び地球温暖化防止を図るとともに、我が国産業の国際競争力の強化を図ることを目的とする。</p> <p>具体的には、国内省エネ対策については、2030年度までに更に少なくとも30%のエネルギー消費効率改善(2003年度比)を目指すとともに、2010年度において、産業、民生業務、民生家庭、運輸の各部門における最終エネルギー消費量を、それぞれ、172-173百万kl、76百万kl、51-52百万kl、93-94百万klとすることを旨とする。また、上記数値目標のほか、個々の主体が不断に工夫を凝らしつつ省エネ対策を推進するよう促していくための仕組みづくりを重視した施策の実施を目指す。また、2010年度において、高効率給湯器の普及台数累積800万台以上、ガソリン乗用車の平均燃費15.1km/l以上とすることを目標とし、併せて国民各層における省エネ意識の向上を図る。</p> <p>国際省エネ協力については、アジアを中心とする各国が、エネルギー需要の抑制に向け、省エネルギー法等の制度整備を始めとした省エネに主体的に取り組む、自立的に省エネが推進されるよう人材の強化、省エネ技術普及等の環境整備を進め、経済成長との両立を図りつつアジア地域等のエネルギー効率の更なる改善を目指す。また、その際、日本企業の省エネルギー技術が高く評価され、省エネ機器・設備の導入が促進されることを目指す。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価)</p> <p>国内省エネ対策については、これまで「省エネルギー革新技术開発事業」等の技術開発や「エネルギー使用合理化事業者支援補助金」等の予算・税制措置等による導入補助を行ってきたところである。その結果、一定の成果を出してきたところではあるが、産業部門の最終エネルギー消費量はほぼ横ばいで推移しているものの、民生部門は著しく増加し、運輸部門においても高水準で推移している。そのため今後目標に向けて更なる省エネを促すためには、全部門においてエネルギー利用効率の向上に資する技術開発とその成果の受入を促していくことが不可欠であり、省エネルギーを進める技術革新とそれを受け入れる社会システム側の変革との好循環を確立するべく、以下の考え方により施策を展開する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来を展望した省エネ技術戦略の策定とそれに基づく技術開発支援</li> <li>・ 技術開発の成果をいち早く普及させるための仕組みづくり(省エネ成果を可視化させるベンチマークの開発と、それを活かした普及策等による初期需要創出)</li> <li>・ 省エネの取組を強制する規制</li> <li>・ 省エネ性能が高くモデル的な設備や機器への重点的支援等波及効果を見込んだ補助金の活用</li> <li>・ 広範な対象に公平にインセンティブを与える税制</li> </ul> <p>国際省エネ協力については、今後も中国・インド等アジア諸国を中心に途上国においてはエネルギー需要が増大することが見込まれており、これらの国々における省エネの推進にあたっては、自立的に省エネが進む環境を整備することがまずは重要であり、そのためには、省エネ促進のための制度構築及びその着実な執行、省エネ技術等の普及が必要。このため、以下の三つの側面から対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法・省エネ基準等の制度整備と執行の強化を実施し、自立的に省エネが進む環境を整備することがまずは重要。具体的には、政策立案者や制度運用、執行者など政府関係者等の受け入れ研修やアジア諸国への専門家派遣など人材育成支援などを行う。</li> </ul> </li> <li>・ 省エネ技術の実証事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国で普及している省エネ技術が導入されていない途上国において、当該技術の有効性を示すことはその後の普及のために重要であり、日本の省エネ技術の導入を見据えた省エネ診断や、実際に日本の省エネ技術を海外に導入し、実証する事業を行う。また、実証後は普及のためのセミナー開催などを行う。</li> </ul> </li> <li>・ ビジネススペースの取組促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>ビジネススペースでの取組を活発化するため、中国等と官民合同のフォーラムの開催、省エネ技術による海外展開に関心を持つ国内企業からなるビジネス推進協議会の活動支援等を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>(必要性)</p> <p>○ 国内省エネルギー対策</p> <p>我が国は、石油ショック以後、約30年間で約37%のエネルギー利用効率の改善を達成した。更なる省エネルギーを進める上では、各分野において、関連の経済主体が固有の課題に直面していることに留意し、その克服のために必要な対策を検討するべき。</p> <p>産業部門においては、これまで規制や助成などによる個別対策が相当の効果を上げてきたため、今後は分野横断的な取組も含め革新的技術開発が必要である。また、エネルギーコスト軽減効果が十分なインセンティブとしては機能しにくい民生・運輸分野や、社会インフラの整備や多様な主体との協働を要する、交通、都市構造など社会経済システムに係わる分野においては、省エネルギーを進める手法の工夫が必要である。</p> <p>こうした中、省エネ設備や機器の導入を促進するためには、以下の観点から、国の関与が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「エネルギーコスト削減の利益」というインセンティブだけでは限界があるために、各主体固有の課題を踏まえつつ、省エネ機器・設備の導入を国が支援する必要。</li> </ul>

- ・ 技術開発は不確実性の大きな領域であるために、国が積極的に支援する必要。
- ・ 国民の省エネルギーに対する意識喚起や、情報入手の機会を高めるために、国が広報活動等を引き続き実施する必要。
- ・ 更なる省エネルギーに資する社会インフラを整備するために、国が関与する必要。
- ・ 個々の主体が省エネルギーに取り組むよりも、多様な主体が協働して省エネルギーに取り組む方がより大きな効果が期待できる場合があるが、エネルギーコストの管理は、通常、個々の主体ごとで行われぬものであり、協働による潜在的な省エネルギーの効果、メリットを顕在化させ、それを具現化させるべく主体間の調整を円滑に行うために、国が関与する必要。

#### ○ 国際省エネルギー協力

アジア地域の急速な経済発展を踏まえ、中国・インド等を中心にエネルギー需要の急増が見込まれており、特に中国・インドの両地域は 2030 年には現在の2倍のエネルギー消費量に増大する見込み。これらは、現在の原油価格高騰の一因。我が国のエネルギー安全保障の強化、地球温暖化問題の対応、アジア地域の安定的な経済成長の実現等を図る観点から、アジア地域を中心とした各国の省エネルギーを推進するため、我が国としても積極的に協力していくことが必要。特に我が国は、世界最高水準の省エネを実現しており、アジア各国政府からの期待が大きいため、通商政策、外交政策上も重要なアプローチである。

また、省エネ技術を有しているのは民間企業であり、途上国等での本格的な省エネ技術等の普及のためにはビジネスベースの取組が重要。

政府間の省エネ協力を推進するだけでなく、省エネに関するビジネスベースの海外展開の取組を官民一体となり、国が政策的に推進する必要がある。

#### ( 効率性 )

国内省エネ対策については、主な導入支援補助金の平成 19 年度実績の費用対効果を計算すると、以下のとおり。このとき、費用対効果は、年間の省エネ量(補助対象の高効率機器と従来機器の年間エネルギー消費量の差/原油換算ベース)を、補助単価で除して得た数値である。各補助金で対象としている機器は様々であり実現される省エネ量も多様であるが、試算結果はいずれも平均値(100 未満四捨五入)であることに留意する必要がある。なお、各部門によって費用対効果は様々であるが、省エネを推進する施策の効果については、費用対効果の観点のほか、エネルギー消費形態や主体が置かれている環境の異なる各部門の特徴を考慮して、評価する必要がある。

#### ○ エネルギー使用合理化事業者支援補助金

補助対象機器は、産業部門、民生業務部門及び運輸部門の各部門で使用される機器に区分される。それぞれの費用対効果は以下のとおりである。

一般に、大型の省エネルギー設備の投資回収期間は他の生産設備等に比して長く、事業者の投資判断において優先度が低くなる傾向が強い。本補助金は、投資回収期間を短縮し、事業者に大型の省エネルギー設備への投資を促す効果を発揮する。

①産業部門:約 1,600kl/億円 ②民生業務部門:約 700kl/億円 ③運輸部門:約 2,500kl/億円

国際省エネ協力については、制度整備等への支援を効率的に実施する観点から、特に、相手国の省エネルギーの現状やエネルギー需要構造等を踏まえ、相手国のニーズを明らかにした上で、必要な政策決定に対して、特に重要な機関やポジションの人材に対して、協力を実施。具体的には、各国エネルギー担当省庁の管理職級の職員や政府系政策研究機関の主任研究員等を重点的に実施。

また、省エネ技術の実証事業についても、他国の制度状況や、当該技術の他国における導入ポテンシャル、他国状況における省エネ効果などを総合的に調査した上で、モデル事業を実施しており、効果の高い案件を実施しており効率的である。

#### ( 有効性 )

国内省エネ対策については、省エネ効果の高い設備・機器等に係る補助事業により、各部門における省エネが着実に進展している。これらの補助対象設備・機器の導入による各部門における省エネの進展は、補助事業による直接効果は限定的であるが、省エネに関する情報提供、環境整備等とも相まって、民間による省エネ設備投資の誘発効果、地域住民や民間企業等、社会の関心や省エネ意識の高揚が見られるなど、社会全体への波及効果は大きく、施策目標の達成に寄与するものである。

国際省エネ協力については、途上国においては、依然として、省エネ意識が不十分であるため、まずは、省エネ法等の規制や支援措置など制度を整備し、自律的に省エネが進む環境を作り上げることがまず重要である。その上で、これをベースとして、各種の省エネ技術やエネルギー管理手法を裾野の広い層に浸透させ、各国のエネルギー効率の向上に結実していくものと考えられる。

#### ( 反映の方向性 )

《予算》

(国内省エネ対策)

- ・ エネルギー使用合理化事業者支援事業や省エネルギー対策導入促進事業の拡充
- ・ ESCO事業の活用を促進するため、ESCO事業に係る補助を拡充
- ・ 省エネルギー設備等導入促進情報提供事業を引き続き実施
- ・ 省エネルギー技術戦略開発・実証事業により省エネ技術開発を一層促進および製造技術の省エネ等、多分野の省エネルギー技術開発を実施

(国際省エネ協力)

- ・ 国際エネルギー使用合理化等協力基礎事業、省エネ技術の実証事業(国際エネルギー消費効率化等モデル事業等)の拡充およびビジネスベースで技術普及に繋げるための支援を強化

《税制》

(国内省エネ対策)

- ・ エネルギー需給構造改革投資促進税制については、利用を促すための情報提供や適切な執行を確保
- ・ 住宅の省エネ性能の向上を促進するため、住宅ローン減税の拡充・延長や期限を迎える住宅省エネ改修促進税制の延長を要望

《法令・ガイドライン》

(国内省エネ対策)

- ・ 省エネ性能を、建物と、そこに組み込む省エネ機器とを総合的に捉えて計測する手法を確立し、その手法に基づく基準を整備
- ・ 上記基準を満たす住宅・ビルの省エネ性能を可視化する表示制度を整備
- ・ 事業者単位規制及びフランチャイズチェーン規制、セクター別ベンチマーク、共同省エネルギー事業に関する規定を整備

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

< 国内省エネ対策 >

指標		実績値					目標値(目標年度)
		(参考) H2年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	
エネルギー消費効率改善率 (H15年度比)			3%	6%	9%	調査中	30%(H42年度)
最終 エネルギー消費量 (原油換算百万kl)	産業部門	181	182	185	187	調査中	172-173(H22年度)
	民生業務部門	52	77	77	73	調査中	76(H22年度)
	民生家庭部門	43	56	55	55	調査中	51-52(H22年度)
	運輸部門	99	98	97	95	調査中	93-94(H22年度)

※ エネルギー消費効率改善率は、各年度における最終エネルギー消費量をその年度の実質国内総生産(2000年基準)で除して得た数値の改善率をいう。

※ 最終エネルギー消費量(実績値)の出所は、従来は「エネルギー・経済統計要覧'07(EDMC編)」であったところ、今回、統計手法が新しい「総合エネルギー統計(資源エネルギー庁)」に見直した。18年度実績値のみ速報値。また、目標値については、総合エネルギー調査会需給部会(2月)で示した、追加対策シナリオの2010年度見通し値に改定した。なお、最終エネルギー消費量は、燃料種毎にCO2排出量への換算値が異なるなどの理由からCO2排出と異なる動きを示す場合があることにも留意が必要。

※ なお、それぞれの部門で、省エネに貢献する省エネ機器等が普及しなかった場合におけるエネルギー消費量と、平成22年度最終エネルギー消費量の目標量(省エネに関する施策を実施した場合における同時期のエネルギー消費量)の差分で計算される推定値から計算される平成22年度の省エネ目標量については以下のとおり。なお、需給部会(2月)で示した見通しに合わせ、昨年度のものから修正している。産業23-22百万kl以上、民生27-26百万kl以上、運輸22-21百万kl以上、合計72-69百万kl以上。

< 国際省エネルギー協力 >

指標	実績			実績見込み
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
①エネルギー研修受入人数	222	230	347	440(見込み)
②省エネルギー関連専門家派遣人数	70	61	71	114(見込み)

政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

《予算》

(国内省エネ対策)

- ・ 産業部門、民生(家庭・業務)部門、運輸部門

民生部門や中小企業における省エネ設備等の導入を促進させるためのエネルギー使用合理化事業者支援事業や省エネに関する人材面で課題を抱える中小企業を対象とした診断を充実させるための省エネルギー対策導入促進事業の拡充を図る。また、省エネの推進に有効な手段であるESCO事業の活用を促進するため、ESCO事業に係る補助を拡充する。

今後、気候変動問題への対応を強化していく上で国民各層による行動を喚起する広報を積極的に展開するために、省エネルギー設備等導入促進情報提供事業を引き続き実施していく。

- ・ 技術開発

省エネルギー技術戦略2008の政策目標に合わせた形で省エネルギー技術戦略開発・実証事業により省エネ技術開発を一層促進するとともに、グリーンITプロジェクト、エネルギーITS推進事業の拡充、グリーン・サステナブルケミカルプロセス等の製造技術の省エネ等、多分野の省エネルギー技術開発を図る。

(国際省エネ協力)

- ・ 第2回東アジアサミットに関する中国・インド等を中心としたアジア各国に対する協力(日本のエネルギー協力イニシアティブ)における研修生受入や専門家派遣を着実に実施するため、国際エネルギー使用合理化等協力基礎事業を拡充する。



- 東アジア諸国を始め経済発展と環境保全の両立を可能とする省エネ技術への期待が大きくなっているため、当該分野において強みを持つ日本の省エネ技術の実証事業（国際エネルギー消費効率化等モデル事業等）を拡充する。また、実証事業の実施とならない案件においても、ビジネスベースで技術普及に繋げるための支援を強化する。
- （平成 21 年度予算：539 億円【平成 20 年度予算：613 億円】） 再掲事業及び独立行政法人交付金は除く
- 《税制》  
（国内省エネ対策）
- エネルギー需給構造改革投資促進税制については、現行の税制の適用期限を 2 年間延長するとともに、21 年度 4 月 1 日から 2 年間は初年度即時償却が可能にする改正を行ったところであり、利用を促すための情報提供や適切な執行を確保する。
  - 住宅省エネ改修促進税制について、適用期限を 5 年間延長。
  - 一定の省エネ改修工事（同時に設置する太陽光発電装置の工事を含む。）又はバリアフリー改修工事を行った場合に、その標準的な工事費用と実際の工事費用の額とのいずれか少ない金額の 10% をその年分の所得税額から控除する制度を新たに創設。
- 《法令・ガイドライン》  
（国内省エネ対策）
- 省エネ性能を、建物と、そこに組み込む省エネ機器とを総合的に捉えて計測する手法を確立し、その手法に基づく基準を整備する。
  - 上記基準を満たす住宅・ビルの省エネ性能を可視化する表示制度を整備する。
  - 事業者単位規制及びフランチャイズチェーン規制、セクター別ベンチマーク、共同省エネルギー事業に関する規定を整備する。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	エネルギー基本計画	平成 19 年 3 月	<p>第 1 節 エネルギーの需給に関する施策の基本的な枠組み （中略） まず省エネルギー対策を中心として需要面でのエネルギー利用効率の向上を図る取組を推進する。 （中略）</p> <p>第 2 節 エネルギー需要対策の推進 1. 省エネルギー対策の推進と資源節約型の経済・社会構造の形成 我が国は、石油危機以降、産業構造の転換や新たな製造技術の導入等により、官民挙げて省エネルギーに取り組んできた。この結果、その水準は、世界との比較においても相当高い。一方、近年のエネルギー消費の傾向を見ると、産業部門はほぼ横ばいに推移しているものの、民生部門は依然増加傾向にあり、平成 2 年との比較では 3 割以上増加している。また、運輸部門は、近年漸減傾向にあるとはいえ、平成 2 年との比較では 2 割程度増加した状態にある。今後とも引き続き世界を主導する省エネルギー国家として、民生・運輸部門を中心に省エネルギー対策を強化することが必要である。</p>
	京都議定書目標達成計画	平成 20 年 3 月	<p>京都議定書の 6%削減約束の達成への取組が我が国の経済活性化、雇用創出などにもつながるよう、技術革新や創意工夫を活かし、環境と経済の両立に資するような仕組みの整備・構築を図る。</p> <p>具体的には、環境負荷の少ない健全な経済の発展や質の高い国民生活の実現を図りながら温室効果ガスの排出を削減すべく、省エネ機器の開発・普及、エネルギー利用効率の改善、技術開発の一層の加速化、ライフスタイル・ワークスタイルの変革に加え、広範な社会経済システムの転換を伴う地球温暖化対策を大胆に実行する。 （中略）</p> <p>省 CO2 対策を効果的に実施するためにはエネルギー需給両面の対応が必要であるが、早期に対策の効果を顕在化させるため、まずはエネルギー需要面の対策に重点を置き、「世界の模範となる省エネルギー国家」たることを我が国の目標として取り組む。 （中略）</p> <p>省 CO2 対策を着実に進展させるため、エネルギー</p>

			<p>利用の効率化を通じてエネルギー消費原単位及びエネルギー消費量当たりの二酸化炭素排出原単位を改善し、排出抑制を進めていくことに重点を置く。</p> <p>具体的には、産業界の自主行動計画、省エネルギー法、トップランナー制度等の枠組みの活用、省エネルギー機器・自動車の普及、エネルギー効率の高い建築物・住宅の導入、交通流対策・物流の効率化や、地域単位でのエネルギー相互融通等に取り組む。</p>
	<p>低炭素社会づくり行動計画</p>	<p>平成20年7月</p>	<p>省エネ住宅・ビルについては、新築の住宅・ビルがすべて省エネ型のものになることを目指す。そのため、省エネルギー措置の届出義務化の範囲の拡大、大規模な住宅・建築物への命令の導入、住宅供給事業者に対する建売住宅の省エネルギー性能の向上を促す措置の導入等を内容とする改正省エネルギー法(平成20年法律第47号)を的確に執行する。その際、給湯器等の設備を含めた基準づくりや、消費者にとって分かりやすい省エネルギー性能の評価・表示方法を検討する。また、税制・予算措置の活用による省エネ住宅・ビルの新築、改修の支援等を行う。</p>

<b>施策名</b>	原子力の推進・電力基盤の高度化
<b>施策の概要</b>	<p>「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力を基幹電源として推進するとともに、「安定的な供給の確保」、「環境への適合」を効率的に達成するための電力政策を着実に推進する。具体的には、以下の目標の実現を目指していく。</p> <p><b>【目標・指標】</b></p> <p>① 原子力利用等の着実な推進(2030年以降における発電電力量に占める原子力発電比率 30～40%程度以上)、及び低炭素イニシアティブの実現(2020年に原子力、新エネルギー、水力などのゼロエミッション電源の割合を50%以上)</p> <p>② 原子力・電力分野における技術開発等(原子力利用の高度化・安定化、供給途絶等による停電の防止)</p> <p>③ 電気事業制度改革等による市場環境の整備(「安定供給」、「環境適合」、「競争・効率的」の同時達成)</p>
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価)</p> <p>供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力を電源のポートフォリオの中における基幹電源として推進するとともに、原子力発電所の安定的な運転を確実なものとする核燃料サイクルの早期確立など、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するという政策目標の達成に向けて、本施策の具体的措置として所要の研究開発事業及び広報事業等を実施しているが、施策目標の達成状況は順調であるといえ、今後も着実に推進していくことが必要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>電気は国民生活・産業活動の基盤的なインフラであり、豊かな国民生活を実現するために欠かせないものである。このため、国は安定供給の確保と環境への適合等を図るため、以下の施策を行うことが必要。</p> <p>① 原子力利用等の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電は我が国エネルギー安全保障と地球温暖化問題への対応の観点から、今後とも基幹電源と位置づけ、国として安定的な運転のために核燃料サイクルを含め全面的に推進することが必要。また、原子力分野は、技術開発から事業化まで相当な期間を要し、技術上の不確実性も高く、多額の費用を要する他、世界的な核不拡散体制等の国際的動向も踏まえた政策対応を図ることが必要。加えて、原子力発電の必要性及び安全性に関する国民の理解が十分ではないため、民間のみで取組を求めることは困難であり、国が適切に技術開発の推進や事業環境の整備を図ることが必要。</li> <li>発電用施設等の設置及び運転の円滑化は事業者が行うべきであるが、電力需給の逼迫が国民生活及び経済活動に重大な支障を及ぼすこと、電源立地を推進するために必要な地元の理解促進は事業者の力のみでは克服できないことから国が前面に出た関与が必要不可欠。</li> <li>安定供給の確保及び地球温暖化問題に伴う温室効果ガスの削減等の公益的課題に対しては、国の関与による継続的な支援が必要。</li> </ul> <p>② 原子力・電力分野における技術開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電は技術開発から事業化まで相当な期間を要し、技術上の不確実性も高く、事業実施に多額の費用を要するため、技術開発等に国が適切に関与することが必要である。</li> <li>分散型電源と系統電力が調和しつつ、多様な電力供給に応えられる柔軟性の高い電力供給設備の構築の要請に対する技術開発には国の関与が必要。</li> </ul> <p>③ 市場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力の安定供給及び環境適合を効率的に達成するシステムを構築するため、一次エネルギー価格の高騰や環境問題などの情勢変化を踏まえつつ、電気事業制度改革に取り組むことが必要。</li> </ul> <p>(効率性)</p> <p>短期的な利益に直結せず、またはリスクの伴う研究開発、技術開発等については、真に国が予算措置を講じる必要がある部分に限定することによって、効率性を損なうことのないよう対応している。また、電力供給に関わる技術開発のように、多くの要素が相互に関連してはじめて目標達成できるものは、重複や時期のずれによる非効率が生じることがないよう、ロードマップを作成し、関係者の研究開発の進捗を合理的なものとしている。</p> <p>さらに、ウラン探鉱開発、核燃料サイクル事業等、技術や手法については事業レベルで確立しているものの、成否の確率が必ずしも高くない場合や、多額投資を長期間に渡り回収しなければならない事業を支援する場合には、民間企業の参入を妨げるボトルネックを抽出し、特性に応じ税制や財政投融资等のツールを細かく措置することにより、効率性を損なうことのないように施策を講じている。また、政府間交渉とのリネージュやカントリーリスク対応等を勘案すると、民間のみの事業では失敗する可能性が高くなる傾向があり、その観点からも効率性は担保される。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 原子力利用等の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力利用の推進のための施策については、原子力発電所の安定的な運転に資するとともに、技術の維持・発展のみならず、原子力産業を担う人材の育成に資する点でも有効である。</li> </ul>

- ・ 電源立地地域対策のための施策については、各種地域振興策が図られることによる電源地域住民の福祉の向上、広報活動を通じた電源立地に対する理解と協力の向上といった効果が得られる。
- ・ 電力負荷平準化対策のための施策については、電力負荷率を改善させる効果や火力発電設備の高効率化により、安定供給の確保、CO2排出量の削減が図ることが可能。

② 原子力・電力分野における技術開発等

- ・ 高速増殖炉サイクルの早期実用化、2030 年前後の既設軽水炉代替需要へ対応する次世代軽水炉開発、軽水炉技術を前提とした核燃料サイクルの確立、放射性廃棄物対策などの技術開発を通じて、核燃料サイクルを含む原子力発電を推進し、施策目標に大きく寄与する。
- ・ 送配電設備の高度化(多重化・地中化)などの電力技術開発の実施により、電力の安定供給の確保、電力を無駄なく輸送する等の効果のみならず、防災面でも大きく寄与する。

③ 市場環境の整備

- ・ 電気料金については、これまでの間に約2割の低下を実現。

( 反映の方向性 )

- ・ 原子力利用の推進については、安全性、経済性、信頼性等に優れ、世界標準を獲得しうる次世代軽水炉の技術開発に着手する。また、FBR実証炉の早期実現を目指し、実証炉の概念検討及び設計に必要な実プラントの技術開発を加速するとともに、軽水炉サイクルから高速増殖炉サイクルへの移行期において必要な技術開発を推進する。
- ・ 核燃料サイクルの推進に必要なウラン濃縮等の技術開発を推進する。
- ・ 最終処分地の確保に向けた取組の強化策として、地層処分概念や安全性等について、実体験を通じ安心・安全の意識を醸成する理解促進活動の取組、広聴・広報活動の強化を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (H22 年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				H8年度	H13 年度	H18 年度		
電力負荷 平準化	電力負荷率 (%)	(%)	-	56.6	56.7	62.9	-	
	ピークシフト 電力	(万kW)	-	67	126	182	250	
	電気事業に おける二酸化 炭素原単位	(kg-二酸化 炭素/kWh)	-	0.382	0.376	0.41	0.34	

供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力を電源のポートフォリオの中における基幹電源として推進するとともに、原子力発電所の安定的な運転を確実なものとする核燃料サイクルの早期確立など、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するという政策目標の達成に向けて、本施策の具体的措置として所要の研究開発事業及び広報事業等を実施しているが、施策目標の達成状況は順調であるといえ、今後も着実に推進していくことが必要である。他方、そのうち施策目的を達成した以下事業等については今次評価を踏まえ、H21 年度予算要求等への反映(H20 年度で終了)した。

【今次評価により、平成 20 年度で終了する事業等の名称】

《予算》

- ・ 軽水炉改良技術確証試験等委託費については、次世代軽水炉技術開発の本格着手等を踏まえ、平成 20 年度限りで終了。
- ・ 発電用新型炉プルトニウム等利用方策開発調査委託費については、平成 20 年度限りで終了。
- ・ 原子炉導入可能性調査支援等委託費については、平成 20 年度限りで終了。
- ・ 国際原子力機関PA対策拠出金及び国際原子力機関原子力発電導入基盤整備対策拠出金については、平成 20 年度限りで終了。
- ・ 高レベル放射性廃棄物処分事業等審査業務委託費については、平成 20 年度限りで終了。
- ・ 先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業費補助金については、平成 20 年度限りで終了。
- ・ 風力発電電力系統安定化等技術開発については、平成 20 年度限りで終了。
- ・ 電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金については、平成 20 年度限りで終了。

(平成 21 年度予算:1,662.6 億円【平成 20 年度予算:1,606.0 億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く

《政策金融》

- ・ 使用済核燃料再処理については、平成 20 年度限りで終了。
- ・ ウラン濃縮については、平成 20 年度限りで終了。
- ・ 低レベル放射性廃棄物処分については、平成 20 年度限りで終了。
- ・ 共同溝については、平成 20 年度限りで終了。
- ・ 電線の地中化事業及び電力系統防災対策事業については、平成 20 年度限りで終了。
- ・ 電気事業新規参入については、平成 20 年度限りで終了。
- ・ 原子力発電施設整備事業については、平成 20 年度限りで終了。

政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

・ 液化ガス発電所建設事業については、平成 20 年度限りで終了。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第 164 回国会（小泉総理施政方針演説）	平成 18 年 1 月 20 日	先月に入ってから、寒波や大雪により、各地で被害が発生しています。民家の雪下ろしや雪崩の警戒強化、交通や電力の確保、食料品や石油製品の安定供給などの生活支援に万全を期してまいります。
同上	同上	原油価格の高騰が続いていますが、今日の世界情勢を踏まえ安全保障の観点から、石油や天然ガスの安定供給の確保、省エネルギーの一層の促進、新エネルギーの開発、安全を大前提とした原子力発電の推進に取り組んでまいります。	

<p><b>施策名</b></p>	<p>鉱物資源の安定供給確保</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>鉱物資源の探鉱・開発、リサイクルの推進、代替材料等の開発、レアメタル備蓄等により、中長期的かつ持続的に鉱物資源の安定供給確保を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  平成 19 年度までに中長期的かつ持続的に鉱物資源の供給源の拡大と多様性を図るため「非鉄金属の探鉱・開発の促進」、短期的な供給障害にも耐えうる体制を整備するため「レアメタル備蓄」などの施策に取り組み、鉱物資源の安定供給の確保を図ってきた。(平成 19 年現在、探鉱開発により権益を確保し、権益比率相当分の鉱石の輸入割合が 32.8%、レアメタルの備蓄量が 23.8 日分)  昨今、レアメタル等の鉱物金属は、自動車、IT 製品を始めとする高付加価値・高機能製品の製造に必須な素材であるが、国際価格が高騰しており、安定供給確保は喫緊の課題である。  平成 18 年5月に取りまとめられた「新・国家エネルギー戦略」、同年6月に取りまとめられた「資源戦略研究会報告書」及び平成 19 年7月に取りまとめられた総合資源エネルギー調査会鉱業分科会レアメタル対策部会の報告書、平成 20 年3月に閣議了解された「資源確保指針」等を踏まえ、平成 21 年度要求等に当たっては、「資源外交・探鉱開発の推進」、「リサイクルの推進」等の施策を拡充し、多面的・総合的な取組みを展開する。</p> <p><b>(必要性)</b>  レアメタル・鉄鉱石をはじめとする鉱物資源は、自動車、IT 製品をはじめとする高付加価値・高機能製品の製造に必須の素材であり、その安定供給は、我が国製造業の国際競争力の維持・強化の観点から極めて重要である。また、消費量は、21 世紀に入り、アジアを中心として急拡大を続け、国際需給の逼迫や国際価格の高騰・高止まりを経験する等、我が国のレアメタル等の鉱物資源の供給確保を巡る環境は激変しており、中長期的な鉱物資源の安定供給対策に向けた対策の検討が急務となっている。特に、レアアース、プラチナ、タングステン、インジウム、コバルト等のレアメタルは、それぞれの持つ様々な特性により、製品中の含有量が少量であることが多いものの、極めて重要な機能を担う部品等として、IT、自動車など幅広い産業分野で利用され、我が国の産業競争力を支えている。  例えば、ハイブリッド自動車や燃料電池に不可欠の高性能モーターではレアアース磁石(ネオジム・鉄・ボロン磁石)、各種二次電池ではコバルト、マンガン、ニッケルが使用されている。また、液晶パネルの透明電極ではITO材(インジウム・錫・酸化物)が使用されているが、いずれも生産量の拡大に伴い、それぞれの消費量は急拡大を続けている。また、これらの加工工具として、タングステン、コバルト、モリブデンを含んだ超硬工具が使用され、レアアースの一種であるセリウムが液晶用ガラスの研磨材、ジルコニウム等が電子材料等に使用されている。環境・エネルギー分野においても、自動車用排ガス触媒として、プラチナ、パラジウムが使用されており、今後、低公害車用として導入が期待されている燃料電池の触媒としてもプラチナが使用されると予想されている。さらに、鉄鋼業では、ステンレス鋼をはじめ、耐熱性、耐食性等の機能を有する特殊鋼には各種のレアメタルが添加されている。</p> <p><b>(効率性)</b>  我が国企業による海外における非鉄金属資源の探鉱開発に対する支援事業において、これまでに、190 億円の投入により1兆 9,900 億円の金属価値(確認金属量に直近の金属価格を乗じたもの)が確認されるなど、効率的な取組が行われている。  国の役割として、探鉱開発に加え、使用済製品等からの非鉄金属資源リサイクル、レアメタルの代替材料開発等の多面的かつ総合的な取組を、民間企業による事業実施上の特性に応じた努力を基本として実施しつつ、供給に係る制約やリスクが大きき、市場メカニズムのみによって安定供給確保を図ることが困難である場合、国が積極的に実施することは、効率的であると言える。</p> <p><b>(有効性)</b>  我が国企業による探鉱開発、使用済製品等からの非鉄金属資源リサイクル、レアメタルへの依存リスクの低減・分散を図る代替材料等の技術開発、緊急時対策としてのレアメタルの備蓄等といった多面的かつ総合的な取組により、中長期的に、鉱物資源の供給リスクを低減し、我が国への安定供給確保が可能となる。こうした鉱物資源の安定供給を確保することは、我が国製造業の国際競争力の確保にもつながることから、効果は大きい。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レアメタルの安定供給の確保の観点から、その高い賦存ポテンシャルが期待されるものの基礎的な調査が不十分なアフリカ、中央アジア、環太平洋地域等において、地質調査等を実施する希少金属資源開発推進基盤整備等を拡充要求。</li> <li>我が国の強みであるリモートセンシング技術の高度化、低品位・難処理鉱石の処理技術の開発を新規要求。</li> <li>出融資・債務保証制度の対象に鉄鉱石を追加するとともに、海外企業への資本参加・買収による権益取得を支援。</li> <li>沖縄、伊豆・小笠原海域等に分布する高品位の銅、鉛、亜鉛、金、銀等を有する深海底鉱物資源(特に海底熱水鉱床)の海洋環境影響リスクを低減する探鉱技術等を調査するため、海底熱水鉱床探鉱技術開発等事業を拡充要求。</li> <li>レアメタルを豊富に含有する廃小型電子・電気機器の回収システム実証事業、製造工程におけるレアメタルリサイクル技術開発を新規要求するとともに、代替材料の開発を拡充要求。</li> </ul>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				17年度	18年度	19年度		
資源外交・探鉱開発の推進	権益比率相当分の鉱石の輸入割合	%	—	33.5	32.5	32.8	権益比率相当分鉱石の輸入割合の引き上げ(25年度)	本邦企業の権益比率相当分の鉱石の輸入割合を引き上げることを目指す。
リサイクルの推進	実証事業・技術開発により国内で発生する希少金属含有小型電気電子機器から回収された非鉄金属の回収率	%	—	—	—	—	インジウム90%、タングステン95%、レアアース80%(25年度)	インジウム、タングステン、レアアース等の回収率の向上。
代替材料等の開発	タングステン、インジウム、ジスプロシウム、白金、セリウム、テルビウム、ユーロピウムの使用量低減率	%	—	—	—	—	インジウム:5割以上削減技術。 ジスプロシウム:3割以上削減技術。 タングステン:3割以上削減技術。 セリウム:3割以上削減技術。 白金:5割以上削減技術 テルビウム、ユーロピウム:8割以上削減技術 (25年度)	・透明電極におけるインジウムを5割以上削減する技術の確立。 ・希土類磁石におけるジスプロシウムの使用量を3割以上削減する技術の確立。 ・超硬工具におけるタングステンの使用量を3割以上削減する技術の確立。 ・精密研磨におけるセリウムの使用量を3割以上削減する技術の確立。 ・触媒に用いる白金の使用量を5割以上削減する技術の確立。 ・蛍光体におけるテルビウム、ユーロピウムの使用量を8割以上削減する技術の確立。
レアメタル備蓄	国家備蓄量	日分	—	24.9	24.4	23.8	42.0 (25年度)	現行目標

政策評価の結果の政策への反映状況

- ・レアメタルの安定供給の確保の観点から、その高い賦存ポテンシャルが期待されるものの基礎的な調査が不十分なアフリカ、中央アジア、環太平洋地域等において、地質調査等を実施する希少金属資源開発推進基盤整備等を拡充。
  - ・我が国の強みであるリモートセンシング技術の高度化、低品位・難処理鉱石の処理技術の開発を新規計上。
  - ・出融資・債務保証制度の対象に鉄鉱石を追加するとともに、海外企業への資本参加・買収による権益取得を支援。
  - ・沖縄、伊豆・小笠原海域等に分布する高品位の銅、鉛、亜鉛、金、銀等を有する深海底鉱物資源(特に海底熱水鉱床)の海洋環境影響リスクを低減する採鉱技術等を調査するため、海底熱水鉱床採鉱技術開発等事業を拡充。
  - ・レアメタルを豊富に含有する廃小型電子・電気機器の回収システム実証事業、製造工程におけるレアメタルリサイクル技術開発を新規要求するとともに、代替材料の開発を拡充。
- (平成21年度予算:25.9億円【平成20年度予算:29.0億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
資源確保指針(閣議了解)	平成20年3月28日	我が国への資源エネルギーの安定供給確保に当たり、特に重要と考えられる権益取得案件及び資源調達案件(以下、「重要な資源獲得案件」という。)を支援していくための関係機関を含む政府全体の指針として、資源確保指針を定める。これにより、政府は、重要な資源獲得案件の支援に当たり、外交を積極的に展開していくとともに、政府開発援助、政策金融、貿易保険などの経済協力との戦略的な連携を推進する。 重要な資源獲得案件は、本邦企業が関連する

		<p>ものであって、石油、石炭及び天然ガス並びにウラン、レアメタルその他の鉱物資源に関し、それらの本邦への安定供給に資する案件として以下に掲げるものとする。</p> <p>① 探鉱又は開発に係る権益を取得するもの</p> <p>② 本邦需要家への供給に資する長期供給契約に係るもの</p>
<p>経済成長戦略大綱(改定) (経済財政諮問会議決定)</p>	<p>平成 20 年6月 27 日</p>	<p>&lt; (5) 資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化 &gt;</p> <p>① 総合資源確保戦略</p> <p>需給逼迫が進みつつあるウラン資源や、電子部品、自動車などの製造に不可欠なレアメタル等の鉱物資源についても、我が国の強みを生かした積極的な資源外交、リスクマネーの供給、周辺インフラ整備支援等の経済協力や貿易保険との連携、海外探鉱向け出融資制度の活用等を通じた資源の探鉱及び開発に対する支援、代替材料の開発や川上・川下の事業者のすりあわせを通じた製品設計・生産プロセスの改善による省資源化対策、廃小型電子・電気機器等からのレアメタルの高効率回収技術開発等の支援、海外からの未利用副産物の輸入円滑化等を通じたリサイクルの促進など総合的な対策を推進する。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2008 (閣議決定)</p>	<p>平成 20 年6月 27 日</p>	<p>&lt; 第5章. 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 &gt;</p> <p>4. 資源・エネルギーの安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「資源確保指針」に基づき、石油・天然ガス・ウラン等の安定的な供給確保に加え、レアメタルの代替材料開発やリサイクル等の対策を行う。</li> <li>・ EEZ等における海洋資源の開発・利用・保全、大陸棚の限界画定、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋研究開発の強化、沿岸域の総合的管理、海洋に関する人材の育成等「海洋基本計画」に基づく取組を実施し、新たな海洋立国の実現を目指す。</li> </ul>
<p>次世代自動車・燃料イニシアティブ ※経済産業大臣、日本自動車工業会会長、石油連盟会長による三者懇談会</p>	<p>平成 19 年5月 28 日</p>	<p>希土類元素供給源の多様化と供給量の拡大のための上流開発を行うとともに、並行して、省レアアース、更に長期的な観点から代替レアアースを使用した永久磁石モーターの開発や、非永久磁石系モーター(誘導モーター等)の開発を進めることが求められている。経済産業省としては、レアアースの上流開発対策とともに、モーターの更なる性能向上のための技術開発を推進していく予定である。</p>
<p>新・国家エネルギー戦略</p>	<p>平成 18 年5月 31 日</p>	<p>II. 6. (3) ⑤ 鉱物資源戦略の強化</p> <p>i) ウラン資源をはじめとする鉱物資源の探鉱開発及び関連投資活動強化 (中略)</p> <p>ウラン資源をはじめとする鉱物資源や石炭について、我が国企業による探鉱開発活動や関連投資活動に対する支援の強化や、資源国における経済協力案件の発掘強化、必要な二国間協定等の整備を進める。また、支援対象となる案件の資源確保指針への反映を図る。</p> <p>ii) 鉱物資源に関するリサイクル促進・代替材料開発等総合的な対策の強化</p> <p>鉱物資源に関しては、上流活動に対する支援の強化に加え、マテリアル・フローの分析を行いつつ、その結果を踏まえ、国内におけるリサイクルの促進や代替材料の開発促進など総合的な対策の強化にも並行して取り組む。</p>



施策名	温暖化対策
<p>施策の概要</p>	<p>温室効果ガスの排出削減に向けて、短期的には温室効果ガス排出削減に資する事業活動の促進、技術の開発・普及の推進、京都メカニズムの活用等によって「京都議定書」の6%削減約束を達成するとともに、中期的には2013年以降の将来枠組み作りへの対応、長期的には革新的な技術の開発と既存先進技術の普及を通じた地球全体での温室効果ガスの排出削減を実現し、将来にわたって我が国が地球温暖化問題に着実に対応しつつ、国際的に競争力ある経済活動を持続させることを目的とする。</p> <p>(※1) 京都メカニズムとは、「京都議定書」において削減約束の達成とともに、地球規模での温暖化防止と途上国等の持続可能な開発の支援のため、他国における温室効果ガスの排出削減量及び吸収量並びに他国の割当量の一部を利用することが認められている柔軟措置。共同実施(JI)、クリーン開発メカニズム(CDM)、排出量取引の3つの制度がある。</p> <p>(※2) 「京都議定書」とは、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを規定した気候変動枠組条約第2条の究極的な目的を達成するため、附属書I国(主に先進国)に対して、2008～2012年における温室効果ガスの排出を1990年比で一定数値(日本6%、米7%(但し、未批准)、EU8%、等)削減することを義務づけるとともに、京都メカニズム等を新たな仕組みとして合意した議定書。(1997年12月採択。2005年2月発効)。正式名称は、「気候変動に関する国際連合気候変動枠組条約の京都議定書」。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価)</p> <p>温暖化問題は、環境と経済の両立の下、長期的・国際的な視点を踏まえ、合理的かつ現実的な解決を目指すことが基本。そのため、我が国としては、京都議定書の第一約束期間(2008～2012年)に基準年(1990年)比▲6%の温室効果ガス排出削減のために、実効的対策(産業界による自主行動計画のフォローアップ、温室効果ガス削減の国内対策・基盤整備等)を実施するとともに、主要経済国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築に向けた取組を推進する。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 行政関与の必要性</p> <p>温暖化問題の主たる原因としては、地球上の人間活動に起因する温室効果ガスの排出に伴う大気中の温室効果ガス濃度の上昇にあるとされている。そのため、これを解決するための究極の対策として、濃度を一定のレベルで安定化させるべく、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスが過度に大気中に排出されないよう、世界全体で排出量を把握し、各国で適切にコントロールしていかなくてはならない。</p> <p>そのため、国は、単純に市場に任せるだけでは対策が進みにくい部分(※)を補完するべく、国民の環境保全への意欲の高まりや、温暖化対策の適切な実践に繋がるような仕組み・パートナーシップづくりを、内外の関係者との役割分担を図りながら、実施することが求められる。</p> <p>国がこうした温室効果ガスの排出削減等に係る基本的な方針の策定や基盤整備にあたり、総合的な調整役を担い、温暖化対策を実行することにより、我が国全体としての温暖化対策への取組を一層推進することができるため、引き続き国の役割として進めていくことが必要である。</p> <p>なお、国が関与する施策例としては、温暖化対策の国際的枠組みの形成とその総合的な実施、多様な主体による連携枠組み・ルールの整備、予算・税制等の措置を通じた対策推進、国民各層への普及啓発等が挙げられる。</p> <p>(※) 国が温室効果ガスの排出抑制に関する対策を講じることなく、市場での自由な経済活動に対策を委ねた場合、過度に温室効果ガスが大気中に放出されてしまう可能性が高い。</p> <p>② 経済産業省が関与する必要性</p> <p>温暖化問題への対応は、我が国や世界が経済成長と社会発展を持続させていく上で不可欠なものである。省エネルギー、再生可能エネルギー等の環境・エネルギー技術に磨きをかけ、創造的な技術革新を図るとともに、新たなビジネスモデルの創出などにより、温暖化問題への対応を新しい経済成長のエンジンとする。これにより、内外の問題の解決に寄与するとともに、経済の活性化や国際競争力の強化を進め、環境と経済の両立を図る必要がある。</p> <p>また、環境保全に関する意欲と能力に溢れる豊富な人材を活かし、各地域の環境保全活動の輪を全国津々浦々に広げ、力強く後押しすることにより、地域が持つ本来の力が十分に発揮された元気な地域社会の実現を目指すとともに、こうした取組により、企業の事業活動、一人一人の暮らしや地域活動などの様々な社会経済活動における環境への対応を通じて、新たなビジネスチャンスや社会の活力を生み出すことも期待される。</p> <p>経済産業省では、我が国の産業界を所管し、かつ、エネルギー政策を所管する立場から、自主行動計画の推進・強化、省エネ機器の開発・普及、エネルギー利用効率の改善、技術開発の一層の促進、社会経済システムの転換等、温暖化対策への積極的な取組により、新たな投資や技術革新を推進し、さらには企業や国の競争力を高め、経済の活性化が環境を改善させる「環境と経済の好循環」の実現を目指すための施策を実施する。加えて、我が国の温室効果ガス排出量の約9割がエネルギー起源CO<sub>2</sub>であることを踏まえ、実効性のある温暖化対策を進めるためにエネルギー政策と連携し、環境保全と確実な経済成長の双方の実現を目指す。</p> <p>(効率性)</p> <p>温室効果ガスの排出削減に関して、日本は京都議定書で定められた第一約束期間(2008～2012年)に</p>

において、基準年比で6%の削減約束を達成しなくてはならないが、これを確実に達成するには温室効果ガス排出削減・吸収に直結する、即効性のある対策を一層推進していく必要がある。

また、それらの取組と併せて、政府・自治体等における率先実行計画の着実な実施、それらを通じた国民各層に対する温暖化対策に係る啓発・普及啓発、さらには、次期枠組み交渉を見据えた国際協力スキームの提唱・構築に関して、我が国として積極的にイニシアチブの発揮する姿勢を示すことを通じて、我が国全体としての温暖化対策への真摯な取組みを内外に対して発信し、地球規模での温暖化対策の加速化・効率的な実施を図る。

### (有効性)

#### ① 京都議定書の温室効果ガス削減約束の達成

2006年度の我が国の温室効果ガスの総排出量(確報値)は13億4,000万t-CO<sub>2</sub>で、基準年比で6.2%上回る値となった。CO<sub>2</sub>、代替フロン等3ガス、一酸化二窒素、メタンの各温室効果ガスについて2006年度排出量が前年度比で減少したものの、基準年比で見れば、我が国の温室効果ガスの排出量の8割以上を占めるエネルギー起源二酸化炭素の排出量は基準年比で12.0%上回っており、依然として高く推移している。

##### (1) 既存対策の評価

2007年9月にとりまとめられた「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告」(産構審、中環審合同会合)においては、2007年5月の地球温暖化対策推進本部による「京都議定書目標達成計画の進捗状況」に基づき、京都議定書目標達成計画に示されている対策の進捗状況を評価した。この中では、「我が国の地球温暖化対策は前進していると言えるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にある」とした上で、既存対策の加速化・強化の必要性を明らかにした。

##### (2) 排出量の見通しと不足削減量

さらに、中間報告においては、上記の進捗状況点検結果を踏まえ、社会経済活動量について一定の予測を置いた上で、2010年度の我が国の温室効果ガス排出量の見通しを算定した。その結果、2010年度の温室効果ガス総排出量は12億7,300万t-CO<sub>2</sub>～12億8,700万t-CO<sub>2</sub>となることが見込まれ、京都メカニズムの活用量及び森林吸収量が現行目標達成計画のとおりとすると(京都メカニズムにより1.6%、森林吸収量により3.8%対応することとされている)、京都議定書の6%削減約束の達成に2,000万t-CO<sub>2</sub>～3,400万t-CO<sub>2</sub>(基準年度総排出量比で1.5%～2.7%不足し、京都議定書の6%削減約束の達成のためには追加的な対策・施策の導入が不可欠であることを示された。これを受け、平成20年2月にまとめられた「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」(産構審、中環審合同会合)においては、既存の対策に加えて、追加対策の排出削減効果を踏まえて2010年度の排出量推計を行い、各主体が対策に全力で取り組むことにより既存対策を補強する諸施策の削減効果も合わせて、約3,700万t-CO<sub>2</sub>以上の削減効果が見込まれ、京都議定書の6%削減目標は達成しうるものと考えられる、と結論付けられた。

ただし、これは、既存対策による排出削減が確実に達成されることが前提であり、2008年から始まる5年間の約束期間において対策が遅れば遅れるほど、6%削減約束の達成のために短期間で大幅な削減を達成するための措置を講じなければならない点に留意が必要である。

##### (3) 進捗管理

今後は、第1約束期間が開始されたことを踏まえ、「京都議定書目標達成計画」(平成20年3月閣議決定)に基づき、個々の対策について政府が講じた施策の進捗状況の点検を毎年2回厳格に行う。これを受け、本年7月、産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、さらには地球温暖化対策推進本部において、進捗状況の点検を行い、その結果、ほとんどの対策について、概ね見込みどおりの成果をあげているとされた。

また、自主行動計画の推進・強化については、京都議定書目標達成計画に、「関係審議会等において定期的なフォローアップの実行を進める」とされている。平成19年度は、産業構造審議会、総合資源エネルギー調査会及び中央環境審議会が合同で、経済産業省所管39業種のフォローアップを行い、2007年度において、①4業種が計画の新規策定、②2業種が政府による厳格な評価・検証の実施、③21業種が目標の引き上げを実施し、自主行動計画の深掘・拡大等を図った。

#### ② 京都メカニズムを活用した排出削減目標の達成及びそのための環境整備

クレジット量の増加を図るとともに我が国の優れた技術の国際的な普及を図るため、CDM/JIプロジェクトの実現可能性調査及びプロジェクト実施国の体制整備支援に取り組んでいる。民間事業者等が取り組むCDMプロジェクト件数は着実に増加しており、その国連登録件数は1006件となった(平成19年度末における累計件数)。

また、平成18年度から京都議定書の削減約束を確実にかつ費用対効果を考えて達成するため、政府による京都メカニズムを活用したクレジットの取得を開始している。

#### ③ 技術開発

##### 【環境安心イノベーションプログラム(うち、地球温暖化防止新技術)】

《施策開始時期》平成20年度

##### 《概要》

環境安心イノベーションプログラムは、資源制約を克服し、環境と調和した持続的な経済・社会の実現と

安全・安心な国民生活を実現するための施策パッケージである。この施策パッケージの中で地球温暖化防止新技術という括りで温暖化施策が計画に盛り込まれている。

この地球温暖化防止新技術は、大別すると以下の2つの技術分野に分けられる。

1. 二酸化炭素固定化・有効利用技術開発（二酸化炭素回収・貯留技術の開発や二酸化炭素の有用物質への変換技術等、大気中への二酸化炭素の排出削減を目的とするもの。）
2. 脱フロン等技術（ノンフロン型省エネ冷凍空調システム開発、革新的ノンフロン系断熱材技術開発プロジェクト等、温暖化効果を有するフロン等の大気中への排出抑制を目的とするもの。）

#### 《実績・効果》

温室効果の低いフロン代替物質の冷媒を用いて、圧縮機等の効率化を行い、従来のフロン系冷凍空調機器より高い省エネルギー効率を実現した。中長期的な成果として、温室効果ガス排出量の削減と持続的な経済成長の実現を両立する技術の確立に向けて、二酸化炭素回収・貯留技術の開発等を進め、当該技術の実用化に向けた取り組みを推進した。

具体的な技術開発の成果例は、以下のとおり。

- ① 二酸化炭素回収・貯留に関する技術分野での研究開発
  - ・ 新潟県長岡市において、約1万tのCO<sub>2</sub>を地下 1,100mの帯水層に我が国で初めて圧入し、その挙動をモニタリング。
  - ・ それらの観測データから長期挙動予測を行い、圧入CO<sub>2</sub>が実証試験サイトで長期的に安定して貯留されることを確認。
  - ・ 二酸化炭素分離回収コストを従来のおよそ2/3(3,000 円/t-CO<sub>2</sub> 程度)に低減させる技術を開発。
  - ・ 圧力を有するガスから二酸化炭素分離回収コストを従来のおよそ1/3(1,500 円/t-CO<sub>2</sub> 程度)に低減させる技術を開発。
- ② ノンフロン型省エネ冷凍空調システムの開発
  - ・ 住宅用マルチ空調機の研究開発では、熱交換器の効率化、圧縮機の効率化により、住宅用のマルチ空調機において代替フロン冷媒機並みの効率を実現した。
  - ・ コンビニエンスストア向け冷凍空調システムの研究開発では、アンモニアを用いてコンビニ等の店舗用の冷凍・冷蔵・空調システムについて従来機の 20%高効率の技術を取得した(間もなく市販段階に至る見込み)。
  - ・ CO<sub>2</sub>冷媒を使用するヒートポンプ空調機の開発では、CO<sub>2</sub>冷媒を用いた場合の圧縮機の潤滑油の使用をゼロにすることによりエネルギー効率の改善を図った。

#### ( 反映の方向性 )

##### 《予算》

- ・ 火力発電所等の大規模発生源から分離回収したCO<sub>2</sub>を年間約 10 万トン規模で地下帯水層へ貯留(二酸化炭素回収・貯留(CCS))する技術を実証する事業を新規要求。
- ・ 2008 年秋に制度開始を予定している「国内クレジット制度」の着実な実施を図るため、中小企業等の実施する排出削減対策支援、制度運営及び普及啓発にかかる事業を新規要求。
- ・ 地球温暖化問題に関する環境教育を促進するため、産業界関係者のデータベース整備・教育機関への派遣、カリキュラム(教材)作成、学校関係者の企業内環境研修への派遣にかかる事業を新規要求。
- ・ 商品に表示(見える化)することで、事業者の温暖化対策を消費者にアピールすると共に、消費者自身のCO<sub>2</sub>排出量の自覚を促すため、カーボンフットプリントの制度化等に向けた新規要求を行う。
- ・ 環境管理会計の主要手法であり、低炭素社会構築に大きく寄与するマテリアルフローコスト会計(MFCA)について、我が国主導によって我が国産業界が不利にならない国際規格を策定に向けて新規要求を行う。
- ・ 国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)の下で、加速する次期枠組みの交渉をリードし、我が国の提案を具現化していくため、国連気候変動条約事務局拠出金を維持する。
- ・ 温室効果ガス排出削減支援事業について、中小企業の排出削減設備の導入を促進するとともに、本事業を通じて得られた排出削減設備導入に伴う排出削減量に関するデータを活用して国内クレジット制度におけるガイドラインの拡充等を図ることとし、事業を拡充する。
- ・ 温室効果ガス削減をモットーとした地域ぐるみの国民運動を促進する環境負荷低減国民運動支援ビジネス推進事業について、環境モデル都市構想との連携を行うことで、各自治体等へのアピールを図る。
- ・ CCSの実用化を推進する上で大幅なコストダウンが必要とされる分離回収技術等の要素技術のうち、特に日本が優位性を有する分離膜技術の開発を促進するため、拡充を図る。
- ・ 認証排出削減量等取得委託事業については、政府による京都メカニズムを活用したクレジット取得を行い、京都議定書目標達成計画を確実に履行するため、拡充を図る。
- ・ 代替フロン(HFC)の排出量の大幅な増加等が見込まれるところ、主要な排出源であるエアコンにかかる冷媒の低温室効果化と省エネ性能を両立する技術等を早急に開発する必要があるため、拡充を図る。
- ・ 水素還元の利用及び高炉ガスからの効率的な二酸化炭素分離と炭素を有効活用する革新的製鉄プロセスの開発を促進するため、環境調和型製鉄プロセス技術開発の拡充を図る。
- ・ 京都クレジット流通促進のための基盤整備を行うため、クレジット移転に係る申請処理の迅速化等、割当量口座簿の整備の拡充を図る。
- ・ 将来において実現可能性の高い二酸化炭素固定化・有効利用技術に関する技術シーズの発掘、基盤

技術研究開発を維持。

- ・ 二酸化炭素回収・貯留 (CCS) 実施の際の安全性評価・社会的信頼醸成に係る基盤技術及び手法の開発を維持。
- ・ 地球温暖化問題の解決に向け、CTI等の国際的枠組みを活用した諸外国との研究協力・技術普及を維持。
- ・ 不良環境下での植林、バイオエタノール化に適した樹木の探索と効率的な植林技術の開発を行うため、バイオ技術活用型二酸化炭素大規模固定化技術開発を維持。
- ・ 代替フロン等温暖化防止支援事業については、温室効果ガス削減効果の高い代替フロン等3ガスの排出抑制に資する中小企業等の先導的な取組に対して、削減見込み量に応じた補助支援を維持。
- ・ オゾン層を破壊するフロンの代替がこれまで進められてきたことなどから、代替フロン等3ガスは、今後、排出量の増加が見込まれるため、「フロン対策調査等事業」を着実に実施する。平成 21 年度においては、ポスト京都議定書交渉(2009 年 12 月の妥結が目標)での的確な対応等に必要な国内外の排出・技術データの収集・分析等を維持。

《財政投融资(出資制度)》

- ・ 中小企業に対する直接的な政策金融支援の実施  
 ー温室効果ガス削減計画を策定した中小企業に対する中小公庫・国民公庫からの融資について、国内クレジット(CDM)制度を活用するものについては特利③を適用する内容の拡充を要望。

《税制》

- ・ エネルギー需給構造改革投資促進税制については、20 年度において省エネビルの普及支援を強化する改正を行ったところであり、利用を促すための情報提供や適切な執行を確保する。
- ・ 住宅の省エネ性能の向上を促進するため、期限を迎える住宅省エネ改修促進税制の延長を要望することも含め検討を行う。 等

《機構定員》

- ・ 環境経済手法担当の補佐1名、係長3名を要求。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

<<我が国の温室効果ガスの排出状況>>

(単位：百万t-CO2)

指標	京都議定書の 基準年 (1990年)	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	(基準年 総排出量比)	目標値 2010年度 排出量
エネルギー 起源CO <sub>2</sub>	1,059	1,153	1,193	1,198	1,199	1,203	1,186	12.00%	1,076~1,089
非エネルギー 起源CO <sub>2</sub>	85.1	87.4	85.6	87.9	85.7	87.5	87.7	3.10%	85
メタン	33.4	26.2	25.2	24.7	24.4	23.9	23.6	29.2%	23
一酸化二 素	32.6	26.4	26.1	25.9	26.0	25.6	25.6	21.7%	25
代替フロン 等3ガス <sup>1</sup>	51.2	29.4	25.6	24.2	20.0	18.0	17.3	66.2%	31
森林吸収源									48
京都メカニ ズム									20
合計	1,261	1,323	1,356	1,361	1,355	1,358	1,340	6.20%	1,171~ 1,184

1代替フロン等3ガスについては暦年の数字、かつ、基準年に関しては1995年の数字。

政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

《予算》

- ・ 火力発電所等の大規模発生源から分離回収したCO<sub>2</sub>を年間約10万トン規模で地下帯水層へ貯留(二酸化炭素回収・貯留(CCS))する技術を実証する事業を新規要求した。
- ・ 2008年10月に開始した「国内クレジット制度」の着実な実施を図るため、中小企業等の実施する排出削減対策支援、制度運営及び普及啓発にかかる事業を新規要求した。
- ・ 地球温暖化問題に関する環境教育を促進するため、産業界関係者のデータベース整備・教育機関への派遣、カリキュラム(教材)作成、学校関係者の企業内環境研修への派遣にかかる事業を新規要求した。
- ・ 商品に表示(見える化)することで、事業者の温暖化対策を消費者にアピールすると共に、消費者自身のCO<sub>2</sub>排出量の自覚を促すため、カーボンフットプリントの制度化等に向けた新規要求を行った。
- ・ 環境管理会計の主要手法であり、低炭素社会構築に大きく寄与するマテリアルフローコスト会計(MFCA)について、我が国主導によって我が国産業界が不利にならない国際規格を策定に向けて新規要求を行った。
- ・ 国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)の下で、加速する次期枠組みの交渉をリードし、我が国の提案を具現化していくため、国連気候変動条約事務局拠出金を維持。
- ・ 温室効果ガス排出削減支援事業について、中小企業の排出削減設備の導入を促進するとともに、本事業

業を通じて得られた排出削減設備導入に伴う排出削減量に関するデータを活用して国内クレジット制度におけるガイドラインの拡充等を図ることとし、事業を拡充した。

- ・ 温室効果ガス削減をモットーとした地域ぐるみの国民運動を促進する環境負荷低減国民運動支援ビジネス推進事業について、環境モデル都市構想との連携を行うことで、各自治体等へのアピールを図った。
- ・ CCSの実用化を推進する上で大幅なコストダウンが必要とされる分離回収技術等の要素技術のうち、特に日本が優位性を有する分離膜技術の開発を促進するため、拡充を図った。
- ・ 認証排出削減量等取得委託事業については、政府による京都メカニズムを活用したクレジット取得を行い、京都議定書目標達成計画を確実に履行するため、拡充を図った。
- ・ 代替フロン(HFC)の排出量の大幅な増加等が見込まれるところ、主要な排出源であるエアコンにかかる冷媒の低温室効果化と省エネ性能を両立する技術等を早急に開発する必要があるため、拡充を図った。
- ・ 水素還元の利用及び高炉ガスからの効率的な二酸化炭素分離と炭素を有効活用する革新的製鉄プロセスの開発を促進するため、環境調和型製鉄プロセス技術開発の拡充を図った。
- ・ 京都クレジット流通促進のための基盤整備を行うため、クレジット移転に係る申請処理の迅速化等、割当量口座簿の整備を図った。
- ・ 将来において実現可能性の高い二酸化炭素固定化・有効利用技術に関する技術シーズの発掘、基盤技術研究開発を維持。
- ・ 二酸化炭素回収・貯留(CCS)実施の際の安全性評価・社会的信頼醸成に係る基盤技術及び手法の開発を維持。
- ・ 地球温暖化問題の解決に向け、CTI等の国際的枠組みを活用した諸外国との研究協力・技術普及を維持。
- ・ 不良環境下での植林、バイオエタノール化に適した樹木の探索と効率的な植林技術の開発を行うため、バイオ技術活用型二酸化炭素大規模固定化技術開発を維持。
- ・ 代替フロン等温暖化防止支援事業については、温室効果ガス削減効果の高い代替フロン等3ガスの排出抑制に資する中小企業等の先導的な取組に対して、削減見込み量に応じた補助支援を維持。
- ・ オゾン層を破壊するフロンの代替がこれまで進められてきたことなどから、代替フロン等3ガスは、今後、排出量の増加が見込まれるため、「フロン対策調査等事業」を着実に実施する。平成 21 年度においては、ポスト京都議定書交渉(2009 年 12 月の妥結が目標)での的確な対応等に必要国内外の排出・技術データの収集・分析等を維持。

(平成 21 年度予算:291 億円【平成 20 年度予算:227 億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く

《財政投融资(出資制度)》

- ・ 中小企業に対する直接的な政策金融支援の実施  
一温室効果ガス削減計画を策定した中小企業に対する中小公庫・国民公庫からの融資について、国内クレジット(CDM)制度を活用するものについては特利③を適用する内容の拡充を要望した。

《税制》

- ・ エネルギー需給構造改革投資促進税制については、現行の税制の適用期限を2年間延長するとともに、21 年度4月1日から2年間は初年度即時償却が可能にする改正を行ったところであり、利用を促すための情報提供や適切な執行を確保する。
- ・ 住宅省エネ改修促進税制について、適用期限を5年間延長。
- ・ 一定の省エネ改修工事(同時に設置する太陽光発電装置の工事を含む。)又はバリアフリー改修工事を行った場合に、その標準的な工事費用と実際の工事費用の額とのいずれか少ない金額の10%をその年分の所得税額から控除する制度を新たに創設。

《機構定員》

- ・ 環境経済手法担当の補佐1名、係長3名を措置。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	京都議定書目標達成計画	平成 17 年4月 28 日 閣議決定	2008 年～2012 年(京都議定書の第1約束期間)において基準年比▲6%の温室効果ガス削減を達成する。
	施政方針演説(第 166 回国会)	平成 19 年1月 26 日	「京都議定書目標達成計画」に基づき、地球温暖化対策を加速します。乗用車の燃費基準を 2015 年までに2割以上改善し、世界で最も厳しい水準とするとともに、バイオ燃料の利用率を高めるための工程表を策定します。世界最高水準にある我が国のエネルギー、環境技術を活用し、中国を始めとするアジアに対し、省エネ・環境面での協力を進めます。さらに、国内外あげて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組み作りへ我が国として貢献する上での指針として、「21 世紀環境立国戦略」を6月までに策定します。
	地球温暖化対策に関する内閣総理大臣演説	平成 19 年5月 24 日	美しい星へのいざない「Invitation to 『Cool Earth 50 』」～ 3つの提案、3つの原則 ～ (一部引用)

		<p>【提案の全体像】</p> <p>本日、私は皆様を 2050 年の美しい星、地球にご招待申し上げたいと思います。</p> <p>これからお話しすることは、私が提唱している「21 世紀環境立国戦略」の中核にもしていきます。</p> <p>まず、この問題に対応するために、次の3つの柱からなる戦略を「美しい星 50」という名のパッケージとして提案したいと思います。</p> <p>第1の柱は、世界全体の温室効果ガスの排出量を削減するための「長期戦略」の提唱であります。</p> <p>第2の柱は、2013 年以降の温暖化対策の国際的な枠組みの構築に向けた「3原則」の提唱であります。</p> <p>第3の柱は、我国として、京都議定書の目標達成を確実にするため、「国民運動」を展開するという取組みであります。</p>
イノベーション 25	平成 19 年6月 1 日閣議決定	<p>第5章「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ</p> <p>1. 社会システムの改革戦略</p> <p>(1) 早急に取り組むべき課題</p> <p>4) 環境・エネルギー等日本の科学技術力による成長と国際貢献</p> <p>① 科学技術外交の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の優れた環境・エネルギー技術等の世界への発信、実証</li> <li>・気候変動問題へのイニシアチブの発揮</li> <li>・環境・エネルギー技術による気候変動問題への国際的取組強化</li> <li>・国際共同研究推進のための枠組み</li> </ul> <p>(2) 中長期的に取り組むべき課題</p> <p>4) 世界的課題解決に貢献する社会形成</p> <p>① 実効ある温暖化対策の国際的取組の推進・・・「革新的技術開発」「低炭素社会づくり」</p>
21 世紀環境立国戦略	平成 19 年6月 1 日閣議決定	<p>3. 今後1、2年で重点的に着手すべき八つの戦略</p> <p>戦略1 気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ</p> <p>② 美しい星 50</p> <p>提案1: 世界全体の温室効果ガス排出量削減のための「長期戦略」の提唱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－世界全体の排出量を現状に比して、2050 年までに半減</li> <li>－革新的技術の開発</li> <li>－低炭素社会づくり</li> </ul> <p>提案2: 中期戦略とその実現(2013 年以降の温暖化対策の具体的枠組みの構築に向けた「3原則」の提案)</p> <p>原則1 主要排出国がすべて参加し、京都議定書を超え、世界全体で排出削減に資すること</p> <p>原則2 各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること</p> <p>原則3 省エネ等の技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること</p>
G8首脳会合(ハイリゲンダム・サミット)議長総括(骨子)	平成 19 年6月8日	<p>気候変動・エネルギー効率と安全保障／世界経済にとっての挑戦と機会:</p> <p>人類最大の課題の一つであり、世界経済・環境に打撃を与えうる気候変動については、IPCC報告の内容に憂慮しつつ、緊急かつ共同した行動の必要性とG8としてのリーダーシップが重要との点で一致。排出削減の地球規模での目標を定めるにあたり、全ての主要排出国を含むプロセスにおいて、我々が 2050 年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを含む、EU、カナダ及び日本による決定を真剣に検討する。</p> <p>国連の気候変動プロセスが本件を議論するにあ</p>

		<p>たって適切な場であり、本年 12 月の国連気候変動会議(UNFCCC)における建設的な参加を呼びかける。主要排出国による新たな枠組みを 2008 年までに立ち上げ、2009 年までにUNFCCCのもとでのグローバルな合意作りに貢献することの重要性につき合意。技術、エネルギー効率、市場メカニズムの果たす役割の重要性につき一致。中印伯墨南アの 5カ国が「共通だが差異のある責任」の原則のもとで、気候変動に関し、貢献していくことで合意。</p>
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年6月 19 日閣議決定	<p>第4章 持続的で安心できる社会の実現</p> <p>1. 環境立国戦略</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>1. 京都議定書削減目標の確実な達成に向け、取組を加速する。</p> <p>2. 世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して 2050 年までに半減することを目指し、リーダーシップを発揮する。</p> <p>【具体的手段】</p> <p>(1) 京都議定書削減目標の確実な達成に向けた取組の加速</p> <p>(2) 2013 年以降の国際枠組み構築に向けたリーダーシップの発揮等</p>
○所信表明演説(第 168 回国会、福田内閣総理大臣)	平成 19 年 10 月 1 日	<p>(これからの環境を考えた社会への転換)</p> <p>地球環境問題への取組は待ったなしです。従来の、大量生産、大量消費を良しとする社会から決別し、つくったものを世代を超えて長持ちさせて大事に使う「持続可能社会」へと舵を切り替えていかなければなりません。住宅の寿命を延ばす「200 年住宅」に向けた取組は、廃棄物を減量し、資源を節約し、国民の住宅に対する負担を軽減するという点で、持続可能社会の実現に向けた具体的な政策の第一歩です。地球環境に優しく、国民負担も軽減できる暮らしへの転換という発想を、あらゆる部門で展開すべきです。</p> <p>持続可能社会の実現に向け、京都議定書の目標を確実に達成するために全力を尽くすのはもちろんのこと、他国に対しても率先して、温暖化の防止に向けた働きかけを行っていかなければなりません。我が国の環境・エネルギー分野における技術は世界最高水準であり、環境問題の解決に向けて、世界をリードできる立場にあります。持続可能社会という新しい経済社会のあり方を世界に示していくためにも、来年開催される北海道洞爺湖サミットなどの場を通じ、「美しい星 50」において示した、2050 年までに温暖化ガスの排出量を半減させるとの目標を達成するため、主要な温暖化ガス排出国がすべて参加できる枠組みづくりに向け、具体的な取組を行ってまいります。</p>
施政方針演説(第 169 回国会、福田内閣総理大臣)	平成 20 年1月 18 日	<p>〈「低炭素社会」への転換〉</p> <p>地球環境問題は 21 世紀の人類にとって最も深刻な課題です。一刻も早く、国際社会の協力の下に、全地球的規模で、温室効果ガスの削減に取り組んでいかなければなりません。我が国は、これまで、徹底的に省エネ技術の開発や導入を進め、世界最高のエネルギー効率を実現しました。こうした「環境力」を最大限に活用して、世界の先例となる「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導してまいります。</p> <p>そのためにも、まず自らが率先して、温室効果ガス 6パーセント削減の約束を確実に達成しなければなりません。今年度中に京都議定書の目標達成計画を改定し、産業界の更なる努力に加えて、エネルギー消費が増加している民生部門の省エネ対策に、国民の協力も得ながら力を入れてまいります。</p> <p>北海道洞爺湖サミットは、我が国の環境問題への</p>

		<p>取組を世界に発信する大きなチャンスです。2050年までに温室効果ガスの排出量を半減させる長期目標を、経済成長と両立しながら実現することを目指し、議長国として、すべての主要排出国が参加する実効性のある新たな枠組み作りを主導してまいります。</p> <p>地球環境問題に国際社会全体で取り組んでいく動きを後押しするため、途上国支援や環境被害対策、先端技術の開発といった各国共通の課題に対し、資金面はもちろんのこと、人的・技術的な面でも貢献していきます。志を同じくする途上国の温室効果ガス削減努力に対する支援や、干ばつ、洪水など、気候変動に伴う環境被害への対策を実施するための「資金メカニズム」を構築します。</p> <p>我が国が有する世界最高水準の環境関連技術を、世界が必要としています。当面は、更なる省エネ技術の開発や、食料生産に影響を与えないバイオマス技術、燃料電池の実用化などの新エネルギーの本格利用に向けた取組を加速することが重要ですが、中長期的には、地球温暖化問題の根本的な解決に向けて、温室効果ガスの排出を究極的にゼロとするような革新的な技術開発を行わなければなりません。このため、「環境エネルギー技術革新計画」を策定し、これらの技術課題の克服に取り組んでまいります。</p> <p>我が国を低炭素社会に転換していくためには、ライフスタイル、都市や交通のあり方など社会の仕組みを根本から変えていく必要があります。「200年住宅」の取組もその一環ですが、自治体と連携し、温室効果ガスの大幅な削減など、高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする都市を10か所選び、環境モデル都市をつくります。低炭素社会とはどのようなものか、どうすれば実現できるのかなどを分かりやすくお示しできるよう、有識者による環境問題に関する懇談会を開催することとしています。国民の皆様々に低炭素社会を目指す運動に賛同をいただき、ご参加をお願いします。</p>
<p>ダボス会議における福田内閣総理大臣特別講演</p>	<p>平成 20 年1月 26 日</p>	<p>北海道洞爺湖サミットは地球の将来を討議し、明るい未来への展望をひらく絶好の機会です。</p> <p>最大のテーマは気候変動問題です。</p> <p>今や、地球環境問題は、議論の段階を過ぎ、我々の生活や経済活動に大きな影響を与える現実の問題となりました。</p> <p>このまま何もしなければ、自然環境、経済社会活動の両面で破局を迎えかねないという意味において、人類にとって新しい大きな挑戦です。</p> <p>日本は昨年、「クールアース 50」を提案し、2050年までの世界全体の温室効果ガス排出の半減を呼びかけました。</p> <p>本日は、「クールアース推進構想」を皆様に提示し、この構想を現実的な行動に導くための手段として、次の三点について提案します。</p> <p>(1) ポスト京都フレームワーク、  (2) 国際環境協力、  (3) イノベーション、の三つです。</p> <p>私は、この提案の実現に向けた作業を直ちに開始します。</p>
<p>Cool earthーエネルギー革新技術計画</p>	<p>平成 20 年3月</p>	<p>2. 重点的に取り組むべきエネルギー革新技術について</p> <p>(1) 重点的に取り組むべきエネルギー革新技術の絞り込みの考え方</p> <p>① 2050年の世界における大幅な二酸化炭素削減に寄与する技術</p> <p>(a) 技術の普及に要する時間を考慮し、2030年までには実用化が期待される技術</p>



		<p>(b) 普及に要する時間が短い技術については、2030 年以降に実用化が期待されるものも対象</p>
<p>福田内閣総理大臣スピーチ 「「低炭素社会・日本」をめざして」</p>	<p>平成 20 年6月9日</p>	<p>(長期目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本としても、2050 年までの長期目標として、現状から 60～80%の削減を掲げて、世界に誇れるような低炭素社会の実現を目指す。</li> </ul> <p>(中期目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本は、省エネ先進国として、既にEUを大きく上回るエネルギー効率を実現しているが、先般、2020 年までに、現状から更に、EUと同程度の削減レベルである14%の削減が可能だという見通しを発表。</li> <li>○ この数字は、セクター別アプローチを緻密に適用し、削減可能な排出量をひとつひとつ積み上げた結果得られたもの。世界初の試み。</li> <li>○ セクター別積み上げ方式に対する各国の評価、基準年の見直し論点などを踏まえ、共通の方法論を確立するとともに、来年の然るべき時期にわが国の国別総量目標を発表。</li> </ul> <p>&lt;具体的な政策&gt;</p> <p>1. 革新技術の開発と既存先進技術の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 革新技術開発:洞爺湖サミットにおいて、国際社会が協調して革新的な技術開発を進め途上国にも普及していく「環境エネルギー国際協力パートナー シップ」構想を提案</li> <li>○ 再生可能エネルギー: <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネや原子力等の「ゼロエミッション電源」比率を 50%以上に</li> <li>・ 太陽光を 2020 年までに 10 倍、2030 年まで 40 倍に引き上げることを目標にして、ドイツの例も参考にしながら、その実現ための大胆な導入支援策や新たな料金システムについて検討</li> <li>・ 安全安心を大前提に原子力政策を推進、日本の技術・ノウハウを用いて国際貢献</li> </ul> </li> <li>○ 省エネ: <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2012 年を目指して全ての白熱電球の省エネ電球への切り替え</li> <li>・ ヒートポンプの導入加速、省エネ住宅・省エネビルの義務化 等</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 国全体を低炭素化へ動かす仕組み (排出量取引)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CO2に取引価格を付け、市場メカニズムをフルに活用して、技術開発や削減努力を誘導していく方法を積極的に活用していく必要。</li> <li>○ 今年の秋には、できるだけ多くの業種・企業に参加してもらい、排出量取引の国内統合市場の試行的実施を開始。</li> <li>○ ここでの経験を活かしながら、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにしたい。技術とモノ作りが中心の日本の産業に見合った制度はどうあるべきか、その点はしっかりと考えていく。日本の特色を活かせる設計を行い、国際的なルールづくりの場でもリーダーシップを発揮。</li> </ul> <p>(税制改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秋予定の税制抜本改革の検討の際に、税制のグリーン化を進める 等</li> </ul> <p>(見える化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ カーボン・フットプリントの国際ルールづくりへの積極関与、来年度から国内で試行的な導入実験</li> </ul>

		<p>開始 等</p> <p>3. 地方の活躍</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業、林業の重要性</li> <li>○ 「環境モデル都市」を全国 10 程度選定 等</li> </ul> <p>4. 国民が主役</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境教育の推進</li> <li>○ サマータイム制度</li> <li>○ クール・アース・デー</li> <li>○ 国民運動の推進 等</li> </ul>
<p>G8 首脳会合(洞爺湖・サミット)議長総括(骨子)</p>	<p>平成 20 年7月7日</p>	<p>1. 気候変動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動と闘うために力強い指導力を発揮するという我々のコミットメントを再確認。バリで採択された決定を 2009 年までに国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) プロセスにおいて世界的な合意に達するための基礎として歓迎し、その成功裡の妥結にコミット。</li> <li>・ 主要経済国首脳会合による UNFCCC に対する積極的な貢献を支持。</li> <li>・ 2050 年までに世界全体の排出の少なくとも 50% 削減を達成する目標というビジョンを、UNFCCC の全締約国と共有し、かつ、この目標を UNFCCC の下での交渉において、これら諸国と共に検討し、採択することを求める。</li> <li>・ 自らの指導的役割を認識し、我々各国が、全ての先進国間で比較可能な努力を反映しつつ、排出量の絶対的削減を達成するため、野心的な中期の国別総量目標を実施。</li> <li>・ セクター別アプローチは、各国の排出削減目標を達成する上で、とりわけ有益な手法。また、エネルギー効率を向上し温室効果ガスを削減する有用な手法。</li> <li>・ 2009 年末までに交渉される国際合意において拘束される形で、全ての主要経済国が意味ある緩和行動をコミットすることが必要。</li> <li>・ 国際エネルギー機関 (IEA) に対して自発的なセクター別指標に関する作業の強化を要請。国際航空及び同海運セクターにおける排出の抑制又は削減についての迅速な議論の重要性を強調。</li> <li>・ エネルギー効率に関する中期的な、展望としての目標の設定の重要性を認識。「エネルギー効率に関する協力のためのパートナーシップ」を設立するという決定を歓迎。</li> <li>・ クリーン・エネルギーを推進。再生可能エネルギーの重要性を認識。持続可能なバイオ燃料の生産と使用の重要性を強調。</li> <li>・ 日本の提案により 3S (保障措置 (核不拡散)、原子力安全、核セキュリティ) に立脚した原子力エネルギー基盤整備に関する国際イニシアティブが開始。</li> <li>・ 途上国の適応の努力に対する協力を継続・強化。</li> <li>・ 革新的技術のロードマップを策定する国際的イニシアティブを立ち上げ。環境・クリーン・エネルギー技術の研究開発への投資の増大と商業化の促進にコミット。この観点から、G8 メンバーは政府の直接投資による研究開発に今後数年間にわたり毎年 100 億米ドル超をブレッジ。</li> <li>・ 気候投資基金の設立を歓迎し支持。G8 メンバーは、既に約 60 億米ドルをこれらの基金に拠出することをブレッジしており、他のドナーからのコミットメントを歓迎。G8 メンバーによる様々な二国間の資金的イニシアティブを歓迎。このような資金的支援が、実効的な 2013 年以降の枠組への開</li> </ul>

		<p>発途上国の積極的関与を奨励することを期待。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場メカニズムは価格シグナルの提供を可能とし、民間部門に対する経済的インセンティブを与える潜在力を有する。様々な手段を各国の事情に従って促進し、経験を共有。</li> <li>WTOにおける環境関連物品及びサービスの関税・非関税障壁撤廃努力を強化。加えて、気候変動への取組に直接関係する物品・サービスの自主的な貿易障壁削減または撤廃を考慮。低炭素に貢献し得る購入・投資政策や実行等を奨励。</li> <li>グレンイーグルズ対話の最終報告書及びIEAと世銀の報告書を歓迎。</li> </ul> <p>2. 環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>違法伐採対策等を含む森林減少対策、生物多様性の保全、3R、持続可能な開発のための教育(ESD)にも取り組む。</li> </ul>
<p>低炭素社会づくり行動計画</p>	<p>平成 20 年7月 29 日</p>	<p>I 我が国の目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公平、公正な実効性ある次期枠組みの合意づくり</li> <li>2 国別総量目標の設定</li> <li>3 世界各国の取組に対する支援</li> </ol> <p>II 革新的技術開発と既存先進技術の普及</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 革新的技術開発</li> <li>2 既存先進技術の普及</li> </ol> <p>III 国全体を低炭素化へ動かす仕組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 排出量取引</li> <li>2 税制</li> <li>3 見える化</li> <li>4 環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備</li> </ol> <p>IV 地方、国民の取組の支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業の役割を活用した低炭素化</li> <li>2 低炭素型の都市や地域づくり</li> <li>3 低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組み</li> <li>4 ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけ</li> </ol>

施策名	資源循環推進																								
施策の概要	<p>廃棄物の発生抑制(リデュース)、製品や部品の再使用(リユース)、原材料としての再利用(リサイクル)を促進し、循環型社会の形成を推進する。</p>																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価)</p> <p>これまで13年間の本施策の展開により、循環型社会形成推進基本計画で定められた循環型社会形成のための指標については、平成22年度の目標値の達成に向け順調に推移しているが、さらに、平成20年3月に循環型社会形成推進基本計画が見直され、目標値が強化された。これらの目標値を達成するための取組として、低炭素社会・自然共生社会との統合的な施策の推進、生活環境の保全を前提とした地域循環圏の構築、3R(リユース、リデュース、リサイクル)に関する国民運動等の推進、循環ビジネスの振興、3R技術・システムの高度化とともに、東アジア循環圏など、国際的な循環型社会の構築に向けた国際的な貢献を行うための施策を展開していくことが求められている。</p> <p>このような状況の中で、平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」が閣議決定され、今後国内外あわせて取り組むべき環境政策の方向性として、3Rの技術とシステムの高度化等、3Rを通じた持続可能な資源循環に重点的に取り組むこととされた。</p> <p>こうした現状を踏まえ、平成21年度要求に当たっては、資源有効利用促進法を始めとする各種リサイクル関係法の施行状況の一層の改善を図るとともに、循環型社会の形成に向けた3Rシステム構築のための取組を更に重点化・強化することが必要。</p> <p>(必要性) (施策の背景、必要性)</p> <p>我が国の経済活動は、国際的な資源需要の増大に伴う資源制約の顕在化とともに、廃棄物の発生量が年間約4.5億トンにのぼる中、最終処分場の残余年数も一定の改善は見られるものの引き続き厳しい状況にある(一般廃棄物は15.5年(平成18年度末現在)、産業廃棄物は7.7年(平成17年度末現在))など環境制約にも直面しており、今後の持続的な発展が阻害されることが懸念される。</p> <p>特に、近年の中国をはじめとするBRICs諸国の経済成長を背景として資源需要の増大や輸出国における輸出制限の動きがみられるなど、資源の国際的な需給逼迫が継続する可能性が懸念される中で、資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存せざるを得ない我が国にとって、産業競争力の確保はもとより、国民生活や産業活動の上で、資源の供給制約への対応は極めて重要な政策課題である。</p> <p>このような状況の中で、平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」が閣議決定され、今後国内外あわせて取り組むべき環境政策の方向性として、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合的に、循環型社会の構築に取り組むべきこととされた。具体的には、アジアでの循環型社会の構築に向けた取組や、3Rの技術とシステムの高度化といった、3Rを通じた持続可能な資源循環に重点的に取り組むこととされた。</p> <p>また、新しいイノベーションの方向として示された「エコイノベーション」(長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月閣議決定)等)においても、3Rの取組がサステナブル生産システムへの転換(サステナブル・マニュファクチャリング)を実現するもの1つとして位置づけられるなど、循環型社会形成推進基本計画で定められた目標達成に向け、引き続き、本施策を展開するとともに、循環型社会の形成に向けた3Rシステム構築のための取組を更に重点化・強化することが求められた。</p> <p>さらに、平成20年3月に見直された「循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会形成のための指標及び目標値が強化され、これらを達成するための取組として、低炭素社会・自然共生社会との統合的な施策の推進、生活環境の保全を前提とした地域循環圏の構築、3Rに関する国民運動等の推進、循環ビジネスの振興、3R技術・システムの高度化とともに、東アジア循環圏など、国際的な循環型社会の構築に向けた国際的な貢献を行うための施策を展開していくことが求められた。</p> <p>(効率性・有効性)</p> <p>① 3R施設・設備等の導入促進に係る事業の実施 《施策効果・有効性》</p> <p>事業の実施により、施設や設備の導入が図られるとともに、関連施設ではリサイクル処理能力が増大している。(平成18年度においては、政策金融により432.3千トン、税制により62.8千トンのリサイクル処理能力が増大した。)</p> <p>《効率性》</p> <p>循環型社会形成推進基本計画で定められている3つの指標について、各年度税制及び政策金融の寄与率(実績額1億円当たり)を算出した結果、各年度ともに単位税額・財政投融资額当たりの資源生産性、循環利用率、最終処分量が改善していることが分かる。</p> <p><b>【税制】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①資源生産性への寄与率</th> <th>②循環利用率への寄与率</th> <th>③最終処分量への寄与率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>0.79</td> <td>0.39</td> <td>-3.58</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>0.41</td> <td>0.16</td> <td>-1.29</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>0.44</td> <td>0.07</td> <td>-0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【政策金融】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①資源生産性への寄与率</th> <th>②循環利用率への寄与率</th> <th>③最終処分量への寄与率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>0.02</td> <td>0.01</td> <td>-0.09</td> </tr> </tbody> </table>		①資源生産性への寄与率	②循環利用率への寄与率	③最終処分量への寄与率	平成15年度	0.79	0.39	-3.58	平成16年度	0.41	0.16	-1.29	平成17年度	0.44	0.07	-0.70		①資源生産性への寄与率	②循環利用率への寄与率	③最終処分量への寄与率	平成15年度	0.02	0.01	-0.09
	①資源生産性への寄与率	②循環利用率への寄与率	③最終処分量への寄与率																						
平成15年度	0.79	0.39	-3.58																						
平成16年度	0.41	0.16	-1.29																						
平成17年度	0.44	0.07	-0.70																						
	①資源生産性への寄与率	②循環利用率への寄与率	③最終処分量への寄与率																						
平成15年度	0.02	0.01	-0.09																						

平成 16 年度	0.10	0.04	-0.33
平成 17 年度	0.07	0.01	-0.12

- a 年度の税制寄与率 = (a 年度の資源生産性等の実績値 - (a-1) 年度の資源生産性等の実績値) / a 年度の税減収額(億円)
- a 年度の政策金融寄与率 = (a 年度の資源生産性等の実績値 - (a-1) 年度の資源生産性等の実績値) / a 年度の財政投融资額(億円)
- 資源生産性への寄与率が正であれば、単位税額(財政投融资額)当たりの資源生産性が向上していることが分かる。
- 循環利用率への寄与率が正であれば、単位税額(財政投融资額)当たりの循環利用率が向上していることが分かる。
- 最終処分量への寄与率が負であれば、単位税額(財政投融资額)当たりの最終処分量が減少していることが分かる。

なお、比較の都合上、投入コストについては、15 年度以降 17 年度まで継続している対象設備の実績額を合計した数字であることに注意する必要がある。

## ② 3R関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備

### 《施策効果・有効性》

資源有効利用促進法を始め、容器包装リサイクル法等の各種リサイクル関連法の施行を通じて、対象製品の3Rの取組が着実に進展しており、またそれら以外の製品・業種についても3R関連の情報提供や市場環境の整備により自主的な回収リサイクルシステムの構築が促進される等、社会の関心や環境意識の高まりに寄与してきている。その結果として、循環型社会形成推進基本計画に定められた指標(資源生産性・循環利用率・最終処分量)も着実に進展している。

### 《効率性》

循環型社会形成推進基本計画で定められている3つの指標について、各年度の予算の寄与率(予算執行額1億円当たり)を算出した結果、各年度ともに単位予算額当たりの資源生産性、循環利用率、最終処分量が改善していることが分かる。

## 【政策金融】

	①資源生産性への寄与率	②循環利用率への寄与率	③最終処分量への寄与率
平成 15 年度	0.21	0.11	-96.2
平成 16 年度	0.15	0.06	-46.3
平成 17 年度	0.17	0.03	-26.5

- a 年度の予算寄与率 = (a 年度の資源生産性等の実績値 - (a-1) 年度の資源生産性等の実績値) / a 年度の予算額(億円)
- 資源生産性への寄与率が正であれば、単位予算額当たりの資源生産性が向上していることが分かる。
- 循環利用率への寄与率が正であれば、単位予算額当たりの循環利用率が向上していることが分かる。
- 最終処分量への寄与率が負であれば、単位予算額当たりの最終処分量が減少していることが分かる。

## ( 反映の方向性 )

### 《予算措置》

- ・ 「資源生産性向上連携促進事業」については、資源有効利用促進法に係る検討の中で、製品のサプライチェーン全体を視野に入れた環境配慮設計措置の義務付けによる資源投入量の抑制強化策を検討していることを踏まえ、こうしたサプライチェーンの事業者間の取組を円滑に進め、事業者の効果的・効率的な取組の促進を図るため、増額して要求する。
- ・ また、資源有効利用促進法に係る検討の中で、製品の3R配慮(環境配慮設計、資源投入量抑制等)が消費者の選択に繋がるような効果的な情報の「見える化」の実現について検討していることを踏まえ、事業者の製品の3R配慮への努力が市場で適切に評価されるための、必要な評価項目及び指標並びにこれらの情報の効率的な提供手法を開発するため、継続して要求する。
- ・ 「資源循環推進調査事業」については、引き続き、個別分野ごと整備されている各種3R関連法の適切な運用を図るとともに、3R技術・システムの実用化や3R製品の市場化を実施するため、継続して要求する。
- ・ 「経済協力開発機構環境政策委員会拠出金」については、我が国が提案した貿易と環境合同作業部会における調査分析活動が 20 年度で終了のため、廃止する。
- ・ 古紙再利用推進対策は、資源循環推進調査事業に統合し、平成 20 年度で終了する。

### 《法令・ガイドライン》

- ・ 法附則に基づく資源有効利用促進法の施行状況に関する評価・検討の結果に基づいて、必要な措置を講ずる。

### 《政策金融》

- ・ 3R関連施設・設備等の導入を促進するため、中小企業がリデュース・リユース・リサイクル事業及び適正

な廃棄物処理を行うための施設整備の政策金融について、継続を要望。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (8年度)	実績値			目標値 (27年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				15年度	16年度	17年度		
循環型社会の形成	資源生産性	(万円/t)	25.8	29.5	31.1	33	42	循環型社会形成 推進基本計画
	循環利用率	(%)	8.9	11.3	11.9	12.2	14~15	
	最終処分量	(万t)	7,300	4,000	3,500	3,200	2,300	

政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

○ 予算

- ・「資源生産性向上連携促進事業」については、資源有効利用促進法に係る検討の中で、製品のサプライチェーン全体を視野に入れた環境配慮設計措置の義務付けによる資源投入量の抑制強化策を検討していることを踏まえ、こうしたサプライチェーンの事業者間の取組を円滑に進め、事業者の効果的・効率的な取組の促進を図るため、増額して要求した。
- ・また、資源有効利用促進法に係る検討の中で、製品の3R配慮(環境配慮設計、資源投入量抑制等)が消費者の選択に繋がるような効果的な情報の「見える化」の実現について検討していることを踏まえ、事業者の製品の3R配慮への努力が市場で適切に評価されるための、必要な評価項目及び指標並びにそれらの情報の効率的な提供手法を開発するため、継続して要求した。
- ・「資源循環推進調査事業」については、引き続き、個別分野ごと整備されている各種3R関連法の適切な運用を図るとともに、3R技術・システムの実用化や3R製品の市場化を実施するため、継続して要求した。
- ・「経済協力開発機構環境政策委員会拠出金」については、我が国が提案した貿易と環境合同作業部会における調査分析活動が20年度で終了のため、廃止する。
- ・「古紙再利用推進対策」は、資源循環推進調査事業に統合し、平成20年度で終了する。
- ・以上のように、必要な経費は、前年度の1割減となった。

(平成21年度予算:9.2億円【平成20年度予算:10.1億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く

○ 政策金融

- ・3R関連施設・設備等の導入を促進するため、中小企業がリデュース・リユース・リサイクル事業及び適正な廃棄物処理を行うための施設整備の政策金融について、平成22年3月31日まで延長することとなった。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
「アジア経済・環境共同体」構想	平成20年5月	「資源循環推進調査事業」に関連して、「環境・エネルギーの制度整備を通じ、アジアにおける環境・エネルギー分野の市場規模を拡大し、これをビジネスチャンスとして取り込むため、アジアの市場に適合したビジネス展開に向け、スペックの見直し等の企業努力を促しつつ、各種支援を通じ、我が国企業のアジア展開を加速化する」、「国際エコタウン展、エコプロダクツ国際展、省エネ・環境フォーラム、省エネ・環境相談窓口等の重層的なビジネスマッチング機会の提供を通じたビジネス展開支援、環境ビジネスのアジア展開に向けた産学官協力を推進する。特に環境関連の個別機器・技術・ノウハウをシステム化する環境ソリューションサービスへの政策的支援を拡大し、環境ビジネスのアジア展開を促進する。」とされている。
循環型社会形成推進基本計画	平成20年3月	従前の循環型社会形成推進基本計画(平成15年閣議決定)に基づく関係主体の努力により、資源生産性の向上、循環型利用率の増加、最終処分量の減少等、循環型社会の形成に一定の成果を得たものの、世界的な資源制約、地球温暖化問題等への対応の必要性が増大している。このため、国内・国際的に循環型社会の形成を一層推進する必要性が指摘されている。 このため循環型社会形成のための指標及び目標値が強化され、これらを達成するための取組として、低炭素社会・自然共生社会との統合

		的な施策の推進、生活環境の保全を前提とした地域循環圏の構築、3Rに関する国民運動等の推進、循環ビジネスの振興、3R技術・システムの高度化とともに、東アジア循環圏など、国際的な循環型社会の構築に向けた国際的な貢献を行うための施策を展開していくことが求められた。
産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策WG報告書	平成 20 年1月	資源有効利用促進法の施行状況に関する評価検討とともに、今後の持続可能社会の構築に向けた新たな3R政策のビジョンについて提言がなされている。具体的には、製品サプライチェーン企業間での摺り合わせの再強化によるものづくりの高度化(リデュース対策)や「製品」に着目した消費者の3R意識の向上と事業者との連携の強化、携帯電話等の自主的な回収・リサイクルの取組の一層の促進等を図るべきとされている。
21 世紀環境立国戦略	平成 20 年8月	「資源循環推進調査事業」に関連して、「我が国の3R・廃棄物管理の先進的な制度、優れた技術・システム、各主体の取組と連携の経験を、アジアを始めとする世界各国の国別3R推進計画の策定支援やエコタウンをモデルとした循環型の都市づくりへの協力などを通じて、各国に適した形で展開する。こうした取組により、日本をアジアにおける3Rの推進拠点とする」とされている。また、「ライフサイクル全体を視野に入れた製品の環境配慮に係る国際基準・規格の策定や循環資源の品質に係る基準・規格のアジア域内での普及を推進する」とされている。さらに、「途上国では適正な処理が困難だが日本では可能である廃棄物等を、各国から日本がその対応能力の範囲内で受け入れ、高度な技術で金属を回収し、リサイクルする取組を進める。」とされている。また、「3Rイニシアティブのさらなる展開を図り、アジアや世界で 3Rを推進するための国際協力を充実する。」とされている。「資源循環推進調査事業」、「資源生産性向上連携促進事業」に関連して、「3R関連法制度等の充実や技術開発の支援を通じて、製品のライフサイクル全体での天然資源等投入量の最小化や再生資源の高付加価値製品への利用を促進し、資源生産性の更なる向上と環境負荷の低減を図る」とされている。
長期戦略指針「イノベーション25」	平成 19 年6月	「資源循環推進調査事業」に関連して、「3R等環境エネルギーの分野における我が国が世界に誇る技術に関して、産業界の参画の下、最も適地であると考えられる場所で実証することを支援し、我が国の技術を世界に普及」させることとされている。「資源循環推進調査事業」に関連して、「4R等環境エネルギーの分野における我が国が世界に誇る技術に関して、産業界の参画の下、最も適地であると考えられる場所で実証することを支援し、我が国の技術を世界に普及」させることとされている。
経済成長戦略大綱	平成 19 年6月	「資源生産性向上連携促進事業」に関連して、「環境・省エネ技術とものづくり技術、技術と感性の融合といった我が国の強みをかけ合わせ、世界の持続的発展に貢献しつつ、我が国の国際競争力を向上させる。具体的には、環境・資源・エネルギー制約を克服する新しいモノ作り技術の研究開発とその実証、環境価値を「見える化」するための手法の開発・普及等を行う。」としている。「資源生産性向上連携促進事業」に関連して、「サプライチェーンにおける環境配慮の促進等を通じ、環境効率性の高い

		<p>産業・ビジネスの成長力を強化するための基盤を整備する」とされている。「資源循環推進調査事業」「資源生産性向上連携促進事業」に関連して、「我が国の資源生産性(GDP/天然資源投入量)を2010年度までに約39万円/トンに向上させること等を目指し、製品のサプライチェーン全体の資源投入量の最小化や再生資源の高付加価値製品への利用等を促進するための3Rシステムの整備や先進的な3R技術開発、循環型の地域づくり等を進める」とされている。また、「資源循環推進調査事業」に関連して、「資源生産性等に関する指標や政策目標設定手法の国際統合化、環境配慮設計規格の国際標準化、循環資源の適正な輸出入のための国際的な取組の充実等を図る。これらにより、3Rを国際的に推進し、資源のより効果的・効率的な利用による我が国企業の国際競争力強化及び持続可能な産業発展を促進する。」「アジア諸国に対し、エコタウン等を含む3R技術・システムの展開、これらに係る人材の養成など、環境・エネルギー協力を拡充・強化する。」とされている。</p>
--	--	---



<p><b>施策名</b></p>	<p>環境経営・競争力の強化</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>環境ビジネスの育成(環境ビジネス創出に資するリスク低減)、環境に配慮した企業経営の促進(効率的で競争力のある環境管理体制の構築)、環境負荷物質対策(環境規制への実効性のある取組を促進、バーゼル条約履行の体制強化等)を行い、環境調和型経済社会の構築を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (総合的評価) これまで平成11年度から9年間、本施策を実施してきた中で、温暖化問題の報道等からの消費者の環境意識の高まりや、平成12年の循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物・リサイクル関連法制の整備もあり、近年、循環ビジネスへの取組みが十分ではなかった製造事業者の取組みが急速に進展している。具体的には、製造事業者におけるISO14001(環境マネジメントシステム)の取得数やMFCA、LCA導入事業所数の増加などがある。</p> <p>しかしながら、消費者においては、企業の自己宣言型の環境ラベルが多数存在しており、消費者が製品間の比較ができない状況であることや、金融面では、日本企業は生産・流通、製品・サービス等において世界に誇る「環境力」を有しているが、金融市場への情報開示が不十分であるとともに、「環境力」を的確に評価する手法が確立されていないため、「環境力」を金融市場における競争力として十分に発揮できないなどの「見える化」が出来ていない問題等がある。</p> <p>平成20年2月より、産業構造審議会 産業と環境小委員会で「環境を『力』にするビジネス」成長戦略を検討し、需要・供給の双方の改善策を検討し、資源採掘から廃棄までの過程で発生した温室効果ガスをCO2排出量に換算し製品に表示するカーボンフットプリントの制度化に向けた検討や、企業の様々な環境への取組をきめ細かに総合的に評価する「環境力」評価手法の開発及び株価指数等への活用の可能性の検討等の「当面実施すべき措置及び今後の推進方策」に沿って、平成21年度においては、施策の改善・見直しを行う。</p> <p>環境負荷物質対策としてはバーゼル条約関連業務の充実など国際的な環境課題へ着実に対応していく一方、VOC、NOx・PMといった環境負荷物質の排出削減など国内の環境課題への対応のため、国内外の環境負荷物質の排出実態や規制に関する調査等を引き続き実施していく。また、平成19年3月に策定した「公害防止体制の整備に関するガイドライン」に基づく産業界の取組のフォローアップを行い、事業者による実効性のある公害防止に関する環境管理体制の構築を促進していく。</p> <p>(必要性) (1)環境を『力』にするビジネスの促進 ＜施策の背景＞ 地球温暖化、資源・廃棄物問題等の環境・資源制約が益々高まる中で、個々の企業経営においても、これら環境・資源制約への対応が求められてきた。地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、化学物質管理対策等の我が国が直面する環境問題を解決する上で、個々の企業による「環境経営」や「環境ビジネス」への取組を我が国の経済社会システムに定着させることが必要となっている。</p> <p>近年では環境負荷低減を事業内容とする「環境ビジネス」は大きな成長が見込まれ、我が国経済にとって重要な新分野も萌芽しつつあり、市場においてその重要性や価値が認められ、経済活動として「自律的」に展開している分野(ハイブリッド自動車、省エネ家電等)もあるが、多くの分野においては、供給側と需要側双方の課題により、市場が有効に機能していない。</p> <p>また、環境への取組みを、企業競争力、ビジネス開拓の重要な要素と捉え、企業経営上不可欠である収益性も加味した「持続可能な経営」、「環境と両立した経営」を実践する企業も多くなってきているが、「環境」は新しい事業の源泉になるとの認識があってもコスト面からの躊躇や、環境マネジメントシステム導入を行っている多くの企業が外部からの要請を動機とした体制構築に留まっており、経営の強みとして機能することに困難を抱えている。</p> <p>＜必要性＞ 上記の課題について、「環境力」評価手法の開発及び株価指数等への活用の可能性の検討や、カーボンフットプリントの制度化に向けた検討により、市場において、環境に配慮した製品・サービス・企業の環境力を適切に情報開示・評価し、購買行動や投融資行動につなげる仕組みの構築や、環境経営ツールの高度化、ベストプラクティスの分析・啓発や持続可能な地域ぐるみの環境への取組の促進、環境ビジネスモデルの実証等が「当面実施すべき措置及び今後の推進方策」として産業構造審議会 産業と環境小委員会で挙げられている。</p> <p>供給者・需要者間の環境価値の情報共有を促進する制度構築は、持続可能でかつ環境問題解決に寄与する独創的な環境ビジネスの 育成を図りつつ、民間企業の活力向上に資するものであり、行政として実施する必要がある。</p> <p>また、市場の中で自律的に拡大、定着していくためには、民間企業による自主的な取組みのみならず、環境に配慮した先行的取組を実践する企業が競争力を有することのできる市場環境整備が不可欠であり、それを取り巻く市民、消費者、行政との連携、普及啓発も極めて重要であることや、導入コストを低減し、その費用対効果を明らかにしつつ民間企業、市民、消費者に対する普及・啓発を通じて取組を促進することが必要である。こうした環境に配慮した経営の促進施策は、民間企業の経済活力の向上に資するものであり、国として実施する必要がある。</p> <p>(2)環境規制への実効性のある取組の促進 ＜施策の背景＞ ○ 中国等の急速な経済成長に伴い、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下バーゼル法)に定める特定有害廃棄物の輸出入件数が増大している。</p>

- 環境影響評価法について、対象事業の拡大やアセスメント結果のフォローアップについて見直しが行われている。
  - 国内外の事業活動に伴い発生する環境負荷物質は多様化。これに対応するための主な国内の動向は以下のとおり。
    - ・ PM2.5(直径が 2.5 μm 以下の超微粒子)の規制
    - ・ 自動車NOx・PM法改正(平成 20 年1月1日施行)による3大都市圏への流入車対策等の規制
    - ・ 揮発性有機化合物(VOC)についての排出規制
    - ・ 暫定排水規制をする物質の追加
    - ・ ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物や、廃棄物焼却時に発生するダイオキシン類など廃棄物を処理する上での課題への対応
  - 環境基準を上回る有害物質を長期間排出、有害物質測定データの改ざん・隠蔽など事業者による不適正事案が発生しており、実効性のある公害防止管理体制構築が求められている。
- <必要性>
- 上記のように中国の急速な経済成長に伴う再生資源需要の増加等により、バーゼル法に基づく特定有害廃棄物の事前相談件数は平成 19 年度は前年度の2倍以上に増加している。よって本事業においてバーゼル法事前相談業務委託を実施し、バーゼル法施行業務を的確かつ効率的に実施していくことが必要である。
  - 新たな環境影響評価制度に事業者が迅速かつ的確に対応できるよう、海外動向や実施状況などの調査が必要になる。
  - 中小事業者も含めて産業界が円滑かつ適切に規制に対応できるよう、環境負荷物質対策に係る技術やノウハウ、海外動向などに関する情報を提供する必要がある。
  - 事業者の公害防止管理については平成 19 年3月に事業者の実効性のある公害防止体制の整備のためのガイドラインを策定したが、産業界の取組状況を引き続き把握し、先進的な取組を産業界に情報提供するとともに、必要に応じてガイドラインを見直す必要がある。

#### (効率性)

環境調和型経済社会の構築を図るために、環境ビジネスの育成、環境に配慮した企業経営の促進支援を行ってきたところ、本施策による予算規模は少ないが、基盤整備等の充実により更なる普及促進が見込めるなど、コストに対する施策効果がより効率的となっている。例えば、一指標として温暖化対策環境経営管理システム構築モデル事業の効果を見るならば、MFCAを導入したことにより年間7千万円程度のコスト削減を達成したケースもあり費用対効果は大きい。また、事業の実施体制の効率性についての一指標として、環境負荷低減国民運動支援ビジネス推進事業や中小企業等環境配慮活動活性化促進事業について見るならば、事業採択において新規性やオリジナリティの他に、事業形態や運営体制等において将来的に自立し、地域の需要にあった持続可能な事業運営が行われる見込みが大きいという点に対してプライオリティを高くしている。

平成 21 年度においては、金融市場における「環境力」評価手法の開発及び株価指数等への活用の可能性の検討や、カーボンフットプリントの制度化に向けた検討といった制度面での構築もあり、予算に対し波及効果は大きく効率的なものとなっている。また、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図るためには、税制や財投措置による事業者の公害防止施設等の整備を促進することや、事業者による実効性のある公害防止に関する環境管理体制の構築を促進すること、国内外の環境負荷物質の規制・実態に関する調査等を引き続き実施することが必要であり、コストに対する施策効果が高いものとする。

#### (有効性)

環境経営を進めることで競争力を強化していく上では、サプライチェーンを成す供給側、需要側の双方の事業者が、環境に配慮して行動するよう、インセンティブの構造や事業環境を変化させる効果を狙った施策を講じる必要がある。

本施策では、このような認識の下、事業者が、経営管理、生産プロセス、さらには最終的な製品・サービスを供給する段階において、常に環境に配慮した行動を選択するよう促すこと、また、多様なステークホルダーの間で環境に配慮した取組に関するコミュニケーションが深まる環境を整備することを目指し、施策を展開している。具体的には、これらの取組を行う上での有効な手法の普及や、金融によるインセンティブの付与、環境経営の実態調査による現状把握、環境ビジネスモデルに関する実証事業、これらの取組に関連する人材育成やツールの基盤整備等を実施しており、施策目標実現に向けた所要の効果が期待できるものとする。

これらの取組の結果、環境経営を実践する企業の実態を反映する一指標として、LCAやMFCAの実施・導入実績を見るならば、19 年度までにLCAでは 440 事業所、MFCAでは 130 事業所が導入などの実績があり、本施策の効果を強く示唆するものであると考える。

平成 21 年度においては、より需要・供給の双方の改善策を検討し、日本企業の環境力に磨きをかける「環境を『力』にするビジネス」成長戦略を検討しており、金融市場における「環境力」評価手法の開発及び株価指数等への活用の可能性の検討や、カーボンフットプリントの制度化に向けた検討等により、更なる施策効果が期待される。

また、環境規制への実効性のある取組の促進については、昭和 40 年代の環境負荷物質の排出が深刻な状況に比べて大幅に改善していることから、これまでの公害防止対策に係る政策について一定の効果があったものとする。

#### (反映の方向性)

(1) 環境を『力』にするビジネスの促進

- ・ 環境負荷低減国民運動支援ビジネス推進事業  
平成 21 年度はCO2削減のみならず、廃棄物の活用など地域の環境問題を解決する事業にも対象範囲の拡大や環境モデル都市の優先採択枠を設けるため、一件あたりの支援額は抑えつつ採択件数の拡充を図る。
- ・ 中小企業等環境配慮活動活性化促進事業委託費  
中小企業等がこれまで製品として販売していたものをサービス化して提供するグリーン・サービサイジング事業について、は昨年度から引き続き環境負荷低減効果の実証と、新しく異業種連携における展開事例をテーマとした実証により、事業の汎用性を広げる。これにより当初 22 年度終了予定の事業であるが、事業完了させ終期を 21 年度に前倒しを行う。
- ・ 環境経営・ビジネス促進調査  
当該事業については、施策の企画立案に係る調査を行っており、21 年度は特に市場への波及効果の大きい金融市場への的確な環境情報開示の検討を行う。その他行う調査については、重要性・緊急性を考慮のうえ限定し、個別の契約の契約も公示期間を長くすることで、競争性を高くすることで契約価格を抑えることにより、減額要求とした。
- ・ 資源有効利用促進等資金利子補給金  
事業者が行うリサイクル等による資源の有効活用等に資する設備投資等に対して利子補給措置を講じ、そのために必要な資金を民間金融機関等に補給する。21 年度は引き続き民間金融機関等へのインセンティブを図っていく。
- ・ 低炭素型環境管理会計国際標準化等事業  
環境管理会計の主要手法であり、低炭素社会構築に大きく寄与するマテリアルフローコスト会計(MFCA)について、我が国主導によって我が国産業界が不利にならない国際規格を策定する経費として新規要求を行う。
- ・ カーボンフットプリント制度構築等事業  
資源採掘から廃棄までの過程で発生した温室効果ガスをCO2排出量に換算し、製品に表示する「カーボンフットプリント」の仕組み等の創設に向けた、試行的な導入実験を行うとともに、仕組みに応じて国際標準化も視野に入れた戦略的な国際展開を図る経費として新規要求を行う。
- ・ 温暖化対策環境経営管理システム構築モデル事業  
温暖化対策環境経営管理システム構築モデル事業については、平成 20 年度限りで終了する。
- ・ 製品グリーンパフォーマンス高度化推進事業  
製品グリーンパフォーマンス高度化推進事業については、平成 20 年度限りで終了する。

(2) 環境規制への実効性のある取組の促進

- ・ 環境負荷物質対策調査  
バーゼル条約関連業務の充実など国際的な環境課題への対応やVOC、NOx・PMといった環境負荷物質の排出削減など国内の環境課題への対応のため、国内外の環境負荷物質の規制・実態に関する調査等を継続。これに加えて、実効性のある公害防止体制の整備を促進するため、平成 19 年3月に策定した「公害防止体制の整備に関するガイドライン」に基づき産業界の取組をフォローアップする。
- ・ 省水型・環境調和型水循環プロジェクト  
-水管理・運営ノウハウ、海外水メジャーの競争力等の調査、国内外において環境調和型水循環システムの実証を行うとともに海外展開を支援する。  
-革新的な膜分離技術、省エネ型有機性排水処理システム(MBR)を開発するとともに、排水からの金属資源の分離・回収技術、難分解性化学物質等の高効率分離・除去技術の開発を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	
				17年度	18年度	19年度			
環境を『力』 にするビジ ネスの促進	①環境ビジネスの市場規模	兆円	57 17年度	57			83 27年度	産構審産業と環境 小委員会第1回資料3 平成20年2月	
	②マテリアルフローコスト会計導入事業所数	事業所	100 18年度		100	130	550 22年度	業種別、事業規模 別に実態を基にして 設定。	
	③LCA手法の導入事業所数	事業所	400 18年度		400	440	1,000 22年度	事業規模別に実態 を基にして設定	
	④地域ぐるみの国民運動参加者数	千人	374 20年度 目標			374 (20年度 目標)	1,000 22年度	採択団体の目標と 今後の採択より設定	
	⑤グリーン・サービス ライジング事業導入事業社数	社	72 19年度			72	200 27年度	現状値より普及を 考慮し設定	
	⑥カーボンフットプリント制度の試行品数	品	0 19年度				300 22年度	今後の予定を考慮 し設定	
環境規制への 実効性のある取組の 促進	①NO2の環境基準 達成率	一般環境 大気測定局	%	99.2 12年度	99.9	100.0	100.0	「自動車排出窒素 酸化物及び自動車 排出粒子状物質の 総量の削減に関する 基本方針」(平成 14年4月)	
		自動車排 気ガス測定局	%	80.0 12年度	91.3	90.7	94.4		100.0 22年度
	②SPMの環境基準 達成率	一般環境 大気測定局	%	84.4 12年度	96.4	93.0	89.5		100.0 22年度
		自動車排 気ガス測定局	%	66.1 12年度	93.7	92.8	88.6		100.0 22年度
	③VOCの排出削減 率	%	0 12年度比	18.0	20.0		30 22年度		「揮発性有機化合物 (VOC)の排出 規制のあり方につ いて(意見具申)」 (平成16年2月)
	④ダイオキシン類排 出総量	(g-TEQ /年)	1,899～ 2,013  13年度	327～354	289～317	286～307	316～340  22年度		「我が国における事業 活動に伴い排出 されるダイオキシン 類の量を削減する ための計画」(平成 17年6月)

政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

これまで平成11年度から9年間、本施策を実施してきた中で、の消費者の環境意識の高まりや、平成12年の循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物・リサイクル関連法制の整備もあり、近年、循環ビジネスへの取組みが十分ではなかった製造事業者の取組みが急速に進展している。具体的には、製造事業者におけるISO14001(環境マネジメントシステム)の取得数やMFCA、LCA導入事業所数の増加などがある。

しかしながら、消費者においては、企業の自己宣言型の環境ラベルが多数存在しており、消費者が製品間の比較ができない状況であることや、金融面では、日本企業は生産・流通、製品・サービス等において世界に誇る「環境力」を有しているが、金融市場への情報開示が不十分であるとともに、「環境力」を的確に評価する手法が確立されていないため、「環境力」を金融市場における競争力として十分に発揮できないなどの「見える化」が出来ていない問題等がある。

平成20年2月より、産業構造審議会 産業と環境小委員会で「環境を『力』にするビジネス」成長戦略を検討し、需要・供給の双方の改善策を検討し、資源採掘から廃棄までの過程で発生した温室効果ガスをCO2排出量に換算し製品に表示するカーボンフットプリントの制度化に向けた検討や、企業の様々な環境への取組をきめ細かに総合的に評価する「環境力」評価手法の開発及び株価指数等への活用の可能性の検討等の「当面実施すべき措置及び今後の推進方策」に沿って、平成21年度においては、施策の改善・見直しを行う。

環境負荷物質対策としてはバーゼル条約関連業務の充実など国際的な環境課題への対応していく一方、VOC、NOx・PMといった環境負荷物質の排出削減など国内の環境課題への対応のため、国内外の環境負荷物質の規制・実態に関する調査等を引き続き実施していく。また、平成19年3月に策定した「公害防止体制の整備に関するガイドライン」に基づく産業界の取組のフォローアップを行い、事業者による実効性のある公害防止に関する環境管理体制の構築を促進していく。

(平成21年度予算:11.7億円【平成20年度予算:6.0億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第169回 施政方針演説	平成20年1月18日	〈第五「低炭素社会」への転換〉 ～「環境力」を最大限に活用して、世界の先例となる「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導してまいります。 我が国を低炭素社会に転換していくためには、

低炭素社会づくり行動計画	平成 20 年7月 29 日	<p>ライフスタイル、都市や交通のあり方など社会の仕組みを根本から変えていく必要があります。</p> <p>III 国全体を低炭素化へ動かす仕組み</p> <p>3 見える化</p> <p>(1)カーボン・フットプリント制度等の普及 できるだけ多くの商品や食品、サービスにおいて、その温室効果ガス排出量等が消費者に「見える化」されることを目指す。～</p> <p>(2)カーボン・オフセットや炭素会計のルールづくり</p> <p>カーボン・オフセットや炭素会計の取組について、事業者や国民の理解を広め、幅広い普及を図る。</p> <p>4 環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備 ～環境ビジネス等に内外からの資金が流れやすくなるための基準や仕組みづくりを行う。</p> <p>IV 地方、国民の取組の支援</p> <p>4 ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけ</p> <p>(4)NGOや地域のグループによる取組の支援 NGOや地域のグループ、市民、企業、行政等の様々な関係者と連携して、地域ぐるみの国民運動など地域に根ざした活動が定着して全国に広がり、国民一人一人が足元から行動する社会を目指す。</p>
経済成長戦略大綱	平成 20 年6月 27 日	<p>1. 我が国の国際競争力の強化</p> <p>(3)環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化等による経済の持続的発展</p> <p>①環境を『力』にするビジネスの推進</p> <p>○「環境力」を競争力に活かすための「見える化」の促進</p> <p>サプライチェーンにおける環境配慮の促進、環境管理会計(マテリアルフローコスト会計)の国際標準化等による環境経営の高効率化等、事業実施面での見える化を推進する。</p> <p>また、カーボンフットプリントなどの導入による製品・サービス市場における「環境力」の「見える化」の推進、「環境力」の評価手法の開発や環境金融の明確化及び環境情報の開示促進などによる金融面における環境配慮の促進、グリーン購入の推進など、市場関係者や消費者が適切に「環境力」を評価し、その評価に基づいて行動できるような仕組みを構築することを目指す。</p> <p>○環境力を核とした地域の活性化</p> <p>各地域での環境意識の高まりを活かし、「1人1日1kg」のCO2削減をモットーとした国民運動と連携した環境コミュニティビジネスといった、地域ぐるみの取組を推進する。</p>
「低炭素社会・日本」をめざして(福田総理環境宣言)	平成 20 年6月9日	<p>2. 国全体を低炭素化へ動かすしくみ(見える化)</p> <p>～このカーボン・フットプリント制度などの国際的なルールづくりに積極的に関与し、そして、わが国の国内での削減を進めるために、来年度から試行的な導入実験を開始したいと思っています。</p> <p>4. 国民が主役</p> <p>低炭素社会をつくっていくためには、知ること、新しい社会を描くこと、行動すること、そして伝え広げることが大切です。</p>
成長力強化の早期実施策	平成 20 年4月4日	<p>◎ サービス産業の生産性向上</p> <p>業種別の生産性向上のための課題を抽出し、4月中に業種別生産性向上プログラムを策</p>

		<p>定する。特に生産性の向上が必要な分野について、産業活力再生特別措置法に基づく事業分野別指針を4月から6月を目途に策定する。</p> <p>※小売、情報サービス、商社、研究開発サービス、認証サービス、業務プロセス・アウトソーシング、プラント・エンジニアリング、プラント・メンテナンス、環境サービスサイジング、対個人サービス、自動車小売</p> <p>5. 安全・安心の確保及び低炭素社会への転換（低炭素社会への転換）</p> <p>◎ 低炭素社会への国民的取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「エコポイント」や「カーボン・オフセット」等による国民の環境行動の促進やそれを支援するビジネスの推進に取り組むとともに、地域の特色を活かした温暖化対策を支援する(4月より順次実施)。</li> </ul>
<p>21世紀環境立国戦略</p>	<p>平成19年6月1日</p>	<p>3. 今後1、2年で重点的に着手すべき八つの戦略</p> <p>戦略1 気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ</p> <p>② 美しい星 50</p> <p>提案3:我が国の京都議定書目標を確実に達成するための国民運動を初めとする取組(政府の率先実行と「国民運動」の更なる展開)</p> <p>戦略3 3Rを通じた持続可能な資源循環</p> <p>② 3Rの技術とシステムの高度化 (製品のライフサイクル全体での天然資源等投入量・環境負荷の最小化)</p> <p>戦略5 環境・エネルギー技術の中核とした経済成長</p> <p>① 環境技術・環境ビジネスの展開 (事業活動に伴う環境負荷の見える化等を通じた環境ビジネスの支援)</p> <p>戦略7 環境を感じ、考え、行動する人づくり</p> <p>② 国民による取組の展開 (国民運動の全国的な展開と世界への発信)</p>
<p>長期戦略指針「イノベーション25」</p>	<p>平成19年6月1日</p>	<p>第5章「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ</p> <p>1. 社会システムの改革戦略</p> <p>(1) 早急に取り組むべき課題</p> <p>1) イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備</p> <p>④ 知的財産戦略・標準化活動の新たな展開 ・標準化活動の国際展開</p> <p>4) 環境・エネルギー等の日本の科学技術力による成長と国際貢献</p> <p>② 環境ビジネスを伸ばす方策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境価値の視覚化</li> <li>・ライフサイクル全体を視野に入れた3Rシステムの強化</li> </ul>

<p><b>施策名</b></p>	<p>原子力安全</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>原子力に内在するリスクを十分認識し、的確に規制を行うことにより、また、原子力施設に対する災害、テロなどの有事に万全をもって備えることにより、国民から負託を受けたエージェントとして原子力の安全を確保し、もって国民の安全の確保と環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  エネルギー需給や地球温暖化問題が世界的に高まっている中、原子力エネルギーの利用が注目されている。しかし、原子力エネルギーの活用には、高度なレベルの安全管理が必要であり、国民に対する安心の提供が大前提となる。原子力安全施策は原子力エネルギーに関する国民の安全確保と環境保全の観点から必要不可欠な施策である。また、効率性の観点からも諸外国と比較しても効率的な取り組みを行っている。さらに、現在行っている施策によって得られた成果は規制制度の具体的な内容の策定や技術基準、指針等の整備に、実際に用いられており、極めて有効に機能している(具体的には以下に示すとおり)。このように、原子力安全施策は、必要性、効率性、有効性のいずれの点も満たしており、国民経済、国民生活の安定という観点からも必要不可欠な施策である。</p> <p><b>(必要性)</b>  現在、世界的なエネルギー需要の急増により、石油をはじめとした従来型化石燃料の価格が高騰し、エネルギー安全保障に対する懸念が広がっている。これとは別に、地球温暖化問題に関する京都議定書後の国際的枠組みに関する議論も本格化している。こうした中、原子力は、資源小国である我が国のエネルギー安全保障及び地球温暖化対策の両面で大きく期待される重要なエネルギー源である。しかし、一方で、原子力発電所等原子力施設では放射線や放射性物質を取り扱う施設で、高度なレベルの安全管理が必要であり、原子力エネルギーを活用し、また、これを拡大するためには、原子力安全の確保、国民に対する安心の提供が前提となる。万一、これらの放射線や放射性物質が外界に漏出した場合、国民や環境に与える被害は甚大であり、このような放射性物質による被害から国民や環境を守るのは国の責務である。特に原子力安全については、万が一の事態が発生した場合のリスクは計り知れなく、事実過去には事業者による自主点検記録の不正問題も発生した経緯があることも踏まえると、安全を確保するためには、事業者の自主管理だけではなく、行政による適切な関与が必要である。</p> <p><b>(効率性)</b>  米国における原子力安全規制体制は、104基の原子力発電所に対し、安全研究や実証試験の要員も含め、現在約3,700名の職員を擁している。一方、我が国では、55基の原子力発電所について、原子力安全・保安院のうち原子力安全規制行政担当の人員は約330名である。他の機関の原子力安全規制に関する人員を加えても、約1,200名体制となっており、より少ない人員で効率的に安全規制を行っている。</p> <p><b>(有効性)</b>  本施策で行っている事業の実施によって得られる科学的な知見は、実際に規制制度の具体的な内容の策定、技術基準や指針等の整備に用いられ、審査官等の技術的バックグラウンドとして知見が蓄積され、有効に活用されている。特に、原子力のような技術的には最先端の分野においては、技術的な専門性が高度化する一方であり、そうした知的基盤の積み上げなくしては、規制を行うにも専門家集団たる事業者を適切に指導することは不可能である。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>  総合的に原子力の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>《予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度における施策の展開としては、平成19年7月に発生し新潟県中越沖地震を踏まえ、引き続き、原子力施設等の耐震安全性・防災対策の強化を図る。特に、原子力発電所における耐震裕度の明確化に向けた作業を行い、更に信頼性の高い耐震安全性を実現する。</li> <li>また、操業開始が見込まれる日本原燃六ヶ所再処理施設、再開が見込まれる高速増殖炉もんじゅ、運用開始が計画される各原子力発電所、更には、日本原電東海発電所の原子炉部分や原型炉「ふげん」の本格解体などにも適正に対応できるよう審査体制を整備する。</li> <li>加えて、原子力発電所の高経年化への対応を含む新たな検査制度の在り方についての検討や高レベル放射性廃棄物等の安全規制の高度化、原子力に関する安全研究についても引き続き充実を図る。</li> </ul> <p>《機構定員》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平時は危機管理体制の基盤整備と維持管理を行い、緊急時には危機管理業務に特化して迅速・的確な対応をするために必要な定員を確保する。</li> <li>六ヶ所再処理施設操業開始、高速増殖炉もんじゅの運転開始等に備えた防災体制の強化を行う。</li> <li>原子炉の新增設等の安全審査に係る業務の増加を踏まえ、安全審査官を増員する。</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <p>達成すべき目標としては、①的確な規制の整備とその執行を実施することをもって、事故やトラブルの未然防止や再発防止を図ること、②万一の事故時にも迅速かつ的確に対応できる体制を整備し、災害の発生防止及び被害の拡大防止の対策を実施すること、③国民から付託を受けたエージェントとして、事業者から独立した立場で安全性を検証し、執行されている安全規制の科学的合理性・客観性・公平性についてはもとより、その安全規制の判定結果や判定の根拠について必要な説明責任を果たすこと、④原子力に内</p>

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

	<p>在するリスクを十分かつ的確に認識し、安全性の科学的な検証等のための知識基盤を維持するとともに、常時高度化を図ることが挙げられる。</p> <p>こうした取組に関する指標としては、例えば、原子力施設に対する安全審査の実施状況に関する評価の指標として原子力施設の許認可申請数、原子力防災の実施状況として原子力総合防災訓練の参加人数など挙げられる。具体的な数値は以下のとおり。</p> <p>《原子力施設の許認可申請件数(平成20年度)》  実用発電用原子炉:67件、研究開発段階炉:7件、核燃料加工施設:64件、使用済燃料再処理施設:9件、使用済燃料貯蔵施設:1件、廃棄物管理・埋設施設:8件</p> <p>《原子力総合防災訓練の参加人数》  平成18年度:約2,590人、平成19年度:約3,700人、平成20年度:約4,000人</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>《予算》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度における施策の展開としては、平成19年7月に発生し新潟県中越沖地震を踏まえ、引き続き、原子力施設等の耐震安全性・防災対策の強化を図る。特に、原子力発電所における耐震裕度の明確化に向けた作業を行い、更に信頼性の高い耐震安全性を実現する。</li> <li>また、操業開始が見込まれる日本原燃六ヶ所再処理施設、再開が見込まれる高速増殖炉もんじゅ、運用開始が計画される各原子力発電所、更には、日本原電東海発電所の原子炉部分や原型炉「ふげん」の本格解体などにも適正に対応できるよう審査体制を整備する。</li> <li>加えて、原子力発電所の高経年化への対応を含む新たな検査制度の在り方についての検討や高レベル放射性廃棄物等の安全規制の高度化、原子力に関する安全研究についても引き続き充実を図る。(平成21年度予算:324億円【平成20年度予算:335億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く</li> </ul> <p>《機構定員》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平時は危機管理体制の基盤整備と維持管理を行い、緊急時には危機管理業務に特化して迅速・的確な対応をするために必要な定員を確保する。</li> <li>六ヶ所再処理施設操業開始、高速増殖炉もんじゅの運転開始等に備えた防災体制の強化を行う。</li> <li>原子炉の新增設等の安全審査に係る業務の増加を踏まえ、安全審査官を増員する。</li> </ul>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>エネルギー基本計画(閣議決定)</p> <hr/> <p>経済財政改革の基本方針2008</p>	<p>年月日</p> <p>平成15年10月</p> <hr/> <p>平成20年6月27日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>原子力の安全の確保と安心の醸成</p> <hr/> <p>大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。</p>



<p><b>施策名</b></p>	<p>産業保安</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>高圧ガス・LPガス・火薬類を取り扱う施設、電気・都市ガス事業に供する施設及び鉱山について、それぞれの有する爆発性や人体有害性等の危険性といった特性に応じた規制を適切に実施することにより、災害・事故等の発生を防止する。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>(総合的評価)</b>  近年の産業保安に係る事故の発生状況、産業保安を巡る新たな環境変化・リスク要因の増加、さらには、金属鉱業等の鉱山における休廃止鉱山の一般工場等とは異なる特殊性に鑑み、産業保安活動における災害・事故等の発生防止に向け、①事業者による自律的な事故防止に向けた環境の整備、②事業の特殊性に応じた保安対策(休廃止鉱山における鉱害防止事業)に係る環境の整備を着実に実施していく必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b>  (1)事業者による自律的な事故防止に向けた環境の整備  &lt;背景&gt;  産業保安に係る事故については、毎年一定程度発生しており、死亡者・重傷者を出す重大事故、生活環境に影響を与える事故も絶えず、国民生活だけでなく、経済活動上にも多大な影響を与えている。このため、保安対策の高度化によって重大事故等の減少又は撲滅を図り、そうした社会的な損失を低減させることが求められている。加えて、設備の高経年化やエネルギー事業者間の競争の拡大、新たな危険性を内包する物質の開発等、産業保安を巡る新たな環境変化・リスク要因が増加していることから、産業保安に関しては、新しい技術的知見を蓄積し、時代に即した規制の制定や保安管理の普及を行うことが益々求められてきている。</p> <p>&lt;行政の関与&gt;  産業保安関係法令については、審査や検査など既に法令上の多くの権限が地方公共団体に移譲されており、また自主保安原則を導入して民間の自発的な活動による安全確保を促進しているところであるが、新しい技術等に対応した基準制定や自主保安の一層の推進に向けた動機付け・方向付けを行い、広く国民生活における一定水準の安全・安心を提供し、維持していくためには、国による関与が必要不可欠である。すなわち、審査、検査時の判断の根本となる技術基準や今後の保安制度の仕組みについては、地域性を問わず、客観的、画一的なものとする必要があり、地方公共団体や民間にこの役割を期待することは難しい。一方、仮に国が関与を行わず、新しい技術等を開発・利用する上での安全等に係る基準の制定・見直しに適時適切に行われない場合、当該技術等の採用者は過剰な安全対策のための投資余力がある民間企業に限定されることから、新たな市場創出の阻害要因となり得る、あるいは、十分な安全対策が施されないまま当該技術等が利用されるといった状況を生じうる。特に後者の場合、現に災害が発生してしまってからでは遅く、かかる事態を未然に防止するため、国があらかじめ基準制定・見直しや自主保安の促進等の形で関与していることが必要である。</p> <p>(2)事業の特性に応じた保安対策に係る環境の整備  &lt;背景&gt;  金属鉱業等の鉱山に関しては、他の一般の工場等とは異なり、事業活動終了(閉山)後もカドミウムやヒ素等有害物質を含む坑廃水を永続的に流出し続けるという特殊性がある。過去にはイタイイタイ病の例にみられるように、坑廃水が人の健康や農水産物への被害の原因となった大きな社会問題(鉱害)が起きており、休廃止鉱山の鉱害防止工事は、下流域の水環境を良好に保持するために、断続なく実施していく必要がある。</p> <p>&lt;行政の関与&gt;  鉱害防止事業そのものは、義務者(鉱害の原因行為者)が存在する場合は当該義務者が、義務者が不存在又は無資力の場合は地方公共団体がこれを実施するが、自らの鉱業活動に起因しない自然汚染や他者汚染があること、鉱業権の付与という形で国も鉱業の実施に全く関与していない訳ではないこと、事業が非収益であるにも関わらず永続的な実施が必要であること等、事業を適切かつ着実に進めるためには、その環境整備のために国の一定程度の関与が必要不可欠である。</p> <p><b>(効率性)</b>  事業者が必ずしも保安の確保等に係る自主的活動を行うとは限らないため、技術基準等作成の事務を所掌する国に技術的な知見を蓄積させること等は、民間企業が独自に基準を策定するなどして保安活動を展開することと比較して、産業全体における保安レベルの統一性、即時性、実現可能性を確保するとの観点から効率的である。  また、永続的に多額の費用負担を生じ収益性を伴わない鉱害防止事業の実施者に対する支援は、確実な鉱害防止事業の実施に重要であり、これにより、事故による社会的費用(直接費用、稼働率向上等)の低減や環境の保全等に効果がある。</p> <p><b>(有効性)</b>  国が主導して、新たな技術的知見に基づく技術基準の見直しのための調査を、有識者を含めた体制において継続的に行い、客観性の高い全国画一的な基準を策定することは、産業全般における一定水準の保安レベルの確保を確実かつ速やかに実現する上で必要不可欠な施策手段であり、これに加え、個別企</p>

業・団体では実施が困難な多種産業における広範な事故情報の収集、その解析調査に基づく類似事故の防止策についての情報展開、企業リスクの高い安全機器の開発への支援、一般消費者等への幅広い普及啓発活動等の実施と相まって、事故・負傷者の減少及び事業者の負担軽減に効果を有する。

また、休廃止鉱山の鉱害防止事業に対する支援は、下流域における住民の健康保護及び生活環境の保全を図るために必要不可欠な手段である。

### (反映の方向性)

(1) 産業活動の現場における事故情報の活用の促進、自主保安を基本とした取組の促進

#### ① 事故調査解析と技術基準等の改訂

1) 高圧ガスの保安については、平成8年の高圧ガス保安法改正等累次の制度見直しを経て、自主保安を中心とする施策を実施しているところ。これまでも、基準策定・見直し等の高圧ガスに係る安全規制施策を進めてきたところであるが、近年の高圧ガス製造事業所における事故については、ハード面の不備による事故のうち、「劣化・腐食等」に起因した事故が急増している。この原因としては、全体として設備の高経年化が進んでいることが挙げられる。こうした現状を踏まえ、今後、本施策については、高圧ガス設備の保安管理技術の向上を図るとともに、合理的・科学的な検査方法の確立を更に重点化・強化することが必要。したがって、これまでの施策の状況等を踏まえ、平成20年度は、以下の施策を行う。

#### 《予算》

- ・平成19年度は、事故調査解析や免状交付事務の他、差圧式LPGスタンドの技術基準検討等を実施。
- ・平成20年度は、事故調査解析や免状交付事務の他、構造改革特別区域において実施しようとする高圧ガス保安法に係る個別規制の特例措置の検討等を実施。
- ・平成21年度は、前年度に引き続き、技術基準の改正(高圧ガス設備耐震設計基準等)に向けた検討や事故調査解析、免状交付事務等を継続。

#### 《法令・ガイドライン》

- ・高圧ガス保安法令について、近年の技術進歩や規制緩和要望等を踏まえ、平底円筒形貯槽に係る耐震設計構造物の液面揺動に対する耐震性の評価基準(高圧ガス設備の耐震告示)の見直し等の法令改正等を適時適切に検討。

2) 火薬類の保安については火薬類取締法を中心とする安全規制政策を進めてきた結果、近年事故発生件数はほぼ横ばいで推移しているものの、火薬類取締法の技術基準については、現在の技術水準や火薬類を巡る環境変化に合わせた見直しが必要であり、火薬類の危険度に応じた合理的・効果的な規制体系が求められている。したがって、これまでの施策の状況等を踏まえ、平成21年度は、以下の施策を行う。

#### 《予算》

- ・平成19～20年度は、不発弾・不用実包等の陸上処理に係る実証実験を実施し技術データを収集、これを基に省令改正を行うとともに、事故調査解析や免状交付事務等を実施。
- ・平成21年度は、前年度に引き続き事故調査解析や免状交付事務等を継続するとともに、特に以下の事業等を実施・継続。
- ・火薬類関連施設周辺地域の市街地化等の環境変化に対応した新たな保安施設(地下式火薬庫等)の技術基準の検討を推進するとともに、製造施設等における万一の爆発事故に際し、これまでの爆風圧に重点を置いた保安対策に加え、飛散物についても考慮したより現状に即した保安対策の整備に向け、引き続き、野外実験の実施等の爆発影響低減化技術の検討を継続。

#### 《税制》

- ・火薬類取締法に基づき許可等を受けた者が設置する土堤及び防爆壁に係る課税標準の特例措置について、土堤及び防爆壁の整備を推進し、もって公共の安全を確保する観点から、平成20年度に期限を延長。平成21年度においても引き続き当該措置を実施。

#### 《法令・ガイドライン》

- ・火薬類取締法令に規定する火薬庫の技術基準等に関し、近年の火薬類に係る技術進歩等を踏まえた適正な規制内容となるよう検討。

3) 液化石油ガス(以下「LPガス」という。)の保安については、平成18年度には、ガス瞬間湯沸器事故が相次いで発表されるなど一般消費者等のLPガス供給・保安に対する信頼を損ねる事態となっていたところであり、また、平成19年のLPガス事故は239件と直近10年で最も高い水準となったところである。このため、平成21年度においても、LPガス販売事業者等に対する保安対策指針を策定し、自主保安の高度化を促すとともに、必要に応じLPガス事故の発生時例に基づくLPガス保安法令における技術基準等の強化等を通じて、LPガス保安の指導・監督を実施する。

#### 《法令・ガイドライン》

- ・LPガス保安法令について、LPガス事故の発生事例に基づく技術基準等の強化及び近年の技術進歩や規制緩和要望等を踏まえた技術基準の整備・緩和を検討。
- ・毎年度、一般消費者等の保安の維持・確保の一層の充実及び重大事故の早期撲滅の観点から原子力安全・保安院長が策定しているLPガス販売事業者等に対する「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」について、LPガス事故の発生事例やLPガス販売事業者等の法令違反等の動向を踏まえ、改訂及び公表を実施。

4) 鉱山の保安については、鉱山災害の撲滅を目指し、平成17年の法改正以降、鉱山事業者による自主保安を中心として、災害情報の分析、関係者間での情報共有、産業保安監督部による指導・監督等の

取り組みを進めているところであり、平成 21 年度も引き続きこれらの取り組みを実施する。

《法令・ガイドライン》

- ・ 鉱山保安法令について、国内外の規制動向等を踏まえ、適正な規則内容となるよう検討する。特に、平成 21 年度は改正鉱山保安法施行から5年が経過することから、法改正の有無について検討する。
- ・ 平成 21 年度は、災害情報の分析、鉱山に対するアンケート調査及びヒアリングの結果、並びに産業保安監督部の意見を踏まえて法令の施行状況を取りまとめ、中央鉱山保安協議会において、現行法令の見直しについて検討を行う。

② 保安規制の在り方の検討

産業保安分野における最近の事故・コンプライアンス問題への対応や、平成 18 年度にとりまとめた産業保安分野における安全文化の向上に関する研究会中間取りまとめで示された方向性等を踏まえ、自主保安原則に立脚した事業者の保安体制等、品質保証・安全文化向上のための保安規制の在り方(事業者による自主検査の拡大、民間規格の積極活用等)について検討を進める。また、新しい事業形態等を踏まえた保安の現状について調査し、技術基準の策定・見直しに必要な技術的知見を蓄積することによって、最新の知見に基づいた合理的・科学的な技術基準の策定、見直し等を検討する。

《予算》

- ・ ガス安全使用技術調査：  
需要家のダクト等の使用状況、設備内容(ファンのスイッチ、監視)、メンテナンスのあり方等の実態を詳細に分析・検討の上メンテナンスの指針を作成し、ガス事業者の義務付けている消費機器調査及び消費者に対する周知項目として追加するための基礎資料の作成を行う。
- ・ ガス工作物設置基準調査：  
技術の進歩や技術基準が規定されていないガス工作物の導入等に対応して、ガス工作物の技術基準の見直しを行うために必要な調査・検討を行う。
- ・ ガス工作物安全解析等調査：  
ガス工作物の技術基準は性能規定化されているため、これまでに設置例が無いガス工作物について技術基準適合性を審査する。

電力の安全については、平成 18 年度の電気事故件数は昨年からはほぼ横ばいであったものの、電気事業法に基づく技術基準については、事故原因や環境の変化、国際規格との整合性等をふまえた改訂が必要とされている。このため、平成 21 年度には以下の施策を行う。

《予算》

- ・ 関連する国際規格の動向を調査し、我が国の実情を勘案しつつ技術基準への取入れを検討するため、電気施設技術基準国際化調査を実施。

《法令・ガイドライン》

- ・ 電気事業者等からの事故報告(電気関係報告規則第3条)に基づき、類似事故の再発を防止するために適当な手段を講じるとともに、電気工作物の安全性確保、信頼性の向上のための施策を実施。
- ・ 電気事業法について、規制緩和要望等に基づく法令改正等を適時適切に検討。

③ 保安確保のための普及啓発事業

- 1) 火薬類の保安については火薬類取締法を中心とする安全規制政策を進めてきた結果、近年事故発生件数はほぼ横ばいで推移しているものの、近年発生している事故の内容に応じた再発防止対策、保安教育が求められている。したがって、平成 21 年度は、以下の施策の改善・見直しを行う。

《予算》

- ・ 平成 19～20 年度は、不用実包等の燃焼処理に係る技術データを元に、不用実包等の適正処理の普及・広報活動を実施。
- ・ 平成 21 年度は、近年特徴的に発生している事故について事故原因の解析、再発防止対策の検討を行い、これらを元に保安教育・広報活動を実施。

- 2) 鉱山の保安については、鉱山事業者による自主保安の取組を基本としつつも、特に中小事業者を対象に鉱山保安法の定着を図るため、鉱山保安技術テキストの作成等を検討するとともに、産業保安監督部による指導及び保安優良者に対する表彰を行い、保安確保の取組を徹底させる。

④ 事後チェックの着実な実施

高圧ガス、火薬、電力、都市ガス、LPガス、鉱山のそれぞれの分野について、産業保安監督部等とも連携をとりながら、事業者において自主保安が適切に実施されていることを確認するための立入検査等事後チェックを着実に実施する。平成 21 年度は、業務の合理化や職員のスキルの向上等を通じて、現在の定員・予算の範囲内での事後チェックの着実な実施を図るとともに、法令違反等に対して厳格な対応を行う。

(2) 保安上の課題の特性に応じた対策

○ 休廃止鉱山における鉱害防止事業の着実な実施

休廃止鉱山における鉱害防止対策については、昭和 48 年に金属鉱業等鉱害対策特別措置法を制定して以来、計画的な鉱害防止事業の実施に努めてきたところであり、平成15年度からは、同法に基づく第4次基本方針を定め、これまで4年間、鉱害防止対策を実施してきたが、特定施設に係る鉱害防止事業を着実に実施するため、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金等の政策経費については、個別事業ごとの必要性を十分精査の上、引き続き必要な予算を確保する。

《予算》

- ・ 第4次基本方針に基づく鉱害防止事業を着実に実施するため、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金について必要額を要求。
- ・ 中長期的な費用負担の低減を図るため、坑廃水処理コスト削減等に資する先進型処理技術の開発及び各休廃止鉱山の実態に応じた処理方法の最適化のための調査研究を平成 20 年度から開始。平成 21 年度については、実証試験等を行う。
- ・ 鉱害防止工事資金融資利子補給金については、これまでの財投借入金利息支払額から貸付金利息収入を差し引いた不足額を計上してきたが、平成 19 年度以降発生しない見通しとなったため、18 年度で終了。

《税制》

- ・ 金属鉱山等の採掘終了後における鉱害防止工事の確実な実施を図るため、当該鉱業の実施者に強制的に積み立てさせる鉱害防止積立金について、損金算入の特例(税制措置)を認める「金属鉱業等鉱害防止準備金制度」の適用期限を平成 22 年度まで延長。

《財政投融资》

- ・ 第4次基本方針等に基づき、採掘権者等の鉱害防止事業等を着実に推進するため、鉱害防止資金等の財政投融资については、融資期待額等を踏まえ要求。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(1) 高压ガス						
指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値(H20年度)
高压ガス保安法関係事故件数(災害)	146	157	165	193	283	事故の減少(対前年比)

(2) 火薬						
指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値(H21年度)
火薬類による事故件	37	41	34	41	49	30
事故による死亡者数	13	0	2	2	0	0
事故による負傷者数	38	51	37	44	54	30

(3) 電力						
指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値(H19年度)
電気事故件数	9,520	22,967	11,561	11,563	10,547	事故の減少(対前年比)

(4) 都市ガス						
指標	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	目標値(H22年)
死亡事故(死亡者数)	4	6	4	3	7	年間に1名未満(平均)
製造段階の死亡事故(死亡者数)	0	0	1	0	0	5～10年間に1名程度
供給段階の死亡事故(死亡者数)	0	3	1	1	3	2～3年間に1名程度
消費段階の死亡事故(死亡者数)	4	3	2	2	4	2～3年間に1名程度

(5) LPガス						
指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値(H20年度)
年間B級以上事故件数ゼロレベル	9	6	1	2	5	1

(6) 鉱山						
指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値
鉱山災害によるり災者数	43	38	34	34	35	鉱山災害によるり災者数0 (H24年度)
休廃止鉱山における鉱害防止						鉱害の発生を未然に防止すること
・鉱害防止工事の事業量 (億円(累計))	9.1	16.5	22.2	26.5	30.8	H15年度～H24年度の間には鉱害防止工事を終了(義務者不存在分の工事量は10年間で107億円)。
・坑廃水処理の事業量 (億円(年間))	30.6	28.5	29.2	28.5	28.2	H15年度以降も引き続き坑廃水処理を確実に実施(義務者不存在分・存在分合わせて事業量は32億円/年)。

※ (3)電力及び(6)鉱山の②以外においては事故件数、死亡者数等は、暦年による。

政策評価の結果の政策への反映状況

平成 21 年度より、従前の産業保安に係る既存の類似事業(高圧ガス等保安対策事業、火薬類保安対策事業、電気施設技術基準国際化調査委託費、ガス工作物設置基準調査、ガス工作物安全解析等調査、ガス安全使用技術調査事業)を一本化し、効率的かつ機動的な事業の実施をはかることとした。

鉱山の保安については、鉱山災害の撲滅を目指し、平成 17 年の法改正以降、鉱山事業者による自主保安を中心として、災害情報の分析、関係者間での情報共有、鉱山保安監督部による指導・監督等の取り組みを進めているところである。また、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金等の政策経費については、個別事業ごとの必要性を十分精査の上、引き続き必要な予算を確保した。平成 21 年度も引き続きこれらの取り組みを実施する。

(平成 21 年度予算:21.8 億円【平成 20 年度予算:22.4 億円】) ※再掲事業及び独立行政法人交付金は除く

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年7月7日 閣議決定	国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。新たな時代展開の下での役割分担と協力関係を官民挙げて構築しつつ、生活における様々なリスクに対処する必要がある。
経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年6月27日 閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・現災を着実に実施する。</li> <li>大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。</li> </ul>
鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案審議	平成 16 年4月の参議院経済産業委員会	「鉱山から遠隔地にある附属製錬場及び休廃止鉱山の鉱害防止については、国と地方公共団体とが十分に協議をすること。特にこれら施設の廃棄物たまり場及び廃水処理に伴って発生する中和沈殿物の埋立場等については、地域住民への影響を十分配慮すること。」と附帯決議がなされ、平成 16 年5月の衆議院経済産業委員会において、「鉱害防止対策について、地方公共団体と十分連携を図るとともに、鉱害防止義務者に対して適切な指導監督を行うこと。」と附帯決議がなされている。

表 14 - 4 - 規制を対象として事前評価した政策

政策の名称	家庭用のガスこんろの安全確保のための調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の設置義務づけ		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>今後生産される「家庭用のガスこんろ」のバーナー(火炎口)の全口に対して、調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の設置を義務付けることにより、ガスこんろからの出火を原因とする火災事故を未然に防止する。</p> <p>我が国において、ガスこんろによる火災は、年間約5千件発生しており、家庭用のガスこんろによる火災の多くは調理油過熱によるもの(例:天ぷら火災)と見られ、このような火災事故は、製品自体の不具合・故障によるものではなく、消費者の誤使用によるところが多い。そのため、安全性の確保については、ガス事業者・ガス機器事業者等の自主的な取組に委ねられた結果、現在国内の市場にある家庭用のガスこんろのほとんどに立ち消え安全装置が搭載され、また、調理油過熱防止装置は市場の製品中6割以上までに搭載されている。しかしながら、家庭用のガスこんろによる火災は減少しておらず、業界の自主的な取組だけでは不十分として、新たに家庭用のガスこんろを液石法等の規制の対象品目として指定し、バーナーの全口に対して安全装置の搭載を義務づけることによって、消費者の誤使用による家庭用ガスこんろ火災の徹底的な低減を図っていくことが必要である。なお、「消費者の誤使用」によるを未然防止するために規制を設置した例としては、1980年にガスふろがまに対して「空だき防止装置」の搭載を義務づけたところ、事故件数はピーク時の約10%まで減少した実績がある。</p>		
想定される代替案	<p>法令の名称・関連条項とその内容</p> <p>ガス事業法第39条の2第1項に規定するガス用品に、また、液石法第2条第7項に規定する液化石油ガス器具等に「家庭用のガスこんろ」をそれぞれの施行令に追加、「ガス家庭用のこんろ」の技術基準をそれぞれの省令に追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替案1:家庭用のガスこんろの製品構成は現状のまま(安全装置をバーナー全口に搭載することは義務づけず、現状の業界取組みのまま)であるが、消費者への正しい使用法の普及・周知にかかる広報をより強化(例えば、業界として広報予算を倍増)して、消費者側に安全対策を促す案。</li> <li>代替案2:事業者・業界による自主的な取組みが拡大する。業界としてより安全面に対策を進め、統一的な技術基準(バーナー全口への安全装置の設置等)を定めていく。</li> </ul>		
規制の費用	<p>費用の要素</p> <p>( 遵守費用 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術基準適合改良費【50億円】</li> </ul> <p>( 行政費用・消費者費用 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出受入、立入検査等の対応増が考えられるが、既存資源による対応となるため行政の負担は特に計上しない。</li> <li>消費者の負担はない。</li> </ul> <p>( その他の社会的費用 )</p> <p>—</p>	<p>代替案1の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替案1:広報活動費【2億円】</li> </ul> <p>届出受入、立入検査等の対応増が考えられるが、既存資源による対応となるため行政の負担は特に計上しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の負担はない。</li> </ul> <p>—</p>	<p>代替案2の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替案2:業界基準適合改良費【25億円】</li> </ul> <p>届出受入、立入検査等の対応増が考えられるが、既存資源による対応となるため行政の負担は特に計上しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の負担はない。</li> </ul> <p>—</p>
規制の便益	<p>便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状に比べ、家庭用のガスこんろによる火災件数が90%減少するものと仮定する。【149億円】</li> </ul>	<p>代替案1の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替案1:現状に比べ、家庭用のガスこんろによる火災件数が10%減少するものと仮定する。【17億円】</li> </ul>	<p>代替案2の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替案2:現状に比べ、家庭用ガスこんろによる火災件数が45%減少するものと仮定する。【75億円】</li> </ul>
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>家庭用のガスこんろの火災事故を防止するための対策としては、今回の改正案のようにバーナー全口に安全装置の設置を義務付ける措置の他、正しい使用方法の周知徹底など広報活動の更なる強化による消費者の安全対策の強化(代替案1)、及び、業界の自主的な取組(統一的な技術基準の策定と実践;代替案2)などが、手段として考えられる。</p> <p>家庭用のガスこんろ火災に関しては、その発生原因として消費者の誤使用が多い現状を踏まえると、消費者への正しい使用方法の周知徹底について現状よりも積極的に取り組んでいくことは重要ではあるが、消費経済審議会においても、消費者の誤使用に関しては「知っている、というっかり揚げ物中に目を離したり、天ぷら調理に調理油過熱防止装置のついていない側の口を使用したりするものである。周知を徹底するだけでは限界がある。」と審議されたように、広報活動の強化によって消費者に安全を求めていく案では、事</p>		

	<p>後防止の効果は限定的といえる。</p> <p>また、安全装置設置など技術基準の自主策定については、既に現状として、業界の自主的な取組が行われており、更にそれを上回る対策について期待しても、これ以上安全装置の普及率等が著しく向上する余地があるかは不明であるといえ、その結果、十分な事故の減少は担保できず、消費者に事故による損害・負担が残ることになる。</p> <p>一方、改正案では、業界団体に加盟していない事業者や輸入事業者も全て対象となることから、今後、我が国において販売される家庭用のガスコンロはすべて全口に安全装置が搭載された安全なガスコンロになることが保証される。現在のガスコンロの使用年数を考慮すれば、およそ 10 年後には、ほとんどの家庭のガスコンロが安全なガスコンロに置き換わりことが期待できる。審議会においても、消費者からの要望はもちろんのこと、ガス供給事業者からも国の規制により安全な家庭用のガスコンロを普及させることが効果的であるとの意見が示されている。</p> <p>さらに、現状分析及び各種仮定の上に試算した費用効果分析の試算結果をみると、改正案では、他の代替案に比べて、実施に要する費用は最も多くなるものの、火災事故が大きく減少するため便益の額も大きくなっている。また、その差として表れる「純・便益」(社会全体としての効用)でも、改正案は(他の代替案は得られる便益を高めに見積もっているにも拘わらず)最も大きくなっている。</p> <p>これらの結果をまとめると、代替案に比べ、より多くの事故を防止でき、また社会全体としても大きな効用が見込まれる改正案を選択することが妥当である。</p>
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>

政策の名称	送配電ネットワークを利用する際の託送供給料金に係る規制の見直し	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>一般電気事業者が維持及び運用する送配電ネットワークを新規に参入する特定規模電気事業者(以下「PPS」という。)が利用する際の料金等を定めた託送供給料金制度において、料金収入から生じた超過利潤の用途を明確にし、その一部を託送供給料金の値下げにより利用者(PPS)に還元させる仕組みの整備を図る。</p> <p>具体的には、一般電気事業者に対して、以下の義務を課す。</p> <p>① 一般電気事業者の送配電部門に生じた超過利潤を累積して管理し、当該累積額が一定の水準を超えた際、次の託送料金改定時に、当該超過額を託送料金値下げ原資として利用することを義務付けることとする。</p> <p>② ①の導入にあたり、超過利潤の額及びその累積額の適切な管理を行うため、現行でも作成を求めている送配電部門収支計算書に盛り込むべき事項として当期純利益計算を追加するとともに、新たに、以下の書類の作成を義務付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超過利潤計算書</li> <li>・超過利潤累積額管理表</li> <li>・内部留保相当額管理表</li> </ul>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>[名称]一般電気事業託送供給約款料金算定規則</p> <p>① 超過利潤の一部還元を可能とするための電気事業報酬額の算定方法の変更</p> <p>[名称]電気事業託送供給等収支計算規則</p> <p>① 当期純利益計算を可能とするための収支配賦基準の追加</p> <p>② 当期純利益計算を義務化するため送配電部門収支計算書等の様式変更</p> <p>③ 超過利潤を適切に把握・管理するための超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表等の追加</p>
想定される代替案	事後精算による託送利用者への超過利潤の還元(事後精算案) 改正案と同様、一定の水準を超過した超過利潤について、託送利用者に対して還元の実現を目指す。将来の託送供給料金の値下げではなく、直ちに(例えば、毎決算後)、直接、託送利用者との間で現金による事後精算を行う案。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに届出義務が課された書類作成に係る業務負担増及びシステム改修コスト</li> <li>・会計士による監査の対象が拡大することによる追加的な監査費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに届出義務が課された書類作成に係る業務負担増及びシステム改修コスト【改正案と同程度】</li> <li>・事後精算に係る業務負担増及びシステム改修コスト</li> <li>・会計士による監査の対象が拡大することによる追加的な監査費用【改正案と同程度】</li> </ul>
(行政費用)	両案いずれも、行政としての監査の対象が拡大(当局職員が各一般電気事業者を訪問して行う監査において、超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表及び内部留保相当額管理表をチェック対象に追加)することに伴う業務負担が増加するが、現行制度の下でも実施している監査体制(年1回、一般電気事業者1社につき数名で対応。現在、経済産業局にて対応)において、十分に対応可能な範囲と想定されるため、追加費用の発生は想定しない。	
(その他の社会的費用)	—	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに作成を義務付ける届出書類により、超過利潤の累積額や内部留保相当額についての情報開示が進み、透明性が向上。</li> <li>・還元対象額は、託送供給料金を通して託送利用者(PPS)に還元される。</li> <li>・還元により、事業に要する原価項目である託送利用料金自体が引き下がるため、同額分を小売料金の値下げとして</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに作成を義務付ける届出書類により、超過利潤の累積額や内部留保相当額についての情報開示が進み、透明性が向上。</li> <li>・還元対象額自体は改正案と変わらないが、PPSとの間で事後精算されるため、PPSの託送利用に係る実質的な負担が軽減される効果はある</li> <li>・しかし、託送供給料金自体は値下げとな</li> </ul>



	<p>還元しない場合、他のPPS及び一般電気事業者との競争上不利となる可能性がある。このため、還元が行われると小売料金も同程度値下がりする可能性が高く、需要家も含めた社会的な波及効果が高い。</p>	<p>らず、PPSは、通常、当該託送供給料金のベースで原価を計算し小売料金設定していることから、基本的には、PPSの小売料金の低廉化には結びつかない可能性が高い。ゆえに、需要家も含めた社会的な波及効果は、改正案に比べて限定的。</p>
<p><b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b></p>	<p>費用に関して、まず遵守費用の面では、改正案及び代替案のいずれにおいても、一般電気事業者にのみ追加的な費用が生じるが、その額はいずれも限定的であり、一般電気事業者に大きな負担を与えるものではない。また、今般の規制の導入に際しては、行政側も柔軟に対応が可能であり、明確な行政費用の追加の必要は生じない。このため、費用の観点からは、改正案及び代替案を差別化することは困難である。</p> <p>他方、規制の便益については、以下のように両案において相違が認められる。</p> <p>まず、過去の一般電気事業者の超過利潤の発生実績を基にした試算によれば、送配電部門に発生した超過利潤のうち、少なくとも1,300億円程度が託送利用者に還元されるべき対象額であったことになる。改正案・代替案いずれにおいても、PPSにとっては、超過利潤について還元がなされることで託送利用に係る実質的な負担が適正化・低廉化され、結果として、PPSの収支が適正な水準に改善されるといった経営面での便益が見込まれる。</p> <p>次に、PPSを通じた還元による電力の最終需要家への波及効果(小売料金引下げ)の点から改正案及び代替案を比較すると、超過利潤分を事後精算する代替案では、PPSの収支改善の効果は見込めるものの、小売料金の低廉化という効果は見込むことが困難であると見込まれる。他方、改正案による託送供給料金の改定を介して超過利潤を還元する仕組みの場合、託送供給料金が小売料金の原価を構成する主たる要素であることが市場の参加者において自明である結果、PPSの小売価格については確実に値下がりし、最終的に、需要家の負担が適正化されることが予想され、社会的に大きな波及効果が見込まれる。</p> <p>以上、超過利潤の処分に対して、関係者の納得感を高めつつ、費用と便益の双方を考慮すれば、改正案の実施が最も適当であると考えられる。</p>	
<p><b>政策評価の結果の 政策への反映状況</b></p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>	

政策の名称	ワッセナー・アレンジメントにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 規制の目的 2003年12月のワッセナー・アレンジメント(通常兵器に関する国際的な輸出管理レジーム)(以下、WAという。)総会において、貨物・技術の仕様に着目した規制(リスト規制等)の規制対象となっている通常兵器関連貨物等以外の貨物・技術(非リスト規制貨物等)についても、それが通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、輸出に係る規制を行うことが合意された。この国際合意を誠実に履行するため、今般、我が国としても、非リスト規制貨物等に関する輸出規制を新たに講じるため、所要の措置を講じることを目的とする。</p> <p>(2) 規制の内容 ① 国連武器禁輸国・地域及び輸出管理が適正に行われている国として現行の輸出貿易管理令別表第3に掲げているもの(以下、「ホワイト国」という。)以外の地域(以下「中間国」という。)に対しては、特に危険性の高い非リスト規制貨物等を新たに抽出して規制対象(以下、「特定貨物等」という。)とし、規制の発動要件は、当該貨物が通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあるものとして、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合(以下、「インフォーム要件」という。)のみとする。 ② 国連武器禁輸国・地域に対しては、特定貨物等に限らず食品、衣類等を除く貨物(現行の輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物)(以下、「補完品目」という。)を規制対象とし、規制の発動要件は、(i)契約者の記載事項等や、輸入者及び需要者による輸出者への連絡等の客観的な事実に基づき、通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあると輸出者が判断した場合(以下、「客観要件」という。)、及び、(ii)インフォーム要件とする。</p> <p>(3) 規制の必要性 WAの参加国として、また、平和国家を旨とする我が国として、2003年12月WA合意の内容を、国際的な平和及び安全の維持の観点から、誠実に履行する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸出貿易管理令 別表第1 別表第3の2</li> <li>○ 外国為替令 別表</li> <li>○ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条</li> <li>○ 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令</li> <li>○ 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(輸出貿易管理令第4条第1項第1号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を定める省令(仮称)</li> <li>○ 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第3号の2ハ及び第4号ハ規定に基づき経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(輸出貿易管理令第4条第1項第1号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合を定める告示(仮称)</li> </ul>
想定される代替案	今回の措置は、我が国が国際協調的な輸出管理を超えて必要以上に厳しい輸出規制を課さないように留意しつつ、2003年12月WA合意を履行するための必要最低限の規制を課すものであり、代替案は検討しない。	
規制の費用 ( 遵守費用 )	<p style="text-align: center;"><b>費用の要素</b></p> <p>新たに輸出規制に対象となった品目を輸出しようとする企業等に対しては、以下に示すような規制遵守にかかる費用が生じる。</p> <p>① 許可申請手続に係る作業コスト (i) 特定貨物等を中間国を仕向地として輸出しようとする企業等又は輸出する可能性がある企業等においては、規制の発動要件がインフォーム要件のみであることから、原則として、作業コストは発生しないが、インフォームを受けた場合には、許可申請手続に係る作業コスト</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案の場合</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>

	<p>ト(許可申請手続きのための書類作成、許可申請手続き等の作業)が発生する。</p> <p>(ii) これに対し、補完品目を国連武器禁輸国を仕向地として輸出しようとする企業等又は輸出する可能性がある企業等においては、当該品目が通常兵器の開発等に用いられるおそれの確認作業が発生し、当該おそれがある場合には、許可申請のための書類作成等の作業が発生する</p> <p>② 組織内の輸出管理体制を変更する作業コスト 新たに輸出規制の対象範囲に含まれることとなった品目を輸出する可能性がある企業等の組織内部において、輸出管理体制を変更する作業コストが発生。</p> <p>③ 企業等の販売戦略等への影響 上記コストの発生に加え、輸出する相手国・地域や品目によっては輸出が許可されない事案が想定されることから、外貨獲得の機会の減少や企業の販売戦略自体への影響が生じうるといえる。</p>	
(行政費用)	<p>① 審査・検査等事務業務の発生</p> <p>② 各地方経済産業局への説明会、資料配付、参考書籍購入等に係るコストが発生。</p>	—
(その他の社会的費用)	特になし	—
<b>規制の便益</b>	<b>便益の要素</b>	<b>代替案の場合</b>
	<p>輸出規制対象から除外された品目を輸出しようとする企業等に対しては、下記のような便益が発生する。</p> <p>① 従来必要だった輸出許可を申請する際の作業コストが無くなる。</p> <p>② 組織内部において、当該品目に関する輸出管理体制を維持する必要が無くなる。</p> <p>③ 国際的な販売戦略の自由度が増す。</p> <p>国民、社会に対しては、国際協調的な輸出管理を誠実に履行することによって、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な信頼を獲得するとともに、正常な貿易活動に裨益すると考える。</p> <p>行政機関に対しては、国際協調的な輸出管理の誠実な履行により、我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、国際的な信頼を獲得し、また、正常な貿易活動の促進に資する。</p> <p>また一方、国際協調的な輸出管理を超えた必要以上に厳しい規制の排除は、企業の過度の負担を防止し、正常な貿易活動の促進に資する。</p>	—
<b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b>	<p>改正案を導入した場合、国際的な合意である輸出管理を過不足なく誠実に実施していることにより、①我が国が国際協調的な輸出管理の抜け穴となることを防止し、②もって国際的な平和及び安全の維持に資するとともに、③国際的な信頼が得られる。さらに、④国際協調的な輸出管理を超えた必要以上に厳しい規制を排除することとなり、⑤国内企業等に対する過度な負担の発生等を防止できる、ことにつながる。そして、最終的に、⑥我が国企業等の正常な貿易活動の促進に資するものでもあるといえ、我が国にとって安全保障上及び経済上の効果が見込まれるため、本改正案を導入することは妥当であるとい</p>	

	える。
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。

政策の名称	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(目的) 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、最新の科学的知見等を踏まえて指定化学物質を見直すとともに、現行の対象事業種と同程度の排出があると見込まれる医療業を、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に追加する。</p> <p>(内容) 今回の物質見直しによって、PRTR制度及びMSDS制度の対象となる第一種指定化学物質の数は354物質から462物質、MSDS制度のみ対象となる第二種指定化学物質は81物質から100物質となる。また、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に医療業が追加される。</p> <p>(必要性) 化学物質の製造、輸入、使用の実態は常に変動しており、また、有害性等に関する新たな知見も得られてきていることから、第一種及び第二種指定化学物質については、定期的に見直しの必要性を検討することが必要であるため。また、医療業については、第一種指定化学物質を環境中に排出している可能性が高いと考えられることから、第一種指定化学物質等取扱事業者に追加する必要があるため。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>[名称] 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令</p> <p>[関連条項] 令第1条～第4条、第6条、別表第1、別表第2</p>	
想定される代替案	本改正案では、指定化学物質の見直し及び対象業種の追加を行うが、指定物質の選定基準等規制手法等の措置枠組みそのものは改正していない。現選定基準に基づき化学物質の毒性・暴露状況等を改めて見直し、その結果をそのまま反映させるものであり、規制の手法等についての判断を伴うものでないから、代替案は想定しない。		
規制の費用	<b>費用の要素</b>	<b>代替案の場合</b>	
	( 遵守費用 )	<p>新たに対象となる指定化学物質を取り扱う事業者に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種指定化学物質の取扱量、排出量、移動量の把握に係るコスト。</li> <li>PRTRの届出に係るコスト。</li> <li>指定化学物質等を他の事業者に譲渡等する際に、新たにMSDSを作成し交付するコスト</li> </ul>	—
	( 行政費用 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種指定化学物質の届出外排出量の推計に係るコスト</li> <li>PRTR届出件数増加に伴う集計等に係るコスト</li> </ul>	—
( その他の社会的費用 )	なし	—	
規制の便益	<b>便益の要素</b>	<b>代替案の場合</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境の保全上の支障を未然に防止する。</li> <li>第一種及び第二種指定化学物質の自主的な管理の改善ための基礎データが得られ、化学物質の自主的な管理が改善される。</li> <li>指定化学物質の性状や第一種指定化学物質の排出の状況に関して理解を深めることができる。</li> </ul>	—	
政策評価の結果 ( 費用と便益の関係の分析等 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の改正案によって、最新の知見に基づき指定化学物質を見直し、対象業種(医療業)を追加した場合、新規の物質をこれから取り扱う事業者においては、指定化学物質の取扱量・排出量・移動量の把握に係る費用、PRTRの届出に係る費用、MSDSの作成・交付に係る費用増が予想されるが、これら費用は現行法による指定化学物質を新</li> </ul>		

	<p>たに取り扱う際にも必要となる内容であり費用としては適切である。さらに、本法は、指定化学物質の使用・輸出入についての許認可・制限を行うものではなく、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するものであることから、事業遂行の上の影響も限定的である。国の関係行政機関及び都道府県においては、届出データの集計及び届出外排出量の推計に係る費用増が予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一方、便益に関しては、事業者は指定化学物質の自主的な管理の改善のための基礎データを得て、化学物質の自主的な管理の改善がより一層促進され、また、指定化学物質の排出・移動量の把握により、環境の保全上の支障を未然に防止することができ、国民・社会においても指定化学物質の性状や第一種指定化学物質の排出の状況についてより一層理解を深めることができる。</li> <li>・ また、このような影響を含めてPRTR制度・MSDS制度全体の適正さについては、法において担保されており、今回の政令改正は、科学的知見に基づき法のスキームの枠内でその目的を適切に達成すべく行うものであるから、妥当である。</li> </ul>
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>

<p><b>政策の名称</b></p>	<p>インターネット接続機器を製造する事業者が、販売時点でフィルタリングの提供等を行う義務のうち、義務の対象外となる場合を定める規制</p>	
<p><b>規制の目的、内容及び必要性等</b></p>	<p><b>【目的】</b>  パソコン、IT家電、ゲーム機等インターネットと接続する機能を有する機器(但し、携帯電話端末及びPHS端末を除く。以下「インターネット接続可能な機器」という。)へのフィルタリングの提供等を義務付けることにより、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくすることを基本理念としつつ、青少年への影響が軽微な場合については義務の適用除外を設けることで、必要以上の事業者への負担を回避する。</p> <p><b>【内容】</b>  平成 20 年6月に成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(以下「法」という。)の第 19 条において、インターネット接続可能な機器のメーカーは、フィルタリングソフトウェアを組み込む等の措置 (以下「フィルタリング提供等の措置」という。)を講じた上で当該機器を販売する旨の義務が定められている。ただし、「青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合」については、政令で定めるところにより、当該義務の対象外とすることとされている。今回の制定では、ただし書きが示す内容を明確に規定し、法としての整備を行うものであり、以下の4要件を定める。</p> <p>① 機器にブラウザが予め組み込まれていない場合  ② 機器の使用が 18 歳以上の者に監視されると認められる場合  ③ 機器が専ら事業のために使用されると認められる場合  ④ 前年度における当該機器の製造・販売台数が1万台を越えない場合</p> <p><b>【必要性】</b>  昨今、インターネットは、その便利さゆえに生活を豊かにすると期待されており、国民の生活になくはならないものとなっている。反面、書き込み可能なサイトの増加などに伴うインターネット上のコンテンツの多様化や、インターネット利用年齢の低年齢化、接続可能な機器の多様化・普及を通じ、インターネット上の青少年有害情報に青少年がさらされるリスクも高まってきているところである。</p> <p>このような状況を背景として、青少年が青少年有害情報を閲覧することを防止すること等による青少年の健全な育成を目的として平成 20 年6月に法が成立した。同法では、第 19 条において、青少年が使用することが想定されるインターネット接続可能な機器については、メーカーがフィルタリングをインストールする若しくはフィルタリングの利用が容易な状態にした上で販売することを内容とした義務が定められている。</p> <p>インターネット接続可能な機器は、パソコンをはじめ、テレビ、ゲーム機など多様な商品が存在するが、機器の中には青少年が青少年有害情報を閲覧するおそれが低いものも存在し、これらの機器メーカーに対してまでフィルタリング提供等の措置を義務付けることは事業者に対する過度の負担となることから、政令で適用除外となるものを規定。上記①～④について義務付ける必要のない理由は以下のとおり。</p> <p>① 機器にブラウザが予め組み込まれていない場合  ア) ルーターやLANカード等の機器は、単独では動作せず、最終的なフィルタリングは接続されたパソコン等ブラウザが組み込まれた機器本体等で行うことが可能。  イ) 家電や一部のカーナビ等、位置データ等を取得するためだけにインターネットに接続し、ブラウザが組み込まれていない機器では、青少年有害情報を閲覧することができない。</p> <p>② 機器の使用が 18 歳以上の者に監視されると認められる場合  カーナビなどの機器は、使用の際には、18 歳以上の者が同席していることが一般的。</p> <p>③ 機器が専ら事業のために使用されると認められる場合  業務用機器については、青少年が利用する可能性が極めて小さいこと、企業が利用態様を管理することが一般的。</p> <p>④ 前年度における当該機器の製造・販売台数が1万台を越えない場合  中小企業がニッチ市場向けに製造・販売する機器などについては、利用者は主として成人であること若しくはITに関しての知識を十分に有した者であることが想定されることから、青少年への影響は軽微であると考えられる。また、中小事業者等は、その売上・収益規模が小さいことから費用負担が大きく、事業者への過度な負担を避けるためにも適用除外が必要。</p>	
<p><b>法令の名称・関連条項とその内容</b></p>	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年法律第 79 号)第 19 条  青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令(案)第3条</p>	

<p><b>想定される代替案</b></p>	<p>・ より適用除外の対象を拡大する案(10万台)。 政令において、年間 10 万台未満の機器を販売するメーカーまでをフィルタリング提供等の措置の義務の対象外とする案(機器にブラウザが予め組み込まれていない場合、機器の使用が 18 歳以上の者に監視されると認められる場合も義務の対象外とするのは、政令案と同じ)。この場合、インターネット接続可能な機器の中心的な市場に出回るインターネット接続可能な機器の約 90%をカバー出来ることとなる。</p>							
<p><b>規制の費用</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 353 938 387">費用の要素</th> <th data-bbox="943 353 1449 387">代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 387 1449 454"> <p>本政令案は、法に基づく義務の対象から除かれるものを規定するものであり、義務を課せられる事業者の遵守費用を軽減させるものである。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		費用の要素	代替案の場合	<p>本政令案は、法に基づく義務の対象から除かれるものを規定するものであり、義務を課せられる事業者の遵守費用を軽減させるものである。</p>			
費用の要素	代替案の場合							
<p>本政令案は、法に基づく義務の対象から除かれるものを規定するものであり、義務を課せられる事業者の遵守費用を軽減させるものである。</p>								
<p>( 遵守費用 )</p>	<p>事業者においては、青少年への影響が軽微な場合、すなわち機器の性質や使用実態、販売実態に鑑みて、青少年が当該機器を利用して青少年有害情報を閲覧するおそれが低い場合においては、フィルタリングの提供等の措置をとる義務の対象とならないため、本政令の制定によって、遵守費用の負担が軽減される。具体的には、大企業及び中堅企業には遵守費用の負担が発生する。一方、その売上・収益規模との比較においてフィルタリングの提供等の措置をとる負担が大きいごく小規模な事業者等が規制の適用除外となる。</p>	<p>事業者においては、政令案と比較して、より大きな事業者についても適用除外となり、市場に出回る機器の1割程度については同措置をとる義務の対象とならず、全体としての遵守費用は減じられる。たとえばパソコンについて見ると、代替案により遵守費用を負担する必要のなくなる事業者は、国内シェア第10位の企業でも30万台程度であることを踏まえると、中堅以上の企業が含まれるものと推定される。これらの企業は、政令案で適用除外される企業と比較すれば、相対的に見て、より負担能力が高いと言える。</p>						
<p>( 行政費用 )</p>	<p>本政令案の制定による新たな費用は発生しない。</p>	<p>本政令案の制定による新たな費用は発生しない。</p>						
<p>( その他の社会的費用 )</p>	<p>本政令案の制定による新たな費用は発生しない。</p>	<p>本政令案の制定による新たな費用は発生しない。</p>						
<p><b>規制の便益</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1115 938 1149">便益の要素</th> <th data-bbox="943 1115 1449 1149">代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 1149 1449 1227"> <p>本法は、青少年及びその保護者にとっては、青少年による青少年有害情報の閲覧を防止することを通じ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにできる環境を整備し、青少年の健全な育成という便益の発生を見込んでいるものである。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1227 938 1619"> <p>本政令の制定により、一部の機器については、フィルタリングの提供等の措置が行われないこととなる。青少年への影響については、市場に出回るインターネット接続可能な機器のうち、青少年がインターネットを閲覧する可能性が想定しにくい場合に限定して義務の適用除外としているため、本政令案の制定による青少年及びその保護者の便益の減少は極めて限定的であると考えられる。</p> </td> <td data-bbox="943 1227 1449 1619"> <p>本代替案の制定により、一部の機器については、フィルタリングの提供等の措置が行われないこととなる。青少年への影響については、例えばパソコンにおいては業界10位前後の企業が適用除外となり、販売されるパソコンの1割の機器について、フィルタリングの提供等の措置が行われないこととなる。業界10位前後の事業者の機器は大手家電販売店においても販売されることがあり、一般消費者が購入する可能性も相当程度あると考えられる。このため、これらの機器について措置がとられていない場合には、青少年が有害情報を閲覧するおそれが増大し、青少年が本来享受すべき便益が一定程度減少すると考えられる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		便益の要素	代替案の場合	<p>本法は、青少年及びその保護者にとっては、青少年による青少年有害情報の閲覧を防止することを通じ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにできる環境を整備し、青少年の健全な育成という便益の発生を見込んでいるものである。</p>		<p>本政令の制定により、一部の機器については、フィルタリングの提供等の措置が行われないこととなる。青少年への影響については、市場に出回るインターネット接続可能な機器のうち、青少年がインターネットを閲覧する可能性が想定しにくい場合に限定して義務の適用除外としているため、本政令案の制定による青少年及びその保護者の便益の減少は極めて限定的であると考えられる。</p>	<p>本代替案の制定により、一部の機器については、フィルタリングの提供等の措置が行われないこととなる。青少年への影響については、例えばパソコンにおいては業界10位前後の企業が適用除外となり、販売されるパソコンの1割の機器について、フィルタリングの提供等の措置が行われないこととなる。業界10位前後の事業者の機器は大手家電販売店においても販売されることがあり、一般消費者が購入する可能性も相当程度あると考えられる。このため、これらの機器について措置がとられていない場合には、青少年が有害情報を閲覧するおそれが増大し、青少年が本来享受すべき便益が一定程度減少すると考えられる。</p>
便益の要素	代替案の場合							
<p>本法は、青少年及びその保護者にとっては、青少年による青少年有害情報の閲覧を防止することを通じ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにできる環境を整備し、青少年の健全な育成という便益の発生を見込んでいるものである。</p>								
<p>本政令の制定により、一部の機器については、フィルタリングの提供等の措置が行われないこととなる。青少年への影響については、市場に出回るインターネット接続可能な機器のうち、青少年がインターネットを閲覧する可能性が想定しにくい場合に限定して義務の適用除外としているため、本政令案の制定による青少年及びその保護者の便益の減少は極めて限定的であると考えられる。</p>	<p>本代替案の制定により、一部の機器については、フィルタリングの提供等の措置が行われないこととなる。青少年への影響については、例えばパソコンにおいては業界10位前後の企業が適用除外となり、販売されるパソコンの1割の機器について、フィルタリングの提供等の措置が行われないこととなる。業界10位前後の事業者の機器は大手家電販売店においても販売されることがあり、一般消費者が購入する可能性も相当程度あると考えられる。このため、これらの機器について措置がとられていない場合には、青少年が有害情報を閲覧するおそれが増大し、青少年が本来享受すべき便益が一定程度減少すると考えられる。</p>							
<p><b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b></p>	<p>本法は、青少年の健全育成という目的達成のため、事業者へ青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを義務づけ、もって青少年有害情報の閲覧をする機会を減らすことを目指しているため、青少年への影響の程度を考慮の上、事業者への過度な負担を防ぐための適用除外の範囲を定める必要がある。</p> <p>政令案では、前年度の製造販売台数が1万台を超えない事業者は義務づけの対象とならない等、青少年による有害情報の閲覧を防止するために必要と考えられる以上の規制は排除されることとなるため、費用の発生は適切な範囲に限定されることとなり、青少年の便益を減じることなく、事業者の負担を限定するものである。</p> <p>一方、代替案では、10万台を基準とし、より多くの機器メーカーを義務づけの対象外としそれら企業の遵守にかかる負担は減少するものの、市場の実態を踏まえると、青少年が有害情報を閲覧するおそれが増大することが予想され、青少年が本来享受すべき便益が減少すると考えられる。特に、10万台を基準とすることで費用負担がなくなる事業者は、相対的に見て、より負担能力の高い事業者であり、事業者への過度な負担を防ぐという趣旨に照らせば、それにより失われる社会的便益の程度をより重視して評価することが重要であると</p>							



	<p>言える。</p> <p>従って、青少年の健全育成という法目的の達成及び事業者への過度な負担を防ぐ等の観点から、本政令は青少年の便益を減じることなく事業者の負担を限定するものとして、本政令は代替案よりも妥当である。</p>
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>

政策の名称	特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）の対象品目の追加（液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）、再商品化等基準の引上げ・新設及び乾燥機能を有する電気洗濯機からのフロン類の回収・破壊	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>家電リサイクル法の対象品目に、液晶テレビ・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加するとともに、その再商品化等に係る基準について、既存の対象品目については引上げ、今回追加する品目については新設することによって、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用をより一層推進するとともに、乾燥機能を有する電気洗濯機の再商品化等を実施する際に、その内部で使われていたフロン類を適正に回収・破壊することを製造業者等に義務付ける。</p>	
	<p>法令の名称・関連条項とその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家電リサイクル法施行令第1条で規定する特定家庭用機器に液晶テレビ</li> <li>・ プラズマテレビと衣類乾燥機を追加。</li> <li>・ 同令第2条で規定する生活環境の保全に資する事項であって、当該再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切であるものとして政令で定める事項」に、電気洗濯機からの特定物質等の回収・破壊を追加。</li> <li>・ 同令第3条で規定する再商品化等基準を変更（エアコン：60%→70% 冷蔵庫・冷凍庫：50%→60% 洗濯機・衣類乾燥機：50%→65% 液晶テレビ・プラズマテレビ：50%（新設））</li> </ul>
想定される代替案	<p>対象品目については改正案の追加品目に加えて、電子レンジ及びマッサージチェアの2品目の追加を図るとともに、再商品化等基準について、算出根拠にプラスチックの取扱いを追加し、そのプラスチックの回収率を他の素材（鉄、銅、アルミ）と同様に 95%と見込んだ案。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
<p>（遵守費用）</p>	<p><b>【製造業者等】</b>  製造業者等の負担として、追加品目に係る排出家電の指定引取場所での引取費用、引取場所からリサイクルプラントへの輸送費、既存品目とは別個の処理ラインの新設、エアコンや冷蔵庫・冷凍庫とは別に設けられている電気洗濯機の処理ラインにフロン類の回収設備などへの設備投資や当該ラインに配置する作業員の人件費、システム運営費用、最終的にリサイクルを出来なかった残余物の埋立処分費用が発生。  再商品化等基準の引上げ等については、現状の水準の引き上げを踏まえて設定しており、これにより直ちに大きな負担が生じるものではない。ただし、将来的に、資源価格が大幅に下落し、素材の需要が著しく減少した場合には、引き上げられた再商品化等基準を達成するために、人件費や設備投資の増加等、製造業者等に追加的な負担が生じる可能性もある。</p> <p><b>【小売業者】</b>  追加品目について回収・管理・保管や、指定引取場所への輸送の面で追加の負担が発生するが、配送率も高く下取慣行を活用した円滑な引取りが可能なることから、追加負担は限定的である。</p> <p><b>【中古品を取り扱う事業者、資源回収業者、最終処分事業者】</b>  追加する品目については、小売業者による引き取り及び製造業者等への引き渡しに義務づけられることから、それらに係る取扱量が減少し、販売等収入の減少が予想される。</p>	<p><b>【製造業者等】</b>  製造業者等は、改正案に加えてさらに2品目の処理ラインを新設する等の追加的な費用が発生する。また、マッサージチェアの場合、金属の回収量が見込めず、効率的なリサイクルが困難と予想される。  また、改正案よりも高い水準の再商品化等基準を設定するため、選別工程を大幅に増強して素材ごとの分別を相当細かく行わなければならない等、それによる人件費の負担や高性能な分別装置を導入しなければならない等、改正案よりも追加的な負担が発生すると見込まれる。</p> <p><b>【小売業者】</b>  改正案同様に、追加品目について、回収・管理・保管や、指定引取場所への輸送の面で追加の負担が発生するが、代替案の場合、特に電子レンジについて、現状では小売業者による配送率が相対的に低いこと、小売業者にとっては追加的な負担が非常に大きくなると予想される。</p> <p><b>【中古品を取り扱う事業者、資源回収業者、最終処分事業者】</b>  改正案同様、追加する品目について、小売業者による引き取り及び製造業者等への引き渡しが義務づけられることから、それらに係る取扱量が減少し、販売等収入の減少が予想される。</p>

	(行政費用)	<p>【これまで廃棄物を回収していた市町村】 対象品目の追加により、製造業者等が引き取った排出家電の再商品化等を実施することになるため、粗大ゴミとしての処理に地方自治体が負担していた費用(収集運搬や埋立てを含めた処理に必要な費用)が減少する。</p> <p>【国(経済産業省・環境省)】 今回の品目追加及びフロン回収の義務づけに関して、製造業者等に対して認定、立入検査等の執行のための費用が追加的に発生すると考えられるが、現行の業務の一環として対応可能であるため、費用としては計上されない。</p>	<p>【これまで廃棄物を回収していた市町村】 改正案で追加する品目に加え、これまで粗大ゴミとして地方自治体で処理していた2品目についても、再商品化等を実施することになるため、改正案に比べ、それらの処理に要していた費用(収集運搬や埋立てを含めた処理に必要な費用)が減少する。</p> <p>【国(経済産業省・環境省)】 今回の品目追加及びフロン回収の義務づけに関して、製造業者等に対して認定、立入検査等の執行のための費用が追加的に発生すると考えられるが、現行の業務の一環として対応可能であるため、費用としては計上されない。</p>
	(その他の社会的費用)	<p>【国民(消費者)・社会】 現在、消費者は追加品目の処分に際し、市町村に粗大ゴミ料金等を支払っているが、製造業者等及び小売業者に対してそれぞれ実費程度の再商品化等料金・収集運搬料金を支払うことになる。なお、粗大ゴミ料金は各市町村でそれぞれ異なること、再商品化等料金・収集運搬料金は施行までの間に各製造業者等及び小売業者が決定することから、現状においても金額に開きがあり、負担の増減の程度について一概には言い難い。</p> <p>なお、品目追加によって製造業者等に大きな設備投資等の負担が発生した場合、その費用について、間接的な影響として、将来的に再商品化等料金に転嫁される可能性も考えられるが、施行以降、製造業者等の努力により料金低減が図られてきていることを踏まえると、直ちにそうした状況が生じることは現時点では想定しがたい。</p>	<p>【国民(消費者)・社会】 現在、消費者は追加品目の処分に際し、市町村に粗大ゴミ料金等を支払っているが、製造業者等及び小売業者に対してそれぞれ実費程度の再商品化等料金・収集運搬料金を支払うことになる。(改正案の場合と同様、現状においても、市町村における粗大ゴミ料金を支払っているが、粗大ゴミ料金は各市町村でそれぞれ異なること等から、消費者の負担の増減の程度は一概には言えない。)</p>
規制の便益	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>社会全体としては、品目追加により更なる資源回収量が増加が見込まれるなど、現行よりも効率性を落とすことなく、更に廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用が実現されると考えられる。(試算では、施行後単年度で鉄約 8,800 トン、銅約 480 トン、アルミ約 760 トン、プラスチック約 2,300 トンの資源が新たに家電リサイクルにより回収されることが見込まれている。)</p> <p>製造業者等は、対象品目の追加に伴い増加する回収された資源の売却益の増加や自社で再利用することで外部から購入する量を節約することといった便益が発生。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案の場合</b></p> <p>改正案による品目追加に加え、電子レンジ及びマッサージチェアについても追加することとしており、また、再商品化等基準のプラスチックについてより高い回収率を求めることから、改正案と比較して、社会全体としての資源回収量や埋立て・焼却に係る環境面への影響に関する便益は一定程度は大きくなると見込まれる。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)	<p>改正案においては、所要の要件を満たす品目を追加し、また、現行の技術水準等を踏まえて妥当な範囲で再商品化等基準を引き上げるものであり、品目追加や再商品化等基準の引上げに伴う費用は限定的である。この結果、社会全体としては、リサイクルの効率性を保ちつつ現行よりも更に資源の有効利用が実現すると考えられる。</p> <p>一方、代替案においては、改正案よりも対象品目が多く、より高い水準での再商品化を求めることとなることから、廃棄物の減量や資源の再利用の点からは改正案より優れるといえるが、追加される電子レンジ及びマッサージチェアに関しては、消費者からの回収が困難、あまり金属の回収が見込めない等の点から、再商品化等の実施に当たって非効率な面がある。また、再商品化等基準についても、プラスチックの品質が難燃材の含有や表面塗装、汚れ、劣化など様々な要因により左右され、資源価格が高騰する現状では必ずしも</p>		

	<p>品質の低いプラスチックについても再商品化等が実施されている状況にあるところ、製造業者等は、今後、仮に資源価格が変動した場合でも基準を達成できるようにするためには、選別工程を大幅に増強し素材ごとの分別を相当細かく行わなければならない、そのための人件費や高性能な分別装置の導入など追加的な費用が発生することが確実であり、改正案に上乗せする便益以上に費用等の発生が見込まれるといえる。総合的にみれば、不経済になるおそれがある。</p> <p>以上から、社会全体としての便益、効率性など経済性等の面などを総合的に考慮すれば、改正案を選択することが妥当であると評価する。</p>
<p><b>政策評価の結果の 政策への反映状況</b></p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>

政策の名称	工場又は事業場における事業者単位のエネルギー管理の義務付け対象者の範囲を定める規制	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 規制の目的  原油等のエネルギー価格の高騰、国際的な中長期的なエネルギー需給逼迫、地球温暖化問題の深刻化といったエネルギーをめぐる環境の変化に対し、一層の省エネルギー対策の強化が必要となっている。こうした状況を踏まえ、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)」の一部改正法が成立し、「事業者単位」でのエネルギー管理が義務付けられることとなった。事業者に対する規制対象の範囲を決める「エネルギー使用量の裾切り値」については、省エネ法においてエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(以下「政令」という。)に委任されており、エネルギーを原油換算で年間でのどの程度使用している事業者を規制の対象とするかについて定めている。</p> <p>(2) 規制の内容  改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「改正省エネ法」という。)第7条第1項の規定により、一事業者が設置しているすべての工場等における年間のエネルギー使用量の合計が政令で定める数値以上である事業者を「特定事業者」として指定することとしている。併せて、改正省エネ法第19条第1項の規定により、連鎖化事業者(コンビニ等のフランチャイズチェーンの本部)及び連鎖化事業者と一定の契約関係にある当該連鎖化事業者の加盟者(いわゆる、前述のフランチャイズチェーンの加盟者)を合わせてエネルギー管理の観点からは一事業者として捉え、設置されている全ての工場等の年間のエネルギー使用量の合計が、政令で定める数値以上である連鎖化事業者を「特定連鎖化事業者」として指定することとしている。今回の政令改正では、改正省エネ法の施行にあたり、特定事業者・特定連鎖化事業者の指定にかかるエネルギー使用量の裾切り値を1,500kl(原油換算値)/年と定めるものである。なお、指定を受けた特定事業者・特定連鎖化事業者は以下の義務を負うこととされている。</p> <p>&lt;特定事業者・特定連鎖化事業者に義務づけられた事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者が設置している全工場・事業場におけるエネルギーの使用の状況に関する定期報告</li> <li>② 事業者が設置している全工場・事業場に関する中長期計画(省エネルギーに係る設備投資等についての計画)の作成</li> <li>③ 事業者ごとにエネルギー管理統括者(資格は必要としない)及びエネルギー管理企画推進者(エネルギー管理講習の課程修了者)の選任 等</li> </ol> <p>(3) 規制の必要性  工場単位でのエネルギー管理規制に加え、事業者単位のエネルギー管理規制を導入することの必要性については、概ね、以下の二点にまとめられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー管理の状況を規制するに当たっては、事業者が、設置する全工場又は事業場を俯瞰して最適なエネルギー管理を行う取組を適切に行っているか否かという観点を評価し、対策を進める必要があること。</li> <li>・ 事業者全体としてエネルギー管理を進めるためには、既に工場単位の省エネルギーを相当程度進めてきた産業部門だけでなく、業務部門においてもエネルギー管理を徹底する必要があるところ、事業場当たりのエネルギー使用量が相対的に少ない結果、潜在的なエネルギー管理の余地のある業務部門の事業場が規制の対象から外れ、すでにカバー率が9割となっている産業部門に比し、バランスを欠くものであること。</li> </ul> <p>今回の政令改正では、以上の趣旨を踏まえ、適切な裾切り値を定めるものである。(2)で示した裾切り値の水準によって、今般導入する規制の費用や効果等に影響が生じることから、その影響について今回の事前評価書において評価する。</p>	
想定される代替案	法令の名称・関連条項とその内容	[名称] エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 [関連条項] 特定事業者等の指定に係るエネルギーの使用量(第2条第1項、第2項)
	特定事業者・特定連鎖化事業者の指定にかかるエネルギー使用量の裾切り値を、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令案(以下「改正案」という。)よりも1,000kl下げた500kl/年とすることにより、業務部門のカバー率を、改正案よりも約2割増加(約6割～約7割程度)させる案を検討する。なお、産業部門のカバー率は裾	

	切り値を500kl～2,500klと動かしたとしても約9割のままであり、大きな変化は見られない。今回の改正は、産業部門に対し業務部門のカバー率が著しく低いといったバランスを欠く現状を改め、事業者単位として省エネルギー対策の効果がより期待される業務部門をより含めていくことが必要であるとして実施されたことから、本評価書においても業務部門のカバー率に着目し、これを改正案よりも増加させる案を代替案とする。	
<b>規制の費用</b>	<b>費用の要素</b>	<b>代替案の場合</b>
( 遵守費用 )	<p>規制の対象となる事業者について、</p> <p>① エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任</p> <p>② 年間エネルギー使用量の定期報告</p> <p>③ 中長期計画の作成といった費用が生じる。</p>	<p>規制の対象となる事業者について、</p> <p>① エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任</p> <p>② 年間のエネルギー使用量の定期報告</p> <p>③ 中長期計画の作成</p> <p>といった費用が生じる。</p> <p>なお、代替案の場合、改正案と比べ対象事業者が約3倍に増加するとともに、従業員数が300人未満の中小規模の企業における対象者についても約5倍に増加することが考えられる。中小規模の企業は、大企業と比べて、省エネルギー対策についてのノウハウ面や資金調達面等での課題を有しており、省エネルギー対策にかかる義務を単独で履行していくことは大きな負担になると考えられる。また同時に、大企業に比べれば、期待される省エネルギー対策の実効性も限定的であると考えられる。</p>
( 行政費用 )	<p>現行の省エネ法においては約14,000箇所の工場を対象としていたが、改正案によれば、事業者数は約1万社と試算されることから、結果的には、行政の執行業務に係る負担はある程度抑えることができると考えられる。</p>	<p>代替案では、特定事業者・特定連鎖化事業者の裾切り値が500kl/年となることから、改正案と比べ、行政機関が規制を課す対象の事業者数は3倍に増加することとなり、事業者の指定や定期報告書等の評価といった行政の執行業務にかかる負担が大きく増加すると考えられる。また、改正案と比べ、規制対象者における中小規模の企業が約5倍増加することが考えられるため、中小規模の企業に対する改正省エネ法の周知活動の費用増や、省エネ法施行後の指導等の行政措置を行う件数の増加による費用増が考えられる。</p>
( その他の社会的費用 )	<p>改正案による直接的な影響はないが、エネルギーを使用して事業を行う者に今回の規制に対応するための追加的な費用が発生することにより、当該事業者が販売する製品等に価格転嫁され、新たな費用が発生する可能性がある。しかし、省エネルギーは事業者のエネルギーコスト削減にもつながるものであり、将来的には価格の低減となり費用が軽減される可能性もある。</p>	<p>改正案と同様に、代替案による直接的な影響はないが、エネルギーを使用して事業を行う者に今回の規制に対応するための追加的な費用が発生することにより、当該事業者が販売する製品等に価格転嫁され、新たな費用が発生する可能性がある。また、改正案と比べて、規制対象者における企業数が約3倍増加することが考えられ、その費用は大きくなる可能性がある。ただし、改正案と同様に、省エネルギーは事業者のエネルギーコスト削減にもつながるものであり、将来的には価格の低減となり費用が軽減される可能性もある。</p>
<b>規制の便益</b>	<b>便益の要素</b>	<b>代替案の場合</b>
	<p>改正案では、産業部門のカバー率でみれば、現行の省エネ法において既に約9割に達しており、追加的に対象となる事業者数がカバー率に与える影響は限られている。一方、業務部門のカバー率については、現状として約1割であったのが、約5割に拡大する(対象となる事業者数は全体で約1万社になると考えられる)。また、カバー</p>	<p>代替案では、業務部門のカバー率が改正案と比べ約2割増加すると考えられることから、京都議定書目標達成計画の追加的対策(300万t-CO<sub>2</sub>)を達成できると予想され、省エネルギー効果を更に向上する点については改正案よりも効果が期待される。</p>

	<p>率を5割とすることで、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている300万t-CO<sub>2</sub>を達成することが予想される。</p> <p>さらに、現行の工場単位における裾切り値と同様の1,500kl/年は、事業者にとって浸透した基準で理解を得られやすく、新制度の普及にも貢献すると考えられる。</p>	
<p><b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b></p>	<p>今回の政令改正は、省エネ法の改正に伴い、規制対象となる「事業者」の範囲を決める「エネルギー使用量の裾切り値」を定めるものである。</p> <p>改正案・代替案では、省エネルギー対策の規制の管理体系は同じであるが、規制の影響が及ぶ範囲が異なる。国全体として、より少ない負担において一層の省エネルギー対策の効果が上がる案がいずれであるか検討を行った。</p> <p>改正案については、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている300万t-CO<sub>2</sub>の達成が可能となると同時に、規制対象事業者は、省エネルギー対策を事業者単位で行うことによる効果が十分に期待できる、総合スーパー等の適切な範囲に設定され则认为られる。</p> <p>一方、代替案では、改正案よりもよりカバー率を高く設定(約2割増加)することとなるため、改正案よりも国全体で期待できる省エネルギーの効果が高く、京都議定書目標達成計画で追加的対策として試算している300万t-CO<sub>2</sub>を達成することが予想される。その反面、対象となる事業者数が大幅に増加(約3倍)し、対象事業者に含まれる中小企業の数も大幅に増加するおそれがある。中小規模の事業者は省エネルギー対策についてのノウハウ面、資金調達面等で課題を有し、また、大企業に比べ、中小規模の事業者に期待される省エネルギー対策の実効性も限定的である。したがって、総合的にみれば、事業者に対する負担が大幅に増えると考えられる。更に、事業者数の大幅増加に伴い、行政が実施する業務も増加が見込まれ負担が増えてしまうことも勘案すると、代替案は改正案に比較すれば費用対効果の観点からみて、優れているとはいえない。</p> <p>したがって、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている300万t-CO<sub>2</sub>の達成が最低限担保され、事業者等の負担も合理的範囲にとどめることができる改正案(1,500kl/年)が妥当であると考えられる。</p>	
<p><b>政策評価の結果の 政策への反映状況</b></p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>	

政策の名称	情報通信ネットワーク上でデータ中継を行うルーティング機器、スイッチング機器のエネルギー消費効率の向上を進める	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 規制の目的  エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)では、およそエネルギーを消費する全ての機械器具について、産業用、家庭用、業務用を問わず、製造または輸入を行う事業者がエネルギー消費効率の向上努力を求めているが、特に、それら機器のうち、自動車やエアコンなど国内において大量に使用され、かつ、エネルギーを大量に消費しているような機器(特定機器)に対して、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れている機器の性能等を勘案した基準(トップランナー基準)を定め、それらの製造事業者等に対して当該基準を達成するようエネルギー消費効率の向上を義務付けている。</p> <p>今回、新たに、ルーティング機器及びスイッチング機器をトップランナー基準の対象となる特定機器として追加するため、特定機器の対象品目を定めるエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令を改正する。</p> <p>(2) 規制の内容  今回、新たにルーティング機器及びスイッチング機器を対象として追加し、当該製品の製造事業者等にエネルギー消費効率の向上を義務付けする。</p> <p>具体的な義務付けの内容としては、製造事業者等は、個別の機器ごとに定めた目標年度において、出荷した製品のエネルギー消費効率と出荷台数の加重平均値を算出し、製品区分ごとに設定された基準値を上回るよう努めなければならない。仮に、基準値を達成しなかった製造事業者等には、未達成となった理由や効率改善に向けた今後の対応を報告させ、仮に、当該対応によっても効率改善が不十分な場合には、経済産業大臣が勧告を行い、さらに、本勧告に従わなかった場合には事業者名の公表、命令といった措置がなされる。また、命令に従わなかった場合には100万円以下の罰金に処す。</p> <p>また、特定機器として品目追加された場合、その製品に係る製造事業者等においては、消費者が購入する際に省エネルギー消費効率に関する情報を取得できるように指定された表示(品名、エネルギー消費効率、製造事業者等名等)を行うことが法律において規定され、これにも対応する必要がある。</p> <p>(3) 規制の必要性  &lt;対象となる機器の考え方&gt;  対象機器の選定にあたっては、エネルギー消費効率向上にかかる判断要素を提示し、製造事業者等を誘導することで、十分な省エネルギー効果を発揮できる適切な対象機器を選定、追加していく必要がある。現行の省エネ法では、トップランナー対象機器として指定されるものは、エネルギーを消費する機械器具のうち、以下の3要件いずれも満たすものと規定されている。</p> <p>【トップランナー基準の対象となる機器の3要件(省エネ法第78条)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 我が国において大量に使用されている機械器具であること</li> <li>② その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であること</li> <li>③ その機械器具に係るエネルギー消費効率向上を図ることが特に必要なものであること</li> </ol> <p>&lt;今回、追加すべきとされた機器について&gt;  IT化の進展や情報通信ネットワークの高速化に伴い、情報通信ネットワークのデータ転送を行う中継機であるルーティング機器(ルーター)が相当量のエネルギーを消費し、また、普及台数についても1,000万台を超えるなど大量に使用されていることが判明した(2004年度実績)。また、検討に際して行った業界団体の推計では、スイッチング機器についても、ルーティング機器と同程度エネルギーを消費していると確認された。こうした現状を踏まえ、総合資源エネルギー調査会第5回省エネルギー基準部会(平成16年5月6日)において審議し、ルーティング機器及びスイッチング機器の特定機器への追加に向けて検討を開始するべく、ルーター等判断基準小委員会が設置され、その審議の結果、ルーティング機器及びスイッチング機器を特定機器に新たに追加するために必要不可欠な測定方法、基準値等が整備された。第11回省エネルギー基準部会(平成20年4月24日)において最終とりまとめが報告され、ルーティング機器及びスイッチング機器について、新たに特定機器として追加することが妥当とされた。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容		<p>[名称]  エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令</p> <p>[関連条項]  ・ 特定機器(第二十一条)  ・ 特定機器の製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要</p>



		件(第二十二条)
想定される代替案		<p>改正案は、規制によりトップランナー基準を定めて製造事業者に向上を義務づける内容であるが、これに対する代替案としては、改正案のように強制法規によらず、現在、コンピュータ・プリンタ等機器の分野で展開されている「国際エネルギースタープログラム」のような業界による任意の自己認証制度があり得る。任意の自己認証制度は、業界内での合意に基づく基準で済むため、基準策定に係るまでの時間が強制法規に比べると短く、また、国際的な制度展開に関しても受け入れられやすい優位な面があるため、概して、製造事業者や行政コストを抑えることができるメリットがある。</p> <p>ただし、代替案の実施による省エネ効果(便益)について改正案と比較検討するにあたっては、機器の性能向上の程度とともに、機器の普及率の違いについても考慮する必要がある。</p> <p>機器の性能向上に関しては、国際エネルギースタープログラムの場合、OA機器の消費電力の削減効果の実績は発表されていないが、各機器の消費電力の削減目標として商品化されている機器全体の中で、性能の優れた上位 25%における値を基準として定めていることから、その効果としてはトップランナー基準による効果の 75%程度と推定される。本評価書の試算においては、この推定値を参考とし、代替案による各機器へのエネルギー消費効率向上への効果としては、改正案の 75%の効果を持つと設定する。</p> <p>また、代替案では、製造事業者による任意の制度であることから、本制度に対応しない事業者が生産するエネルギー消費効率の低いままの安価な製品が排除されず、消費効率の高い製品が普及していかない恐れがある。実際、国際エネルギースタープログラムにおいても、基準を達成する製品数の割合は 30~50%程度と限定的となっている。代替案においては、少なくとも半数の未達成製品と市場で競合することと想定し、普及率は、強制法規である改正案の1/2の程度で推移することとした。</p>
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1)製造事業者等 目標年度にトップランナー基準で示すエネルギー消費効率の達成が義務づけられるため、研究開発や設備投資に係る費用が必要となる。 規制導入後の製品価格が導入前に比較して約17%高くなったという報告の値を用いれば、ルーティング機器及びスイッチング機器の国内における売上高は年間約3,500億円(2007年度推計)であり今後も同水準で移行するとし、また、本追加費用の回収年数として、仮に製品サイクルの4年間で実施されるとの前提にすれば、 <math>3,500 \text{ 億円} / \text{年} \times 17\% \times 4 \text{ 年} = 2,380 \text{ 億円}</math>と試算される。</p> <p>また、エネルギー消費効率等に関する表示への対応については、カタログへの印刷の費用が追加で必要になると考えられるが、従来のカタログに記載内容を追加することで対応が可能であるため、その費用負担は限定的である。</p> <p>(2)機器の使用者 改正案による直接的な費用は発生しないが、ルーティング機器・スイッチング機器の製造事業者等に今回の規制に対応するための追加的な費用が発生することにより、当該事業者が販売する製品等に価格転嫁される可能性がある。</p>	<p>(1)製造事業者等及び使用者 エネルギー消費効率を向上するために、製造事業者等は扱う製品の設計・仕様の見直しやより電力消費の少ないデバイス部品の導入・開発などのため、研究開発や設備投資に係る追加費用が発生することは改正案と同様であるが、任意の自己認証制度であり、その普及も見通した上で、最も効率的に投資が行われたとして、 <math>3,500 \text{ 億円} / \text{年} \times 17\% \times 4 \text{ 年} \times 1 / 2 = 1,190 \text{ 億円}</math>と試算。</p> <p>(2)機器の使用者 改正案同様、機器の使用者にとっては、直接的な費用は発生しないが、ルーティング機器・スイッチング機器の製造事業者等が自己認証制度に対応するための追加的な費用の発生による製品価格への転嫁の可能性はあるが、改正案に比べて、上記結果のように限定的である。</p>
(行政費用)	<p>行政機関は、目標年度における基準達成について報告徴収確認作業を行うことになっており、今回のルーティング機器・スイッチング機器の追加に係り業務が増えることになるが、現在、トップランナー対象として21機器の業務執行を実施しているところ、費用の追加負担は限定的である。</p>	<p>任意の自己認証制度の実施であるため、行政機関として、特に負担は発生しない。</p>
規制の便益	便益の要素	代替案の場合

<p>低減件数は、現状制度において発生すると想定される特定保守製品の経年劣化による事故件数からの低減の見込み数</p>	<p>改正案の規制によれば、目標年度以降、トップランナーの対象となっている機器については、エネルギー消費効率は少なくとも目標基準を達成していることとされていることから、消費電力低減による使用者の便益が見込まれる。その便益は機器の使用者にとっては、4年間で約 950 億円、8年間で約 2,860 億円と試算される。</p> <p>さらに、電力消費量の削減は、環境適合(温暖化ガス排出削減)面での社会的な観点からも便益が発生するといえる。これらについても、金銭価値化するために、CO2排出権取引の価格を用いるとCO2削減価値は4年間で約 29 億円、8年間で約 88 億円の便益が発生することと試算される。</p>	<p>任意の自己認証制度の下に省エネ対策が行われるが、改正案と比較して、限定的な効果(75%)及び普及率(1/2)で推移すると予想され、電力削減による使用者の便益は4年間で約 356 億円、8年間で約 1,073 億円になる。</p> <p>また、社会的な便益の結果は4年間のCO2削減効果は約 11 億円、8年間では 33 億円となる。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>費用については、研究開発や設備投資に係る追加費用が必要になるとして、改正案においては、必要な費用は約 2,380 億円、代替案では 1,190 億円と試算された。</p> <p>また、省エネ効率向上に伴う便益に関しては、使用者の電力料金の節約と、CO2排出量低減といった便益を、改正案では、目標年度4年後においては 979 億円、8年後では 2,948 億円と試算された。一方、代替案では、それぞれ、367 億円及び 1,106 億円と試算された。</p> <p>この結果、改正案においては、エネルギー効率の高い新製品が既存製品に全て置き換わる期間(4年間)でみれば費用が便益を上回ってしまうが、やがて新製品が普及・定着し省エネ効果が発現するその後の4年間までの期間(目標年度後8年間)でみれば、便益が費用を十分に上回ることが示された。一方、代替案では、当然のことながら、一部の事業者しか対応しないため、改正案よりも便益の値が大きく劣ることとなり、省エネ対策の有効度・実効性の面では問題があるだけでなく、4年間及び8年間の期間における便益と費用の関係をみても、費用が便益を上回る結果となり、費用対効果の面では劣っていることがわかる。</p> <p>また、便益の試算の前提として、ルーティング機器及びスイッチング機器の消費電力量については単純化のため評価期間内において 40 億kwhと一定と仮定し、また、便益の金銭的価値への換算に際しては、電気料金単価について、業界団体が定める新電力料金目安単価を用いて試算を行ったが、今後のネットワーク機器での使用電力量の増加が確実に見込まれており、加えて、社会全体としてのエネルギー需要の増加等も受け将来、電力料金単価に上昇があるとすれば、電力節約に係る便益は、今回の試算よりもさらに増え、また、改正案と代替案の便益の差は拡大することに留意が必要である。</p> <p>以上のことを踏まえれば、改正案であるトップランナー基準は、任意の自己認証制度とする代替案に比して、より省エネ効果が大きく、また、費用対効果の面でもより優れたものとなる可能性がより高いと予想されることから、妥当と判断する。</p>	
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>	

政策の名称	特定商取引に関する法律の適用を除外する対象を定める規制
規制の目的、内容及び必要性等	<p>訪問販売等における取引の公正化及び取引の相手方の損害防止を図るため、「特定商取引に関する法律」（以下「特商法」という。）では、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売の3種の取引類型において、特商法の規制対象となる商品や役務を、政令で指定する限定列挙方式を採っていたが、政令指定している商品や役務の隙間を縫うような悪質商法による被害が後を絶たないことから、平成20年6月に、特商法の一部の改正を行い、従来の限定列挙方式から、原則全ての商品の販売又は役務の提供（以下「商品の販売等」という。）を規制対象とする、いわゆる、原則適用方式へ転換した。</p> <p>一方、商品や役務の性質をかんがみずに規制対象の範囲を拡大することによって、消費者への不利益や事業者の運営に過度の負担が発生する場合も想定されることから、特商法の規制の適用を除外する規定を設けることが「特定商取引に関する法律施行令」に委任されており、今回の政令改正により、適切な規制の対象を定める。具体的には、①全面的に特商法の適用を除外するものと、②部分的に特商法の適用を除外するものの二種類を規定する。</p> <p>＜①全面的に特商法の適用を除外するもの＞</p> <p>他の法律・政令によって既に特商法と同程度に消費者保護が図られていると考えられるものについては、過剰な二重規制となることを回避する観点から、特商法の規制を課す必要がないと考え、適用を除外する。特商法と同程度の規制かどうかについての判断は、特商法における違反類型（不当勧誘・不当行為）に対して、業務改善命令や指示等の是正措置が準備されており、法目的に照らして当該是正措置を発動することが可能であること、という条件を満たしているか否かで判断する。</p> <p>＜②部分的に特商法の適用を除外するもの＞</p> <p>原則適用方式とした場合、規制の範囲を広げすぎることにより、本旨たる消費者保護の趣旨を減殺しないよう、また、事業者にとっても過度の負担となるおそれがある強い行為規制に限って規定する。具体的には、訪問販売、電話勧誘販売に関して規定されている書面交付義務とクーリング・オフ規定について部分的適用除外規定を設ける。今回の改正では、以下の4つを規定する。</p> <p>i) 全部の履行が契約締結後、直ちに行われることが通例である役務の提供（書面交付義務及びクーリング・オフ規定の適用を除外）（新設）</p> <p>【具体例】 路上において、事業者が顧客に声をかけて飲食店、喫茶店等の店舗に誘引し、役務等を提供する場合 等。</p> <p>ii) 契約締結までに相当の期間を要することが通例である商品の販売又は役務の提供（クーリング・オフ規定の適用を除外）（改正）</p> <p>【具体例】 自動車の販売 等。</p> <p>iii) 契約締結後、速やかにその履行が行われないと著しく消費者の不利益となる役務の提供（クーリング・オフ規定の適用を除外）（新設）</p> <p>【具体例】 葬式 等。</p> <p>iv) 使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品の販売（クーリング・オフ規定の適用を除外）（改正）</p> <p>【具体例】 殺虫剤、化粧品 等。</p>
法令の名称・関連条項とその内容	<p>特定商取引法 施行令</p> <p>【指定商品・指定役務制の見直し】（削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政令第3条第1項（別表第1）等、指定商品・指定役務に関する条項の削除</li> </ul> <p>【全面適用除外に係る規定】（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第26条第1項第8号ニ関連（他の法律の規定によって購入者等の利益を保護することができる認められる販売又は役務の提供）</li> </ul> <p>【部分適用除外に係る規定】（新設・条項移動）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第26条第2項関連（全部の履行が契約締結後、直ちに行われることが通例である役務の提供）</li> <li>・ 法第26条第3項関連（契約締結までに相当の期間を要することが通例である商品の販売又は役務の提供）</li> <li>・ 法第26条第3項第2号関連（契約締結後、速やかにその履行が行われないと著しく消費者の不利益となる役務の提供）</li> <li>・ 法第26条第4項第1号関連（消耗品に該当する商品の販売）</li> </ul>

<b>想定される代替案</b>	代替案としては、消費者保護をより達成する観点から、適用除外規定を一切設けずに全ての商品の販売等を適用の対象にすることとして、厳格な特商法の執行を図る案を考える。具体的には、上述の「②部分的に特商法の適用を除外する規定」を設けないこととする。(すなわち、訪問販売又は電話勧誘販売によって締結された商品の販売等の契約の全てにおいて、事業者は書面交付義務を負い、消費者はクーリング・オフを行うことができることとなる。)	
<b>規制の費用</b>	<b>費用の要素</b>	<b>代替案の場合</b>
(遵守費用)	① 現行の規制の対象となっている事業者 特段の追加コストは発生しない。 ② 新たに規制が課される事業者 新たに消費者に交付することとなる書面の作成費用等に限られ、業を営む上で利潤を相当程度に圧迫する程度の追加コストにはならず限定的と考えられる。	① 現行の規制の対象となっている事業者 特段の追加コストは発生しない。 ② 新たに規制が課される事業者 事業者に過度な負担を与えることとなる可能性のある商品の販売等(改正案では部分的適用除外規定との措置を講じているもの)について、新たな法遵守のための追加費用が発生する可能性がある。
(行政費用)	現行体制で対応が可能であり、追加コストは発生しない。	現行体制で対応が可能であり、追加コストは発生しない。
(その他の社会的費用)	消費者に追加で発生する費用は想定されない。	商品や役務の特性により、国民にとっても不利益の発生が考えられる(例えば、契約締結後、速やかにその履行が行われないと著しく消費者の不利益となるような契約において、事業者が消費者によるクーリング・オフ規定の行使をおそれて速やかに役務の提供等を行わなくなるおそれなど。)
<b>規制の便益</b>	<b>便益の要素</b>	<b>代替案の場合</b>
	現在全国の消費生活センター等に寄せられている相談件数(総数 104 万件、そのうち、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に関する全相談件数は約 50 万件)のうち、規制対象に該当するか否かといった相談が相当程度減少することが予想される。 仮に、この約 50 万件のうち、約1割の5万件について事案の発生を減少や救済が図られると予測した場合、推計で最大約 665 億円の便益が生ずる試算。	特商法の適用を除外する規定を設けないことから、概念上は規制対象が拡大し、改正案以上の効果が期待されるが、一方で、事業者にとって過度の負担を課し、あるいは、消費者の不利益を生じかねないことも予想されることから、便益が損じられることも予想される。
<b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b>	<p>本評価書では、消費者保護を図る上で、どういった規制の対象の適用除外が望ましい形であるか、改正案・代替案で、比較検討を行った。便益面に関しては、悪質商法による消費者被害が高止まりしている現状にある訪問販売・通信販売・電話勧誘販売について、改正・代替のいずれの案によっても、今次改正の目的である消費者被害(消費者相談)の抑制・消費者の救済は一定程度に達成されると見込まれる。</p> <p>他方、費用面でみれば、代替案では、消費者保護の徹底をより重視し、適用除外規定を一切設けずに全ての商品の販売等を適用の対象にすることとして、厳格な特商法の執行を図るものであるが、その結果、商品や役務の特性にかんがみて、特商法の規制が事業者にとって過度な負担を課したり、消費者の不利益を生ずる場合が複数のケースで想定される。特商法の行為規制が、かえって円滑な商取引慣行を阻害する可能性があることとなる。</p> <p>一方、改正案では、特商法における適用除外とする内容として、消費者の不利益をもたらさず、事業者に過度な負担が生じることがないよう消費者と事業者の利益と負担のバランスを図り定め、事業者・消費者・行政機関に対して、特段の実質的な追加負担は想定されない。</p> <p>商取引における消費者と事業者の負担のバランスについては、消費者の利益の擁護及び増進を法目的とする消費者基本法においても、同時に「国民の消費生活の安定及び向上」も目標として掲げており、また、同法の基本理念の中には、「事業者による適正な事業活動の確保が図られる」ことを含んでいることから、事業者の負担等も配慮した上で、適切な消費者保護の実現することが行政の責務として肝要であると考えられる。</p> <p>総括すれば、便益面では両案ともに消費者被害の救済の目的を達成しうるが、費用の面では、改正案では、商取引慣行を踏まえ消費者・事業者にバランスのとれた規制内容と</p>	

	なっているが、一方、代替案においては、一部の商品等に関して消費者及び事業者の双方に円滑な商取引の実現を妨げるケースが発生しうるといえる。以上から、改正案をとることが適切である。
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。

政策の名称	有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 規制の目的</p> <p>WSSDの2020年目標(「化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達成する」)を達成し、化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するために、化学物質のリスク評価(※)を一層加速するとともに、現行の化学物質に係る規制(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化学物質審査規制法」という。))をより高度化する。</p> <p>(※「リスク評価」とは、化学物質が、その製造・使用の過程において環境に排出された後に、人の健康や動植物に悪影響をおよぼす可能性を評価すること、を指す。リスク評価は、①化学物質に固有の有害性の評価と②ばく露(環境への排出量)の評価、の双方を勘案して行われる。)</p> <p>(2) 規制の内容</p> <p>今般の制度改正は、2つの柱からなり、①WSSDで合意された2020年目標の達成に向けて、環境汚染防止のための化学物質管理政策を総合的に見直すことにより、すべての既存化学物質を化学物質審査規制法に基づくリスク評価の対象とし、その結果必要な場合にはリスクが高い化学物質又は当該物質が使用された製品について、リスクに応じた規制措置の対象とするとともに、②規制の設置ではないが、化学物質管理の国際的動向を踏まえて審査・規制体系の合理化のための措置を講じる。</p> <p>(3) 規制の必要性</p> <p>現行法においては、既存化学物質については、国が性状(分解性、蓄積性、人毒性などの化学物質の性質)をすべて収集するには至っておらず、約2万あるとされる既存化学物質のうち、これまでに分解性・蓄積性等の有害性情報の収集(安全性点検)が国によりなされた実績(平成19年度まで)は約1,600物質程度となっている。したがって、現在のよう国が自ら安全性点検を行う制度では、予算や人的制約の観点で2020年までに点検を終了させることは現実的に不可能であると言わざるを得ない。</p> <p>また、一定の性状が明らかになることで現行法に規定する監視化学物質に指定されない限りは、国が製造・輸入数量等を正確に把握できる制度も存在しない。そのため、リスク評価がなされていない化学物質による人又は動植物への悪影響を防止するため、性状が明らかでない物質についても、製造・輸入数量等の情報を収集できる制度を整備する必要がある。</p> <p>さらに、2020年に向けてリスク評価の内容を精緻化するとともに、評価の結果、人又は動植物に対する悪影響が懸念される物質については、当該物質及び当該物質が使用された製品について適切なリスク管理措置を講じることができるよう、必要な対応が求められる。</p> <p>他方、ストックホルム条約規制対象物質の追加によって、日常生活に必要不可欠な物質の供給が我が国においてのみ制限されることがないように、本年春の同条約締約国会合にあわせて、条約上例外的に認められている用途に関する制度を整備する必要性も出てきたところ。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容		<p>【名称】化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律</p> <p>【主な関連条項】</p> <p>[一般化学物質に係る措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造数量等の届出(新設)(法第8条)</li> </ul> <p>[優先評価化学物質に係る措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造数量等の届出(新設)(法第9条)</li> <li>・ 有害性の調査(新設)(法第10条)</li> <li>・ 譲渡にあたっての情報の提供(新設)(法第12条)</li> </ul> <p>[監視化学物質に係る措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡にあたっての情報の提供(新設)(法第16条)</li> </ul> <p>[第一種特定化学物質に係る措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用制限(改正)(法第25条)</li> <li>・ 技術基準を遵守すべき事業者の拡大(改正)(法第28条)</li> <li>・ 譲渡にあたっての表示(新設)(法第29条)</li> </ul> <p>[第二種特定化学物質に係る措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難分解性でない物質の追加(定義改正)</li> <li>・ 技術指針を遵守すべき事業者の拡大(改正)(法第36条)</li> <li>・ 譲渡にあたって表示すべき者の拡大(改正)(法第37条)</li> </ul> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二種監視化学物質及び第三種監視化学物質の廃止(法</li> </ul>

		第2条)	
想定される代替案		<p>○「網羅型」(規制の強化)</p> <p>一定数量以上製造・輸入されるすべての化学物質について、製造・輸入事業者(及び一定の場合には成形品等の使用事業者)に有害性情報の収集及びリスク評価を求めるとともに、国がすべての事業者によるリスク評価の事後評価を行い、リスクに応じた規制措置を講じるもの。</p> <p>この代替案については、化学物質に関する安全性を担保する観点からは、欧州のREACH規制のように、すべての化学物質について、一定数量以上製造・輸入する事業者に対して、有害性情報の収集及びリスク評価の実施を義務づけるとともに、製造・輸入事業者が想定する用途以外の用途で使用される化学物質については、使用事業者にもリスク評価等を求める。また、国は、そのリスク評価結果について、対象を絞り込むことなく全ての結果についてレビュー(再現試験や詳細なリスク評価等の事後評価)を行い、規制対象物質の決定等を行う内容とする。</p>	
規制の費用		費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1) 化学産業側への費用</p> <p>事業者への欧州の新化学品規制”REACH”への対応に関するヒアリングを実施した際の情報を参考に、リスク評価にあたって対象物質当たりの試験・申請等に要する費用(有害性調査指示に基づく長期毒性試験の実施等は除く)を概ね 500 万円程度と仮定し、それを産業全体での対応必要物質数(リスク懸念があると絞り込まれた約 1,000 程度)に乗じて計算することで費用を算出した結果、総額約 40 億円。</p> <p>※ 現在価値換算した後の数字(社会的割引率として、我が国の政策評価で使われる一般的な割引率4%を設定)。</p> <p>(2) ユーザー産業(自動車・電気電子等)側への費用</p> <p>段階的なリスク評価の過程で、国は、ユーザー産業に対して用途情報の提出を求めたり、製造・輸入事業者に対して有害性情報の提出を求めたりすることができることとなり、これにより得られた情報をもとに、国が代替案(「網羅型」)と同程度のリスク評価を行うことが可能であるため、ユーザー産業において固有の試験費用等は基本的に生じない。</p>	<p>(1) 化学産業側への費用</p> <p>左記と同様に、リスク評価にあたって対象物質当たりの試験・申請等に要する費用を概ね 500 万円程度と仮定し、それを産業全体での対応必要物質数(すべての化学物質約5,000程度)に乗じて計算することで費用を算出した結果、総額約 200 億円。</p> <p>※ 現在価値換算した後の数字(同左)。</p> <p>(2) ユーザー産業(自動車・電気電子等)側への費用</p> <p>リスク評価にあたって対象物質当たりの試験・申請等の費用が必要(上記化学物質と同様に1物質当たり 500 万円前後)となり、それに物質数(既存の調査文献を基に 3,800 程度と想定。ただし、そのうち半数程度は川上産業からの情報伝達により追加的費用の発現はないと見込んでいる)を乗じて計算することでコストを算出した。その結果、総額約 80 億円の追加的費用が発生。</p>	
(行政費用)	<p>登録される既存化学物質の対象が増加することから、それらに係るリスク評価等の業務に係る負担は現行体制よりも増大すると想定される。しかしながら、事業者から届出が行われるすべての化学物質の製造・輸入数量等の情報を基に簡易なリスク評価を行い、その結果を踏まえて、詳細なリスク評価を行うべき物質(リスクの懸念がある約 1,000 物質)をあらかじめ、行政が絞り込むことが可能となる。</p>	<p>事業者がそれぞれの関わる物流経路ごとに各物質のリスク評価を行うが、そのリスク評価結果について、対象を絞り込むことなくすべて(すべての化学物質約5,000物質)についてレビュー・再現試験やそれに基づく詳細なリスク評価・規制対象物質の決定等を行政が行う必要性がある</p>	
(その他の社会的費用)	特に発生しない。	特に発生しない。	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	

	<p>(1) 人健康及び動植物への影響  本改正案と代替案の双方とも、2020年時点におけるWSSD目標の達成という結果が期待できる中で、リスクの懸念がある物質が判明した場合に対する迅速性を重視した代替案と、リスクの懸念がある物質を抽出することに対する迅速性を重視した本改正案とでは、アプローチに違いがあるものの、最終的に規制対象物質となるリスクが高い物質を捕捉するという機能の観点では大きな差は認められない。</p> <p>(2) 国民(消費者)の信頼感及び安心感  代替案については、一定数量以上のすべての化学物質についての有害性情報等が集まることとなり、情報量の観点からの国民の安心感がより高いと考えられるが、リスクの懸念がある物質を抽出することに対する迅速性については劣ることとなる。一方で、本改正案については、より迅速にリスクの懸念がある物質を抽出することが可能となるものの、情報量の観点からは劣ることとなる。このようにアプローチは異なるものの、代替案も本改正案も、最終的には規制対象物質が特定され、それらについては同様のリスク管理措置が講じられるため、国民の信頼・安心の醸成という観点からすれば、追加的な便益に大きな差は認められない。</p> <p>(3) 技術革新・競争力への影響  代替案では、事業者による有害性情報等の獲得のための負担が増大する結果、コスト面での影響から、最終的に研究開発やマネジメント等の便益面での負の効果も存在し得ると考えられる一方、本改正案については、そのような負担が代替案に比べて低減され、便益面での正の効果もあり得ると考えられる。なお、両案ともに、企業がいち早く市場に安全性が明らかな物質を販売することが可能になるメリットもあるとの指摘もあり得る。  しかしながら、これらについては、制度変更に係る間接的な要因であり、本改正案・代替案のどちらを導入した場合においても、両案が2020年時点におけるWSSD目標を達成する効果が期待できるため、2020年時における本件にかかる追加的な便益についても、大きな差異は認められない。</p>
<p>政策評価の結果  (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>【費用面】  両案の費用を評価したところ、追加的な費用は本改正案の方が代替案よりも少なく、優れている結果となった。</p> <p>【便益面】  両案の便益を評価したところ、追加的な便益に大きな差は認められないと判断される。</p> <p>【結論】  改正案を選択することが妥当と評価される。</p>
<p>政策評価の結果の  政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>



政策の名称	安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理を強化する
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 規制の目的 国際的な人的交流の拡大及び情報技術の高度化の進展等に伴い安全保障に関連する貨物や技術の海外への流出の懸念が増大していることを踏まえ、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく技術取引規制を見直すなど、我が国の安全保障貿易管理の強化を図る。</p> <p>(2) 規制の内容 【技術取引規制の見直し】 居住者が非居住者との間で、国外に特定技術を提供することを目的とする取引を行うことを規制する現行の体系を改め、居住者・非居住者の区別にかかわらず、誰から誰に対してでも、国外に特定技術を提供する場合は、事前に許可が必要となることとする。また、これを確実に実施するため、特定技術を記録したUSBメモリ等の国境を越えた持出しなどについても許可対象とする。</p> <p>【適正な輸出管理を促す仕組みの創設】 「輸出者等遵守基準」を新たに定め、輸出者等が輸出管理体制を整備することを求める仕組みを導入する。具体的には、輸出者等遵守基準において、輸出等しようとする貨物等が規制対象のものであるか否かの確認に関する事項等を定め、経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは所要の措置（指導、助言、勧告、命令）を講ずることを可能とする。</p> <p>【仲介貿易取引に対する規制の見直し】 大量破壊兵器の拡散を防止するための国連安保理決議第 1540 号を踏まえ、貨物の売買に基づく仲介貿易取引のみを対象とする現行規制について、貸借又は贈与に基づく仲介貿易取引も新たに規制対象とする。</p> <p>(3) 規制の必要性 下記の課題に対応する必要があるため。</p> <p>【技術取引における規制の漏れ、執行の困難性】 (ア) 提供する者が「居住者」、提供を受ける者が「非居住者」に限定されていることによる規制の漏れ (イ) 技術の国外への持出しが規制されていないことによる漏れ (ウ) 技術取引の成立地点が国外である場合の執行困難性 これらは、国際的な人的交流が活発化し、個人の居住者又は非居住者のステータスが容易に変わり得、これまで規制対象外となっていた者による取引であって規制すべき局面が増加していることに起因。さらに情報技術の発展により、USBメモリなど小型で大容量の技術情報が記録可能な記録媒体が普及したことにより、従来よりも容易に大量の情報の移動・運搬が可能になっている。国境を越えたこのような技術の提供・持ち出しを規制する体系は、欧米各国でも採用されているところであり、今般の改正内容は、国際的な輸出管理体制のハーモナイゼーションにも貢献する。</p> <p>【企業の輸出管理体制整備の強化の必要性】 近年、無許可輸出には該当しないものの、許可申請において不適正な事案が生じている。こうした事例は、輸出等を行う者が、当該輸出等する貨物や技術が規制対象に該当するか否かの確認を適正に実施していないことなど、輸出管理体制が不十分であることに起因する。この解決のためには、輸出等が適正に行われるよう、輸出者等に経済産業大臣が定める基準に従って輸出等を実施することを求める等の措置を講ずる必要がある。</p> <p>【仲介貿易取引規制の見直し】 大量破壊兵器の拡散を防止するための国連安保理決議第 1540 号において、各国が仲介取引を含めて安全保障貿易管理に一層努めることが求められている。仲介取引については、これまで我が国においては、「売買に基づく仲介取引」を規制対象として、その対象貨物を政令改正により平成 19 年6月から拡大したところ。しかしながら、貨物の輸出については、売買に基づくものに限らず、貸借や贈与に基づく輸出も想定されることを踏まえ、新たに、「貸借」「贈与」に基づく仲介取引についても規制対象とする必要がある。</p>
	<p>法令の名称・関連条項とその内容</p> <p>【技術取引規制の見直し】 外為法(新法)第 25 条第1項～第3項 【仲介貿易取引に対する規制の見直し】 外為法(新法)第 25 条第4項 【輸出管理を促す仕組みの創設】 外為法(新法)第 55 条の 10～第 55 条の 12</p>
想定される代替案	<p>【技術取引規制の見直し】 代替案: 現行規制体系の拡張による対処 現行規制の体系を維持しつつ、特に課題となっている典型的な事態、すなわち、国内</p>

	<p>で居住者として技術提供取引に着手して出国後、非居住者となってから実際に提供する 場合を捕捉するため((イ)に対応)、非居住者となった後も一定期間は許可の対象とする 案を想定する。</p> <p>【輸出管理を促す仕組みの創設】 代替案:輸出者等に対する罰則担保による行為の義 務付け</p> <p>輸出管理体制の確実な整備の徹底を図る観点から、輸出者等に対し、直接的な罰則 担保により輸出に係る書類の保存等輸出管理に必要な行為を義務付ける。</p> <p>【仲介貿易取引に対する規制の見直し】 代替案の設定なし</p> <p>大量破壊兵器の拡散を防止するための国際社会からの要請(国連安保理決議第 1540 号)に応えるべく必要最低限の規制を課すものであり、代替案を設定することは困難であ るため、代替案の検討は行わない。</p>	
<p>規制の費用 【技術取引規制の見直し】</p>	<p style="text-align: center;"><b>費用の要素</b></p> <p>( 遵守費用 )</p> <p>下記に該当する場合の許可申請手続きに係 る作業コスト(許可申請手続きのための書類 作成、許可申請手続き等の作業 )が新たに 発生する。(ただし、これらのコストは個別の 企業等ごとによって異なる。)</p> <p>① 居住者(国内)から居住者(国外)に特定 技術を提供することを目的とする取引 ※ 国内に活動拠点を持つ居住者が国外 にいるときに特定技術を提供することを 目的とする取引を行うケースは基本的に 想定されない。</p> <p>② 非居住者(国内)から居住者(国外)に特 定技術を提供することを目的とする取引 ※ 特定技術を国内で保有する非居住者 は限定的であり、新たに規制対象となる のは、一時的に国内にいる非居住者(個 人)が技術を盗取し、外国の第三者に提 供するなどの法の潜脱目的の場合など に限定。</p> <p>③ 非居住者(国内)から非居住者(国外)、 に特定技術を提供することを目的とする取 引 ※ 特定技術を国内で保有する非居住者 は限定的であり、新たに規制対象となる のは、一時的に国内にいる非居住者(個 人)が技術を盗取し、外国の第三者に提 供するなどの法の潜脱目的の場合など に限定。</p> <p>④ 特定技術を記録したUSBメモリ等の国境 を越えた持出し等 ※ 特定技術を国外において提供すること を目的とする取引を行おうとする者が、 当該取引に関して持出し等を行う場合 等に限り規制対象となるため、通常その ような者は当該取引自体の許可は事前 に取得していると考えられ、④の許可の みを取得しようとする局面は限定的であ る。</p> <p>以上の通り、法の潜脱目的等ではない通常 の取引を行う限り、追加的な負担を要する遵 守費用は、限定的である。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案の場合</b></p> <p>下記に該当する場合の許可申請手続 に係る作業コストが新たに発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住者の身分で出国して非居住者と なった者(国外での滞在期間が一定期 間を超えていない者に限る。)が、非居 住者との間で外国において行う技術提 供取引</li> </ul> <p>※ 「居住者の身分で出国して非居住 者となった者」については、同一の 法人がその組織体及び活動拠点を 完全に外国に移すケースが考えられ るが、実態としてこういったケースは 限定的であることから、新たに対象と なるのは、法人ではなく、個人の居 住者が出国して非居住者となり外国 において技術提供取引を行う場合 等に限られる。</p>
<p>( 行政費用 )</p>	<p>許可対象となる取引形態が追加されること になるため、規制当局に、追加的な審査・検 査業務等が発生するが、その増分は、上記 (遵守費用)と同様であり、限定的であると想 定される。</p>	<p>許可対象となる取引形態が追加される ため、審査・検査等事務の追加的な業務 が発生しうると考えられるが、その増分は 上記(遵守費用)と同様に限定的であると 想定される。(ただし、出国後の外国にお</p>

			ける行為を対象とするものであるため、規制執行のためには、外国人による申請への対応が必要。) 企業等への新しい規制の内容の普及啓蒙の活動の点において負担は最小限に抑えられる。
	(その他の社会的費用)	特段なし。	特段なし。
<b>規制の費用</b> 【輸出管理を促す仕組みの創設】		<b>費用の要素</b>	<b>代替案の場合</b>
	(遵守費用)	輸出者等遵守基準の内容は業界の実態を反映したものとし、かつ企業等の自主的な輸出管理体制の整備を促すよう国は指導・助言・勧告・命令と段階的な措置をとるものであることから、大幅な追加費用が生じるものではない。	輸出等に係る各行為規範を確実に遵守するための各種費用が発生又は増大する。 企業等毎に、企業等の規模や輸出する貨物等の種類によって輸出管理に求められる対応は様々であるが、画一的、一律的に義務を課すことで企業の実態に合わない過剰な対応を求めることとなり、一部企業に過度の費用負担を求める可能性がある。
	(行政費用)	輸出者等遵守基準に照らして、不適正な企業に対する指導・助言、勧告、命令等の措置に係る費用が発生するものの、現在も国により企業の輸出管理体制につき適宜検査を行っているところであり、本規制により新たな追加費用が大幅に発生することは想定されない。	現行規制の体系を基本的に踏襲するものであるため、企業等による輸出等に係る各行為規範を遵守状況についての確認のため、(遵守費用)に比例した分量の検査・監督・捜査費用が必要となる。
	(その他の社会的費用)	特段なし。	特段なし。
<b>規制の費用</b> 【仲介貿易取引に対する規制の見直し】		<b>費用の要素</b>	<b>代替案の場合</b>
	(遵守費用)	貨物の貸借又は贈与に関する仲介貿易取引に該当する場合には、許可申請手続きに係る作業コストが新たに発生することになる。ただし、規制対象となる仲介貿易取引は、原則途上国の間の貨物の移動に関するものであって、かつ当該貨物が大量破壊兵器等の開発等に利用されることが明らかな場合等に限定する予定であるため、そのような取引は限定的である。	—
	(行政費用)	許可対象となる取引形態が追加されているため、規制当局における審査業務量及び相談業務量が増大するとも考えられるが、その増分は上記(1)と同様に極めて小さいと想定される。	—
	(その他の社会的費用)	特段なし。	—
<b>規制の便益</b>		<b>便益の要素</b>	<b>代替案の場合</b>

【技術取引規制の見直し】	<p>(社会的便益)</p> <p>現行規制上の問題点の全て((ア)～(ウ))に対応できることとなるので、より強固な安全貿易管理体制が構築されることになり、我が国及び国際社会にとって、安全保障上のリスクが大きく低減される。</p>	<p>(社会的便益)</p> <p>現行規制で対処できず問題があるとされてきた典型的なケース((イ)の視点)には対応できることとなるため、我が国及び国際社会にとって安全保障上のリスクを一定程度低減させることが可能である。ただし、改正案に比べれば、カバーする範囲に限界がある。また、カバーできないケースに関しても、国外の行為に対する規制であることから、執行の困難性が解消されなければ実際にはリスクの低減にはつながらないことに留意が必要である。</p>
<p>規制の便益</p> <p>【輸出管理を促す仕組みの創設】</p>	<p>(企業等にとっての便益)</p> <p>輸出等に係る業務の適正な遂行のために行うべき事項が明確になり、自主的な輸出管理体制の整備に繋がる。</p> <p>(社会的便益)</p> <p>企業等による適正な輸出管理が促進されることで、我が国及び国際社会にとって安全保障上のリスク低減に繋がる。</p>	<p>(企業等にとっての便益)</p> <p>輸出管理のために遵守すべき事項が明確化されることになり、当該基準に適合する企業にとっては便益となる。但し、画一的、一律的な義務を課することとなるため、一部企業、特に中小企業事業者、に対して過度の負担を求める可能性がある。</p> <p>(社会的便益)</p> <p>法律において直接的に規定された各行為規範を遵守するべく、企業等は適正な輸出管理体制を整備することになるため、我が国及び国際社会にとって安全保障上のリスク低減に繋がる。(改正案の場合よりもリスク低減の確度は高いものと考えられる。)</p>
<p>規制の便益</p> <p>【仲介貿易取引に対する規制の見直し】</p>	<p>売買以外の仲介取引(貸借・贈与)についても規制対象となることで、我が国及び国際社会にとって安全保障上のリスクが低減される。また、厳格な安全保障貿易管理の実施を求める国際社会からの要請に対応するものであり、我が国としても国際的な信頼が得られる。</p>	
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>【技術取引規制の見直し】</p> <p>改正案において追加的に規制対象となるのは、実質的には法の潜脱目的のケースであり、また、これまで規制対象外又は規制対象であっても執行が困難であったケースに対応できることとなることを踏まえれば、今回の改正により国際的な平和及び安全の一層の確保に繋がるという便益が得られると考えられる。ただし、現行の規制体系を変更するものであるため、企業等への周知のための費用が発生する点に留意が必要である。</p> <p>一方、代替案は、基本的には現行規制体系を維持しつつ、それを拡張する案であることから、新しい規制に対する理解を得やすい点において企業等・行政機関に係る負担も最小限に抑えられる中、技術取引規制において問題となるケースであって、現行の規制では捕捉できない典型的なケースを新たに捕捉でき一定の効果が得られると評価できる。</p> <p>しかしながら、出国した外国人からの許可申請はあまり期待できず、また行政当局にとっても国外における行為を捕捉する執行が困難であることから、規制の実効性向上の点では留意が必要である。このため、代替案について、規制としての分かりやすさや一定の効果が得られる便益はあるものの、規制の実効性等の観点から、改正案が妥当と評価できる。</p> <p>【輸出管理を促す仕組みの創設】</p> <p>直接罰によらない改正案による規制が企業等に大きな負担を求めるものではない一方、代替案による規制は、企業等毎に、企業等の規模や輸出する貨物等の種類によって輸出管理に求められる対応は様々であるところ、画一的、一律的に義務を課すことで企業の実態に合わない過剰な対応を求めることとなり、一部企業、特に中小企業事業者に過度の費用負担を求める可能性があり、こうした点を踏まえると、不適正な輸出者等に限定して改善措置を講ずることのできる本改正案が、費用・便益のバランスから見ても妥当と評価できる。</p> <p>【仲介貿易取引に対する規制の見直し】</p>	

	<p>本規制は、厳格な安全保障貿易管理の実施を求める国際社会からの要請に対応するものであり、国際的な平和及び安全の維持への貢献に繋がるとともに、我が国としても国際的な信頼が得られる。一方、新たに規制対象となる行為も懸念度の高いケースに限られ、その費用も最小限に抑えられているため、本改正案が妥当と評価できる。</p>
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>

政策の名称	「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現に係る規制			
規制の目的、内容及び必要性等	<p>世界的な経済構造の急激な変化や資源価格の不安定化を受け、我が国中小企業などの事業者は、資源価格の乱高下の影響を受けている。商品先物取引を扱う商品先物市場は、「公正な価格指標の形成」や「価格変動のリスクヘッジ」などの経済的機能を担い、そういった資源価格の乱高下をもたらす事業活動への悪影響を回避するための産業インフラと認識されている。</p> <p>しかしながら、現在の我が国の商品取引所は、事業者十分に活用されておらず、産業インフラとしての機能が十分に発揮されていない。このため、国内外及び取引所内外での商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を再構築することによって、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現を図る。具体的には、それぞれ以下の措置を講ずることとする。</p> <p>① 「使いやすい」商品先物市場の実現          中小事業者等における商品先物取引のニーズに対応するため、新たに商品先物取引業者（商品先物取引の仲介を業とする者）と顧客の媒介を業として行う「商品先物取引仲介業」を設置する。具体的には、これまで禁止されてきた商品先物取引の委託の媒介を行うことを登録制のもとで認め、商品先物取引へのアクセスチャネルを確保する。この際、多様な者の参入を可能とする観点から、財務要件は課さないこととする一方、顧客から金銭等の預託を受けることを禁じ、使用者的立場の商品先物取引業者に監督を促す制度を構築する。</p> <p>② 「透明な」商品先物市場の実現          現行では、商品取引所は主務大臣に対し、毎日及び毎月の相場及び取引高の報告をすること、また、会員等の建玉数量が一定水準を超えることとなった場合に報告することが義務づけられているところ、より当局による市場監視を強化し、また透明性を向上するため、大口取引情報の営業日毎の提出等、取引所から当局への報告義務の対象となる事項を拡充する。さらに、実体経済の需給とかけ離れた異常な相場過熱時などの緊急時などにおいて、当局による介入を可能とするため、証拠金引上げ命令等を行うための規定を整備する。</p> <p>③ 「トラブルのない」商品先物市場の実現          海外商品先物取引、店頭商品先物取引に関するトラブルを減らすため、新たに参入規制（許可制）を導入し、行為規制を強化する。また、利用者がプロかアマかで強弱をつける「プロ・アマ規制」を導入し、商品先物取引に関して十分な知識、経験を有するプロについては、商品先物市場をより円滑に利用することを可能とする一方、それ以外のアマについては、十分な保護を及ぼすことを可能とする。他方、レバレッジの設定が基本的に当事者間で自由に決められるなど、特にリスク性が高いと考えられる店頭商品先物取引については、原則、自ら勧誘を要請しない者に対する勧誘を禁止する（不招請勧誘の禁止）。</p> <table border="1" data-bbox="435 1350 1447 1413"> <tr> <td data-bbox="435 1350 715 1413">法令の名称・関連条項とその内容</td> <td data-bbox="722 1350 1447 1413">商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案</td> </tr> </table>		法令の名称・関連条項とその内容	商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案
法令の名称・関連条項とその内容	商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案			
想定される代替案	<p>代替案：</p> <p>① 「使いやすい」商品先物市場の実現          トラブル抑制の観点から、商品先物取引仲介業の導入にあたり、商品先物取引業者と同様の財務要件を課すこととする一方、金銭等の預託を受けることは禁止せず、商品先物取引業者による監督も要さないこととする。</p> <p>② 「透明な」商品先物市場の実現          商品取引所における取引状況の把握を強化し、精緻な市場監視を行う観点から、全会員等の建玉数量を商品取引所が主務大臣に報告することとする。</p> <p>③ 「トラブルのない」商品先物市場の実現          トラブルを根本的に解消する観点から、店頭商品先物取引（例えば、ロコ・ロンドンまがい取引）については禁止（刑事罰によって対処する）する。また、海外商品先物取引に関しては、業務の内容が、基本的に国内商品先物取引と同様であると考えられること等を踏まえ、その規制の水準を国内商品先物取引と揃えることとする。</p>			
規制の費用 ( 遵守費用 )	<p style="text-align: center;"><b>費用の要素</b></p> <p>① 「使いやすい」商品先物市場の実現          新規に導入される商品先物取引仲介業者に、登録手続き等に係る費用（人件費）が発生する。          具体的には、今後5年程度で、150 者の登録があると仮定すると、およそ 2,760 万円</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案の場合</b></p> <p>① 「使いやすい」商品先物市場の実現          代替案においても、新規に導入される商品先物取引仲介業者には、改正案同様、登録手続き等に係る費用が発生する。</p> <p>③ 「トラブルのない」商品先物市場の実現          海外商品先物取引業者に、参入にかか</p>		

	<p>の費用が発生することとなる。</p> <p>③ 「トラブルのない」商品先物市場の実現 海外商品先物取引及び店頭商品先物取引について、新たに参入規制(許可制)を導入することとするため、これらの取引を業として行う者について、許可取得に係る費用(人件費)が発生する。仮に100者程と類推して算定すると、およそ1,840万円の費用が発生することとなる。</p>	<p>る費用およそ920万円(業者数を50者程度と類推。算定方法は改正案と同様)が発生することとなる。</p>
(行政費用)	<p>② 「透明な」商品先物市場の実現 行政としては、市場監視体制を強化することが必要であるため、そのための人件費が発生することとなる。具体的には、報告される情報の分析を行うためには6名程度の増員が必要と考えられる。具体的な費用としては、年間約29百万円の人件費が発生することが見込まれる。</p>	<p>② 「透明な」商品先物市場の実現 取引情報が主務大臣へ報告されるようになった場合、報告された情報を精緻に分析し、市場監視を行う必要が生じるため、これにかかる費用が発生する。この場合、主務大臣に報告される情報量は改正案と比較すると多くなるため、分析にかかる費用の額もこれに比例して大きくなることが想定される。</p>
(その他の社会的費用)	—	—
規制の便益	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>① 「使いやすい」商品先物市場の実現 中小事業者等の多様な者の参入が可能となるため、商品先物取引業者が存在しない地域においても、こうした商品先物取引仲介業者の存在により商品先物取引へのアクセスが確保され、商品先物取引を適切に活用することが可能となる。</p> <p>② 「透明な」商品先物市場の実現 主務大臣は、商品取引所からの報告により、大口取引を行っている会員等の取引情報を随時把握することが可能となる。また、これらの情報に基づき、相場操縦行為等の不公正取引が行われていると判断される場合にあっては、商品取引所に対し、証拠金引き上げ命令を发出する等の措置を機動的に行うことが可能となる。これらにより、公正な取引が確保される結果、商品先物市場の公正な価格指標の形成機能の強化が図られることとなる。</p> <p>③ 「トラブルのない」商品先物市場の実現 現行制度において、参入規制のない海外商品先物取引や、法律上の位置づけが不明確な店頭商品先物取引を行う者が、新たに商品先物取引業者として厳格に規律されることとなる。さらに店頭商品先物取引について、不招請勧誘を禁止する措置を講じることにより、そのトラブルを大幅(苦情件数ベースで10分の1程度)に減少できる可能性がある。</p>	<p style="text-align: center;"><b>代替案の場合</b></p> <p>① 「使いやすい」商品先物市場の実現 商品先物取引に関するノウハウを十分有しているものの、財務基盤が基準に満たない者の商品先物取引仲介業への参入が見込まれないため、商品先物取引仲介業の参入者数は改正案に比べれば限定的となる。結果、商品先物取引がより身近なものとなる効果が十分に得られない。</p> <p>② 「透明な」商品先物市場の実現 主務大臣は、大口取引であるか否かに関わらず、全ての会員等の取引にかかる情報を随時把握することとなるため、精緻な市場監視を行うことが可能となる。</p> <p>③ 「トラブルのない」商品先物市場の実現 海外商品先物取引及び店頭商品先物取引に関するトラブルの減少が見込まれる。特に店頭商品先物取引に関しては、そもそもそのような取引を行うことが禁止されるため、大幅にトラブルが減少する可能性がある。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>① 「使いやすい」商品先物市場の実現 商品先物取引仲介業を導入するメリットは、商品先物取引業者(現行の商品取引員)が著しく減少している中で、中小企業等潜在的にヘッジニーズを有している者が商品先物取引を十分に活用するためのアクセスを確保し、事業活動の安定化、円滑化を促すことにある。改正案では、商品先物取引仲介業への多様な者の参入により、中小企業の市場へのアクセスが容易になり、商品先物取引利用者の満足度向上が見込まれる。この点、代替案では、商品先物取引業者と同様の財務的基盤を有する限定された者にしか門戸を開いていないため、アクセス多様化の効果は限定的となる。</p>	

	<p>一方で、これまで禁止されてきた媒介行為のみを行うことを登録制の下で解禁することにもない委託者トラブルが増加する可能性が否定できない。この点、社会的に大きなコストとなる可能性があり、多様な者の参入を認めることによりこの可能性は大きくなってしまふと考えられる。しかし、仲介業者によるトラブルについては、仲介業者だけでなく、商品先物取引業者にも損害賠償を求めることを可能とするなどの一定の制度設計上の工夫を行うことにより、極小化することが可能であるものと考えられる。さらに、いったん起こってしまったトラブルの解決という点においては改正案の方が勝っていると考えられる。</p> <p>以上より、アクセスの多様化という効果が勝っており、制度設計の工夫によりトラブル増加というマイナス面を小さくできることから、改正案によることが適当であるものと判断される。</p> <p>② 「透明な」商品先物市場の実現</p> <p>「透明な」商品先物市場の実現に向けて、当局が適時適切な処分（商品取引所に対する命令等）を行いやすくするために、各会員等の取引にかかる情報を収集することが必要である。</p> <p>便益について、改正案では、商品取引所は、主務大臣に対し会員等にかかる大口取引情報のみを報告するのに対し、代替案では、全会員等の取引情報の報告が義務づけられることとなるが、商品先物市場の経済的機能を歪めるような取引は、基本的に大口取引に限られると考えられることから、緊急時において適切な措置を行うための実効性を担保する観点からは、両者により得られる効果に実質的な差異はない。</p> <p>他方、費用については、主務大臣が全会員等の取引の状況を随時把握し、収集した情報量に応じた分析を行って微細な部分にまで監督を及ぼすためには、行政に多額の費用が発生する。さらに、膨大な情報を処理する必要が生じる結果、機動的な市場監視を行うことが困難になるという弊害が生じるおそれも懸念される。</p> <p>以上の点にかんがみると、費用対効果の観点から、報告の対象を大口取引に限定する改正案を採用することが適当であるものと判断される。</p> <p>③ 「トラブルのない」商品先物市場の実現</p> <p>海外商品先物取引及び店頭商品先物取引に関する苦情件数の内訳を見ると、店頭商品先物取引に関するものが急増している。このような実態を踏まえれば、今般の改正によって最も重点を置いてトラブル解消を措置すべきは、ロコ・ロンドンまがい取引に代表される店頭商品先物取引であると考えられる。</p> <p>便益については、代替案による場合は、海外商品先物取引について国内商品先物取引並みの規制を適用し、店頭商品先物取引について禁止することで、トラブル解消に大きな効果を得ることが期待される。一方、改正案による場合であっても、海外商品先物取引及び店頭商品先物取引に国内商品先物取引並の規制を適用し、さらに店頭商品先物取引には不招請勧誘の禁止を措置することで、トラブル減少に大きな効果を得られることが見込まれる。さらに、改正案では、これまで法的な位置づけが必ずしも明確でなかった店頭商品先物取引が業として認められることとなるため、資産運用手段の多様化にも寄与することとなる。</p> <p>費用については、改正案によれば店頭商品先物取引を行う者に参入コストが発生するのに対し、代替案によればこのようなコストは発生しないため、一見、代替案に優位性があるようにも考えられるが、代替案では、現に店頭商品先物取引を行っている者が見込んでいた利益獲得の機会が完全に失われるため、むしろ改正案よりも、社会的な逸失利益は大きいと考えられる。</p> <p>以上より、便益、費用両面において、改正案に優位性が認められるため、同案によって措置することが適当であるものと判断される。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>



政策の名称	我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、非化石エネルギー源の利用と化石エネルギー原料の有効な利用を促進する政策		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>資源ナショナリズムの高まりや、世界のエネルギー需要の急増、また地球温暖化問題への対応が課題となる中、我が国のエネルギー供給途絶リスクを軽減する必要がある。</p> <p>総合資源エネルギー調査会等での審議の結果、我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保のため、エネルギー供給事業者が創意工夫の下に自主的な取組を行うことを前提としつつも、事業者の計画的な取組を担保させるための新たな法的措置（以下「新設案」という。）を講ずることが必要であるとされた。</p> <p>新設案の具体的な内容としては、国は非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本的な方針を示し、エネルギー供給事業者が計画的に取り組むべき措置等に関する「事業者の判断の基準となるべき事項」（以下「判断基準」という。）を定め、そこで示された目標の達成のための中長期的な計画の作成と、国への提出を義務付ける。</p> <p>仮にこれらの利用の状況が、判断基準に照らして著しく不十分である場合には、国から必要な措置をとるべき旨の勧告がなされ、なおその措置をとらなかった場合は、命令、罰則が課されることとなる。</p> <table border="1" data-bbox="435 712 1447 1379"> <tr> <td data-bbox="435 712 715 1379">法令の名称・関連条項とその内容</td> <td data-bbox="722 712 1447 1379"> <p>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案</p> <p><b>【非化石エネルギー源の利用に係る措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣が、特定エネルギー供給事業者が講ずべき措置に係る「判断基準」を策定（法第5条）</li> <li>・ 特定エネルギー供給事業者に、判断基準において定められた必要な措置に係る計画の作成・提出を義務付け（法第7条）</li> <li>・ 特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の状況が判断の基準に照らして著しく不十分な場合に、当該事業者に対し経済産業大臣が勧告、命令（法第8条）</li> <li>・ 報告及び立入検査（法第15条）、罰則（法第19～21条）</li> </ul> <p><b>【化石エネルギー原料の有効な利用に係る措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣が、特定燃料製品供給事業者が講ずべき措置に係る「判断基準」を策定（法第9条）</li> <li>・ 特定燃料製品供給事業者に、判断基準において定められた必要な措置に係る計画の作成・提出を義務付け（法第11条）</li> <li>・ 特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の状況が判断の基準に照らして著しく不十分な場合に、当該事業者に対し経済産業大臣が勧告、命令（法第12条）</li> <li>・ 報告及び立入検査（法第15条）、罰則（法第19～21条）</li> </ul> </td> </tr> </table>	法令の名称・関連条項とその内容	<p>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案</p> <p><b>【非化石エネルギー源の利用に係る措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣が、特定エネルギー供給事業者が講ずべき措置に係る「判断基準」を策定（法第5条）</li> <li>・ 特定エネルギー供給事業者に、判断基準において定められた必要な措置に係る計画の作成・提出を義務付け（法第7条）</li> <li>・ 特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の状況が判断の基準に照らして著しく不十分な場合に、当該事業者に対し経済産業大臣が勧告、命令（法第8条）</li> <li>・ 報告及び立入検査（法第15条）、罰則（法第19～21条）</li> </ul> <p><b>【化石エネルギー原料の有効な利用に係る措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣が、特定燃料製品供給事業者が講ずべき措置に係る「判断基準」を策定（法第9条）</li> <li>・ 特定燃料製品供給事業者に、判断基準において定められた必要な措置に係る計画の作成・提出を義務付け（法第11条）</li> <li>・ 特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の状況が判断の基準に照らして著しく不十分な場合に、当該事業者に対し経済産業大臣が勧告、命令（法第12条）</li> <li>・ 報告及び立入検査（法第15条）、罰則（法第19～21条）</li> </ul>
法令の名称・関連条項とその内容	<p>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案</p> <p><b>【非化石エネルギー源の利用に係る措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣が、特定エネルギー供給事業者が講ずべき措置に係る「判断基準」を策定（法第5条）</li> <li>・ 特定エネルギー供給事業者に、判断基準において定められた必要な措置に係る計画の作成・提出を義務付け（法第7条）</li> <li>・ 特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の状況が判断の基準に照らして著しく不十分な場合に、当該事業者に対し経済産業大臣が勧告、命令（法第8条）</li> <li>・ 報告及び立入検査（法第15条）、罰則（法第19～21条）</li> </ul> <p><b>【化石エネルギー原料の有効な利用に係る措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業大臣が、特定燃料製品供給事業者が講ずべき措置に係る「判断基準」を策定（法第9条）</li> <li>・ 特定燃料製品供給事業者に、判断基準において定められた必要な措置に係る計画の作成・提出を義務付け（法第11条）</li> <li>・ 特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の状況が判断の基準に照らして著しく不十分な場合に、当該事業者に対し経済産業大臣が勧告、命令（法第12条）</li> <li>・ 報告及び立入検査（法第15条）、罰則（法第19～21条）</li> </ul>		
想定される代替案	<p>代替案1: 直接規制（段階的目標）</p> <p>① 措置の内容</p> <p>確実な成果を短期的に積み上げていくことを重視するため規制を課し、国が毎年段階的に目標を定め、その達成を求めるという仕組みとする。ただその際、規制当局が事業者個々の経営状況や技術開発状況等を知り得ないという前提に立つと、個別事業者の成長の予測がつかないため、事業者にとって中長期的に最も合理的であると考えられる経路とは異なる経路を法令上強制させることとなりうる。さらに、より実効性を持たせるために一定基準を下回ると直ちに行政措置の対象とすることとする。行政措置の対象となるか否かの判断にあたっては、目標年次における義務の履行状況のみをもって判断する。</p> <p>② 想定される事業者の行動（留意点）</p> <p>目標年次における義務の履行状況のみをもって判断されるため、一定基準を下回った場合の行政措置を回避すべく、事業活動の方針としては長期的な合理性よりも短期的な目標（基準）遵守を優先すると考えられることから、結果的に、対策の実施（設備投資・運用改善）における中長期観点からみた場合の費用最小経路を通らない可能性が高いと考えられる。</p> <p>1) 非化石エネルギー源の利用の促進</p> <p>例えば電気事業における非化石エネルギー源の利用については、原子力のみならず、新エネルギーに取り組む必要がある。例えば、新エネルギーは、出力が不安定であるといったデメリットを有しており、一時に大量に導入されると電力系統に影響を与える可能性がある。</p> <p>また、石油事業については、短期的な対応の必要性から、長期的・安定的なパイ</p>		

	<p>燃料調達に向けた製造設備(製造コスト削減に向けた)への投資が十分に行われず、中長期的に費用最小化が図られない可能性がある。</p> <p>2) 化石エネルギー原料の有効な利用</p> <p>化石エネルギー原料の有効な利用のため、石油事業においては、残渣油等の有効活用方策として、これを利用した発電設備導入や白油化利用を推進することが考えられる。また、ガス事業においてはボイルオフガス(BOG)の有効利用への取組が引き続き推進される。例えば、白油化推進においては、事業者は需要動向を見極め、適正に白油化(流動接触分解装置(FCC)の導入等)等による化石エネルギー原料の有効な利用を図ることが求められる。そのためには設備改良等が必要となるが、代替案1によれば毎年の原油有効利用の目標の達成のみを目指すこととなるため、中長期的にみれば経済的に適正となる設備容量よりも小規模での設備投資が行われる可能性がある。</p> <p>代替案2: 経済的措置</p> <p>① 措置の内容</p> <p>補助金によって、事業者が経済的にインセンティブを与え、望ましい方向に誘導を図る。具体的には、事業者が、国が掲げる目標年度までに目標を達成するのに必要な設備投資等を促すために、新たに必要となる補助金を想定する。</p> <p>② 想定される事業者の行動(留意点)</p> <p>1) 非化石エネルギー源の利用の促進</p> <p>例えば電気事業における非化石エネルギー源の利用については、太陽光発電の普及状況に従って、その基盤となる系統安定化対策を行う必要もあるため、太陽光発電の導入については計画的に進める必要があるところ、政府の予算は単年度でありそれに応じた事業計画や成果が求められるため、中長期的観点から望ましい経営判断が出来ない可能性がある。</p> <p>また石油事業については、仮に半額の導入補助を行っても短期的に採算がとれないケースにおいては積極的な投資が行われることが考えづらく、結果的に目標が達成できない可能性もある。また、規制措置が行われない状況下では、将来におけるバイオエタノール導入に対する期待が形成されないため、長期的・安定的なバイオ燃料調達に向けた製造設備への投資が十分に行われず、中長期的に費用最小化が図られない可能性がある。</p> <p>2) 化石エネルギー原料の有効な利用</p> <p>代替案1の直接規制(段階的目標)と同様、化石エネルギー原料の有効な利用のため、石油事業においては、残渣油等の有効活用方策として、これを利用した発電設備導入や白油化利用を推進することが考えられる。白油化推進策として、事業者は需要動向を見極め、適正に白油化(FCCの導入等)等を行うことが進めば、化石エネルギー原料の有効な利用を図ることが想定される。そのためには設備改良等が必要となるが、代替案2において、例えばこれら設備の初期投資に必要な一定割合の補助金が拠出されると想定した場合、一般論としてコスト削減のためのインセンティブが相対的に弱くなり、代替案1よりも総費用(事業者負担+補助金)はかさむこととなる可能性がある。</p>		
<p>規制の費用</p> <p>(遵守費用)</p>	<p>費用の要素</p> <p>① 事務コスト</p> <p>新設案の導入に伴い、事業者には目標年度に非化石エネルギーの導入割合を一定基準に達するため及び化石エネルギー原料の有効利用度を一定の水準に達するための中長期的な計画の作成と経済産業大臣への提出が求められることから、計画策定・提出のための費用が必要となる。</p> <p>② 非化石エネルギー源の利用設備・運転コスト</p> <p>1) 電気事業</p> <p>新設案の導入に伴い、事業者は、自ら最も合理</p>	<p>代替案1の場合</p> <p>① 事務コスト</p> <p>代替案1では、その導入に伴い、事業者には目標年度に非化石エネルギーの導入割合を一定基準に達するため及び化石エネルギー原料の有効利用度を一定の水準に達するための導入計画の策定ならびに導入結果を評価するための指標の算出が求められることから、これらの費用が必要となる。</p> <p>② 非化石エネルギー源の利用設備・運転コスト</p> <p>1) 電気事業</p> <p>代替案1あるいは代替案2の導入に伴い、事業者は毎年一定の新エネルギー</p>	<p>代替案2の場合</p> <p>① 事務コスト</p> <p>代替案2の導入に伴い、事業者には補助金の申請時ならびに結果の報告等にかかる費用が発生することが想定される。</p> <p>② 非化石エネルギー源の利用設備・運転コスト</p> <p>1) 電気事業</p> <p>代替案1と代替案2の比較では、補助金の存在により、代替案2の方が、総費用(事業者負担+補助金)がかさむとみられるが、本項では事業者の負担のみを考えており、新設案と同等かそれ以上の低費用となると想定される。</p> <p>2) 石油・ガス事業</p>

	<p>的と考えられる経路で新エネルギー等電力を導入する。例えば、当初の新エネルギー等電力の導入量は比較的少量に抑えつつ、事業者の経営として無理をせず、発電特性に対する知見を蓄積し、年度が経過するにつれて逡増させることが合理的であった場合、これは、同時に新エネルギー等電力設備の市場価格を見極めながら導入を進めることにもなり、2つの代替案と比較して設備投資額を抑制可能である。(※上記結果の試算の前提として、新設案では、目標に対して伸び率一定(指数曲線的に導入)、代替案として目標に対して等速度(直線的に導入)を仮定している)。</p> <p>2) 石油・ガス事業</p> <p>新設案においては、誘導的規制の下、事業者は長期的に最適な行動を選択することが考えられ、代替案1に比較して技術開発に対し投資を行うインセンティブが高く、製造コストの逡減が進むと想定。また、事業者は技術開発の動向等の状況変化に応じ柔軟な取組が可能となる。</p> <p>③ 化石エネルギー原料の有効利用設備・運転コスト</p> <p>新設案については、次のような対応になると予測される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期的に定められる2020年度目標に向け、事業者において計画的な投資が進められる。</li> <li>・ 具体的には、短期的な設備投資計画ではなく、効率性に優れた最適な設備規模での投資が推進される(上記での5万バレル/日程度の設備が2020年度までに7基整備されるイメージ)。</li> </ul>	<p>等電力を導入する。よって、費用負担は評価期間全体で均等化され、現在価値に換算して評価する場合、結果としての導入水準がそれぞれの場合で同じであっても、新設案に比較すれば費用がかさむこととなる。</p> <p>2) 石油・ガス事業</p> <p>代替案1においては、短期的な目標達成のために、相対的にコストが高いスポットでのバイオエタノールの調達を余儀なくされる可能性が高い等、新設案に比してコストがかかる想定。</p> <p>また、短期的な義務履行を達成するため、食料との競合等の懸念すべき問題について、十分な議論が行えないまま望ましくない事態を生じさせる可能性がある。</p> <p>③ 化石エネルギー原料の有効利用設備・運転コスト</p> <p>代替案1については、次のような対応になると予測される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期的に定められる各年度目標に向け、事業者において短期的な目標達成に向けた設備投資が進められる。</li> <li>・ 具体的には、必ずしも効率性に優れた最適な設備規模での投資ではなく、各年度の目標達成に主眼を置いた規模での投資が進められ、中長期的にみると結果的に総費用がかさむ要因になる(上記での3万バレル/日程度の設備が2020年度までに11基整備されるイメージ)。</li> </ul>	<p>代替案2においては、規制である新設案と比較して、技術開発の程度は低くなり、また、目標を実現できない可能性もある。</p> <p>③ 化石エネルギー原料の有効利用設備・運転コスト</p> <p>代替案2については、次のような供給構造になると予測される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概ね、代替案1と同様の対応と考えられる。</li> <li>・ ただし、かかる経費の50%は補助金により負担される(事業者の費用から除かれる)ため、コスト削減のためのインセンティブが相対的に弱く、代替案1よりも総費用(事業者負担+補助金)はかさむ要因となる。</li> </ul>
(行政費用)	<p>① 事務コスト</p> <p>新設案では、導入計画の策定は義務付けておらず、目標未達成時の行政措置についても直ちに実施するとはしていないが、</p>	<p>① 事務コスト</p> <p>代替案1では、目標年次における義務の履行状況(目標基準の達成状況)の確認を行う必要がある。また、目標未達成である事業</p>	<p>① 事務コスト</p> <p>代替案2の導入に伴い、行政機関においては予算執行(補助金申請の受理、審査、実績報告等)に係るコストの発生が想定される。</p>

		<p>目標達成に係る「判断基準」の策定や事業者の計画確認等に係る事務コストが発生する。</p> <p>② 補助金 想定せず。</p>	<p>者に対しては、行政措置についても直ちに実施することとなっており、これらのコストが発生すると想定される。</p> <p>② 補助金 想定せず。</p>	<p>② 補助金 設備投資(新エネルギー等電力設備導入、系統安定化対策費用、バイオ燃料導入、白油化のための設備投資)に係る補助金額は、設備投資費用の50%と想定している。</p>
(その他の社会的費用)	<p>① 目標未達成による社会的イメージの低下に伴うコスト 新設案では、目標年次に目指すべき目標(導入水準等)を示しているが、これを下回った場合であっても直ちに行政措置の対象とするかは他の事情を考慮して総合的に勘案されることとなっている。従って、仮に目標水準を下回った場合であっても直ちに行政措置の対象とならず、行政措置に伴い企業名公表等による企業イメージの低下やこれによる影響(株価への影響、風評被害など)は発生しにくいと考えられる。</p> <p>② その他社会的(国民)費用 エネルギー供給事業者及び行政機関の負担と二重計上となるため、ここでは計上せず、社会(国民)に対して直接かかる費用は考慮しないこととする。</p>	<p>① 目標未達成による社会的イメージの低下に伴うコスト 代替案1では、段階的な目標を提示しており、これらを達成できなかった場合は直ちに行政措置の対象となることとなっている。従って、新設案と比較すると、行政措置に伴う企業名公表等による企業イメージの低下に伴う影響(謝罪広告の実施、株価への影響、風評被害など)は大きくなるのが想定される。</p> <p>② その他社会的(国民)費用 エネルギー供給事業者及び行政機関の負担と二重計上となるため、ここでは計上せず、社会(国民)に対して直接かかる費用は考慮しないこととする。</p>	<p>① 目標未達成による社会的イメージの低下に伴うコスト 代替案2では、経済的支援に基づく事業者の自主的な行動を想定しており、新設案や代替案1で想定しているような企業イメージ低下に係る損失は想定されない。</p> <p>② その他社会的(国民)費用 エネルギー供給事業者及び行政機関の負担と二重計上となるため、ここでは計上せず、社会(国民)に対して直接かかる費用は考慮しないこととする。</p>	
規制の便益	<p><b>便益の要素</b></p> <p>① エネルギー供給事業者が享受する便益 1) 化石エネルギー原料調達コストの削減 2020年度にはいずれの案でも、例えば電気事業者が供給する電気に占める非化石エネルギー源による発電の比率、石油製品製造事業者が供給するガソリンに占めるETBE混入ガソリンの比率及び白油化率といった目標は同じレベルに達することから、化石エネルギー原料調達コストの削減には差が生じないと評価できる。</p> <p>2) 事業者の石油精製のためのコストの削減 2020年度にはいずれの案でも、例えば電気事業者における原油使用の削減量、石油製品製造事業者</p>	<p><b>代替案1の場合</b></p> <p>① エネルギー供給事業者が享受する便益 1) 化石エネルギー原料調達コストの削減 2020年度にはいずれの案でも、例えば電気事業者が供給する電気に占める非化石エネルギー源による発電の比率、石油製品製造事業者が供給するガソリンに占めるETBE混入ガソリンの比率及び白油化率といった目標は同じレベルに達することから、化石エネルギー原料調達コストの削減には差が生じないと評価できる。</p> <p>2) 事業者の石油精製のためのコストの削減 2020年度にはいずれの案でも、例えば電気事業者における原油使用の削減量、石油製品製造事業者における投入原油量は同じレベル</p>	<p><b>代替案2の場合</b></p> <p>① エネルギー供給事業者が享受する便益 1) 化石エネルギー原料調達コストの削減 2020年度にはいずれの案でも、例えば電気事業者が供給する電気に占める非化石エネルギー源による発電の比率、石油製品製造事業者が供給するガソリンに占めるETBE混入ガソリンの比率及び白油化率といった目標は同じレベルに達することから、化石エネルギー原料調達コストの削減には差が生じないと評価できる。</p> <p>2) 事業者の石油精製のためのコストの削減 2020年度にはいずれの案でも、例えば電気事業者における原油使用の削減量、石油製品製造事業者における投入原油量は同じレベルに</p>	

	<p>者における投入原油量は同じレベルに達することから、石油製品製造コストの削減には差が生じないと評価できる。</p> <p>② 行政機関が享受する便益</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策の実現可能性の向上</li> </ul> <p>新設案及び代替案1においては、勧告や罰則を含む規制という施策ツールを用いており、施策で達成すべき結果を担保しているものである。</p> <p>③ 社会(国民)が享受する便益</p> <p>1) CO2排出量の削減</p> <p>2020年度にはいずれの案でも、例えば電気事業者における非化石エネルギー源の活用によるCO2排出量の削減、石油製品製造事業者における非化石エネルギー源の活用によるCO2排出量の削減は同じレベルに達することから、CO2排出量の削減には差が生じないと評価できる。</p> <p>2) エネルギーセキュリティの向上</p> <p>例えば電気事業者の非化石エネルギー源の利用量は、目標年度である2020年時点で目標値を達成するレベルまで導入が進んでいる。このとき、基本的に全ての非化石エネルギー源はエネルギーセキュリティの向上に資すると評価される。ただし、新設案による導入の場合は、発電特性に対する知見を蓄積しつつ年度が経過するにつれて逡増させることと想定しているため、ベース電源と新エネルギー等電力はバランス良く導入されていくと考えられる。</p> <p>また石油製品製造事業者の非化石エネルギー源の利用量も、目標年度である2020年時点で目標値を達成するレベルまで導入が進んでいるとする。現在、輸送用燃料のほぼ全量を石油に依存している中で、バイオ燃料のような</p>	<p>に達することから、石油製品製造コストの削減には差が生じないと評価できる。</p> <p>② 行政機関が享受する便益</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策の実現可能性の向上</li> </ul> <p>新設案及び代替案1においては、勧告や罰則を含む規制という施策ツールを用いており、施策で達成すべき結果を担保しているものである。</p> <p>③ 社会(国民)が享受する便益</p> <p>1) CO2排出量の削減</p> <p>2020年度にはいずれの案でも、例えば電気事業者における非化石エネルギー源の活用によるCO2排出量の削減、石油製品製造事業者における非化石エネルギー源の活用によるCO2排出量の削減は同じレベルに達することから、CO2排出量の削減には差が生じないと評価できる。</p> <p>2) エネルギーセキュリティの向上</p> <p>例えば電気事業者の非化石エネルギー源の利用量は、新設案と同じレベルであるが、新エネルギー等電力について毎年一定の導入が見込まれているため、電気事業者の努力としては、短期的な再生可能エネルギー源に対する導入拡大に向けられ、ベース電源とのバランスが保たれないことが想定され得る。この想定からは、長期的には、新設案の方が、より安定的なエネルギーの供給に寄与することとなると評価される。</p> <p>また石油製品製造事業者の非化石エネルギー源の利用量は、代替案1では新設案と同等レベルとなるため、セキュリティの観点で言えば新設案と同等の効果があると言える。ただし、既に検討したとおり、代替案1では短期的な目標達成に主眼が置かれることで、製造技術開発への投資が鈍る等、経済的に最適な供給体制が確立されない可能性があり、新設案の方がエネルギーセキュリティの向上により寄与するといえる。</p>	<p>達することから、石油製品製造コストの削減には差が生じないと評価できる。</p> <p>② 行政機関が享受する便益</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策の実現可能性の向上</li> </ul> <p>代替案2は、あくまで経済的措置として民間企業の取組を金銭的に支援するにとどまるものであり、国の財政状況等の不安定要素がある中、必ずしも結果を保証できるものではないといえる。</p> <p>③ 社会(国民)が享受する便益</p> <p>1) CO2排出量の削減</p> <p>2020年度にはいずれの案でも、例えば電気事業者における非化石エネルギー源の活用によるCO2排出量の削減、石油製品製造事業者における非化石エネルギー源の活用によるCO2排出量の削減は同じレベルに達することから、CO2排出量の削減には差が生じないと評価できる。</p> <p>2) エネルギーセキュリティの向上</p> <p>代替案2では補助金のインセンティブのみでは、そもそも非化石エネルギー源の導入新設案・代替案1と同程度まで進まない可能性があり、エネルギーセキュリティ上は効果が薄いと考えられる。</p>
--	---	---	--

	<p>非化石エネルギー源の導入を進めることは、輸送用燃料の石油依存度を低下させることになり、この点から言えば、エネルギーセキュリティの向上に寄与する。また、新設案では、既に検討したように、食料との競合等の問題に配慮した上でのバイオ燃料製造のための技術開発がすすみ、長期的により経済的なバイオ燃料の供給が可能となる。</p>		
<p><b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b></p>	<p>費用についてみると、新設案及び2つの代替案ともに、エネルギー供給事業者に対して非化石エネルギー源の利用と化石エネルギー原料の有効利用のための追加的費用が発生するほか、事業者及び行政機関における追加的な事務コストが発生する。このうち事務コストについては、新設案及び2つの代替案においてきわめて大きな差は発生しないと考えられるが、エネルギー供給事業者における非化石エネルギー源の利用と化石エネルギー原料の有効利用のための追加的総費用については、いずれも代替案1及び2のほうが新設案よりも大きくなると想定される。さらに、代替案2では補助金を拠出することから、事業者における費用は削減される一方で、代替案1と比較してさらに行政機関における費用がかさむと想定される。</p> <p>便益についてみると、新設案及び2つの代替案ともに、その設定条件から、目標年度の時点における達成水準は同一であり、事業者が利用する非化石エネルギー源の数量や化石エネルギー原料の有効利用の数量は同一であるとみなしている。したがって、事業者の化石エネルギー原料調達コストの節約、事業者の石油製品の製造コストの削減、CO2排出量の削減(社会的効果)については、それぞれで明確な差は見られないとしている。一方、施策の実施可能性の向上や、エネルギーセキュリティの向上については、新設案の方が優れているという結果となった。</p> <p>以上を踏まえると、様々に設定した仮定の下においては、総合的に見ると新設案が最も望ましいという結果となった。</p>		
<p><b>政策評価の結果の 政策への反映状況</b></p>	<p>評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした。</p>		

表 14 - 4 - 実績評価方式により事後評価した政策

施策名	通商政策
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>東アジア大などの対外経済政策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東アジアにおける、OECDのような、政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向け、その母体となる「東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）」の設立に向けて、東アジア 16 ヶ国の研究機関代表、ASEAN事務局、アジア開発銀行等から構成されるERIA専門家会合において、その目的、事業内容、組織等について検討を推進。平成 19 年 11 月にシンガポールにて開催された第 3 回東アジアサミットにおいて合意。</li> <li>平成 20 年 3 月 4 日には、福田総理、甘利大臣、スリンASEAN事務局長、御手洗経済団体連合会会長等の参加を得て、ERIAの設立を祝するため、ERIA東京フォーラムを大規模に開催。</li> <li>東アジア各国の産業統計の調和、アセアン各国の投資環境の改善、アジアワイドのシームレスな物流圏構築等各種のプロジェクトを実施。</li> </ul> <p>経済連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセアン諸国との取組として、タイとの経済連携協定を発効（平成 19 年 11 月）、ブルネイ、インドネシアとの経済連携協定に署名した（平成 19 年 6 月、8 月）。また、カンボジア、ラオスとの投資協定に署名した（平成 19 年 6 月、平成 20 年 1 月）。さらに、二国間の取組と平行してアセアン諸国全体との取組も推進し、日アセアン包括的経済連携の署名を達成した（平成 20 年 4 月）。</li> <li>アセアン諸国以外との取組としては、チリとの間で経済連携協定を発効（平成 19 年 9 月）したほか、オーストラリア、スイスとの間で経済連携協定の交渉開始に合意した（平成 19 年 4 月、5 月）。また、ウズベキスタン、ペルー、カタールとは投資協定の交渉開始に合意した（平成 20 年 2 月、3 月）。</li> <li>東アジア包括的経済連携（CEPEA）については、我が国が提唱した民間専門家研究会合の活動が進展した。</li> <li>日EU経済統合協定（EIA）については、民間レベルのタスクフォースが設置され、検討が進められた。</li> </ul> <p>WTO（世界貿易機関）を始めとする多国間の枠組みにおける自由貿易体制の維持・強化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2007 年（平成 19 年）中の交渉妥結を目指し、G4 / G6 主要国を中心に閣僚・高級事務レベルのバイ会談等を集中的に行った。同年 6 月、G4 閣僚会合決裂後に交渉の中心がジュネーブでのマルチのプロセスに移ると、主要論点の収斂に向けて尽力した。7 月に農業・NAMA 交渉議長によるテキスト発出後、我が国はいち早く交渉のベースとするよう各国に呼びかけた。その後 ASEAN 経済大臣会合や APEC 閣僚・首脳会議を利用し、交渉の年内妥結の必要性について参加閣僚と合意した。11 月の甘利大臣の南ア訪問を始め閣僚レベルでの働きかけ等を行ったものの、各国の立場の違いは埋まらず、妥結は翌年に持ち越された。翌年 1 月のダボス会議では、2008 年（平成 20 年）中の交渉妥結の必要性を大臣から主張し、参加閣僚と共有した。2 月に発出された農業・NAMA の改訂議長テキストを踏まえ、甘利大臣以下あらゆるレベルで引き続き各国との交渉に積極的に取り組んでいる。</li> <li>OECD（経済協力開発機構）や G8 サミット等の国際会議において、世界経済の発展、持続可能な開発の実現等に向けて、各国が協力してその実現に向け取り組んでいくことが必要であることを確認した。</li> <li>ACTA 構想については、平成 19 年 10 月に、日米欧等が年内に集中的な議論を開始することを同時に発表。その後、知的財産保護に関心の高い国（一部途上国を含む）を加えて非公式会合を開始し、本構想の早期実現に向けて議論を進めている。</li> </ul> <p>地域間・二国間経済関係の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>APEC の各種会合を通じて、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化に資する取組を強化していくことが確認された。</li> <li>タイやフィリピン、マレーシア等の ASEAN（東南アジア諸国連合）諸国、韓国等との種々の会合を開催し、アジア各国との経済関係の深化が図られた。</li> <li>中国との間では、平成 19 年 4 月の温家宝総理の訪日及び、平成 19 年 12 月の福田総理の訪中により、戦略的互惠関係構築に向けて努力することで一致したことを受けて、その経済面における具体化を目指した。</li> <li>より一層の経済関係の緊密化を図るため、米国や欧州等との各種協議・意見交換等を行うなど、二国間・地域間の活動を実施、経済関係の緊密化・強化が得られた。</li> <li>中東・アフリカ諸国との間では、資源国の要望に応えた通商政策と、産業協力（産業政策支援、双方向投資等）、エネルギー協力を行うことで、多面的協力関係を構築すべく、二国間合同経済委員会等を設置し協議を行った。</li> </ul>
<p>政策評価の結果の政策への反映</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行った。</p>

状況			
	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	「経済成長戦略大綱」 (平成 20 年 6 月 27 日、経済財政諮問会議に報告)	平成 20 年 6 月 27 日	第 1 . 国際競争力の強化 2 . アジア等海外のダイナミズムの取り込み ( 1 ) 「アジア経済・環境共同体」構想等の推進 ( 2 ) 日本のイニシアティブによる経済連携等の推進と W T O ドーハ・ラウンドへの積極的取組 第 5 . 生産性向上型の 5 つの制度インフラ 4 . ワザ: 技術革新 ( 2 ) 世界的な環境の変化に対応した知的財産政策の推進 模倣品・海賊版の拡散を防止するため、昨年 10 月以来「模倣品・海賊版拡散防止条約」( A C T A ) 構想の実現に向けた協議を知的財産権保護に関心の高い関係国と進めており、引き続き議論をリードするとともに、当該構想の早期実現に向けた取組を加速する。



施策名	知的財産の適切な保護																																																	
施策の概要	企業等の知的創造活動により産み出された成果(知的財産)が国内外で適切に保護される環境を整備する。																																																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(1) 迅速且つ的確な知的財産権の付与  2001年(平成13年)10月から、特許出願後、審査請求を行うことができる期間を7年から3年に短縮したため、2004年度(平成16年度)以降、審査請求件数は大きく増加した。2006年度(平成18年度)以降減少に転じているものの、審査請求件数は高水準で推移しており、引き続き特許審査迅速化のための取組が重要である。  世界的に見ても、経済のグローバル化を背景として特許出願は急増しており、審査順番待ち期間の長期化は、欧米でも同様の傾向である。これら世界の特許出願には各国への重複出願が多数含まれており(日米欧中韓出願約141万件のうち、約42万件(約3割)が相互に重複(2007年(平成19年)))、重複出願の特許審査の効率化が課題となっている。</p> <p>(2) 営業秘密の適正な保護  知識社会の進展に伴い、有形資産から無形資産へと価値の源泉が移行しつつあり、企業の競争力の源泉も、こうした無形資産たる情報をいかに創出、管理、利用していくかという点に移転しつつある。また、グローバル化した今日の国際競争環境の中で我が国が競争力を維持・強化していくためには、対外的にオープンな姿勢を貫きつつ資金、知的財産、人材等を受け入れながら価値創造を行うことが不可欠となっている。このようなオープン・イノベーションの実現のためには、事業者間で技術情報等を共有する体制を構築することが前提であり、こういった技術情報等を保護する制度設備がなさなければ、国内における事業提携はもとより、国際的な事業提携にも、大きな滞りが出ることとなり、企業のグローバル展開にも大きな支障が生じるおそれがある。  しかしながら、現行の営業秘密侵害罪は営業秘密の使用・開示行為が中心的な処罰対象行為であるため、被害企業内の管理体制に残った痕跡から領得の行為が明らかであるにもかかわらず、その使用・開示行為の立証が困難であるため、秘密管理体制を突破された企業は泣き寝入りを余儀なくされていることや、使用・開示行為等を行った者が「不正の競争の目的」を有していることが構成要件要素とされていることから、不正な利益を得る目的、愉快犯的目的では処罰対象とすることができない等の処罰の間隙が発生しており、実際、営業秘密侵害罪の起訴実績は一件もない。  したがって、このような状況に対して適切な措置を講じ、可及的速やかに技術情報等に共有や開示を安心して行うことができる環境を整備することが必要である。</p> <p>(3) 国内外における知的財産侵害への対策強化  中国をはじめとする新興国・途上国の経済成長や世界的な貿易拡大により、模倣品による日本企業の被害は世界的に拡散傾向を強めているとともに、取締強化に対応して模倣品の製造や流通の手法が巧妙化し、企業の対策が困難になりつつある。さらには、インターネットを利用した販売・拡散が問題となってきている(なお、国内大手インターネット事業の努力により、オークションでの流通量は大幅に減少)。このような状況の下、特に海外において模倣品被害は再び拡大の傾向を強めつつある。一方で、我が国はEPA等の協議を通じて知的財産保護の強化を確保しているところ、中国をはじめとする新興国・途上国でも知的財産保護重視に政策を転換する国が増えつつあるとともに、世界税関機関(WCO)等の国際機関が対策の強化を推進するなど、世界的に知的財産侵害対策強化の方向性が醸成されつつある。このような状況を踏まえ、外国市場への効果的なアプローチを推進するとともに、企業への取組強化を促す必要がある。  近年のデジタル技術やインターネットの普及、ブロードバンド化の進展は、コンテンツの制作を容易化、コンテンツの流通経路の多様化をもたらし、ファイル共有ソフトや動画投稿サイト等のサービス利用者は急増している。動画投稿されているコンテンツの中には、権利者の許諾を得ずに複製や改変された違法コンテンツが含まれているケースが多数存在し、インターネット上における著作権侵害の被害は拡大傾向にある。このような状況を踏まえ、海外の関係政府機関等へ問題の解決を要請するとともに、企業の取組強化さらには、企業間による連携強化を促す必要がある。  平成20年10月に実施された内閣府世論調査によれば、国民の約半数が模倣品の購入を容認する結果となっており、模倣品や海賊版の氾濫がもたらす経済的・社会的悪影響について、引き続き国民への啓発活動に努める必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="347 1809 1505 2141"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①特許審査順番待ち期間</td> <td></td> <td>26.3ヶ月</td> <td>25.7ヶ月</td> <td>26.7ヶ月</td> <td>28.3ヶ月</td> <td>11ヶ月(H25年度)</td> </tr> <tr> <td>②意匠審査順番待ち期間</td> <td></td> <td>7.0ヶ月</td> <td>6.9ヶ月</td> <td>6.9ヶ月</td> <td>7.2ヶ月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③商標審査順番待ち期間</td> <td></td> <td>6.2ヶ月</td> <td>6.2ヶ月</td> <td>6.1ヶ月</td> <td>6.9ヶ月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④技術流出被害率(被害企業数/回答企業数)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>35.8%</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤秘密保持契約等の締結状況 《在職中》 《退職時》</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>70.1% 73.1%</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥模倣被害率(被害企業数/回答企業数)</td> <td>27.4%</td> <td>22.8%</td> <td>22.0%</td> <td>23.0%</td> <td>24.0%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考	①特許審査順番待ち期間		26.3ヶ月	25.7ヶ月	26.7ヶ月	28.3ヶ月	11ヶ月(H25年度)	②意匠審査順番待ち期間		7.0ヶ月	6.9ヶ月	6.9ヶ月	7.2ヶ月	—	③商標審査順番待ち期間		6.2ヶ月	6.2ヶ月	6.1ヶ月	6.9ヶ月	—	④技術流出被害率(被害企業数/回答企業数)				35.8%		—	⑤秘密保持契約等の締結状況 《在職中》 《退職時》				70.1% 73.1%		—	⑥模倣被害率(被害企業数/回答企業数)	27.4%	22.8%	22.0%	23.0%	24.0%	—
指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考																																												
①特許審査順番待ち期間		26.3ヶ月	25.7ヶ月	26.7ヶ月	28.3ヶ月	11ヶ月(H25年度)																																												
②意匠審査順番待ち期間		7.0ヶ月	6.9ヶ月	6.9ヶ月	7.2ヶ月	—																																												
③商標審査順番待ち期間		6.2ヶ月	6.2ヶ月	6.1ヶ月	6.9ヶ月	—																																												
④技術流出被害率(被害企業数/回答企業数)				35.8%		—																																												
⑤秘密保持契約等の締結状況 《在職中》 《退職時》				70.1% 73.1%		—																																												
⑥模倣被害率(被害企業数/回答企業数)	27.4%	22.8%	22.0%	23.0%	24.0%	—																																												

⑦知的財産侵害品輸入差止件数	7,412 件	9,143 件	13,467 件	19,591 件	22,661 件	—
⑧国内における知的財産侵害品取締り件数	245 件	359 件	492 件	493 件	441 件	—
⑨海外における日本製コンテンツの摘発件数		39 件	1,148 件	2,250 件	2,041 件	—
⑩被害企業の対策実施率	71.1%	87.3%	80.8%	76.9%	71.8%	—
⑪国内ネットオークション被害《商標権》《著作権》					1.13% 0.83%	インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会サンプル調査
⑫政府模倣品・海賊版対策総合窓口相談《受付件数(情報提供含む)》		48 件	192 件	256 件	308 件	—
⑬JETRO国内外知的財産関連相談件数			2,842 件	3,731 件	5,856 件	権利取得相談も含む。
⑭世論調査結果《「ニセモノ」購入の見聞き「ない」》《模倣品・海賊版容認率》《政府啓発活動認知率》		61.7% 46.9% —		58.9% 45.2% 52.6%		H20 年度 64.6% (52.4%) 54.5%

**政策評価の結果  
の政策への反映  
状況**

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しをすることとする予定。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第 154 回通常国会 小泉総理施政方針演説	平成 14 年 2 月 4 日	「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする。」ことを宣言。
	知的財産推進計画 2008 (知的財産戦略本部決定)	平成 20 年 6 月 18 日	知的財産推進計画においては、知的財産保護の強化、模倣品対策強化に向け、国内外で我が国企業や消費者を模倣品・海賊版による被害から守り、抑止力の向上を図るため、官民挙げて強力かつ効果的な対策を講ずることが求められているとともに、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適正な管理のためにグローバル化・情報化の進展による技術流出リスクに対応するための行動計画が定められている。
	経済成長戦略大綱	平成 20 年 6 月 27 日 改定	2007 年現在約 27 ヶ月の審査順番待ち期間を 2013 年に 11 ヶ月に短縮し、最終的にゼロとする目標の達成に向け、引き続き必要な審査官の確保や先行技術調査の外注拡大等の取組を強化するとともに、出願人の多様なニーズに柔軟に対応しながら、特許審査の一層の迅速化を推進する。 模倣品・海賊版の拡散を防止するため、昨年 10 月以来「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA) 構想の実現に向けた協議を知的財産保護に関心の高い関係国と進めており、引き続き議論をリードするとともに、当該構想の早期実現にむけた取組を加速する。また、侵害発生国に対し、官民一体となって取締り強化の要請及び執行能力の向上に資する強力を行うとともに、侵害発生国や主要先進国の取締り執行機関関係当局との連携を強化する。 意図せざる技術流出を防止するため、特許出願しない技術の的確な管理、技術系人材の流出防止など、企業の技術管理の強化を促すとともに、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討し、グローバル化・情報化の進展による技術流出リスクの増大に対応した所要の措置を行う。

施策名	流通・物流基盤整備																																			
施策の概要	流通・物流システムの効率化・グリーン化を推進し、我が国産業の国際競争力の強化及び環境への負荷の低減を図る。																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>次世代EDI導入に必要な流通ビジネスメッセージの標準化            加工食品・日用雑貨・化粧品といった日用消費財の商品マスター項目や、スーパーマーケット業界が用いる受発注等の流通ビジネスメッセージの標準化が進展。スーパーマーケット業界においては既に実用化が開始されている。平成20年度までに生鮮食品等の含む全10カテゴリー(化粧品、日用雑貨品、加工食品(酒類含)、生鮮食品(食肉、水産、青果)、アパレル、婦人靴、一般用医薬品、DIY商材)の商品マスター項目の標準化と、百貨店・チェーンドラッグストア等を含む全5業態(スーパー、百貨店、チェーンドラッグストア、ホームセンター、生協)で業界横断的に用いられる流通ビジネスメッセージの標準化が完了する。現在はこれら標準の維持管理・普及を担う民間協議会の設立を準備している。</p> <p>電子タグの国際標準化            国際物流等に用いる電子タグの標準仕様の策定に向けて、実際の国際物流プロセスにおける実証事業を進めてきた。平成18年度・19年度に実施した実証事業を通じて策定した仕様案やその課題については国際標準化機関EPCglobalに報告を進めてきた。            平成20年度の実証事業終了後にはEPCglobalの場で他産業向けの電子タグの仕様との調和・調整を経て国際標準化提案を行う。            「貿易手続改革プログラム」「総合物流施策大綱」の策定・改訂            製造業や商社等の物流ユーザーにとっての国際物流上の課題を把握し、アジアゲートウェイ構想に基づく「貿易手続改革プログラム」の策定(平成19年5月)および改訂(平成20年8月)に際し、コストやリードタイムの削減に効果的な施策を盛り込んだ。具体的には、港湾コンテナターミナルの夜間早朝ゲートオープンに向けた長期間の社会実験の実施、日本版AEO制度の導入と主要貿易国との相互承認の推進等の施策を国土交通省・財務省等の関係省庁との連携で推進している。</p> <p>(今後の方向性)            次世代EDIの普及に向け、平成20年度に標準化が完了する流通BMS(流通ビジネスメッセージ標準：標準化された商品データ項目や受発注等取引メッセージのこと)の維持管理・普及を民間協議会(平成21年度より発足予定。流通業や消費財メーカー等で構成。)を通じて推進する段階に移行する。次世代EDIは、業態や流通系列ごとにバラバラのビジネスメッセージが普及して生まれた非効率を是正するためのものであることから、本事業で標準化を進めてきた流通BMSが日本の消費財流通システムにおける唯一のEDI様式として普及させるために必要な施策を講じていく。            電子タグについては、国際物流に用いる電子タグの国際標準化提案を進めるとともに、電子タグを実際の国際物流に活用する段階に移行する。そのため、各企業が電子タグを活用して自社のグローバルサプライチェーン管理を行う上で必要となる、個別貨物識別コード体系(電子タグが読み取り・運ぶ情報)の構築・国際標準化等を進める。            グリーン物流パートナーシップ関連については、会員数の増加に向けた取組み(補助申請手続きの簡素化など)、企業のグリーン物流への取組みを加速させるための情報発信機能(環境問題とコスト削減を両立するグリーン物流の取組成果の広報等)や実効性の高い政策立案機能の強化を進める必要がある。さらに、これまでグリーン物流パートナーシップ事業で中心に進められてきた、発荷主と物流事業者に加え、流通企業(業務部門)や消費者(家庭部門)も参加したパートナーシップとして広がりのある事業展開を促進し、環境対策を積極的に実践する事業者の拡大を図っていく。            他省庁施策との連携については、国土交通省の所管する港湾・空港・道路・鉄道等の物流インフラ整備や海事・航空・陸運等の運輸政策、財務省・厚生労働省・農林水産省等の所管する貿易諸手続等、他省庁の所管する行政分野への荷主企業等のユーザーの視線から見た政策提言・政策連携を進め、政府一体となった連携施策を遂行する必要がある。            今後の総合物流施策大綱や貿易手続改革プログラムの改訂の際には、ユーザーである産業界のニーズをきめ細やかに把握し、他省庁との連携のもと政策に反映させていく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>目標値(H21年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次世代EDIの導入業態数 (例：スーパー・百貨店等)</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5業態</td> </tr> <tr> <td>次世代EDIの導入商品カテゴリー数 (例：化粧品・日用雑貨・加工食品等)</td> <td></td> <td>3</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>10業界</td> </tr> <tr> <td>次世代EDIの導入企業数</td> <td></td> <td>13</td> <td>25</td> <td>200以上</td> <td>200社</td> </tr> <tr> <td>グリーン物流パートナーシップ会議会員数</td> <td>2,553者 (H18.3)</td> <td>2,743者 (H19.6)</td> <td>2,823者 (H20.6)</td> <td>約3,000者 (H20.12)</td> <td>4,000者</td> </tr> <tr> <td>グリーン物流パートナーシップ事業活用</td> <td>10% (H18.11)</td> <td>16% (H19.11)</td> <td>23% (H20.6)</td> <td>-</td> <td>グリーン物流パートナーシップ</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値(H21年度)	次世代EDIの導入業態数 (例：スーパー・百貨店等)		1	1	5	5業態	次世代EDIの導入商品カテゴリー数 (例：化粧品・日用雑貨・加工食品等)		3	5	10	10業界	次世代EDIの導入企業数		13	25	200以上	200社	グリーン物流パートナーシップ会議会員数	2,553者 (H18.3)	2,743者 (H19.6)	2,823者 (H20.6)	約3,000者 (H20.12)	4,000者	グリーン物流パートナーシップ事業活用	10% (H18.11)	16% (H19.11)	23% (H20.6)	-
指標	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標値(H21年度)																															
次世代EDIの導入業態数 (例：スーパー・百貨店等)		1	1	5	5業態																															
次世代EDIの導入商品カテゴリー数 (例：化粧品・日用雑貨・加工食品等)		3	5	10	10業界																															
次世代EDIの導入企業数		13	25	200以上	200社																															
グリーン物流パートナーシップ会議会員数	2,553者 (H18.3)	2,743者 (H19.6)	2,823者 (H20.6)	約3,000者 (H20.12)	4,000者																															
グリーン物流パートナーシップ事業活用	10% (H18.11)	16% (H19.11)	23% (H20.6)	-	グリーン物流パートナーシップ																															

					会議会員企業数の50%
中小企業向け物流効率化セミナー等への参加者数、意識改善者割合	1,515名	1,534名	1,083名	-	参加者数を1,000名/年
総合効率化計画認定事例数	26	31	34	上期末で24	13件/年

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しをすることとする予定。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	京都議定書目標達成計画	平成20年4月閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>配送を依頼する荷主と配送を請け負う物流事業者の連携を強化し、地球温暖化に係る取組を拡大することで、物流体系全体のグリーン化を推進する。このため、「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じ、モーダルシフトやトラック輸送の効率化を荷主と物流事業者が連携して行う先進的なモデル事業への支援を行うとともに荷主と物流事業者の連携を円滑化するため、両者が共通に活用できる物流分野の二酸化炭素排出量算定のための統一的手法(ガイドライン)を策定し、取組ごとの効果を客観的に評価できるようにする。</li> </ul>
	総合物流施策大綱(2005-2009)	平成17年11月閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の国際競争力の強化を図るためには、国際拠点港湾・空港の機能向上、国際・国内の輸送モードの有機的連携による円滑な物流ネットワークの構築、物流拠点施設におけるロジスティクス機能の高度化、輸出入・港湾手続等のワンストップサービス・シングルウィンドウ化と民間物流業務の電子化の促進といったハード・ソフトにわたる諸施策を、総合的・一体的に推進していく必要がある。</li> <li>平成17年4月に発足した「グリーン物流パートナーシップ会議」を活用し、事業者の連携・協働による先進的な取組への支援や標準的なCO2排出量算定手法の策定等を通じて、企業や消費者の理解と協力のもと国民的な運動を展開していく必要がある。</li> <li>消費財流通においては、業種・業界等の枠を超えた商品情報の企業間での共有データ交換などの流通システムの標準化を推進することにより、顧客視点での効率的な流通の仕組み作りを実現し、関連業界の発展と消費者利益の増進を図ることも必要である。</li> </ul>
	新経済成長戦略	平成18年6月産業構造審議会新成長政策部会とりまとめ	<p>&lt;6. 流通・物流サービス&gt;</p> <p>(1) 流通分野 流通ニーズが多様化・高度化する中で進んでいる、卸・小売の事業所数の減少、企業間の合併等、集約化の動きは、高度な消費文化や狭隘な国土といった制約の中で、流通分野の生産性向上に寄与していると言える。その上で、情報技術をより効果的に活用しメーカー・卸・小売間のサプライチェーン全体で円滑に情報共有するなど、効率化・高付加価値化する環境が必要である。</p> <p>(2) 物流分野 物流は、単に財を物理的に移動する機能にとどまらない。生産と消費の間の財の流れ(=物流)に関する情報共有を通じて、自社と取引先を含むサプライチェーンの全体最適化と効率化が可能となる。こうした物流機能の重要性を踏まえ、物流事業者は、IT活用による</p>

			在庫管理、共同配送、配送経路の見直し等、より付加価値の高いサービスや物流改革を荷主に提案していくことが重要である。
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月閣議決定	「総合物流施策大綱」に基づき、ハード・ソフトの物流インフラの戦略的・重点的な整備、原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。「国際物流競争力パートナーシップ」を構築し、年内に行動計画を策定する。
	経済成長戦略大綱	平成 19 年 6 月改訂	<p>流通・物流分野では、物流の効率化やセキュリティ向上、国際標準化の検討が進む業界が中心となり、関係省庁とも協働して電子タグ等の活用促進や標準化を進める。また、標準化の検討が進むインターネットEDI等の対象商材・業界の拡大を図る。</p> <p>さらに、取引に関する情報に限らず、製品安全、環境、化学物質管理など、様々な社会的課題への対応上必要となる情報を含め、EDIや電子タグ等の活用による企業・業種・業界の壁や直接の取引関係を越えた情報共有の仕組み(電子商取引・電子タグ基盤)の構築を図る。具体的には、関係省庁の連携の下、電気・電子、繊維、建材・住宅設備産業のほか、幅広い分野への取組の拡大を図る。これらの取組を推進するため、製造・卸売・小売等の参画による、幅広く産業横断的なコンセンサス形成を行える場を早急に設置する。</p>
	経済成長戦略大綱	平成 20 年 6 月改訂	<p>・第 2 . 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)</p> <p>1 . ITによる生産性向上と市場創出</p> <p>(2) ITによる「つながり力」強化</p> <p>電子商取引や電子タグ等による「情報共有基盤」の構築</p> <p>標準化の検討が進むインターネットEDI(電子データ交換)等の対象商材・業界の拡大を図る。さらに、取引に関する情報に加えて、製品安全、環境、化学物質管理など、様々な社会的課題への対応上必要となる情報について、EDIや電子タグ等を活用し、企業・業種・業界の壁や直接の取引関係を越えた情報共有の仕組み(電子商取引・電子タグ基盤)を 2010 年度までに構築する。</p>
	IT新改革戦略重点計画 2007	平成 19 年 7 月	<p>EDIや電子タグなどの活用による企業・業種・業界の壁や直接の取引関係を越えた情報共有の仕組みを構築する取組を推進することにより、先端的な経済社会インフラを整備し、経済社会生活全般での生産性向上を図る。(中略)さらに幅広く他の分野に拡大し、2010 年度までに電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築する。</p>
	IT新改革戦略重点計画 2008	平成 20 年 8 月	<p>重点計画</p> <p>1.6 IT経営の確立による企業の競争力強化(3)</p> <p>(ア) 業界間の取引におけるEDI共通基盤等の整備</p> <p>異なる業界間での取引におけるEDI共通基盤の構築を推進するため、関係事業者等と連携し、EDIメッセージの標準化に関する検討を進めるとともに、セミナーや研修会の開催等を通じて普及を図る。また、大企業に比べ、中小企業において対応が遅れている受発注手続等を電子化して行うEDIシステムの普及を図るため、EDI共通基盤の開発・導入等に対する支援を行う。</p> <p>(イ) 中小企業の基幹業務とEDIシステムの</p>

			<p>連携等の支援(経済産業省) RM PKG          中小企業における社内基幹業務システムとEDIシステムとの連携を図るためのシステム構築や、ITを活用した情報の共有化やデータ管理と基幹業務を連携させたシステム構築等、中小企業の生産性向上に資するビジネスモデルを実現するためのシステム構築プロジェクトに対し、必要な経費の支援を行う。</p> <p>(ウ) 流通システムの情報化・標準化(経済産業省)          2008年度までに、多様な小売業態とそこに多様な商品を提供する卸、メーカーとの間において、現在個別小売業ごとに違った仕様でやりとりされている商品情報、受発注から決済までのデータを標準化する。また、消費財流通におけるインターネットを用いたデータ交換に不可欠な情報基盤(運用ルール、情報システム等)を整備する。</p>
	<p>新経済成長戦略 - 改訂とフォローアップ</p>	<p>平成 20 年 9 月</p>	<p>輸送・物流システムの転換          輸送部門のエネルギー効率を改善するため、省エネ型交通機関の普及、海上貨物輸送や貨物鉄道へのモーダルシフトの推進、電子タグの活用、積載率の向上等による物流の効率化・低燃費化、高速道路の多様で弾力的な料金施策等低コスト化等を推進する。また、旅客・貨物の効率的な輸送を支える空の自由化及び超電導リニアやフリーゲージトレイン実用化に向けての取組を進める。</p> <p>・ 貨物のセキュリティ管理を確保しつつ、物流全体のリードタイムの短縮・コスト削減を実現するため、AEO制度の利用・運用状況や効果を見極めつつ、保税・通関制度のあり方を検討し、必要な見直しを継続的に行う。米・EUをはじめ各国が貨物セキュリティ管理の強化に向かう中、我が国のAEO事業者の負担の軽減等を図るべく、我が国のAEO制度と米・EU等主要貿易国の同様の制度との相互承認に向けた協議を推進するとともに、必要な貨物トレーサビリティシステムを日本から提案すべく必要な実証実験の推進について検討する。</p>

施策名	貿易投資促進																																																																						
施策の概要	我が国地域・企業にとって意義の高い対内直接投資を促進するとともに、我が国の貿易・投資の円滑化を図り、ひいては貿易・投資の拡大による各国・地域との経済関係の緊密化や我が国経済の活性化を図る。																																																																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>1. 我が国経済の活性化に資する対内直接投資の促進  対日直接投資残高は、国際的なクロスボーダーM&amp;Aの活発化等に伴い、平成19年度末に約15.1兆円(対GDP比で2.9%)と着実に増加。世界的な金融危機の影響下、投資規模の縮小が懸念されるものの、引き続き積極的な対日直接投資の呼び込みが求められる。</p> <p>2. 我が国の貿易・投資の円滑化  貿易投資活動に関しては、サブプライム問題に起因する世界的な金融危機により、貿易投資活動に対する資金供給の停滞が懸念される。  国際博覧会に関しては、当初600万～800万人と予想されたサラゴサ国際博覧会来場者数は565万人にとどまった。日本館来場者数は約74万人となり、来館者アンケート調査結果では、日本館のテーマ/「大変良い」「良い」98.9%、アテンダントの対応/「大変良い」「良い」99.6%、日本館来館の動機/「人に勧められて」65.6%等の高い評価を得た。また、BIE(博覧会国際事務局)褒章制度において、カテゴリーA(750㎡～1,000㎡)のデザイン部門で金賞を受章し、日本ブランドの世界発信、グローバルな価値への貢献を達成し、中長期的な貿易投資促進に資することができた。  貿易円滑化事業に関しては、予算が減少傾向にある中で、引き続き中小事業者・個人起業者への理解促進に努めるために、カタログ展示の廃止、セミナー開催地の地方から首都圏への移行などによって、業務の徹底した効率化を図る。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>1. 我が国経済の活性化に資する対内直接投資の促進  海外からの直接投資は、我が国に新たな技術やノウハウをもたらすとともに、経済の活性化や雇用の拡大につながる重要な政策課題であることから、政府は2010年までに対日直接投資残高をGDP比5%程度とする目標を掲げており、平成20年12月に改定された「対日直接投資加速プログラム(対日投資会議決定、平成18年6月)」に基づき、「地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上」、「世界との競争に打ち勝つ投資環境の整備」、「内外への積極的な広報」を柱とした積極的な取組を実施するなど更なる対日直接投資の拡大に取り組んでいく。</p> <p>2. 我が国の貿易・投資の円滑化  貿易投資に関しては、世界的金融危機について、各国貿易保険機関とも連携し、貿易金融に与える影響を最小化するとともに、我が国企業の貿易投資活動に対する資金供給の円滑化を図る。また、引き続き、資源の獲得や地球環境問題への対応等の政策分野において、貿易保険による支援に努める。  一方、国際博覧会事業については、今後とも博覧会国際事務局(BIE)加盟国として、国際博覧会に積極的に参画し、日本の文化・ライフスタイル・価値観やそれらを具現化するコンテンツ等の発信、エネルギー環境問題や水問題などの地球規模の課題への我が国の取り組みの紹介、情報通信等の我が国の最先端技術の提示、愛・地球博の理念継承などを行うことで、日本ブランドの世界発信、グローバルな価値への貢献、中長期的な貿易投資促進に資する。  対日貿易円滑化事業に関しては、予算が減少傾向にある中、事業の一層の効率化を図り、中小企業者・個人起業者の理解を促進する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="347 1556 1505 1742"> <tr> <th colspan="7">1. 我が国経済の活性化に資する対内直接投資の促進</th> </tr> <tr> <th>指標</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>目標</th> </tr> <tr> <td>対日直接投資残高(兆円)</td> <td>10.1</td> <td>11.9</td> <td>12.8</td> <td>15.1</td> <td></td> <td>対日直接投資を拡大する。</td> </tr> <tr> <td>対日進出企業数</td> <td>47</td> <td>48</td> <td>37</td> <td>38</td> <td></td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>外国企業招へい数</td> <td>73</td> <td>172</td> <td>180</td> <td>212</td> <td></td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>Invest Japan閲覧件数</td> <td>99,059</td> <td>151,772</td> <td>193,144</td> <td>417,870</td> <td></td> <td>"</td> </tr> </table> <p><b>2. 我が国の貿易・投資の円滑化</b></p> <table border="1" data-bbox="347 1765 1505 1825"> <tr> <th>指標</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>目標</th> </tr> <tr> <td>所得収支(億円)</td> <td>96,550</td> <td>126,224</td> <td>142,515</td> <td>167,677</td> <td></td> <td>所得収支の拡大に資する。</td> </tr> </table> <p>(独)日本貿易保険の信用リスクに係る保険金の査定期間  信用リスクに係る保険金の平均査定期間 平成18年度 46日(調査期間除く)  平成19年度 28.4日( " )</p> <p>・国際博覧会を通じた日本ブランドの発信(博覧会)  ・日本館来館者数 サラゴサ博(H20年度) 74万人  愛・地球博(2005年参考) 377万人(長久手308万人、瀬戸69万人)</p> <table border="1" data-bbox="347 2049 1505 2130"> <tr> <th>指標</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>目標</th> </tr> <tr> <td>中小企業者、個人企業者への相談件数(対日貿易円滑化事業)</td> <td>7,210件</td> <td>7,623件</td> <td>8,152件</td> <td>7,919件</td> <td>9,580件</td> <td>10,000件</td> </tr> </table>	1. 我が国経済の活性化に資する対内直接投資の促進							指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標	対日直接投資残高(兆円)	10.1	11.9	12.8	15.1		対日直接投資を拡大する。	対日進出企業数	47	48	37	38		"	外国企業招へい数	73	172	180	212		"	Invest Japan閲覧件数	99,059	151,772	193,144	417,870		"	指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標	所得収支(億円)	96,550	126,224	142,515	167,677		所得収支の拡大に資する。	指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標	中小企業者、個人企業者への相談件数(対日貿易円滑化事業)	7,210件	7,623件	8,152件	7,919件	9,580件	10,000件
1. 我が国経済の活性化に資する対内直接投資の促進																																																																							
指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標																																																																	
対日直接投資残高(兆円)	10.1	11.9	12.8	15.1		対日直接投資を拡大する。																																																																	
対日進出企業数	47	48	37	38		"																																																																	
外国企業招へい数	73	172	180	212		"																																																																	
Invest Japan閲覧件数	99,059	151,772	193,144	417,870		"																																																																	
指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標																																																																	
所得収支(億円)	96,550	126,224	142,515	167,677		所得収支の拡大に資する。																																																																	
指標	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標																																																																	
中小企業者、個人企業者への相談件数(対日貿易円滑化事業)	7,210件	7,623件	8,152件	7,919件	9,580件	10,000件																																																																	

政策評価の結果 の政策への反映 状況	評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しをすることとする予定。		
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主なも の)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 169 回国会福田総理施政方 針演説	平成 20 年1月	日本への投資に関する制度をより透明性の 高いものに変え、対日投資の倍増計画を确实 に達成します。
	安倍総理所信表明演説(抜粋)	平成 19 年1月	外国から我が国への投資を倍増する計画 を早期に実現します。
	安倍総理所信表明演説(抜粋)	平成 18 年9月	地方の活性化にも資する海外からの投資を 2010年にGDP比で倍増する計画の早期達成 を目指します。
	対日直接投資加速プログラム	平成 18 年6月	小泉政権は、対日直接投資の促進を重視 し、平成 15 年1月の施政方針演説で投資残 高を5年間で倍増することを宣言し、対日投資 会議を活用してさまざまな制度改革を進めて きた。外国からの投資は日本にとって脅威で はなく、日本の構造改革に資するものだとの 考えが強調された。そうした努力の積み重ね の結果、最近に至って、その目標は予定どお りほぼ達成される見通しが見えてきた。
	日米投資イニシアティブ報告書	平成 19 年6月	2001 年6月の「成長のための日米経済パ ートナーシップ」の枠組みに基づく投資イニシ アティブ立ち上げから6年を経て、日米双方 における一層の投資環境の改善や、対内直接 投資の果たす役割についての理解の促進に 向けた両国政府の活動は定着してきた。ま た、本イニシアティブにおける公共プログラム については、外国からの対内直接投資がもた らす利益を広報するだけでなく、日米双方の 企業関係者が接触し、投資、雇用創出及び成 長を促進することとなる具体的なビジネス上の 機会につき議論する場となっている。 日本においては、近年の規制改革の動き と、国・地方が一体となった対日直接投資促 進に向けての努力が、小泉前総理による直接 投資残高倍増目標の達成に向けて着実な対 日投資の増加をもたらした。安倍政権は主要 政策目標の一つとして外国直接投資奨励と、 更に新目標として対日直接投資残高を 2010 (平成 22)年までにGDP比で5%程度にする ことに引き続き取り組むことを表明した。この目 標を達成するためには、日本政府は外国から の投資誘致に積極的な取り組みを続けて行く ことが必要である。日本政府は本イニシアティ ブで提起されている問題点の解決のため努力 を継続し、更なる事業改善を進めてゆく方針 である。
	グローバル経済戦略	平成 18 年	「1997 年ぐらいまでは、国内マーケットだけ で十分だった。国内マーケットの縮小が生じ た。最近になって、やっと各出版社とも、海外 に売り込まないとまずいとの危機感を持って いる。」
	21 世紀新農政 2006(食料・農業・ 農村政策推進本部決定)	平成 18 年	農水産物や加工食品の輸出総額を倍増 (09 年までに 6000 億円)するため、具体的な 輸出品目や販売促進活動支援などの推進体 制を整備する等。
経済成長戦略大綱	平成 18 年7月	・ 情報・資金等の環境整備を通じた中小企業 の国際展開 ・ 農林水産業の国際競争力強化(「攻めの農 政」の視点に立った国際戦略) ・ 内需依存型産業・製品の国際展開支援	



			・優れた投資環境づくりによる対日直接投資の倍増
	2010年上海国際博覧会に対する公式参加について(閣議了解)	平成18年10月	先般中華人民共和国政府から参加招請があった2010年上海国際博覧会に対し、我が国は、独立行政法人日本貿易振興機構を参加機関として、これに公式参加するものとする。
	経済成長戦略大綱(改定)	平成19年5月	国際博覧会の場を通じた地球的課題解決に向けた海外発信 今後海外で開催される国際博覧会の場を通じ、わが国の伝統、テクノロジー、ライフスタイルが織りなす文化力を官民一体となって国際的に発信し、2005年日本国際博覧会の「地球的規模の課題解決」という理念を継承・発展していくとともに、アジア・ゲートウェイ構想とも連携をとりつつ日本の魅力も発信する。
	「骨太の方針2008」(別紙)成長戦略実行プログラム	平成20年6月	内閣府、経済産業省及び関係省庁等は、平成20年秋中に「対日直接投資加速プログラム」(平成18年6月20日)を改定し、着実に進め、対日投資の拡大を図る。

施策名	貿易管理																																																					
施策の概要	水際における国内外の規制ニーズを迅速・的確に把握し、国際的な各種合意との整合性や適切な国内担保措置の在り方等を考慮に入れながら適正な貿易管理体制を構築することで、自由貿易に対して必要最小限の管理・調整を行い、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を図る。																																																					
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<b>【評価結果の概要】</b>																																																					
	<p>(1) 適正かつ効率的な輸出入管理の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 北朝鮮やイランの核開発懸念等に係る国連安保理決議への対応、安全保障貿易管理説明会の開催回数を増やして我が国企業の輸出管理体制整備を促進、内外機関との連携及び委託調査の活用による情報収集の強化などにより、大量破壊兵器等関連貨物・技術の輸出管理を厳格に実施してきている。</li> <li>アジア輸出管理セミナーや現地産業界向けセミナーを継続的に実施してきた結果、アジア各国において輸出管理制度導入、規制対象貨物の充実及び執行強化が図られてきているところであり、具体的に我が国からの迂回輸出を防止した事例もある。</li> <li>制度面では、平成18年4月に開始した産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会制度改正ワーキンググループにおける検討等を経て、平成19年6月に国連安保理決議1540号を踏まえた仲介貿易取引規制と積替規制を、平成20年8月に国際レジームであるワッセナーアレンジメントに基づく通常兵器に係る補完的輸出規制を導入した。</li> <li>● また、申請手続の効率化を図る観点からは、輸出入許可・承認等の申請から税関における確認までの手続きを電子化した貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)を開発し平成12年4月よりサービスを開始しており、添付資料が少ない等電子申請に向いている案件についてはJETRASの利用が一般化してきた。</li> </ul>																																																					
	<p>(2) 国際ルールに適合した貿易救済制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成19年4月、南アフリカ、豪州、中国及びスペイン産電解二酸化マンガンに対し、不当廉売関税の課税に関する調査を開始した。また、平成19年6月に、大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する不当廉売関税について、その課税期間を5年間延長した(平成24年6月28日まで)。</li> </ul>																																																					
	<p>(3) 経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成19年7月に原産地判定の有効期間の上限を撤廃する等、原産地証明制度の利便性向上に注力した。</li> <li>● また、同年8月に産業界、発給機関及び関係省庁で意見交換を行う場として、原産地証明制度改革検討会を設置した。</li> </ul>																																																					
	<p>(今後の方向性)</p> <p>(1) 適正かつ効率的な輸出入管理の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大量破壊兵器等の拡散防止のため、引き続き厳格に安全保障貿易管理を実施。</li> <li>・ グローバル化、情報化等の経済環境変化に対応するための技術取引規制の見直し等を検討。</li> <li>・ 電子申請の利用率を高め更なる審査業務の効率化を推進。</li> </ul> <p>(2) 国際ルールに適合した貿易救済措置の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迅速かつ的確な貿易救済措置の発動のため、調査能力の向上と貿易救済制度の改善を推進。</li> </ul> <p>(3) 経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原産地証明制度の利用率を高めるため、制度・運用の両面から更なる改善を図る。</li> </ul>																																																					
<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>																																																						
(1) 適正かつ効率的な輸出入管理の実現																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>目標値 (H23年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①審査件数(暦年)</td> <td>54,762</td> <td>55,625</td> <td>50,624</td> <td>55,685</td> <td>59,477</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②警告・行政処分件数</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③海外における輸出管理セミナー開催件数※1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④アジアにおける制度整備状況(暦年)※2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤輸出管理社内規程(CP)導入企業数(累積、暦年)</td> <td>921</td> <td>988</td> <td>1,092</td> <td>1,273</td> <td>1,382</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥安全保障貿易管理説明会受講者数(開催件数)※3</td> <td>3,320 (39)</td> <td>3,514 (47)</td> <td>2,446 (49)</td> <td>13,080 (126)</td> <td>9,906 (89)</td> <td>10,000 (70)</td> </tr> </tbody> </table>						指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (H23年度)	①審査件数(暦年)	54,762	55,625	50,624	55,685	59,477	—	②警告・行政処分件数	5	3	3	5	7	—	③海外における輸出管理セミナー開催件数※1	1	2	4	5	5	—	④アジアにおける制度整備状況(暦年)※2	2	1	0	0	0	—	⑤輸出管理社内規程(CP)導入企業数(累積、暦年)	921	988	1,092	1,273	1,382	—	⑥安全保障貿易管理説明会受講者数(開催件数)※3	3,320 (39)	3,514 (47)	2,446 (49)	13,080 (126)	9,906 (89)	10,000 (70)
指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (H23年度)																																																
①審査件数(暦年)	54,762	55,625	50,624	55,685	59,477	—																																																
②警告・行政処分件数	5	3	3	5	7	—																																																
③海外における輸出管理セミナー開催件数※1	1	2	4	5	5	—																																																
④アジアにおける制度整備状況(暦年)※2	2	1	0	0	0	—																																																
⑤輸出管理社内規程(CP)導入企業数(累積、暦年)	921	988	1,092	1,273	1,382	—																																																
⑥安全保障貿易管理説明会受講者数(開催件数)※3	3,320 (39)	3,514 (47)	2,446 (49)	13,080 (126)	9,906 (89)	10,000 (70)																																																
(2) 国際ルールに適合した貿易救済制度の着実な実施																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>目標値 (H23年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貿易救済措置調査件数※4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>						指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (H23年度)	貿易救済措置調査件数※4	1	1	1	1	3	2																																			
指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (H23年度)																																																
貿易救済措置調査件数※4	1	1	1	1	3	2																																																
(3) 経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明制度の整備																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>目標値 (H23年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (H23年度)																																										
指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (H23年度)																																																

	EPA 特定原産地証明書の発給件数※5			4,873	6,947	19,277	30,000
	(備考) ※1:アジア輸出管理セミナー、アジア産業界現地セミナー開催実績の総数 ※2:アジア地域において、新たな制度整備があった国もしくは新たに国際レジームに参加した国の数。(シンガポールは軍事及び関連汎用品輸出規則を施行、韓国はキャッチオール規制を導入(共に 2003 年1月)、中国はNSG(原子力供給国グループに加盟(2004 年)。) ※3:国内企業等の輸出管理担当者が対象。 ※4:アンチダンピング(AD)、相殺関税(CVD)、セーフガード(SG)に係る調査の合計件数。また、調査期間が年度をまたがる場合は各年度に件数をカウント。 ※5:日メキシコ・日マレーシア・日チリ・日タイEPAに基づく特定原産地証明書の発給件数の合計。						
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しをすることとする予定。						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)				
	「貿易手続改革プログラム」	平成 19 年5月 14 日	1. 規制の見直し、手続の統一化・簡素 (2)具体的取組み ⑤ 経済連携協定に基づく原産地証明発給手続の簡素化・迅速化、 2. 日本版AEO制度の構築 (2)具体的取組み				
	「新経済成長戦略大綱」	平成 19 年6月 19 日	第1 国際競争力の強化 2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み (2)アジア等との協働を促進し、グローバル化に対応する制度の整備 ②日本版AEO制度の構築等				
	「規制改革推進のための3か年計画(改訂)」	平成 20 年3月 25 日	II 重点計画事項 8貿易 (2)「次世代シングルウィンドウ」導入を契機とした貿易手続関連システムの利活用促進 ④ JETRAS(貿易管理オープンネットワークシステム)とNACCS(通関情報処理システム)のシステム統合等の検討、 (3)特恵原産地規則・特恵原産地証明発給制度の再設計 ① 自己証明制度の整備				
	「新経済成長戦略 2008 改訂版」	平成 20 年9月	第4章 横断的施策 ワザ:技術のイノベーション(2) 知財政策				

<p>施策名</p>	<p>ものづくり産業振興</p>
<p>施策の概要</p>	<p>ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>1. イノベーションの推進による新産業群の創出</p> <p>サービスロボット市場創出</p> <p>ユーザーによるロボットの導入・実運用を達成した成功事例を提示するため、実環境下でロボットを導入・運用するための実証実験を実施。</p> <p>これまでの成果は、従来の技術開発とは異なり、メーカーとユーザーが共同して取り組むことを採択の必須条件とすることで、8テーマの実証実験を行い、7テーマで5年以内の実用化の見通し。うち2テーマは既に導入・実運用を達成。安全については、複数の危険要素の抽出、安全性確保手法の確立、第三者による安全性評価の実施、基準・ガイドラインの策定、安全性確保手法の対外的な成果公表を実施。また、事業実施者へのアンケート結果では、実用化された際の市場規模として、1テーマで100億円程度や50億円程度を想定しているといった回答もあり、市場を創出するという効果は十分に得られている。</p> <p>(参考) 自動車分野における技術の進展(燃費改善の様子)</p> <p>平成11年のトッランナー制度の導入以降、メーカーの積極的な取組及びグリーン税制等の効果により、ガソリン乗用車については、平成8年以降、着実に燃費改善が進み、燃費性能は平成17年度において平成7年度と比較して約22.8%改善。ディーゼル車貨物車(2.5トン以下)でも、平成15年以降、着実に燃費改善が進み、燃費性能は平成17年度において平成7年度と比較して約21.7%改善した。</p> <p>2. 生活文化産業の高付加価値化の実現「東京発日本ファッション・ウィーク」開催実績</p> <p>ファッション・ビジネスの国際競争力強化のため、官民一体で東京にファッションの発信拠点を整備する東京発日本ファッション・ウィーク(JFW)を行ってきたところ。</p> <p>平成17年にファッション・ビジネスの国際競争力強化の第一歩として、東京コレクションを抜本的に改革し、欧米並みにファッション・ショーを集約して開催。</p> <p>これまでは各デザイナーがバラバラの会場、日程で開催していたため、バイヤーやプレスにとって不便なものであった。場所と日程を集約し来場者の便宜を図った結果、特に海外プレス、バイヤーの来場が増加し、ビジネスの場として機能するようになった(海外プレスは、60人(第1回) 201人(第6回)、212人(第7回)。海外バイヤーは、10人(第1回) 41人(第6回)、19人(第7回))。</p> <p>平成19年から総合生地展をJFW傘下で開催し総合的なファッション情報発信拠点としての機能を強化。これまで別に開催されていた総合生地展(ジャパン・クリエーション)は、世界的にも評価が高い日本の高付加価値素材に係る国内最大の見本市として大きな知名度がある。</p> <p>平成18年12月からJFWの主催で開催し、懸案だった国内外のバイヤーを惹き付ける上で不可欠な出展者の厳選や海外来訪者の受入体制の整備などの改革に取り組むとともに、対外情報発信力の強化を図っている。</p> <p>3. 安全・安心で持続可能なものづくりの実現</p> <p>平成20年3月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において、自動車単体対策として「クリーンエネルギー自動車の普及」等の推進による、2470～2550万ト(クリーンエネルギー自動車普及台数69万台～233万台)のCO<sub>2</sub>削減効果が見込まれている。これに沿った地球温暖化問題、大気汚染問題への対応として、環境に優しい自動車と新長期規制に適合したトラック、バスの普及促進を積極的に図るため、自動車NOx・PM法関連に係る低公害車取得事業等の支援策を実施した。</p> <p>平成19年度末の、低公害車(うち電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車)の保有台数は約51万台であり、着実に成果が現れているものの、京都議定書目標達成計画の目標値を達成するには、より一層の低公害車の普及を進めていく必要がある。</p> <p>京都議定書の目標達成(平成20年～平成24年平均で温室効果ガスを90年比6%削減)に向け、産業界は、経団連自主行動計画に基づいた自主的取組を実施するなど、積極的な環境投資を行い、平成19年で、平成2年比1.2%の削減を達成。これにより、我が国産業における主要設備のエネルギー効率は世界トップ水準を達成。</p> <p>4. ものづくり人材の育成</p> <p>ものづくり日本大賞の実施において、報道やweb、パンフレット(配布数6万部)等を通じ、ものづくり人材の重要性を広く周知。また、後述するように本賞を契機として地域のものづくりのあり方が改善している事例も見られており、授賞地域にものづくりの町として一体感が醸成されたり、地域の環境配慮に対する意識・気運が高まったりする等の成果が得られている。</p> <p>受賞が契機となり、地域のものづくりのあり方が変化したケースが以下のとおり。</p> <p>「ユーザー視点でのものづくり教育」が受賞した結果、各種マスコミ、行政機関の視察や取材の受け入れ等を通じて地域にものづくりの町として一体感が醸成され、地元企業からは「教育に参画しやすい土壌が出来た、町が有名になった」という感謝の声が寄せられたケース(長野県諏訪市)。</p> <p>「環境配慮型花火(生分解性樹脂の玉皮)」が受賞した結果、地域の環境配慮に対する意識・気運が高まり、花火大会主催者が当該花火(玉皮)の使用を奨励するようになった等、地域のものづくりのあり方に好影響を及ぼしているケース(秋田県大仙市)。</p>

(今後の方向性)

1. ものづくり産業が抱える本質的課題の探求・把握

ものづくり産業施策策定のための知的インフラ整備を行う。これまで、競争力分析として、強み、弱み、脅威、機会、将来の展望について産業毎に分析したところ、今後も、ものづくり産業が抱える課題を的確に把握するための分析を更に徹底して行っていく、ものづくり産業施策の効果を最大化するため基盤整備を強化する。

2. ものづくり産業が抱える課題への対応

自動車産業、航空機産業といった個別のものづくり産業が抱える課題については、産業界と密なコミュニケーションを取りつつ、個別具体的に有効な対応策として打ち出していく。例えば、自動車需要の急激な落ち込みなど昨今の景気動向を踏まえ、内需振興の緊急性等も考慮し、環境対応車の普及促進税制を時限的に創設した。

また、複数の産業にまたがるものづくり産業横断的な課題については、他の施策群と連携するとともに、ものづくり産業固有の課題について洗い出し、それに対応していく。例えば、ものづくり人材については、雇用関係施策策定に協力すると共に、不況の時こそ優秀な人材確保のチャンスである中小製造業の魅力発信のための事業を実施している。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

1. イノベーションの推進による新産業群の創出

	H17年	H18年	H19年	H20年	目標値(H27年)
製造業付加価値額(実質:兆円) <sup>1</sup> (平成16年比伸び率)	121.6	125.8	130.4	(調査中)	142兆円 (H16年比25%増)
新世代知能ロボット <sup>2</sup> 市場規模 (実質:兆円)	0.7	0.7	(調査中)	(調査中)	3.1兆円 <sup>2</sup>
次世代自動車に関する性能・コストの改善					
・自動車用バッテリー	NA	1	NA	高性能化、低価格化を目指した技術開発プロジェクトを実施中	性能1.5、価格:1/7
・燃料電池	NA	航続距離 300km	NA	航続距離 500kmを実現	航続距離400km (平成22年) <sup>3</sup>
・クリーンディーゼル乗用車	NA	NA	NA	ガソリン車並みの排ガス性能を実現 <sup>4</sup>	ガソリン車並の性能・ 価格実現(平成22年)

1 内閣府「国民経済計算」における経済活動別国内生産(実質、連鎖方式、2000年基準)による。

2 産業用ロボット及び生活、医療・福祉、公共分野の次世代ロボットを合計した値

3 既に目標を達成済み。

4 既に性能については目標を達成済み。

2. 生活文化産業の高付加価値化の実現 「東京発日本ファッション・ウィーク」開催実績

	第3回 H19年春夏	第4回 H19年秋冬	第5回 H20年春夏	第6回 H20年秋冬	第7回 H21年春夏
総来場者数( )	22,400人	22,200人	41,180人	21,110人	33,679人
海外メディア数	130人	160人	165人	201人	212人
海外バイヤー数	50人	60人	未集計	41人	19人
参加メゾン/ブランド数	37メゾン /38ブランド	37メゾン /38ブランド	36メゾン /38ブランド	44メゾン /45ブランド	37メゾン /37ブランド

3. 安全・安心で持続可能なものづくりの実現

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
クリーンエネルギー 自動車の普及台数 (万台)	14	19	26	33	42	51

指標	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H22年度の排出量目安
産業部門のCO2排出量 (単位:百万t-CO2)	455	460	476 (速報値) (H2年比1.2%減)	調査中	基準年度(H2年度)比 -12.1% ~ -11.3%

政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しをすることとする予定。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なも

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第171回国会 施政方針演説	平成21年1月	(改革による経済成長) 新たな成長戦略を策定します。昨年秋に取りまとめた「新経済成長戦略」を基礎としつつ、

の)			<p>雇用や市場の創出に重点を置いた、三つの柱とします。具体的には、世界最高水準の環境技術と社会システムの構築を目指す「低炭素革命」。iPS細胞など最先端の医療研究の活用や、やさしく、しかも効率的な医療・介護サービスを実現する「健康長寿」。魅力ある地域、アニメなどのコンテンツ、ファッションなどのブランド力、美味しく安全な食べ物といった、日本らしいソフトパワーを活かす「底力発揮」。今後、二、三年で、集中的なインフラ整備、研究開発、規制・制度改革に一体的に取り組むとともに、成長を支える情報通信技術の戦略も、策定します。</p>
	新経済成長戦略	平成 20 年 9 月	<p>3. 資源生産性競争時代における新たな経済産業構造の構築</p> <p>(1) 資源生産性の抜本的向上を実現する新たな経済産業構造の構築</p> <p>持続的な経済発展のためには、経済社会の制約を突破(ブレイクスルー)するイノベーションが不可欠であるが、資源生産性競争の時代におけるイノベーションは、資源の制約を突破するものである。それは、これまでになかった革新的な省エネルギー技術、新エネルギー技術、代替材料技術の開発によって、資源高・価格変動の影響を根本的に遮断するという「資源イノベーション」と呼ぶべきものである。</p> <p>資源生産性競争時代においては、一企業単独のみならず、企業間関係や産業構造そのものも変化を求められる。例えば、一企業では不可能な高い資源生産性を実現するため、異業種の複数企業が、発電設備等ユーティリティの共有や共同配送等、非競争領域において連携することも考えられる。また、関係取引先の中小企業や顧客を含めたサプライチェーン全体での連携は、取組の遅れている中小企業における資源生産性向上に貢献し、ものづくりの基盤を強化する。</p> <p>(2) イノベーションと所得還流の好循環による成長</p> <p>我が国には、環境対応、省エネ・新エネ技術、中小企業を含めたものづくりの現場力、クールなデザイン、豊かな地域文化といった競争力の基礎になりうる「無形資産」がある。こうした我が国の有する無形資産のもつ付加価値やブランド力は「ジャパン・クール」とも言われ、製品やサービス、ファッション、コンテンツ、感性価値、観光資源等に表象され、多方面から海外市場に浸透しつつある。また、こうした付加価値が高く、ブランド力のある製品・サービスは、市場支配力が強く、資源価格高騰の中にあっても悪影響を受けにくい。こうしたことから、この機を捉え、従来我が国が培ってきた技術力を活かした製品・サービスに加え、我が国のソフトパワーを世界へ向けてより発信することができれば、我が国は、海外市場をさらに獲得し、流出所得を還流する新たな力を得ることができる。</p> <p>4. 具体的施策</p> <p>(1) 資源生産性の抜本的向上を実現する新たな経済産業構造の構築よりエネルギーの少ない輸送システムを実現するため、規制</p>

			<p>的措置と支援的措置を活用し、公共交通機関の活性化・低燃費化、海上貨物輸送や貨物鉄道へのモーダルシフトの推進、次世代自動車・次世代航空機・鉄軌道・船舶等省エネ型交通機関の普及・開発加速、電子タグの活用、自動車の燃費改善、積載率の向上を推進する。また、環状道路等の整備、高速道路の多様で弾力的な料金施策、VIC SやETCの利用促進、安全運転支援システムの実用化など、高度道路交通システム(ITS)の開発・普及の推進等により、道路交通の効率化を実現する。</p> <p>(2) 「資源大国」を目指した資源エネルギー供給革命</p> <p>2050年までに世界の温室効果ガス排出量を少なくとも半減するという長期目標の達成を見据えた中長期的な観点から、既存技術やその延長上にはない「革新的技術」の開発を目指す。このため、適切な国際連携の下、「環境エネルギー技術革新計画」及び「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」の実現に向け、高効率石炭火力発電、超伝導高効率送電、低地用燃料電池、革新的製鉄プロセス、低燃費・低騒音航空機、高効率船舶等の革新的技術の開発を適切に推進する。</p>
--	--	--	---

<p>施策名</p>	<p>化学物質管理</p>
<p>施策の概要</p>	<p>透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを 2020 年( 1)までに達成する。</p> <p>1 「2020 年」の期限は、2002 年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)において示された「ヨハネスブルグ実施計画」に記載された、有害化学物質の環境上の適正な管理に関する達成年限。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>・(狭義の)化学物質管理分野</p> <p>化審法においては、平成 19 年度で約2万件の新規化学物質が市場上市前に適正に確認され、更に、ポリ塩化ビフェニル(PCB)等 16 物質の第一種特定化学物質、トリクロロエチレン等 23 物質の第二種特定化学物質、シクロドデカン等 35 物質の第一種監視化学物質、クロロホルム等 909 物質の第二種監視化学物質等に対する各種の管理・監視を実施すること等により、化学物質に係る環境の汚染の防止に大きく寄与している。</p> <p>また、化管法においては、平成 18 年度でトルエン等 354 物質に対し、全国で約4万1千事業所がPRTR 届出( 2)による排出把握管理を行っており、更に 435 物質について化学物質の安全性評価データシートを商取引において提供することを義務づけ、事業者による化学物質の自主管理の改善を促進することに大きく寄与している。</p> <p>2 PRTR届出：業種や事業規模等の一定の要件を満たす事業者に対し、政令で指定された化学物質(第一種指定化学物質(354 物質))の事業活動に伴う環境への排出量等を国へ届け出ることを義務付けている。</p> <p>・化学物質危機管理分野</p> <p>化学兵器禁止法においては、化学兵器に関連する合計 43 種類の毒性物質、原料物質をはじめとする化学物質の製造・使用等に対して許可制や届出義務を課し、これらを取り扱う国内約 500 の事業者等の届出情報を化学兵器禁止機関(OPCW)に申告し、当該申告に基づいてOPCWが実施する産業査察を受け入れる制度を整えることで、化学兵器の根絶を目的とする化学兵器禁止条約の国内実施を担保している。また、化学兵器禁止法の対象事業所が武力攻撃災害の発生又は拡大に備えるため、国民保護法( 3)及び経済産業省国民保護計画( 4)に従い経済産業大臣が行う化学プラントの緊急停止命令等を円滑に実施するための連絡体制を構築する等、危機管理体制の整備を実施している。</p> <p>3 国民保護法：平成 16 年6月制定。武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするため、国民の保護のための措置を推進するための国等の体制等を定める法律。</p> <p>4 経済産業省国民保護計画：平成 17 年 10 月制定。国民保護法第 33 条に基づき、経済産業大臣の国民の保護に関する計画をまとめたもの。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>・(狭義の)化学物質管理分野</p> <p>化学物質管理を巡る環境変化に適切に対応するため、政策の方向性及び法の見直しの在り方を検討すべく、平成 18 年5月から、産業構造審議会化学物質政策基本問題小委員会を設置。今後の化学物質政策のあるべき姿について検討し、平成 19 年3月に「中間とりまとめ」を発表、平成 19 年2月から、産業構造審議会と中央環境審議会による化管法見直しに係る合同会議を開催し、平成 19 年8月に報告書を発表するとともに、平成 20 年1月から、産業構造審議会、中央環境審議会及び厚生科学審議会による化審法見直しに係る合同会議を開催し、平成 20 年 12 月に報告書を取りまとめたところ。</p> <p>化管法見直し合同会合の中間とりまとめ(平成 19 年8月)においては、現行の化管法制度が定着した中、その枠組みを維持するとともに、対象物質の見直し等について言及された。</p> <p>また、化審法見直し合同会議報告書(平成 20 年 12 月)のポイントは以下のとおり。</p> <p>(1) 化学物質の上市後の状況を踏まえたリスク評価体系の構築</p> <p>上市後のすべての化学物質を対象として、リスク評価を優先的に行うべき物質を絞り込み、それらについてハザード情報等を段階的に収集し、リスク評価を実施する体系を官民の連携の下に構築する。</p> <p>(2) リスクの観点から踏まえた新規化学物質事前審査制度の高度化</p> <p>新規化学物質の上市前審査の際、現行制度で行われているハザード評価に加え、リスクの観点から踏まえた評価を行う。</p> <p>(3) 厳格なリスク管理措置等の対象となる化学物質の取扱い</p> <p>第一種特定化学物質、第一種監視化学物質、及び第二種特定化学物質については、国際的な動向も踏まえつつ、厳格な管理措置の継続及び適切なリスクの低減措置を講ずる。</p> <p>・化学物質危機管理分野</p> <p>条約の着実な実施を目指す化学兵器禁止機関(OPCW)では、産業査察の総件数を増加させており、我が国に対しても経済産業省が受入れを担当する産業査察の件数が平成 20 年からほぼ倍増し、今後も同等程度の件数で推移する見込みである。</p> <p>また、テロ等の緊急事態に備えた危機管理体制の強化は、恒常的に検討・改善をすすめて行く必要がある。</p>



【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

化審法各制度の届出・申出件数(件)(平成15年改正後)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新規化学物質の製造・輸入	305	443	482	573
低生産量化学物質の届出	141	186	236	598
少量新規化学物質の申出	14,823	15,923	17,687	19,641

化管法施行に伴う各種届出件数等  
届出排出量・移動量(トン/年)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
排出量	313,265	291,019	291,862	269,305	259,175	245,340	234,299
移動量	216,389	210,144	235,490	228,733	229,505	223,645	222,724
排出量・移動量 合計	529,653	501,163	527,352	498,038	488,680	468,984	457,023

届出事業所件数(件)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
届出事業所件数	34,820	34,497	41,075	40,331	40,796	40,942	40,725

政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しをすることとする予定。

関係する施政方  
針演説等内閣の  
重要政策(主なも  
の)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第3次環境基本計画 (化学物質管理分野)	平成18年4月 閣議決定	重点分野として「化学物質の環境リスクの低減」が位置づけられている。
第三次科学技術基本計画 (化学物質管理分野)	平成18年3月 閣議決定	個別政策目標として「環境と経済の好循環に貢献する化学物質のリスク・安全管理の実現」が掲げられている。
国民の保護に関する基本方針 (化学物質危機管理分野)	平成17年3月 閣議決定	化学テロや化学プラントを含む危険物質取扱所に係る武力攻撃災害について、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画の作成の基準となる事項について示されている。

施策名	中小企業事業環境の整備																					
施策の概要	<p>中小企業の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を行うとともに、我が国中小企業の国際展開に伴うリスク低減を図り、中小企業の事業活動の活性化を図る。</p>																					
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(1) 資金供給の円滑化  セーフティネット金融の着実な実施  ・ セーフティネット保証の実績 18 年度 75,324 件・14,589 億円、19 年度 75,555 件・15,929 億円  ・ セーフティネット貸付の実績 18 年度 104,338 件・11,345 億円、19 年度 103,065 件・12,146 億円  ・ 緊急保証の実績(2008 / 10 / 31 ~ 2009 / 1 / 30) 241,152 件・54,212 億円  ・ セーフティネット貸付の実績(2008 / 10 / 1 ~ 2009 / 1 / 30) 58,020 件・6755 億円  緊急保証の経営安定関連保証等対策費補助金は 543 億円であり、補助金額と比して相当額の実績をあげており、事業の目的を達成している。また、セーフティネット貸付についても、前年同期比約 150%と、景況の悪化の中で、中小企業の資金繰りに大きな実績を上げている。  さらに、緊急保証制度の導入が呼び水となり、中小企業向けの貸出しの減少に歯止めがかかり、21 年 1 月には対前年比でプラスとなり、事業の目的でもある経済環境の厳しい際に、中小企業に円滑に資金供給がなされ目的を達成している。  併せて、企業の倒産件数についても、緊急保証の実施により、倒産増加傾向のあったものに歯止めをかけ、21 年 2 月には前月を下回った。  制度開始から 2 月末までの緊急保証は、32 万 8 千件、7 兆 1 千億円の実績をあげ、その実績により、約 30 万社の企業が利用している。  中小企業者の資金ニーズを捉えた新たな金融手法の開発や、融資制度の拡充による個別の政策目的の推進  平成 18 年度 信用保証協会における第三者保証人原則非徴求化の実施無担保特例・担保不足特例の拡充証券課支援業務を拡充  平成 19 年度 流動資産担保融資保証制度の導入保証人猶予特例制度の創設再生関連・再挑戦関連の貸付を拡充・創設  平成 20 年度 売掛債権早期現金化制度・予約保証制度の導入経営改善貸付制度・新創業融資制度・保証人猶予特例制度の拡充</p> <p>(2) 国際展開の支援  国際化アドバイスへの利用者へのアンケート結果からも満足度が高く、相談件数も高い水準で推移しており経営資源の限られた中小企業の国際展開支援として企業から活用されている。  現地における中小企業が直面している障害事項の改善等について、企業からの相談件数は、500 ~ 700 件 / 年で推移しており、相手国での障害事項の改善件数は 100 ~ 160 件 / 年程度に上る。  日台双方の中小企業に対し、日台ビジネスステーションの運営等を通じた、情報提供を実施し、ビジネスアライアンスに関する具体的事案の発掘、促進に寄与した。(日台ビジネスステーション会員登録数:5,866 名(日本:2,618 名、台湾:3,248 名)、アクセス件数:214,373 件 / 08 年 4 月 - 09 年 1 月)。  我が国中小企業の人材育成のための技術研修についても企業からの総合評価は、目標達成度が「とても高い」「高い」とする回答が 88%に及んでおり、作業効率の向上や製品の品質向上に繋がった旨の報告がなされており、中小企業の国際展開に大きく寄与している。  海外での展示会等における商談件数は、平成 19 年度で年間 45,978 件に上っており、我が国中小企業の海外市場開拓に貢献しているものと判断出来る。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>(1) 資金供給の円滑化  個々の中小企業の事業実態や信用リスク等を適切に判断し、かつ、不動産担保や保証に過度に依存しない融資を引き続き推進する。また、資金繰りが厳しい中のセーフティネットとして、公的金融を着実に実施するとともに、金融庁と連携し、中小企業金融の 8 割を担う民間金融機関が中小企業に向けて必要な融資を行うよう促す。さらに、中小企業者の資金ニーズを早めに捉えられるよう、体制を整備し、関係機関と協力していく。加えて、個別の政策目的推進のため、各省庁の要望を踏まえながら融資制度を拡充・整備していく。</p> <p>(2) 海外展開の支援  中小企業の海外展開が進展する一方で、海外からの撤退や現地事業の行き詰まりといった問題に直面する事業者も多い。中小企業が海外進出した後、現地で継続して円滑に事業活動を実施できる環境を整備していく。</p>																					
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>(1) 資金供給の円滑化</p> <table border="1" data-bbox="523 1966 1190 2159"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H17 年度</th> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">貸付実績</td> <td>保証承諾実績</td> <td>129802 億円</td> <td>136591 億円</td> <td>130273 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業金融公庫</td> <td>12953 億円</td> <td>10289 億円</td> <td>9537 億円</td> </tr> <tr> <td>国民生活金融公庫</td> <td>21295 億円</td> <td>18633 億円</td> <td>19450 億円</td> </tr> <tr> <td>商工組合中央金庫 (短期貸付は除く)</td> <td>21991 億円</td> <td>20729 億円</td> <td>20511 億円</td> </tr> </tbody> </table>			H17 年度	H18 年度	H19 年度	貸付実績	保証承諾実績	129802 億円	136591 億円	130273 億円	中小企業金融公庫	12953 億円	10289 億円	9537 億円	国民生活金融公庫	21295 億円	18633 億円	19450 億円	商工組合中央金庫 (短期貸付は除く)	21991 億円	20729 億円
		H17 年度	H18 年度	H19 年度																		
貸付実績	保証承諾実績	129802 億円	136591 億円	130273 億円																		
	中小企業金融公庫	12953 億円	10289 億円	9537 億円																		
	国民生活金融公庫	21295 億円	18633 億円	19450 億円																		
	商工組合中央金庫 (短期貸付は除く)	21991 億円	20729 億円	20511 億円																		

	(2) 国際展開の支援				
	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	国際展開情報の満足度	91%	94%	93%	94%
	企業からの相談件数	772	709	690	534
	海外障害事項改善件数	54	68	149	113
	研修事業満足度	80%	80%	80%	80%
	商談件数	20,111	17,037	19,059	45,978
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しをすることとする予定。				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		
	経済成長戦略大綱	平成19年6月19日改訂	「情報、資金等の環境整備を通じた中小企業の国際展開」「地域中小企業の再生」「中小企業の再生・再起業の推進や女性・高齢者をいかした地域中小企業の事業展開の支援」「地域活性化のための新たな金融手法や主体の活用」「金融イノベーションの実現」		
	経済成長戦略大綱	平成20年6月改訂	「中小企業金融の円滑化」		

施策名	鉱物資源の安定供給確保																													
施策の概要	<p>鉱物資源の探鉱・開発、リサイクルの推進、代替材料等の開発、レアメタル備蓄等により、中長期的かつ持続的に鉱物資源の安定供給の確保を図る。</p>																													
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>1. 鉱物資源の資源外交・探鉱開発&lt;資源外交の戦略的な展開と探鉱・開発の推進&gt;</p> <p>(1) 資源外交の取り組み</p> <p>平成 20 年3月までに主として以下の取り組みを実施(その後も様々な資源外交を展開)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年4月、甘利経済産業大臣(当時)がウズベキスタン、カザフスタンを訪問。ウラン・レアメタル権益獲得に資する基本合意書(MOU)を締結した。</li> <li>平成 19 年 11 月、甘利経済産業大臣(当時)が南アフリカ、ボツワナを訪問。南アフリカにおいてバイオリーチング、レアアースに関するMOUを締結した。特にボツワナにおいては、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の持つリモートセンシング解析技術が高く評価され、JOGMECとボツワナ地質調査所が南部アフリカ開発共同体(SADC)加盟国との地質リモートセンシング・プロジェクト協力のMOUを締結した。</li> <li>平成 19 年 12 月、新藤経済産業副大臣(当時)がベトナムを訪問第1回日越石炭・鉱物資源政策対話において、レアアースに関する共同探査・開発について対話を進め、日越関係の強化を図った。</li> </ul> <p>(2) 探鉱開発</p> <p>国が助成した地質構造調査により、これまでに、海外で鉱山開発に至ったものは116地域中10件(鉱山開発移行率:9%)であり、一般的に2~3%といわれる非鉄メジャーの鉱山開発移行率に比し高い実績を収めている。</p> <p>こうした支援により、我が国企業が資源の探鉱開発に積極的に取り組んできた結果として、近年の自主開発比率は大幅に増加するとともに、単純買鉱による輸入量割合(単純買鉱比率)は、41%(1996年)から19%(2007年)へと確実に減少してきており、非鉄金属資源の安定供給がより一層確保されてきている。</p> <p>※「単純買鉱」とは、我が国企業が権益を持たない海外鉱山から鉱石を購入すること。権益比率に応じて鉱石が確保できる自主開発に比べ、安定供給の確保が困難。</p> <p>2. 非鉄金属資源のリサイクルの推進&lt;リサイクルの推進&gt;</p> <p>廃小型電子・電気機器からの希少金属の回収については、秋田県大館市及び北部エコタウンにおいて各自治体施設及びスーパー等に回収ボックスを設け、廃小型電子・電気機器を回収し、種類・年代及びレアメタルの分析等を実施した。また、パソコン、携帯電話の基板を粉砕し、物理的選別試験を実施し、部品を基板から取り外すことを基本として、物理選別のフローを構築する必要性が認められた。</p> <p>3. レアメタルの代替材料等の開発&lt;代替材料等の開発&gt;</p> <p>インジウムを減少させる代わりに、最適な元素を添加することで高い導電性をもつ透明電極を作成するべく、シミュレーションを活用して必要なモデルを構築するとともに、その組成の薄膜を実験的に作成する効率的な手法を確立した。</p> <p>また、希土類磁石向けジスプロシウム代替材料等の開発については、超微細結晶粒製造技術を開発し、2μm以下の微細粒において保磁力向上に成功するとともに、顕著な保磁力の上昇を可能とする強磁場中の熱処理技術を開発した。</p> <p>さらに、超硬工具向けタングステン代替材料等の開発については、切削工具および耐摩耗工具用サーメットについて残留WC量、Ni、N含有量等が特性に及ぼす要因を解析し、各種工具用サーメット開発のための設計指針等を確立した。</p> <p>4. 緊急時に備えたレアメタルの備蓄&lt;レアメタルの備蓄&gt;</p> <p>平成 18 年度から平成 19 年度までに、計4回の国家備蓄の放出を実施した。引き続き、安定供給のための適切な備蓄水準が維持されるよう、レアメタルの価格動向も踏まえつつ機動的・効率的な運用を図っている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>中長期的に戦略的・計画的なレアメタルの安定供給確保を図るため、レアメタル確保戦略を策定し、以下の改善策について検討する。</p>																													
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>1. 鉱物資源の資源外交・探鉱開発&lt;資源外交の戦略的な展開と探鉱・開発の推進&gt;</p> <table border="1" data-bbox="341 1794 1410 1973"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>平成 15 年度</th> <th>平成 16 年度</th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> <th>平成 19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象地域数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>調査対象面積(k㎡)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>713</td> <td>762</td> <td>1,023</td> </tr> <tr> <td>ボーリング本数(本)</td> <td>37</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>ボーリング延長(m)</td> <td>7,008</td> <td>0</td> <td>5,018</td> <td>5,812</td> <td>9,904</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 調査対象面積は、地質調査実施面積。平成15年度は掘削調査(深度202.1m)を、16年度は物理探査(測線54km)を実施。</p>	指標	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	調査対象地域数	2	1	7	5	5	調査対象面積(k㎡)	—	—	713	762	1,023	ボーリング本数(本)	37	0	18	20	48	ボーリング延長(m)	7,008	0	5,018	5,812
指標	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度																									
調査対象地域数	2	1	7	5	5																									
調査対象面積(k㎡)	—	—	713	762	1,023																									
ボーリング本数(本)	37	0	18	20	48																									
ボーリング延長(m)	7,008	0	5,018	5,812	9,904																									

2. 非鉄金属資源のリサイクルの推進<リサイクルの推進>

指標	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
実証事業・技術開発により国内で発生する希少金属含有小型電気電子機器から回収された非鉄金属の回収率(%)	-	-	-	-	(研究開発開始)

3. レアメタルの代替材料等の開発<代替材料等の開発>

指標	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
製品中に使用される希少金属の使用量低減率(%)	-	-	-	-	(研究開発開始)

4. 緊急時に備えたレアメタルの備蓄<レアメタルの備蓄>

指標	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
総備蓄量(日分)	41.5	36.7	35.3	34.6	34.2
うち国家備蓄量(日分)	31.1	26.3	24.9	24.2	23.8
うち民間備蓄量(日分)	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4

※数値は、各年度末における実績値。


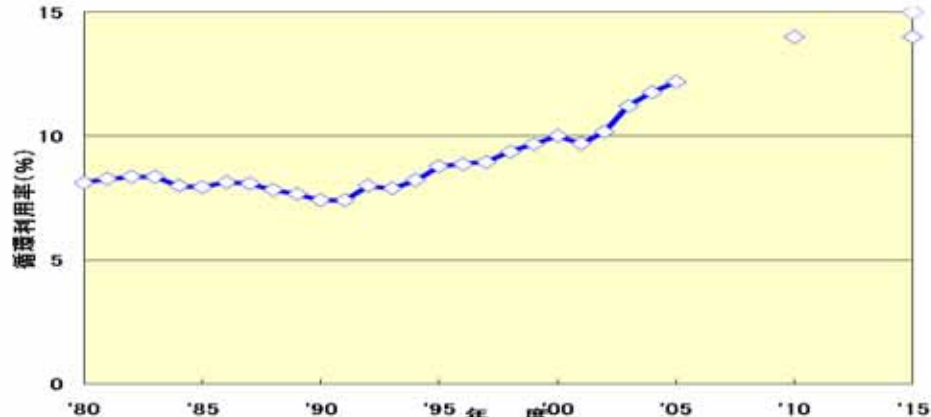
政策評価の結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しをすることとする予定。

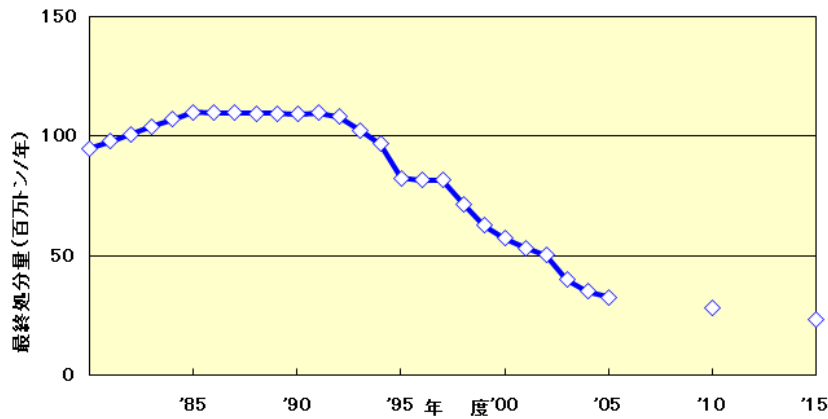
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
資源確保指針(閣議了解)	平成 20 年 3 月 28 日	我が国への資源エネルギーの安定供給確保に当たり、特に重要と考えられる権益取得案件及び資源調達案件(以下、「重要な資源獲得案件」という。)を支援していくための関係機関を含む政府全体の指針として、資源確保指針を定める。これにより、政府は、重要な資源獲得案件の支援に当たり、外交を積極的に展開していくとともに、政府開発援助、政策金融、貿易保険などの経済協力との戦略的な連携を推進する。 重要な資源獲得案件は、本邦企業が関連するものであって、石油、石炭及び天然ガス並びにウラン、レアメタルその他の鉱物資源に関し、それらの本邦への安定供給に資する案件として以下に掲げるものとする。 ① 探鉱又は開発に係る権益を取得するもの ② 本邦需要家への供給に資する長期供給契約に係るもの
経済成長戦略大綱(改定)(経済財政諮問会議決定)	平成 20 年 6 月 27 日	<(5)資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化> ① 総合資源確保戦略 需給逼迫が進みつつあるウラン資源や、電子部品、自動車などの製造に不可欠なレアメタル等の鉱物資源についても、我が国の強みを生かした積極的な資源外交、リスクマネーの供給、周辺インフラ整備支援等の経済協力や貿易保険との連携、海外探鉱向け融資制度の活用等を通じた資源の探鉱及び開発に対する支援、代替材料の開発や川上・川下の事業者のすりあわせを通じた製品設計・生産プロセスの改善による省資源化対策、廃小型電子・電気機器等からのレアメタルの高効率回収技術開発等の支援、海外からの未利用副産物の輸入円滑化等を通じたリサイクルの促進など総合的な対策を推進する。
経済財政改革の基本方針 2008(閣議決定)	平成 20 年 6 月 27 日	<第 5 章. 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築> 4. 資源・エネルギーの安定供給 ・「資源確保指針」に基づき、石油・天然ガス・ウラン等の安定的な供給確保に加え、レアメタルの代替材料開発やリサイクル等の対策を行う。 ・ EEZ 等における海洋資源の開発・利用・保

		<p>全、大陸棚の限界画定、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋研究開発の強化、沿岸域の総合的管理、海洋に関する人材の育成等「海洋基本計画」に基づく取組を実施し、新たな海洋立国の実現を目指す。</p>
<p>次世代自動車・燃料イニシアティブ ※経済産業大臣、日本自動車工業会会長、石油連盟会長による三者懇談会</p>	<p>平成 19 年5月 28 日</p>	<p>希土類元素供給源の多様化と供給量の拡大のための上流開発を行うとともに、並行して、省レアアース、更に長期的な観点から代替レアアースを使用した永久磁石モーターの開発や、非永久磁石系モーター(誘導モーター等)の開発を進めることが求められている。経済産業省としては、レアアースの上流開発対策とともに、モーターの更なる性能向上のための技術開発を推進していく予定である。</p>
<p>新・国家エネルギー戦略</p>	<p>平成 18 年5月 31 日</p>	<p>II. 6. (3)⑤鉱物資源戦略の強化 i) ウラン資源をはじめとする鉱物資源の探鉱開発及び関連投資活動強化 (中略) ウラン資源をはじめとする鉱物資源や石炭について、我が国企業による探鉱開発活動や関連投資活動に対する支援の強化や、資源国における経済協力案件の発掘強化、必要な二国間協定等の整備を進める。また、支援対象となる案件の資源確保指針への反映を図る。 ii) 鉱物資源に関するリサイクル促進・代替材料開発等総合的な対策の強化 鉱物資源に関しては、上流活動に対する支援の強化に加え、マテリアル・フローの分析を行いつつ、その結果を踏まえ、国内におけるリサイクルの促進や代替材料の開発促進など総合的な対策の強化にも並行して取り組む。</p>

<p><b>施策名</b></p>	<p>資源循環促進</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>大量生産・大量消費・大量廃棄物型の経済活動を続けてきた我が国における資源生産性、循環利用率、最終処分量等の改善を図り、資源負荷、環境負荷を克服。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>① 資源生産性の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資源生産性は平成2年度(1990年度)の20.7万円/トンから平成17年度(2005年度)には33.0万円/トンと、平成2年度比で59.4%増加。これまでのところ、将来的な目標達成に向けて着実に推進が図られてきているものの、引き続き推進が必要。</li> </ul> <p>② 循環利用率の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 循環利用率は平成2年度(1990年度)の7.4%から平成17年度(2005年度)には12.2%と、平成2年度比で4.8ポイント増加。これまでのところ、循環利用率の低下は見られないが、引き続き注視が必要。</li> </ul> <p>③ 最終処分量の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最終処分量は平成2年度(1990年度)の109百万トンから平成17年度(2005年度)には32百万トンと、平成2年度比で70.6%改善。</li> </ul> <p>(今後の方向性)</p> <p>従来の資源循環政策の推進により、最終処分量の減少など一定の改善が見られたものの、レアメタル等の有用金属を含む使用済小型家電の最終処分による希少資源の遺失、最終処分削減目的での化石系資源焼却処分に伴う温室効果ガスの排出など、従来の3R政策では表面化されなかった問題が生じている。</p> <p>これらの問題を解決するため、循環型社会と低炭素社会の両立を踏まえた横断的・俯瞰的な3R政策の検討を行う必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>① 資源生産性の推移</p>  <p>* 「資源生産性」は、産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標となります。天然資源等はその有限性や採取に伴う環境負荷が生じること、また、それらが最終的には廃棄物等となることから、より少ない投入量で効率的にGDPを生み出すよう、資源生産性の向上が望まれます。なお、「天然資源等投入量」とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の量を指し、直接物質投入量(DMI)とも呼ばれます。</p> <p>出典:第2次循環型社会形成推進基本計画</p> <p>② 循環利用率の推移</p>  <p>* 「循環利用率」は、経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量の占める割合を表す指標となります。最終処分量を減らすために適正な循環利用が進むよう、原則的には増加が望まれます。なお、「経済社会に投入されるものの全体量」は天然資源等投入量と循環利用量の和です</p>

② 最終処分場の推移



\*「最終処分量」は、最終処分場のひっ迫という喫緊の課題にも直結した指標であり、一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の和として表され、減少が望まれます。

出典:第2次循環型社会形成推進基本計画

政策評価の結果  
の政策への反映  
状況

評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しをすることとする予定。

関係する施政方  
針演説等内閣の  
重要政策(主なも  
の)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
新経済成長戦略(2008改訂版)	平成20年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資源確保のみならずレアメタル等も含めた総合的なレアメタル確保戦略を策定し、レアメタルのリサイクル、代替材料開発を強化する。</li> <li>○ 中小企業を含めた我が国企業の3R分野の「環境力」の高度化・高効率化を図ることを目指して、地域ごとに技術開発・実証実験や海外展開の支援パッケージとして実施することで、3R関連産業の市場規模拡大を促進する。また、ERIAを活用し、アジア大の3R施策の展開を図る。</li> </ul>
「アジア経済・環境共同体」構想	平成20年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境・エネルギーの制度整備を通じ、アジアにおける環境・エネルギー分野の市場規模を拡大する。これをビジネスチャンスとして取り込むため、アジアの市場に適合したビジネス展開に向け、スペックの見直し等の企業努力を促しつつ、各種支援を通じ、我が国企業のアジア展開を加速化する。</li> <li>○ 国際エコタウン展、エコプロダクツ国際展、省エネ・環境フォーラム、省エネ・環境相談窓口等の重層的なビジネスマッチング機会の提供を通じたビジネス展開支援、環境ビジネスのアジア展開に向けた産学官協力を推進する。特に環境関連の個別機器・技術・ノウハウをシステム化する環境ソリューションサービスへの政策的支援を拡大し、環境ビジネスのアジア展開を促進する。</li> </ul>
循環型社会形成推進基本計画	平成20年3月	<p>従前の循環型社会形成推進基本計画(平成15年閣議決定)に基づく関係主体の努力により、資源生産性の向上、循環型利用率の増加、最終処分量の減少等、循環型社会の形成に一定の成果を得たものの、世界的な資源制約、地球温暖化問題等への対応の必要性が増大している。このため、国内・国際的に循環型社会の形成を一層推進する必要性が指摘されている。</p> <p>このため循環型社会形成のための指標及び目標値が強化され、これらを達成するための取組として、低炭素社会・自然共生社会との統合的な施策の推進、生活環境の保全を</p>



			前提とした地域循環圏の構築、3Rに関する国民運動等の推進、循環ビジネスの振興、3R技術・システムの高度化とともに、東アジア循環圏など、国際的な循環型社会の構築に向けた国際的な貢献を行うための施策を展開していくことが求められた。
	産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策WG報告書	平成 20 年1月	資源有効利用促進法の施行状況に関する評価検討とともに、今後の持続可能社会の構築に向けた新た3R政策のビジョンについて提言がなされている。具体的には、製品サプライチェーン企業間での摺り合わせの再強化によるものづくりの高度化(リデュース対策)や「製品」に着目した消費者の3R意識の向上と事業者との連携の強化、携帯電話等の自主的な回収・リサイクルの取組の一層の促進等を図るべきとされている。
	21 世紀環境立国戦略	平成 20 年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国の3R・廃棄物管理の先進的な制度、優れた技術・システム、各主体の取組と連携の経験を、アジアを始めとする世界各国の国別3R推進計画の策定支援やエコタウンをモデルとした循環型の都市づくりへの協力などを通じて、各国に適した形で展開する。こうした取組により、日本をアジアにおける3Rの推進拠点とする。</li> <li>○ ライフサイクル全体を視野に入れた製品の環境配慮に係る国際基準・規格の策定や循環資源の品質に係る基準・規格のアジア域内での普及を推進する。</li> <li>○ 途上国では適正な処理が困難だが日本では可能である廃棄物等を、各国から日本がその対応能力の範囲内で受け入れ、高度な技術で金属を回収し、リサイクルする取組を進める。</li> <li>○ 3Rイニシアティブのさらなる展開を図り、アジアや世界で3Rを推進するための国際協力を充実する。</li> <li>○ 3R関連法制度等の充実や技術開発の支援を通じて、製品のライフサイクル全体での天然資源等投入量の最小化や再生資源の高付加価値製品への利用を促進し、資源生産性の更なる向上と環境負荷の低減を図る。</li> </ul>
	長期戦略指針「イノベーション25」	平成 19 年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3R等環境エネルギーの分野における我が国が世界に誇る技術に関して、産業界の参画の下、最も適地であると考えられる場所で実証することを支援し、我が国の技術を世界に普及させる。</li> <li>○ 環境エネルギーの分野における我が国が世界に誇る技術に関して、産業界の参画の下、最も適地であると考えられる場所で実証することを支援し、我が国の技術を世界に普及させる。</li> </ul>
	経済成長戦略大綱	平成 19 年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境・省エネ技術とものづくり技術、技術と感性の融合といった我が国の強みをかけ合わせ、世界の持続的発展に貢献しつつ、我が国の国際競争力を向上させる。具体的には、環境・資源・エネルギー制約を克服する新しいモノ作り技術の研究開発とその実証、環境価値を「見える化」するための手法の開発・普及等を行う。</li> <li>○ サプライチェーンにおける環境配慮の促進等を通じ、環境効率性の高い産業・ビジネスの成長力を強化するための基盤を整備する。</li> <li>○ 我が国の資源生産性(GDP/天然資源</li> </ul>

			<p>投入量)を2010年度までに約39万円/トンに向上させること等を目指し、製品のサプライチェーン全体の資源投入量の最小化や再生資源の高付加価値製品への利用等を促進するための3Rシステムの整備や先進的な3R技術開発、循環型の地域づくり等を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資源生産性等に関する指標や政策目標設定手法の国際統合化、環境配慮設計規格の国際標準化、循環資源の適正な輸出入のための国際的な取組の充実等を図る。これらにより、3Rを国際的に推進し、資源のより効果的・効率的な利用による我が国企業の国際競争力強化及び持続可能な産業発展を促進する。</li> <li>○ アジア諸国に対し、エコタウン等を含む3R技術・システムの展開、これらに係る人材の養成など、環境・エネルギー協力を拡充・強化する。</li> </ul>
--	--	--	---

<p>施策名</p>	<p>産業保安</p>																			
<p>施策の概要</p>	<p>高圧ガス・LPガス・火薬類を取り扱う施設、電気設備を有する施設、都市ガス事業に供する施設及び鉱山について、それぞれの有する爆発性や人体有害性等の危険性といった特性に応じた規制を適切に実施することにより、災害・事故等の発生を防止する。</p>																			
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(1) 産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少  高圧ガス、都市ガス及びLPガスの各分野においては、近年、事故(特に漏えいに関する事故)の発生件数が急増している状況にあることから、事故の詳細な要因分析を通じて、産業保安各分野の共通課題を抽出し、事故の低減に向けた実効的な対応策を検討するため、平成 20 年7月、総合資源エネルギー調査会の関係部会及び小委員会の下に、「産業事故分析・対策検討共同ワーキンググループ」(座長:宮村鐵夫中央大学理工学部教授)を設置し、年度内の取りまとめを目途に、関係課が連携して、検討を進めてきている。  一方、いずれの産業保安分野においても、死亡や負傷を伴う重大事故の発生は、抑制傾向が見られ、基準見直しによる一定水準の保安レベルの確保、事故情報の収集、解析による類似事故の未然防止に向けた情報展開、一般消費者等への幅広い普及啓発活動等の多面的な行政アプローチによって、一定の施策効果が現れているものと考えられる。  また、産業保安分野における事故やコンプライアンス問題が発生する背景として、人的・組織的な要因、いわゆる事業者の「安全文化」が多くの場合、介在している状況を踏まえ、事業者の安全文化の向上、そのための適切な環境の整備が求められているとの問題意識から、平成 18 年7月、「産業保安分野における安全文化の向上に関する研究会」(座長:田村昌三横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター教授)を発足させ、同年 11 月に中間取りまとめとして示された方向性等を踏まえ、保安規制の多様化、事後チェックの充実、事業者の技術的基盤強化への支援等について、検討を進めてきている。  なお、平成 15 年以降、自主保安を促進するための制度面において、主として以下のような法律の見直しを行ってきたところである。  【高圧ガス】保安検査の方法について民間規格を導入。(高圧ガス保安法の改正。平成 17 年3月施行)  【都市ガス】ガス工作物検査機関を認定制から登録制へ変更。(ガス事業法の改正。平成 16 年3月施行)  【電気】一般電気工作物の調査業務を指定制から登録制へ移行。  安全管理審査を指定制から登録制へ移行。(電気事業法の改正。平成 16 年3月施行)  【鉱山】鉱業権者によるリスクマネジメントの実施。  現況調査を踏まえた保安規程への反映(認可制から届出制へ変更)。  施設の工事計画を認可制から届出制へ変更。  鉱山特有の国家試験制度を廃止。(鉱山保安法の改正。平成 17 年4月施行)  また、電気工事に関しては、平成 20 年度に、規制緩和と要望などを踏まえ、電気工事士が行う電気工事の範囲についての見直しを行うとともに、電気工事業の登録が必要となる電気工事の範囲をより明確なものとし、エアコン設置工事における関連工事についての解釈を示した。</p> <p>(2) 休廃止鉱山における鉱害の防止  休廃止鉱山の鉱害防止に係る目標値は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく第4次基本方針に定められたものであって、鉱害防止工事については、平成 19 年度末までの実績(5年間の累計)で約 30%の達成率であるのに対し、坑廃水処理は、平成 19 年度に 28 億円の水準まで経費節減を達成している。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>(1) 産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少  産業事故分析・対策検討共同ワーキンググループによる事故削減に向けた基本的な方針、方策、枠組み等の在り方についての提言を踏まえた施策を実現。  自主保安原則に立脚した事業者の保安体制等、品質保証・安全文化向上のための保安規制の在り方についての施策を実現。  事後チェック体制、緊急時体制の強化の必要性の増大に伴い、産業保安監督部との連携体制を強化。  事務内容全般に係る新たな施策目標の取り込みを検討。</p> <p>(2) 休廃止鉱山における鉱害の防止  平成 24 年度を最終年度とする金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく第4次基本方針以後の在り方も含めた中長期的な事業の在り方を検討。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>(1) 産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少</p> <p>既存指標の推移</p> <table border="1" data-bbox="339 2101 1513 2150"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H15 年度</th> <th>H16 年度</th> <th>H17 年度</th> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【高圧ガス】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						指標	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値	【高圧ガス】						
指標	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値														
【高圧ガス】																				

事故(災害)件数(件)	146	157	165	193	283	事故件数の減少 (対前年比) (H20年度)
事故による死者数(人) 1	3	0	3	4	5	
事故による負傷者数(人) 1	150	54	57	91	80	
漏えい事故件数(件) 1	64	81	87	113	206	
<b>【火薬】</b>						30件前後(H21年度) 0件(同上) 30件前後(同上)
火薬類による事故件数(件)	37	41	34	41	49	
事故による死者数(人)	13	0	2	2	0	
事故による負傷者数(人)	38	51	37	44	54	
<b>【電気】</b>						事故件数の減少 (対前年比) (H19年度)
電気事故件数(件)	9,520	22,967	11,561	11,563	10,547	
感電死傷事故件数(件) 1	115	2 80	81	72	72	
<b>【都市ガス】</b>						年間1名未満(平均)(H22) 5~10年間1名程度(同上) 2~3年間1名程度(同上) 2~3年間1名程度(同上)
死亡事故(死者数)(人)	4	6	4	3	7	
製造段階の死亡事故(死者数)(人)	0	0	1	0	0	
供給段階の死亡事故(死者数)(人)	0	3	1	1	3	
消費段階の死亡事故(死者数)(人)	4	3	2	2	4	
消費段階の事故件数(件) 1	54	47	47	81	157	
消費段階の漏えい着火件数(件) 1	31	27	29	64	139	
<b>【LPガス】</b>						年間1名未満(H20年度)
事故件数(B級以上)(件)	9	6	1	2	5	
消費段階の事故件数(件) 1	86	64	58	82	126	
消費段階の漏えい着火件数(件) 1	77	57	48	76	115	
<b>【鉱山】</b>						鉱山災害による り災者数0 (H24年度)
鉱山災害によるり災者数	43	38	34	34	35	

: 電気以外の分野における事故件数、死者数等は、暦年による。

1: 既存指標以外に今後の施策の方向性と関連する指標として、今回新たに抽出した項目。

2: 平成16年度の事故件数の増加要因は、主に台風等の自然災害による高圧配電線路の事故件数の増加によるもの。

### その他の指標の推移

指標	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<b>事故やコンプライアンス問題発生時の対応</b>				
現場に職員派遣を行った事故件数				本院の職員を派遣した件数。 ( )内は監督部の職員を派遣した件数。 初動において関連事故の疑いのある場合を含む。
高圧ガス	-	-	1(2)	
火薬	-	-	0(2)	
電気	-	-	0	
都市ガス	-	-	3	
LPガス	-	-	2(3)	
鉱山	- (11)	- (24)	1(52)	
官邸に通報を行った事故件数				初動において関連事故の疑いのある場合を含む。
高圧ガス	-	-	5	
火薬	-	-	5	
電気	-	-	6	
都市ガス	-	-	7	
LPガス	-	-	1	
鉱山	-	-	2	
プレス発表の件数				事故、コンプライアンス関係でプレス発表を行った実績。 LPガスの平成17年度分は第4・四半期のみ。 鉱山については本院によるプレス発表の実績はない。
高圧ガス	9	21	12	
火薬	1	1	2	
電気	3	27	10	
都市ガス	0	50	70	
LPガス	4	25	54	
鉱山	0	0	0	
災害事例の水平展開の実施状況				本院から監督部及び関係団体に災害事例の情報を提供した件数。
鉱山	-	44件	41件	
<b>新技術、国際動向等の社会的要請を踏まえた基準類の見直し</b>				改正又は制定を行った法令、内規類の本数。
基準類見直しの実績				
高圧ガス	7	3	3	
火薬	14	16	8	
電気	14	10	8	
都市ガス	3	3	4	
LPガス	2	6	3	

鉾山	4	13	3	
都道府県・関係団体等の説明会等の参加回数				事故、コンプライアンス、基準類見直し関係で本院が主催し、又は参加した主な説明会、講演会、セミナー等の参加回数(概数)。
高压ガス	15	17	20	
火薬	3	3	11	
電気	8	9	12	
都市ガス	-	-	12	
LPガス	10	17	25	
鉾山	-	-	1	
一般消費者等に対する保安確保の普及啓発				都市ガスについては、平成19年度の値はポスターの作成枚数。鉾山については、ポスターの作成枚数、( )内はリスクアセスメント事例集の印刷部数。
パンフレット等の印刷部数				
高压ガス	0	0	0	
火薬	5,100	5,020	5,650	
電気	23,500	2,000	4,000	
都市ガス	500,000	1,000,000	20,000	
LPガス	400,000	1,562,000	849,000	
鉾山	1,300	1,300(1,300)	1,230(1,332)	
講習会等の回数・参加人数				鉾山については、監督部主催の講習会等。
高压ガス	0	0	0	
火薬	9回:256人	8回:168人	18回:393人	
電気	5回:651人	5回:1,091人	9回:2,154人	
都市ガス	0	0	0	
LPガス	-	34回:12,612人	24回:9,706人	
鉾山	17回:228人	23回:437人	25回:544人	
事後チェックの着実な実施				本院の職員による立入検査の実績。
定期的な立入検査の実施件数				
高压ガス	8	11	12	
火薬	0	0	0	
電気	-	-	-	
都市ガス	11	9	9	
LPガス	15	18	14	
鉾山	-	-	-	
規制情報の公開				許認可等関係の保安院HPへの掲載回数。
規制情報のHPへの公開回数				
高压ガス	1	21	29	
火薬	1	1	1	
電気	31	23	10	
都市ガス	-	3	4	
LPガス	3	8	5	
鉾山	1	5	3	
産業保安監督部との連携強化				本院が主催し、又は参加した主な担当官会議、課長会議、部長会議等の開催実績(概数)。
担当官会議等の開催回数				
高压ガス	7	7	7	
火薬	7	7	7	
電気	1	2	5	
都市ガス	2	2	0	
LPガス	6	6	6	
鉾山	2	4	3	
産業保安監督部による立入検査の実施件数				LPガスについては、液化石油ガス販売事業者及び保安機関の重複含む。
高压ガス	4	2	1	
火薬	0	3	0	
電気	518	538	559	
都市ガス	-	-	387	
LPガス	208	247	184	
鉾山	939	1,020	979	

## (2) 休廃止鉾山における鉾害の防止

### 既存指標の推移

指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値
休廃止鉾山における鉾害防止						鉾害の発生を未然に防止すること
・鉾害防止工事の事業量 (億円(累計))	9.1	16.5	22.2	26.5	30.8	H15年度～H24年度の間、鉾害防止工事を終了(義務者不存在分の工事量は10年間で107億円)。
・坑廃水処理の事業量 (億円(年間))	30.6	28.5	29.2	28.5	28.2	H15年度以降も引き続き坑廃水処理を確実に実施(義務者不存在分・存在分合わせて事業量は32億円/年)。

	<p>その他の指標          鉱害防止事業の効果          ・ 坑廃水による鉱害問題については発生していない。なお、一端、鉱害問題が発生するとその損害額は数百億円に及ぶこともある。莫大な損害を与えないため、鉱山保安法に基づく規制を実施することにより、鉱害問題の発生を未然に防止する。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しをすることとする予定。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日 閣議決定	国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。新たな時代展開の下での役割分担と協力関係を官民挙げて構築しつつ、生活における様々なりスクに対処する必要がある。
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日 閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・現災を着実に実施する。</li> <li>大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。</li> </ul>
	鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案審議	平成 16 年 4 月の参議院経済産業委員会	「鉱山から遠隔地にある附属製錬場及び休廃止鉱山の鉱害防止については、国と地方公共団体とが十分に協議をすること。特にこれら施設の廃棄物たい積場及び廃水処理に伴って発生する中和沈殿物の埋立場等については、地域住民への影響を十分配慮すること。」と附帯決議がなされ、平成 16 年 5 月の衆議院経済産業委員会において、「鉱害防止対策について、地方公共団体と十分連携を図るとともに、鉱害防止義務者に対して適切な指導監督を行うこと。」と附帯決議がなされている。

表 14 - 4 - 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）

政策の名称	工業用水道事業の整備
政策評価の結果の概要	工業用水道事業の需要及び施設の整備・給水状況、費用便益比等を検証した。工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、評価を行った 11 事業のうち 8 事業は補助対象として妥当であると判断し、3 事業は補助事業を継続する必要性が低いと判断した。
政策評価の結果の政策への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 事業について引き続き補助事業とし、7 事業について平成 21 年度予算要求を行った。（1 事業については平成 20 年度終了事業のため、追加の予算要求は行わないこととした）</li> <li>・ 3 事業について補助事業を継続する必要性が低かったため、1 事業について休止、2 事業について中止とした。</li> </ul>

（注） 個別の評価結果については、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表 14 - 4 - a 参照。

表 14 - 4 - 実績評価方式により平成 19 年度に事後評価した政策

政策の名称	技術革新の促進・環境整備
政策評価の結果の概要	<p><b>【国による研究開発の戦略的展開】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「研究開発プログラム」の中での体系的推進 研究開発プログラムが、本来、メニューの一つである研究開発の占めるウェイトが重くなっている。このため、例えば規制緩和や国際標準化などといった他のメニューと連動することを徹底する。</li> <li>公的研究機関による研究開発成果の評価や調達を通じた初期需要の創出 技術力のある中小企業は我が国のものづくりの重要な担い手であり、中小・ベンチャー企業が開発した革新的な機器等を死蔵させることなく、普及させることが重要。このためのメニューの一つとして、産総研における調達を含めた試作・評価制度について検討中。</li> <li>独立行政法人を活用したイノベーションを生み出す環境整備 NEDO、産総研等の機能を最大限活用し、技術経営力の強化に関する業務を両法人に法改正により追加。</li> </ol> <p><b>【民間による研究開発投資充実のためのインセンティブ付与】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>研究開発投資促進税制の拡充 中小企業をはじめとした研究開発投資の加速を図り、イノベーションの加速による成長力・競争力の強化を促進すべく、研究開発促進税制を拡充 ① 現行法人税額の 20%となっている税額控除限度額の引上げ(試験研究費を増加させる場合及び試験研究費率が高い場合) ② 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の延長等</li> <li>実用化開発の支援の見直し イノベーション実用化助成事業中大学発事業創出実用化研究開発事業(産学マッチングファンド)に関し、大学等技術移転促進費補助金等の既存事業と組み合わせ「地域イノベーション協創プログラム」として、各地域での動きと連動するように制度変更。</li> <li>日本版バイ・ドール規定の対象範囲の拡大 国が譲り受けない特許権等の範囲について、法改正により「請負」を付け加えたことにより、対象範囲がソフトウェアまで拡大。他方、バイ・ドール規定の運用については、検討課題もあり。</li> </ol> <p><b>【産学連携・人材育成の推進】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>産学マッチングファンドによる具体的な成果の発信 平成14年より開始した大学発事業創出実用化研究開発事業も、具体的な成果を出しつつある。</li> <li>TLOの支援による技術支援の促進 TLOの技術移転活動を支援することにより、「大学の研究成果発掘 → 特許化 → 民間事業者への技術移転 → ライセンス収入 → 大学・発明者への還元」という知的創造サイクルを円滑に働かせ、成果を活用した事業化を促進するなど一定の役割を果たしている。</li> <li>産業界のニーズに対応した人材育成 日本経団連副会長、国立大学協会副会長などがメンバーとなっている産学人材育成パートナーシップを立ち上げ、大学と産業界の対話と行動の場として、人材育成に係る産業界のニーズと実際の教育との間のミスマッチの解消や、横断的・制度的課題、業種別課題の解決を図る観点から議論を開始。</li> </ol> <p>(今後の方向性)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>革新的研究開発の効率的な推進</li> <li>異分野の技術・知識の融合の場の構築</li> <li>エコイノベーションを実現する知の結集と推進</li> <li>イノベーションを加速する環境整備</li> <li>研究・技術人材の育成・流動化の促進</li> <li>独立行政法人によるイノベーション創出の仕組み作りの実現支援</li> <li>イノベーション・モデルの世界への発信等</li> </ol>
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。
政策の名称	経営イノベーション・事業化促進



<p>政策評価の結果の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営資源を効率的に活用できる環境の実現について <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 都市部の事業再生については、活発化してきたが、地方金融機関の不良債権比率は依然として高いため、地方における事業再生については、活発であるとはいえない。</li> <li>2) 我が国社会の少子高齢化等に対応するため、生産性を向上させることが重要である。特に、サービス産業については、我が国全体の雇用、GDPの約7割を占め、地方経済の中核であり、担い手の多くは中小企業であるが、その生産性は、製造業のそれと比べて低く、米国の6割の水準にとどまっている。</li> <li>3) 設備、債務、雇用の以上3つの過剰が解消されたこと等により、事業再編(合理化・効率化)から技術革新(付加価値の創造)へとトレンドが変わった。</li> </ul> </li> <li>○ 新事業の創出促進について <p>2001年～2004年の開業率は3.5%にまで回復したが、開業率を廃業率が上回る状況が続いている。このような状況をふまえて、ベンチャー企業の置かれた状況を再度点検し、必要な改善を行う等により、ベンチャー企業の一層の創出と成長の加速を図ることが課題である。</p> <p>(今後の方向性)</p> </li> <li>○ 経営資源を効率的に活用できる環境の実現について <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 地方における早期事業再生の円滑化を推進し、我が国全体として産業競争力の向上を図る。</li> <li>2) サービス産業の底上げが我が国の成長の鍵となる。</li> <li>3) 新技術の積極的活用等によるイノベーションの促進が重要である。</li> </ul> </li> <li>○ 新事業創出促進について <p>起業を目指す者に対し、事業の立上げに必要な情報と経営資源が入手できる場を提供するとともに、資金供給を円滑にするための税制優遇措置や政府系金融機関による融資を行い、新事業の創出・成長を加速させる。また、ベンチャー企業の置かれた状況を再度点検し、必要な改善を行う。</p> <p>なお、政策金融のうち、日本政策投資銀行が実施してきた制度については、政府として所期の目的を達成したので、平成20年9月末の日本政策投資銀行の民営化をもって終了する。</p> </li> </ul>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>ITの利活用の促進</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>【IT経営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「IT経営実践企業」の割合等に関する実態調査を国内外において実施し、「世界トップクラスのIT経営実現」にむけて、生産性向上のための国民的な運動への展開に着手するとともに、全国規模で中堅・中小企業経営者を対象とした研修等を実施した結果、「IT経営実践企業」の割合が、26.1%(平成18年度)となった。</li> </ul> <p>【行政～電子経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各業務・システムごとに策定された「業務・システム最適化計画」に則り、最適化に必要なシステム開発等に着手したところ。物品調達、物品管理等の業務については18.5%の業務削減を実現した。それ以外の業務については現時点では効果は発現していない。</li> </ul> <p>【安全・安心な社会の実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● e-Passportの「互換性検証センター」への預け入れ数は平成18年度当初目標の20通に達しなかったものの、保管したe-Passportについては互換性検証試験を実施した。</li> <li>● 当省の「経済産業分野を対象とする個人情報保護ガイドライン」の見直しを行った。また、法律及びガイドラインの普及啓発を目的とした説明会を全国の主要都市において実施した。こうした取組の結果、個人情報保護に関する社内規定を有する企業及びプライバシーポリシーの公表を行っている企業の割合が大幅に増加した。</li> <li>● ISO(国際標準化機構)において、これまで我が国が提案していたITS(高度道路交通システム)技術(安全運転支援サービスに対応した車載機等)である「車線逸脱警報システム」、「狭域通信第7層」及び「CALM-IR 赤外線」の3テーマについて国際規格化を図るとともに、新たに「CALM-非IP通信」等の5テーマについて標準化原案を提出し、国際標準化に向けての作業を実施した。</li> </ul> <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国の情報処理技術者試験を参考とした試験を創設した5ヶ国(フィリピン、ベトナム、ミャンマー、マレーシア、タイ)においては、すべての国で試験が実施され、受験者数が1,783名(平成17年)から4,454名(平成18年)と大幅に増加した。合格率は伸び悩ん</li> </ul>

	<p>でいるものの、アジア各国において、我が国発の情報処理技術者試験のアジア標準の試験としての位置づけが高まったと評価できる。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>ITのポテンシャルを最大限に活かし、我が国の生産性向上を加速化していくために、平成20年度においては、中小企業(特に、小規模企業等の裾野拡大)やサービス産業に重点を置いて、生産性向上につながるITの利活用を推進する。また、IT活用を支える基盤の整備として、IT人材の育成や安全・安心な社会の実現に向けた取組を、引き続き着実に推進する。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

政策の名称	<p>情報セキュリティ対策の推進</p>
政策評価の結果の概要	<p>(1)コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成18年の独立行政法人情報処理推進機構へのウイルスの発見・感染の届出件数は、前年(54,174件)より9,334件減少している。しかし、国際的な傾向をみると、18年の新しい悪意のあるプログラムの検出数は、前年(101,636件)より23,607件増加していると報告されている。こうした悪意のあるプログラムは、通常、利用者が発見しにくいタイプのもものが含まれている。さらに、19年上半期の新しい悪意のあるプログラムを含む検出数は、国際的に既に212,101件に達している。このため、引き続き、企業・個人に対して一層迅速かつ適切に情報提供していくための体制を充実していく必要がある。</li> <li>● テレビ、新聞広告、ホームページ等を活用して国民に情報セキュリティ対策の重要性を訴え、当該対策の実施を促す「Check PC!キャンペーン」を実施。平成18年度においては、情報セキュリティに関する知識や対策情報などを掲載したホームページに約80万件(平成17年度は約34万アクセス)のアクセスがあるなど、多数の一般利用者に対する普及・啓発を行うことができた。キャンペーンの一環で実施したアンケート調査によると、TVCM・新聞・ホームページ等の広告接触者の約30%(約55%は既に対策実施済みと回答)が情報セキュリティ対策について何らかの行動を起こすと回答しており、国民の情報セキュリティ意識の向上に一定程度の貢献があったと考えられ、今後もこうした活動を継続する必要がある。</li> <li>● 幅広い世代を受講対象者とするインターネット安全教室を各地域のNPO等と連携して開催。平成15年度(参加者2,069人(11箇所))に事業を開始し、18年度(参加者5,574人(98箇所))までに累計17,068人(208箇所)が参加した。当該教室の参加者に行ったアンケートにおいては、大変役に立ったと回答した者が18年度は36%(17年度は38%)、役に立ったと回答した者が60%(17年度は60%)おり、96%(17年度は98%)が何らかの役に立ったと回答していることから、当該教室は効果的な啓発活動であることが考えられる。しかし、全く対策を講じていない個人が依然として約10%存在しており、対策を行っていない理由に「具体的な対策方法が分からないから」等が上位を占めていることから、引き続き、一般利用者を対象とした普及啓発事業を実施する必要がある。</li> <li>● 我が国企業の情報セキュリティレベルは全体的に向上しつつあり、ウイルス対策ソフト等の基本的対策については多くの企業が対応しており、セキュリティポリシーの策定率等も着実に増加している。しかし、中小企業における対策の取組みは、大企業と比較して遅れがみられる。企業におけるセキュリティポリシーの策定について、大企業(従業員300人以上)と中小企業(従業員300人未満)の対策実施率の差異は、平成14年度には13.0%であったが、16年度には24.9%と大きく拡大している。近年、大企業が業務を委託している企業からの情報漏えい等も発生していることから、中小企業を含めた企業の情報セキュリティ対策を促進するための普及啓発活動を強化する必要がある。</li> </ul> <p>(2)企業・個人の情報セキュリティ対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国企業におけるウイルス対策ソフトやファイアウォールの導入等の技術面での基本的対策については、約90%の企業が対応しているところである。一方、情報セキュリティポリシーの策定率や情報セキュリティ監査の実施率については、十分とは言えず、企業の技術情報等の漏洩やIT障害による国民生活への影響も発生している。これは、企業が対策を実施する上で問題点を抱えていることが理由のひとつであると考えられる。ITが浸透した企業においては、内部統制(情報管理、リスク管理、法令遵守等)の仕組みを情報セキュリティの観点から構築すること(「情報セキュリティガバナンス」の確立)が重要である。これを推進するため、行政は情報セキュリティ対策ベンチマーク等のツール類を公開することにより、企業等が自社の情報セキュリティ対策レベルを分かりやす</li> </ul>

	<p>くチェックするような取組みを促進してきている。これまでの活動成果もあり、企業等におけるセキュリティポリシーの策定率(平成15年度は29.7%→17年度は43.5%)や情報セキュリティ監査の実施率(15年度は8.1%→17年度は10.8%)は一定程度増加しているが、依然として、「どこまで行えば良いのか基準が示されていない」と考える企業が約50%存在することから、情報セキュリティ対策の導入と定着を進めていくためには、引き続き、行政が率先して環境の整備を推進していくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年、既知の脅威を組み合わせる攻撃の成功率を高めようとする複合型攻撃を始め、複雑化・高度化した攻撃が増加傾向にあるため、従来の技術にとらわれないアクセス制御、認証技術等の新たな情報セキュリティに係る研究開発を実施する必要がある。また、対処法が公開される前に脆弱性の存在が悪用される「ゼロデイ攻撃」等の新たな攻撃や脅威に対処することも重要であるため、新世代の対策技術の研究開発が急務である。</li> </ul> <p>(今後の方向性)</p> <p>(1) コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業</p> <p>脅威の「見えない化」が進むとともに、金銭・機密情報取得などを目的とした攻撃も増加するなど、脅威そのものの多様化に加え、攻撃側の手法もさらに複雑化・高度化している。このため、こうした新しい脅威への対応にウエイトを一層重点化していく。また、攻撃側が国境を越えて活動を展開していることを踏まえ、国外の関係機関との連携・協力体制を強化する。さらに、情報セキュリティ対策に係る情報の普及啓発事業については、地域の中小企業や個人を対象としたものを充実させていく。</p> <p>(2) 企業・個人の情報セキュリティ対策事業</p> <p>組織的対策については、情報漏洩対策などの情報管理等は一層重要となっていることを踏まえ、企業等の競争力の根元となる情報とIT利活用上のリスクを管理する情報セキュリティガバナンスに係る政策に重点化する。また、新たな研究開発については、情報セキュリティ技術のシーズを研究開発するものから、社会的・経済的ニーズに対応したものに重点化していく。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>情報産業強化</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>我が国情報産業の競争力強化に資するような研究開発を進めるとともに、一部についてはこれまでの成果の実用化や普及に向けた取組をあわせて行っているなど、目標の達成に向けて着実に実施しているところ。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>これまでの成果が実用化されつつある現状を踏まえ、引き続き、新経済成長戦略等に基づき、戦略的に取り組むべき重点分野の絞り込みを行い、本施策を実施することが必要。特に、我が国産業の国際競争力を維持・強化するために、産学官が一体となって「情報大航海プロジェクト」、「革新的製品・機能創出基盤デバイス開発」等を行う。また、情報通信機器においては省エネルギーに資する技術開発とその成果の普及の促進、加えて省エネ化に焦点をあて、競争力強化に向けた施策について検討を行う。さらに、高度IT人材育成メカニズムの構築に向けて情報処理技術者試験制度の改革に取り組む。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>コンテンツ産業強化</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>コンテンツ国際取引市場の創設や国際共同製作事業の進展により、コンテンツ産業の市場規模は着実に拡大している。ただ、コンテンツ産業の海外依存度は諸外国に比べると低く、成長する潜在的な余地は高いと言える。今後も、平成27年度の目標の達成に向けて海外市場の拡大を中心に更なる取組が必要と考えられる。</p> <p>また、海賊版被害の摘発に関しては、アジア地域における海賊版対策支援事業などの取組により、16年度に比べ18年度は飛躍的に増加した。これにより海賊版被害に関する相談は減少傾向にある。海賊版は、コンテンツ産業の海外進出にとってまだまだ大きな問題とな</p>

	<p>っており、今後もアジア地域を中心に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>コンテンツ産業の市場規模の拡大と雇用創出を図るためには、総合的な国際展開の促進、海外市場の開拓、我が国文化への理解・国民相互理解の深化、他産業への波及効果の深化とともに、コンテンツ配信市場拡大のための環境整備が実現される必要がある。平成19年度には、「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を新設したが、このフェスティバルの成果を見極め、評価を行い、本施策全体の評価見直しにつなげていく。</p> <p>これも踏まえ、日本のコンテンツ産業が直面する3つのリスク(日本コンテンツ産業の内需の伸び悩み、一方的な人材流出、中期的に産業全体がグローバルな展開に吸収されるリスク)を克服し、市場規模の飛躍的拡大を図るために、引き続き以下の4つの方向性から課題やボトルネックの解消を図っていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コンテンツ産業自体のグローバル化</li> <li>(2) 人材、技術、資金などコンテンツビジネス「資源」の「集積」</li> <li>(3) ビジネスのハブとなる「マーケットプレイス」としての日本市場の構築</li> <li>(4) 多様なプレーヤーの参入と連携による「バリューチェーン」の再構築と新ビジネスの展開</li> </ol>
<p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

<p><b>政策の名称</b></p>	<p>経営安定・取引の適正化</p>
<p><b>政策評価の結果の概要</b></p>	<p>○ 下請代金法の違反件数は、減少傾向であるものの、経営基盤・財政基盤が脆弱な下請中小企業については、従来の系列的な下請分業関係の流動化、親事業者の事業再編といった環境変化により、経営環境が好転したとはいえない状況にある。このことから、大企業に比べ市場における競争力が劣る下請事業者の取引においては、依然として「下請代金の減額」等下請代金法違反事例は後を絶たず、不公正な取引方法等により不利益を受ける可能性は大きい。このような「不公正な取引」事例は、親事業者が優越的地位を濫用するなどの要因で発生することがほとんどであり、現在も継続的に発生しているとともに、市場原理の中では解決し得ない問題であることから、引き続き下請代金法による厳正な対処が必要不可欠である。</p> <p>○ 近年のコスト競争による激化、原油・原材料の価格上昇から、親事業者による下請事業者に対する買いたたき等が見受けられること、また、戦後最長の好景気の恩恵を大企業だけが受け、中小企業には利益が反映されていない、いわゆる格差の問題などが生じていることから、下請中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。今般、取りまとめられた成長力底上げ戦略において「下請適正取引等の推進」があげられており、中小企業の生産性向上をさせるためにも、下請中小企業の販路開拓支援や下請代金法の普及啓発など下請適正取引の推進に取り組むことが必要である。</p> <p>○ また、中小企業経営者の高齢化が進展する中、2006年版中小企業白書では、『年間廃業社数約29万社の廃業企業のうち、約7万社は「後継者がいない」ことを理由とする廃業であり、失われる従業員の雇用は毎年約20万人～35万人に上る』と推定されている。こうした状況の中で、事業の継続・発展を通じた経済活性化を実現するため、事業承継の円滑化が極めて重要な課題となっている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>○ 下請取引の適正化は、生産性向上の成果を大企業から中小企業に波及させ、中小企業の底上げを図る上で重要であることから、引き続き継続する。</p> <p>○ 中小企業の事業承継の円滑化</p> <p>中小企業の事業承継の円滑化を総合的に支援するため、廃業と開業のマッチングなどをサポートする。また、事業承継者の自社株式に係る相続税負担は、会社からのキャッシュ流出、事業拡大の抑制や利益圧縮等の要因であることから、事業承継税制の抜本拡充を図り、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。さらに事業承継に際しての資金ニーズに対応するため制度融資を強化する。</p> <p>○ 中小企業関連税制</p> <p>中小企業の生産性向上・成長の底上げに不可欠なIT投資の加速を図るため、中小企業投資促進税制等の拡充・延長を行う。</p>
<p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

政策の名称	地域経済の活性化の推進
政策評価の結果の概要	<p>《目標達成状況・指標の推移》</p> <p>産業クラスター計画は、企業・大学等が産学官連携、産産連携・異業種連携の広域的なネットワークを形成し、知的資源等の総合活用によって、地域を中心として新産業・新事業が次々創出されてくるようなイノベティブな苗床を形成し、ひいては国際競争力のある産業群を創出・発展させることを目的としている。</p> <p>産業クラスター計画は、2001年度から2005年度の第Ⅰ期が終了し、2006年度から2010年度の5年間を計画の第Ⅱ期と位置付け、中期ビジョンを策定した。第Ⅰ期(2001年～2005年度)から第Ⅱ期(2006～2010年度)に移行するに際しては、第Ⅰ期に進めてきた19プロジェクトを見直し、18プロジェクトに再編・統合した。また、基本的には産業クラスターの目指すべき産業分野を、燃料電池、ロボットなどの「新産業創造戦略2005」(平成17年6月、産業構造審議会新成長政策部会取りまとめ)に掲げている重点分野と定め、医工連携による先端医療機器の開発といった重点分野に係る各プロジェクトテーマに対して支援を実施している。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>「経済成長戦略大綱」においては、地域活性化戦略が大きな柱として位置付けられており、政府・与党全体として地域活性化に向けた戦略的な取組が行われている。我が国全体が回復基調にある今こそ、地域経済の活性化に向けた取組を加速させることによって、地域経済の自立的発展基盤の強化を図り、地域格差の是正を図ることが急務となっている。産業構造審議会地域経済産業分科会では、平成18年10月から12月にかけて、地域の最前線で、様々な分野で取り組んでいる委員のプレゼンテーション等を基に、今後の地域経済活性化策等の審議を行い、19年1月に①企業立地等の促進、②地域資源を活用した地域産業の育成・強化、③地域を担う人材・組織の育成、④魅力あるまちづくりへの取組、⑤産業クラスター計画を通じた新事業創出、を進めていく上での課題を抽出し、報告書を取り纏めた。更に、19年9月に発足した福田内閣においても、地方経済の再生は最重要政策課題の一つとなっており、このため、政府においては地域活性化統合本部を設置して緊急プランをとりまとめ、11月末に「地方再生戦略」として発表した。経済産業省においては、農商工連携、企業立地及び地域資源を活用した事業化の促進、地域イノベーションの創出等、地方再生戦略に盛り込むべき施策を「地方経済再生のための緊急プログラム」として取りまとめて公表している。中でも、農商工連携については、農林水産省と密接かつ有機的な連携の下、総合的な取組を進めることとしている。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。

政策の名称	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
政策評価の結果の概要	<p>近年、新たに原油価格の高騰、アジアを中心とした資源・エネルギー需要の増大、資源ナショナリズムの台頭など、新たな不安定要因が顕在化。地球環境問題についても、2008年から京都議定書の第1約束期間が開始し、また、昨年我が国主導で世界全体のCO2排出量を2050年までに半減するという「クールアース50」を世界に提唱したところ。このように、エネルギー資源に乏しい一方、資源消費大国である我が国にとって、地球温暖化問題に対応しつつエネルギー安定供給を確保するためには、エネルギー供給源を多様化していくことが重要である。</p> <p>このため、引き続きエネルギーの高度利用とエネルギー多様化、分散化を軸に取り組んでいく。エネルギーの高度利用は、省エネルギーと並んで、エネルギー利用効率を高め、柔軟で強靱なエネルギー需給構造の構築に資する取組である。石油、天然ガス、石炭等在来型のエネルギー資源をはじめ、あらゆるエネルギー資源を高度に利用するために必要な研究開発や導入・普及について、支援を行う。</p> <p>エネルギー源の多様化・分散化については、一つのエネルギー資源に過度に依存することは、エネルギーの安定供給の観点から望ましくない。在来型の化石燃料に加え、バイオマス・太陽光など様々なエネルギーの利用を促進し、エネルギー間の代替性を高め、エネルギーのベストミックスを実現する。特に、現在は経済合理性が低いものの将来的には利用拡大が見込まれる新エネルギー等の導入促進、及び現在石油依存度がほぼ100%である運輸部門についてのエネルギー源の多様化について、様々なエネルギーの利用拡大を支援する措置などを通じて重点的に取り組む。</p> <p>(今後の方向性)</p>

	<p>1. エネルギーの高度利用</p> <p>① 石炭の高度利用 石炭のクリーンな利用のための技術(クリーン・コール・テクノロジー:以下、CCT)の開発を進め、環境負荷の低減を図ることが重要な課題である。等</p> <p>② 天然ガスの高度利用 発電所、工場、ビル商業用施設等における天然ガス利用を促進するため、事業者の自主努力に加え、助成措置を講ずる。等</p> <p>2. エネルギー源の多様化、分散化</p> <p>① 新エネルギー等の利用拡大 新エネルギー等については、主にコスト面や出力の不安定性等の課題があり、技術開発や導入支援等の対策が引き続き必要。等</p> <p>② 運輸部門における石油依存度の低減 運輸部門のエネルギー需給構造の次世代化に向け、電気・燃料電池自動車等次世代低公害車の開発及びこれらに欠かせぬ共通基盤技術である電池の高性能化やコスト削減に向けた技術開発等を推進する。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>省エネルギーの推進</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>省エネ設備・機器の導入支援、省エネ技術開発の支援及び省エネに関する広報活動等により、産業部門の最終エネルギー消費量はほぼ横ばいで推移している。一方、石油ショック以降、民生部門の最終エネルギー消費量は著しく伸びており、また、運輸部門は近年低減傾向にあるものの、依然として高水準で推移している。以上を踏まえ、平成 22 年度の目標値の達成に向けて民生部門及び運輸部門を中心とし、更なる取組が必要と考えられる。</p> <p>また、代表的な省エネ設備・機器と考えられる高効率給湯器の普及台数の推移に着目すると、これまで、国の支援制度などの効果により増加していることが見受けられる。</p> <p>さらに、ガソリン乗用車の平均燃費は、省エネ法に基づくトップランナー制度などの効果により順調に向上しており、平均で見ても既に平成 22 年度の目標を達成している。</p> <p>国民の省エネ意識の向上については、既に 90%以上が省エネに関心があるという結果になっており、意識は高いといえる。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>○ 国内省エネルギー対策 省エネに関し、これまでと同様の成果を今後もあげていくためには、全部門においてエネルギー利用効率の向上に資する技術開発を促進させ、同時に、その技術開発の成果の導入を促していくことが不可欠である。このため、まずは、本年策定した省エネ技術戦略を最新の動向を踏まえて毎年見直し、その技術戦略に沿った重要な技術開発に対する財政支援を続けていくことが重要である。同時に、各部門・各業種における省エネルギーの取組そのものの進展状況を評価する方法を開発・普及するとともに、各主体がその評価の向上に取り組むインセンティブを与えることが重要である。インセンティブには、各部門・各業種において有効な省エネの取組を特定し、それを強制する規制や、省エネ性能が高くモデル的な設備・機器を特定し、その導入に対する支援制度(補助金、税制等)が考えられる。</p> <p>○ 国際省エネルギー協力 省エネに関する自主的な目標・行動計画の設定に合意した「東アジアにおけるエネルギー安全保障に関するセブ宣言」を受け、省エネルギー法、省エネ基準等の制度整備を第一義として、引き続き着実に推進する。同時に制度設計が進んでいる国については、執行強化を支援すべく、地方政府や公的な制度執行機関等についても人材育成等の支援を強化する。また、省エネ技術についても、ビジネス支援的な観点もふまえての事業を強化する。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>原子力の推進・電力基盤の高度化</p>
<p>政策評価の結果</p>	<p>1. 発電電力量に占める原子力発電比率の推移</p>

<p>の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 発電電力量に占める原子力発電比率は第一次石油ショック時の3%から、平成 17 年度には約 31%まで増加。</li> <li>▪ これまでのところ、将来的な目標達成に向けて着実に推進が図られてきているものの引き続き推進が必要。</li> </ul> <p>2. 供給信頼性の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 電気の供給途絶等による停電時間の推移は、災害等の多い年を除き、これまでのところ供給信頼度の低下は見られないが、引き続き注視が必要。</li> </ul> <p>3. 市場環境整備の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 電気料金については、これまでの間に約2割の低下を実現。</li> <li>▪ 新規参入者(PPS)の販売電力量シェアは増加しているものの、未だ低水準であり直近では伸び悩む傾向。</li> </ul> <p>(今後の方向性)  「安定的な供給の確保」、「環境への適合」を効率的に達成するための電力政策を着実に推進し、電力基盤を高度化していくため、以下の3点を軸として取り組む。</p> <p>(1) 原子力利用等の着実な推進  原子力発電関係、核燃料サイクル関係、放射性廃棄物関係等、基幹電源としての原子力発電にかかる技術開発に取り組むとともに、電源立地地域とのより一層の相互理解を図るため、電源地域の振興、広聴・広報活動などを通じた電源立地地域対策に取り組む。等</p> <p>(2) 電力分野における技術開発等</p> <p>① 原子力利用等の推進にかかる技術開発  今後、官民一体のプロジェクト方式による技術開発への資源配分の重点化を図るとともに、提案公募方式による革新的実用原子力技術開発については、基盤技術分野における技術蓄積・人材育成への対応等、新たな政策課題への対応に対象を絞込んでいく予定としている。</p> <p>② 安定的かつ効率的な電力の供給に資する技術開発等  分散型電源の有効活用、安定的かつ高効率な電力供給に資する技術開発等を行い、系統電力と分散型電源との調和の取れた円滑な電力供給を実現するとともに、さらに、2020 年以降増大する大都市の地下ケーブルのリプレイス需要や長距離・大容量送電に合わせ、大都市の電力供給信頼度の向上を図る。</p> <p>(3) 市場環境の整備(電気事業制度改革)  電気事業分科会において平成 19 年度中にとりまとめられる基本答申において、小売自由化範囲の拡大の検討結果としての方針が決定される見込み。  当該基本答申を踏まえて、平成 19 年度末から 20 年度にかけて制度の詳細設計を検討するとともに、検討結果を着実に実施していく。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>温暖化対策</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>我が国の温室効果ガス全体の基準年排出量(以下「基準年総排出量」という。)は 12 億 6,100 万 t-CO<sub>2</sub>であり、6%削減約束を達成するためには、第1約束期間における年平均総排出量を年間 11 億 8,600 万 t-CO<sub>2</sub>に削減することが必要である。</p> <p>地球温暖化対策推進大綱(平成 14 年3月地球温暖化対策推進本部決定)及び京都議定書目標達成計画(平成 17 年4月閣議決定、平成 18 年7月一部変更)に基づき、産業界の自主行動計画のフォローアップ、省エネ対策、新エネ対策、安全を大前提とした原子力の推進、代替フロン等3ガス対策の実施、京都メカニズムの活用に取り組んでいる。</p> <p>(今後の方向性)  短期的には、京都議定書の約束達成に向けて、京都議定書目標達成計画に基づき、産業界の自主行動計画のフォローアップ、省エネ対策、新エネ対策、安全を大前提とした原子力の推進、代替フロン等3ガス対策の更なる実施、京都メカニズムの推進・活用等の取り組みを着実に推進・展開していくとともに、2007 年 12 月 21 日の産構審・中環審第 30 回合同会合で取りまとめられた 最終報告案に盛り込まれた以下の施策を進めていく。</p> <p>① これまでの取組が不十分な業種についての自主行動計画の強化  ② 省エネ対策の強化  ③ 大企業に比べ、取組が十分でない中小企業の排出削減対策の強化  ④ 今後、排出量の増加が見込まれる代替フロン等3ガスの対策強化</p>

	また、中長期的には、全ての主要排出国が参加する実効的な将来枠組みの構築に取り組んでいくとともに、2050年までに世界全体の排出量を半減させるという長期目標に向け、革新的な技術の開発に取り組む。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。

政策の名称	原子力安全
政策評価の結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績は着実に累積： 法律に基づく安全審査の執行や高レベル放射性廃棄物等の最終処分のための安全規制制度の整備（原子炉等規制法の改正）やIAEAによる総合的規制評価サービス（IRRS）の受入による客観的な評価を実施するなど、個別施策毎に着実に実績を積み上げている。</li> <li>・ 施策評価期間中の原子力事故発生ゼロを達成： 政策評価期間中に事故（原子力施設の事象の国際評価尺度（INES）による事象レベル4以上）発生ゼロを達成。</li> <li>・ 達成すべき目標レベルが日々高度化： 政策目的を達成するためには、原子力施設に投入される新技術への安全審査対応に加えて、原子力施設におけるリスクを検知する技術レベルの向上にも対応し、最高水準の安全性を確保しなければならない。また、国際的な整合性も確保しつつ、最新の知見を反映した技術基盤・安全規制制度の整備をする必要がある。</li> <li>・ 既存の施策についても不断の見直し、検証・総点検を実施： また、志賀原発の臨界事故隠し、女川や志賀、柏崎刈羽における基準地震動を上回る地震動の発生等を契機として、過去に一定の施策目標レベル達成し、成果としてとりまとめられた既存の制度・技術基盤についても、不断の見直し、総点検を実施し、逐次、既存制度のさらなる充実・拡充を図ることを求められている。</li> <li>・ 広がる原子力安全施策の外縁： 加えて、新型インフルエンザや事業継続計画等、原子力安全を確保する上で、社会事情や国際情勢の変化等により、当初想定していなかった課題への対応も求められており、施策対象の外縁は拡大を続けている</li> </ul> <p>（今後の方向性）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実施体制の拡充 既存施策の執行とその見直し・補完・拡充のみならず、最新の知見を反映させたさらなる高度化、そして拡大し続ける政策対象の外縁に対応することが求められているという安全施策固有の背景に対する予算当局及び人事当局の理解を求め、政策目的達成のための安定的な予算基盤・人材基盤の確保を図る。</li> <li>2. 施策の方向性 既存の施策については、最新の知見や国際動向を反映させた更なる技術基盤の高度化が必要であると評価されていることから、最新の知見や国際動向を踏まえた方向性の修正を実施した上で、さらなる高度化を目指した取り組みの実施が必要。 新規の施策（現段階で想定できない新たな課題の発生）についても、安全施策という特性を十分考慮し、柔軟かつ迅速に対応できるように実施体制を拡充。</li> </ol>
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った。